

# 資料編



資料 1

現地労働行政機関職員からのヒアリング記録等

## 資料 1 - 1

東日本大震災に係る石巻公共職業安定所の対応経過記録〔震災時の石巻公共職業安定所長  
(2011年6月まで)が作成したメモの一部にヒアリング記録から加筆したもの〕

【ヒアリング：2012年7月】

※ 石巻公共職業安定所（ハローワーク石巻）は、宮城県南部沿岸の石巻市に所在。甚大な津波被害を受けた石巻市・東松島市・牡鹿郡を管轄する。庁舎は津波の直撃や浸水のあった地域に囲まれた海岸近くの丘陵（日和山）の上にある（石巻労働基準監督署と同じ庁舎）。

平成 23 年 3 月 11 日(金)

14 : 46 ○巨大地震発生 (M9)

○直ちに来所者に対する避難誘導開始。庶務課長、企画統括以下全員で対応。

○職員・相談員の安否確認

在庁者 → 全員無事

不在者、出張者 → 雇用保険説明

雇用管理指導

年休

○建物等被害状況確認（視認）

→ 異常なし

○総務課に被害状況等第一報を入れる。

→ ざっと見、人的、物的被害なし。

○システムシャットダウンに伴う業務継続可否の検討

求人情報提供不可能、求人・紹介業務不可能により、業務継続不可能と判断。

→ 来所者に対し、業務継続が困難な旨、説明し理解を求める。

○職員、相談員家族の安否の確認を開始

○津波警報発令

○避難者が入庁を求めてきた場合の対応を検討

→ 指定避難場所ではないが、人道的、緊急避難的措置として、国の機関として、できる限りの対応をすべきと判断し、個人情報のない会議室を開放することとした。

○指定避難場所である石巻中学校（以下「石中」）へ避難した人から、石中が一杯のため、庁舎に入れてほしい旨の要望があり。

→ 会議室に入れるよう、職員に指示。職員が誘導。

→ 続々入庁

15 : 30 ○総務課人事係長に第二報を入れる。

○避難者が増加し、避難者同士のトラブルを避けるため、入室場所を区分けする。

- 乳幼児がいる避難者 → 所長室
- 児童がいる避難者、高齢者 → 2F 和室
- 他の避難者 → 会議室

※なるべくカーペットのあるところに避難者を誘導。

○避難者が増加してきたため、庁舎内で入室可能な場所を次々と開放。

- ・1F 紹介部門待合室、2F 求人部門待合室。1F～3F の廊下まで使用。
- ・約 500 名収容し、フロアに横になれない人が出るほど一杯になった。

○職員が、指定避難場所である石中からの情報収集に当たるが、避難場所が混乱のため防災担当の市職員と連携が取れない。

- ・避難者のための食料、水なし。

○非常用発電機により、照明が確保される。

→ 庁内放送を使い、ラジオ放送による震災の情報提供を行う。

○訪ね人への対応に追われる。

避難者から、次々に依頼される訪ね人の庁内放送の実施・入室先の案内。

○避難者の状況、庁舎管理上から庁内巡回を実施。

体調の悪い人がいないか、また、庁舎管理上、巡回を実施。

○石巻市立病院の看護師さんが、勤務のため市立病院へ行こうとしたが、いけないので、こちらで何かお手伝いできればと来所。

→ 心強いので是非、ハローワークにいてほしい旨、看護師さんをお願いする。  
快く承諾してくれた。

- ・近くで産気づいた人がいるので、助産婦さんか看護師さんか対応してほしい旨の依頼あり。「出来るかしら」とのことであったが、是非行ってほしいとお願いした。  
午前 2 時ごろ、看護師さんから無事男の子を出産と報告あり。庶務課内では「よかった」と喜びに包まれた。

○地震発生直後から、継続的に労働局への電話連絡を試みるが、第二報以降不通。

安否確認のため、職員・相談員への電話連絡を何度も何度も試みるが不通。

## 状況

食料ーなし、水ー少々（貯水槽にある分）

飲み水の確保のためトイレのための水の使用禁止を避難者へ連絡。

## 職員の状況

不眠不休の対応

避難者の対応、健康管理、避難者の安否確認の対応

庁舎管理上の対応、情報漏えい防止対策

職員・相談員及び家族の安否確認・健康状態

避難者対応のため、寝ることができない。

椅子に掛けたまま一夜を過ごす。寒くて、コートを着る。

水 茶飲みで半分を飲む。

食料 ビスケット 1 枚

- ※ この状況がいつまで続くのか、避難している子供たちのため、水、食料は温存する必要あり。

職員・相談員の安全を確保できない。食料・水が少なく生命が脅かされる状況。

業務を遂行するためには、職員の安全確保は必要不可欠。

- ※ 在庁避難者 約 500 名

差し入れ

ポカリ (2L) 6 本 避難した子供たちへ全量提供

トイレットペーパー 避難者のため全量使用

菓子 (紙袋で少量) 避難した子供たちへ全量提供

ジュース 2 本 避難した子供たちへ全量提供

この他、乳幼児用のミルクを作るお湯が欲しいと言われ提供

庁舎に宿泊

平成 23 年 3 月 12 日 (土)

朝 ○貯水槽の水が枯渇

○指定避難所である石中からの食料、毛布等確保のための情報収集、食料確保について、職員交代で対応した。

○避難者に対する情報提供、支援を継続した。

○職員・非常勤職員が手分けし、水、食糧確保のため、貯水場、コンビニ、スーパーへ買い出し。

2～3 時間待ちで、少量の食料品を購入。

○○堂では、6 時間待ちで、少量の水、少量のスナック菓子を購入。

○個人情報、庶務課長が、特に厳重に管理。

○職員、相談員の安否確認を電話、携帯電話により継続的に試みるが不通。

未確認者の留守電に、メッセージを入れる。

○労働局への電話による連絡を継続的に試みるが不通

- ※ 不足しているもの

水、食料、防寒具、毛布など不足

電話終日不通

暖房なし

電気 非常用発電のみ

食事 ビスケット 1 枚、水湯のみ 1 杯、トーフ 1/3

※ 市街地全域冠水状態。

※ 在庁避難者約 500 名

庁舎に宿泊

平成 23 年 3 月 13 日（日）

5 : 00 ○職員が車で、日和山からの脱出を試みるが、大街道などの道路は、冠水、流木、流された家、屋根、車などにより脱出不可能とのことで庁舎に戻る。

○職員は、食料、水の確保のため避難所である石中へ行くなど奔走する。

○避難者に対し、情報や食料、毛布、医薬品等充実している指定避難場所への移動を打診する。

9 : 00 ○非常電源が落ちる。

○職員、相談員の安否確認を電話、携帯電話により継続的に試みるが不通。

安否確認のため、未確認者の留守電に、メッセージを入れる。

○労働局への電話による連絡を継続的に試みるが不通

午後 ○避難者約 400 名移動する。

移動を希望しない避難者を、3 階会議室、2 階和室に集約。

15 : 00 ○石巻監督署長来所し、次の指示、情報等があった。

・総務課からの指示。

特別相談室を設置すること。

・大街道が通行可能との情報により、帰宅可能な者は帰宅することとした。

・今後の石巻所の業務の対応について打ち合わせを行う。

・石巻署長からおにぎり、飲み物の差し入れあり。

夕方 ○迫所係長来所

他所の被害状況、安否情報を受ける

少しばかりの食料を分ける。

避難者に対し不眠不休で対応。

庶務課長、企画統括以下、在庁者全員で対応した。

食事 おにぎり 1 個、水 湯のみ 3 杯

完全孤立状態、水攻め、兵糧攻めの状態

電気、ガス、水道なし、電話通じず、周りは冠水状態、脱出できず。

食料、水なし、トイレ使えず、  
ガソリンなし、買い出しできず、通勤不可能  
わずかの食料を小分けしてしのいでいる状態。  
飲み水は何時間も並んで水をもらいしのいでいる状態  
疲労困憊。所を維持できない状態。

※ 在庁避難者約 500 名が約 100 名になる。

庁舎に宿泊

平成 23 年 3 月 14 日（月）

- 2：00 ○石巻市職員の誘導により、自衛隊到着  
食料、水、毛布、雑貨等の配給あり  
バナナ 20 箱、水（2L ペットボトル）、毛布 20 枚、粉ミルク、医薬品など  
毛布は、即配布。食料など他の物資は、暗いため、朝に配布することとした。
- 6：00 ○食料品、雑貨等を被災者へ配布。  
救援物資全てを、廊下に出し、被災者合意の下、トイレットペーパー、  
薬品は、安定所で管理することとして、他は全て被災者へ配布。
- 7：30 ○企画統括が登庁  
食料、米、野菜、水を入れる缶など持参。
- 8：00 ○庶務課長が情報収集、及び当初の状況を伝達のため、古川所へ出発（古川所の災害時  
優先電話を利用し、労働局へ報告するため）。  
所長宅経由
- 8：30 開庁  
○企画統括が雇用促進住宅空き室活用を連絡するため、石巻市へ出向く。  
石巻市は、食料調達、安否確認で多忙を極め一杯一杯の状態であり、住宅対策どころ  
ではない状況から、状況を見ながら伝えることとした。  
○職員、相談員の安否確認を電話、携帯電話により継続的に試みるが不通。  
未確認者の留守電に、メッセージを入れる。  
○労働局への電話による連絡を継続的に試みるが不通  
○石巻監督署職員が労働局からの連絡事項をもって来所  
人事係長より、多量のおにぎり、多量の飲み物の差し入れあり。
- 来所者 9 名 特例一時金の認定日で、胸まで水につかり来所した人あり。  
給付制限中の相談日のため来所した人あり。

※ 在庁避難者約 100 名



## 庁舎に宿泊

平成 23 年 3 月 15 日（火）

8 : 00 ○庶務課長登庁

毛布、食料等持参

○職員、相談員の安否確認を電話、携帯電話により継続的に試みるが不通。

未確認者の留守電に、メッセージを入れる。

○労働局への電話による連絡を継続的に試みるが不通

○業務体制を検討

現状 食料なし、水なし、ガソリンなし

食料を食いつぶさない最小限の人数での対応を検討

※ 在庁避難者 約 50 名

## 庁舎に宿泊

平成 23 年 3 月 16 日（水）

8 : 00 今後の業務体制について、打ち合わせ。

出席者 庶務課長、企画統括官、統括、指導官

内容 道路事情が最悪の中、来所する人への対応が必要。

人員体制、食料事情、通勤等を考慮し、今後の体制をシミュレーション。

○職員、相談員の安否確認を電話、携帯電話により継続的に試みるが不通。

未確認者の留守電に、メッセージを入れる。

○労働局への電話による連絡を継続的に試みるが不通

## 石巻所の状況

業務の状況 来所された相談者は一桁の人数。

庁舎の状況 本日、電気復旧あり  
電話不通。水道・ガス不通。

## 庁舎に宿泊

手帳より

8 : 30 職員車で、石巻所発

10 : 00 古川所へ到着

総務部長、安定部長へ緊急電話で状況説明

石巻所へ戻る

米、食料を差し入れのため石巻所へ戻る。

自宅へ戻る

平成 23 年 3 月 17 日(木)

10 : 00 古川所へ

- 通達を受領
- 4 月 1 日付人事異動の凍結についての指示文書  
職員への通知状況を人事計画官へ連絡。
- 相談員の無事確認の連絡あり。

12 : 20 古川監督署へ

古川監督署長から労働局へ、行政の車を緊急車両とするよう助言したとのこと。  
ガソリンが優先的に手に入ることになり、大助かり。

石巻所の状況

業務の状況	来所した相談者一桁。
庁舎の状況	電気復旧 電話不通。水道・ガス不通。

※ 在庁避難者 0 人になる。

自宅泊

平成 23 年 3 月 18 日(金)

- 午前中 ○人事凍結について、連絡されていない職員への電話による連絡  
○自宅への電話により、相談員の無事確認  
○人事計画官へ人事異動凍結に係る周知状況、連絡が取れない者の確認状況等を連絡。  
○3 月 18 日以降の出勤体制について、庶務課長より連絡あり。了承する。  
○石巻所へ衛星電話設置。
- 15 : 30 ○指定避難場所である石巻中学校へ、受入れ状況を確認のため訪問。  
石巻中学校への避難者は、当初約 2,500 名であったが、その後、自宅や兄弟親戚等へ移っており、現在は、約 1,000 名となっているとのこと。  
○本日は、監督署職員 3 名、安定所長が泊まることに決定した。
- 21 : 00～ ○電話により、3 月 19 日～21 日の予定等について労働局とやりとり

来所者 事業所 3 求職者 10 名

近隣の法務局の避難者 50 名から 30 名に

同 裁判所の避難者 数名から 0 に

庁舎に宿泊

平成 23 年 3 月 19 日（土）

8 : 30 退庁する。

10 : 37 ○○スーパー9:30 開店 約 1 時間並び、石巻所へ差し入れ  
購入は 10 品に限定された。

店には必要なものが少なく、買える量も少ない。少しでも、職員・相談員の食料の  
足しになれば。

手帳より

16 : 00 頃の F A X の受信記録あり

22 : 00 頃 局長より菅総理が石巻に視察に入るので、21 日は石巻所で待機するように指  
示あり。

平成 23 年 3 月 20 日（日）

12 : 45 スーパーで買い物し、差し入れする。

16 : 00 頃 電話復旧（FAX 送信あり）したと思われる。

22 : 20 局長から指示 明日の菅総理石巻視察について。

平成 23 年 3 月 21 日（月・祝）

5 : 30 自宅を出発、途中、ラジオ放送により、視察が中止になったことを知る。

6 : 25 ○石巻所着

○ハローワーク開庁等についての問い合わせあり。

電話 20 件、来庁 2 名

10 : 00 安否確認の取れていない相談員宅へ安否確認の電話を入れる。

流木につかまり生還とのこと。電話で無事を確認。

11 : 30 ○退庁

石巻所の状況

業務の状況	相談者一桁。
職員の出勤状況	庶務課長、雇用保険課長
庁舎の状況	電気あり
	電話不通。水道・ガス不通。

災害時必要なもの

- ・電気、ガス、水道、通信手段、ガソリン
- ・ラジオ、懐中電灯、ペットボトル（水用）、卓上ガスコンロ、携帯電話の充電器
- ・毛布、防寒具

- ・水（飲料、トイレ用）
- ・食料
- ・雑貨（トイレットペーパー、ヌレテッシュ、使い捨て手袋、BOX テイッシュ、マスク）

平成 23 年 3 月 22 日（火）

- 6：50 職員が迎えに来る
- 10：00 相談員宅へ救援物資を持参
- 13：00 2名の無事確認  
缶詰、くだもの、野菜など差し入れ  
雇用促進住宅の空き状況、入居方法、連絡先等について石巻市へ連絡。
- 14：20 石巻監督署長・次長・課長と今後の出勤方法について打合せ  
(官用車の相乗りによる方法、労働局との文書のやりとりも同時に行う方法等)
- 17：30 職員打ち合わせ会（電話問合せ対応方法の所内統一を図る）

- ・ システム開通
- ・ 治安が悪い。車を止まらせ、ものを取られる押し込み強盗の噂が立っている。

平成 23 年 3 月 23 日（水）

ライフライン 石巻所水道復旧（それまでは給水車が近くに来た時にもらうなど）

【離職票交付 32 件】

- ・ 生産設備が全壊に近い状態となった管内事業所社長が来所し、従業員の雇用や高卒者の採用内定の取り消しについて相談あり。  
⇒雇用保険特例措置と雇用調整助成金について助言。  
⇒内定取消しは、避けていただきたいと強く要請（⇒内定取消しには至らず。）。
- ・ 所内打ち合わせ（事業主向け支援制度等の説明会の開催、震災対応窓口の設置、求人事業主への確認等について）

平成 23 年 3 月 24 日（木） 【離職票交付 20 件、休業票交付 6 件】

- 8：20 所内全員打ち合わせ（求人取扱い、業務体制等について）
- ・ 管内事業所 3 所から、従業員の雇用維持について相談あり
- ・ 夕方、所内打ち合わせ（受給資格決定の業務体制、雇用保険受給説明の方法等について）

平成 23 年 3 月 25 日（金） 【離職票交付 70 件、休業票交付 20 件、受給資格決定 8 件】

17:55 所内打合せ（水産関係 60 社に対する助成金説明の実施、離職票処理ができる人員増の要請等について）

平成 23 年 3 月 26 日（土）

ガソリン給油 ○○石油でガソリンを入れるため 5 時間並んでレギュラー 3,000 円分限定（20L）

平成 23 年 3 月 28 日（月）

10:30 石巻商工会議所 専務より支援について説明をお願いしたい旨の電話あり。

直ちに、リーフレットを持参し、説明

- ・ 朝・夕所内打ち合わせ（事業主向け説明会の実施、求人の確保、離職者・内定取消しの状況、雇用保険の取扱い等について）

※ この日から、所内で事業主説明会を実施して、雇用調整助成金と雇用保険特例措置（休業の場合の特例給付）の説明を行った（のべ 25 回、約 700 社対象）。

【離職票交付 118 件、休業票交付 13 件、受給資格決定 35 件】

平成 23 年 3 月 29 日（火）

9:30 石巻商工会議所 事務局長と打ち合わせ。

監督署と一緒に説明、支援をすることを伝える。

会頭、副会頭、専務と面談し、できる限りの支援を行うことを伝える。

- ・ 所内打ち合わせ

【離職票交付 137 件、休業票交付 49 件、受給資格決定 39 件】

平成 23 年 3 月 30 日（水）

○ 石巻商工会議所への出張説明会（雇用保険特例・雇調金）

- ・ 所内打ち合わせ（来所者の増加対応、職権による離職票交付、求人受理、職業転換給付金、船員保険等について）

【離職票交付 267 件、休業票交付 96 件、受給資格決定 59 件】

平成 23 年 3 月 31 日（木）

9:40 東松島市長、産業部長と面談

支援内容を伝え、監督署と一緒に支援することを伝える。

- ・ 所内打ち合わせ（業務状況、避難所等への対応、事業主説明会等について）

【離職票交付 347 件、休業票交付 9 件、受給資格決定 169 件】

平成 23 年 4 月 1 日（金）

13：30 女川町長に挨拶

14：00 商工会役員等に助成金等の説明を実施

所長、求人企画部門統括、監督署次長、労災担当職員

○ 女川町商工業界災害対策連絡会議への出張説明会（雇用保険特例・雇調金）

【離職票交付 363 件、休業票交付 47 件、受給資格決定 230 件】

平成 23 年 4 月 2 日（土）

○ 女川町水産会社への出張説明会（雇用保険特例・雇調金）

【受給資格決定 6 件】

平成 23 年 4 月 3 日（日）

鉛筆他差し入れ（消耗品がないと困るため）

ガソリンの供給が大分緩和されている様子。ガソリンを入れるため路上に並んでいる車が少なくなっている。

平成 23 年 4 月 4 日（月）

【離職票交付 825 件（ピーク）、休業票交付 67 件、受給資格決定 310 件】

平成 23 年 4 月 5 日（火） 【離職票交付 783 件、休業票交付 52 件、受給資格決定 241 件】

平成 23 年 4 月 6 日（水）

14：00 厚生労働大臣視察、労働局長随行

応援 労働局から 3 名

【離職票交付 665 件、休業票交付 41 件、受給資格決定 305 件】

平成 23 年 4 月 7 日（木）

応援 古川所から 3 名

11:30 余震 M 7.6

○ 東松島市事業所への出張説明会（雇用保険特例・雇調金）

【離職票交付 541 件、休業票交付 225 件、受給資格決定 361 件】

平成 23 年 4 月 8 日（金）

応援 労働局 7 名、本省 2 名入る。

○ 東松島市事業所への出張説明会（雇用保険特例・雇調金）

【離職票交付 212 件、休業票交付 115 件、受給資格決定 205 件】

平成 23 年 4 月 9 日（土）

独自判断により開庁

【受給資格決定 85 件】

平成 23 年 4 月 10 日（日）

本日より 5 月末まで土日祝日開庁

【受給資格決定 126 件】

平成 23 年 4 月 11 日（月）

【離職票交付 689 件、休業票交付 202 件、受給資格決定 408 件】

平成 23 年 4 月 12 日（火）

10：30 高速バス利用（古川駅→仙台駅）

13：30 緊急安定所長会議

【離職票交付 352 件、休業票交付 65 件、受給資格決定 430 件】

平成 23 年 4 月 13 日（水） 【離職票交付 266 件、休業票交付 19 件、受給資格決定 401 件】

平成 23 年 4 月 14 日（木）

全国応援 6 名（千葉局 3 名、神奈川局 3 名）入る。

【離職票交付 207 件、休業票交付 30 件、受給資格決定 396 件】

平成 23 年 4 月 15 日（金）

全国応援 富山局からも 2 名入り 8 名に。

【離職票交付 371 件、休業票交付 65 件、受給資格決定 325 件】

平成 23 年 4 月 16 日（土）

8：30 出勤 分庁舎予定建物下見

【受給資格決定 128 件】

平成 23 年 4 月 17 日（日）

8：30 出勤

石巻線 前谷地まで復旧

【受給資格決定 150 件】

平成 23 年 4 月 18 日（月） 受給資格決定のピーク。

全国応援 12 名になる（千葉局 5 名、神奈川局 3 名、富山局 2 名、京都局 2 名）

【離職票交付 327 件、休業票交付 71 件、受給資格決定 445 件】

平成 23 年 4 月 19 日（火） 失業認定 1 日 100 件超える

【離職票交付 279 件、休業票交付 49 件、受給資格決定 280 件、失業認定 148 件】

平成 23 年 4 月 20 日（水）

他局応援者へ 弁当を差し入れ

庁舎暖房装置復旧

【離職票交付 145 件、休業票交付 8 件、受給資格決定 291 件、失業認定 215 件】

平成 23 年 4 月 21 日（木）

応援 神奈川局職員より手作りケーキの差し入れ

【離職票交付 176 件、休業票交付 8 件、受給資格決定 292 件、失業認定 162 件】

平成 23 年 4 月 22 日（金）

【離職票交付 124 件、休業票交付 12 件、受給資格決定 294 件、失業認定 421 件】

平成 23 年 4 月 23 日（土） 【受給資格決定 118 件】

平成 23 年 4 月 24 日（日） 【受給資格決定 105 件、失業認定 1 件】

平成 23 年 4 月 25 日（月） 【離職票交付 134 件、休業票 11、受給資格決定 274 件、失業認定 271 件】

平成 23 年 4 月 26 日（火） 【離職票交付 97 件、休業票 5 件、受給資格決定 255 件、失業認定 713 件】

平成 23 年 4 月 27 日（水） 【離職票交付 99 件、休業票交付 13 件、受給資格決定 223 件、失業認定 720 件（ピーク）】

平成 23 年 4 月 28 日（木） 【離職票交付 71 件、休業票交付 20 件、受給資格決定 188 件、失業認定 437 件】

平成 23 年 4 月 29 日（金） 【受給資格決定 44 件】



## ○ 対応状況のまとめ

避難者の安全確保、職員の安否確認、安全確保のため、職員・非常勤職員が、水、食料の確保や、避難者の安全確保、職員の安否確認などそれぞれ自主的に積極的に行動した。

業務は、雇用保険業務が主体であり、雇用保険の受給資格決定は、4月の1か月間でほぼ1年分に相当する業務量、失業認定業務は通常の年の約10倍以上に上る業務量となった。この事態に対応するため、職員は、震災直後から何度も議論を重ね、手順や役割り分担の打ち合わせを行った。

避難者は一人のけが人病人も出すことなく対応した。更にこの異常な事態の下、膨大な業務を間違いなく処理することができた。

これらの危機的な状況を乗り越えることができたのは、本省及び労働局が、現場の状況をよく理解し、必要なことを的確に実施したこと。全国の職安の仲間がいち早く駆けつけ応援して下さったこと。地域の皆様のその応援に対する感謝の心。そして、職員・非常勤職員1人1人が自主的に積極的に行動し、この難局に立ち向かったことである。

## 【以下は上記メモを作成した震災当時の石巻所長からのヒアリング記録】

## ① 食糧・水の確保や避難者対応以外で困難だったこと等

- ・ 震災発生後、通信手段がなく、安否確認や労働局との連絡がとれないことにも困った。3月20日ごろ固定電話が通じるようになるまで衛星携帯が助かった。通常の携帯電話は4月上旬まで通じないところがあった。通信困難な中で、局からの指示がいろいろなどころから来た。

※ 電話が通じるようになった3月20日ごろからは電話問い合わせが相当あった。

- ・ システム端末が足りないことも困った（⇒4月25日に増設）
- ・ 人手不足にも困ったが、局内や全国の応援で本当に助かった。
- ・ 通勤は、ほとんどの職員が車通勤だったのでガソリンがなく困った。4月4～6日ごろから並べば買えるようになったが、それまでは緊急車両証がないと入手できなかった。

## ② 初期対応の工夫

- ・ ラジオを館内放送で流していた。館内放送では尋ね人も放送。
- ・ 職員のアイデアを出してもらってやる気を引き出した。3月14日から、朝晩の全体会議を毎日やっていた。（※）
- ・ 離職者予測を立てて、見通しや全体像のシミュレーションをした。震災による離職者4,000~5,000人と予測した（実際にはその倍あった）。これに基づき、まず、①雇用保険特例措置等の周知（いつ、どこで、どんな方法で）⇒離職票の交付⇒受給手続きの流れをシミュレーションし、業務体制を再編した。業務体制は、全職員・非常勤職員それぞれの担当にかかわらず、雇用保険適用給付業務についての知識を有する者の役割り分担を決めて、全員体制で雇用保険業務を担当するとともに、他の用務で来所された方にも担

当者が適切に対応する体制とした（3月18日：震災による非常事態に伴う緊急業務執行体制を決める）。

- ・ 管内の状況を知るのは、来所者からの情報、テレビ（3月17日から電気が復旧）からだった。

※ 「震災による非常事態に伴う全体会議」（石巻所、2011年3月14日設置）

- ・ 主旨：各種情報の共有、支援対策の共有、業務処理方法の統一、指示事項等を確実に、迅速に職員に伝達し、業務の迅速、的確な対応を図るために開催する。
- ・ 参集者：職員、相談員等全員
- ・ 開催日時：毎日2回開催する（8時15分より8時30分までの間、17時30分より）。
- ・ 場所：所長室他
- ・ 会議内容：①労働局からの指示事項の伝達、確認  
②新たな対策の内容の確認  
③業務執行体制上の問題点等の把握、対応  
④業務取扱上の課題、疑問点に対する対応  
⑤取扱状況の報告  
⑥今後の予定、準備、体制  
⑦その他

### ③ 日頃の備えとして特に必要なもの

- ・ 食料・水・防寒用品の常備必要
- ・ 携帯電話の充電器、衛星電話も常備が必要

### ④ 応援

- ・ 全国応援が入る前に局内応援体制（局・他所から）を組んでもらっていた。
- ・ 全国応援の職員（4月14日6名、15日から8名、18日からは12名）は大変有難かった。土日や時間外も対応してもらい職員の負担が軽減できた。20:00~21:00ごろまで残ってくれていたが石巻への往復時間も長かったので、あまり寝る時間もなかったのではないかと。

### ⑤ 出張相談

- ・ 4月中・下旬ごろ、労働局中心の出張相談が始まった。石巻所に出張相談のナビゲーターが配置されたのは5月ごろ。
- ・ 5月の段階での避難所相談について

- 避難所の状況：訪問する時間帯には、高齢者がほとんど  
求人票など頒布物は掲示  
ボランティアで地域の後片付けをしている人多い。  
中には避難所からガレキ処理等の仕事に行っている人もいる  
道路事情が悪い  
生活に必要な衣料、食料は供給されている様子
- 避難者の相談ニーズ：車がないので、避難所へ来てほしい  
避難所によりニーズが異なる
- 住居に対する希望：住み慣れた地域に住みたいという者が多い（ただし、被害の大きい地域では移転を望む）  
住居を定めることが先決
- 仕事について：その地域で働きたい者が多い、県外で働くことには関心ない  
雇用保険があるうちは雇用保険で生活し、その後仕事を考える  
という印象
- 漁業関係者：個人経営が多く、船、道具を望んでいる。サラリーマンは望んでいない。

⑥ 求職者アンケート調査（2011年5月31日～6月3日実施）

- ・ 主な結果は、震災で退職した割合が約90%。
- ・ 就職希望地は石巻所管内希望が約95%。
- ・ すぐにでも就職したい人は約半数。希望職種は水産・食品関係、その他製造関係、一般事務、運輸関係が多い。
- ・ 前の職場への復帰を希望する人が、50代までは10%強だが60代以上は25%ぐらい。
- ・ 職業訓練の受講を検討している人が多いのは、30～40代の女性で20%弱の割合（受けてみたい訓練科目はパソコン、介護・ホームヘルパーが多い）。

⑦ 仙台所長として（2011年7月～2012年3月在任）

- ・ 週2回のミニ就職面接会を実施、ミスマッチ解消のため担当者制も実施。
- ・ 避難所・仮設住宅相談、学卒を含めた求人開拓など実施。
- ・ 基金事業求人は、ほぼすべてハローワーク経由。ただし、だんだんと民間求人の方が賃金が良くなってきた。
- ・ 就職件数が増加していったが、基金事業求人の分が大きかった。建設関係求人は有期のものが多かった。

## 資料 1 - 2

## 震災時の仙台労働基準監督署長（2011年6月まで）からのヒアリング記録

【ヒアリング：2012年6月】

※ 仙台労働基準監督署は、沿岸部が甚大な津波被害を受けた仙台市・塩釜市・亘理郡等を管轄。

（平成23年3月11日（金）のこと）

- ・ 14：00 ごろから署長室で署内打ち合わせ中に地震発生。
- ・ 何年も前から宮城県沖地震が発生するだろうという話があり、2年前くらいに震度5強の地震が立て続けに起こっていた。しかし、今回の地震は今までのものとは違う揺れ（揺れ方、長さ）で、揺れが収まるまで会議室出席者全員ソファから立ち上がることができなかった。今後30年以内に99%の確率で発生するとされていた宮城県沖地震がとうとうやってきたと確信した。揺れが収まった後、皆で外の駐車場に出た。職員・来庁者にけが人はなかった。来庁者は事業所から来ており事業所に戻ったようだ。
- ・ 仙台監督署は宮城労働局と同じ合同庁舎（監督署は1階）に入っているが、署長室や事務室の被害はさほどではなかった。労働局の総務部・労働基準部が入っている7・8階の様子を見に行った職員から、「事務室内の固定した書棚等が全部倒れ足の踏み場もない大変な状況であった。人的被害は7階の総務部で職員一人が軽い怪我をした程度であった。」との報告を受けた。
  - ⇒大地震の際には書棚等の「鋸打ち」では不十分だとわかった。したがって、書棚等を職員の背後に置くこと自体危険である。とっさに机の下にもぐって助かった人もいた。ガラス入りの家具類も危ない。
- ・ 職員に家族の安否を確認させた。しばらくは事務室にいて散乱した書類等の後片づけを行っていた。また、職員には7・8階の片づけの応援に行かせた。
- ・ 停電であったが、合同庁舎の自家発電でテレビを見ることができた。沿岸部に庁舎がある石巻の合同庁舎（監督署・安定所が入居）、塩釜安定所、気仙沼安定所が心配だった。女川原発も心配であった。
- ・ 宮城労働局重大災害防止規程に基づき局長を本部長とする災害対策本部を被害の少ない仙台署長室に設置した。災害対策本部員である局内各部長、各課長が緊急に招集され、職員及び家族の安否確認、局及び県内署所庁舎、職員の自宅等の被害状況の確認に着手した。通話が可能であった監督署の緊急電話で本省と連絡をとった。
- ・ 震災前日仙台市内で死亡災害があり、震災当日調査に行った職員3名の安否が心配だったが、しばらくは全く連絡が取れなかった。18：00～19：00 ころに出張職員の携帯電話から無事の連絡が入った。彼らの話によると、死亡災害の現場は高所だったが、そこに上がる直前に地震が来た。上がっていたときに地震が来たら危なかった。監督署に帰ろうとしているが渋滞がひどくてなかなか帰れないとのことで、20時から21時頃に

帰庁した。海岸沿いの道路で帰ろうとしたら津波で危なかったが内陸の道路を選択していたので無事だった。

- ・ 地震後、家族の安否、交通マヒや自宅の被害等が心配な者は帰宅して良いことにした。妊娠中の職員などは落ち着くまで待機させた。ヘルメットも希望者には渡した。結局庁舎に戻った人はいなかったが、何時間もかけて歩いて帰った者、ヒッチハイクをして帰った者もいた。
- ・ 合同庁舎の自家発電用重油も数日程度分との情報を入手し、屋上の貯水槽へのポンプアップ不調、亀裂による漏水等から給水制限は必至との判断から、ポリタンク、やかん、鍋等に水を貯めて当座の水を確保することにした。結局自家発電の電気は3日間、貯水槽の水は5日しかもたなかった。
- ・ 夕方になると、労働局・監督署の入居する合庁のみが自家発電で電気がついており、他は暗い。近隣住民が明りを目当てに避難してきた（100人～200人）。管理官庁の運輸局と相談して会議室を避難者に開放した。
- ・ 寒かった。防寒用品の備蓄はあまりなく、ありあわせのものを避難者に提供。局・署の職員用には防寒服のストックなどを使った。
  - ⇒防寒用の備蓄も大事（防寒着、毛布、石油ストーブ、灯油など）
- ・ 周囲の小売店はすべて買われており、職員や避難者用の食糧・水は入手できなかった。
- ・ 家族の安否確認も難しく、自分も苦労した。
- ・ 1日目の夜は、労働局長も自分も合同庁舎に泊った。

（その後の職員の通勤対策）

- ・ 地震発生後、公共交通機関の途絶・ガソリン不足などのため、遠方からの通勤者で通勤困難な者は近くの監督署勤務にした（仙台署の職員で、瀬峰署で勤務した人もいた。）。公用車1台を乗合通勤用に使った。
- ・ 県内のJRの回復には時間がかかった（現在でも不通区間あり）が、市内・近郊等のバスは比較的早く回復したので、電車の人もバスに切り替えて通勤した。
- ・ 4月7日に大きな余震があり、それによって復旧がさらに遅れた。

（その後の食糧確保）

- ・ 庁舎内に2000年問題の際に備蓄していたカンパン、缶詰、レトルト飯、水などがあったので、これらを飲食。
- ・ 自宅が断水せず、プロパンガスを利用している職員が握り飯の差し入れをしてくれた。また、電気が復旧したところに住むオール電化の家の人も差し入れしてくれた。
- ・ 近隣に住む職員がポータブルコンロを持ってきた。

※ ガソリン不足が深刻で、各給油所には何キロにもわたり一般車両が並ぶこととなった。暫くは公用車の給油のために並んでいたが、業務遂行に支障をきたしたため宮城県から緊急車両証を取得し優先的にガソリンの給油を受けることができた。



- ・ 3月下旬に、山形局から車2台分の差し入れが届き大変助かった。
- ・ 地震の1週間後ぐらいから、仕出し屋が来て昼食が確保できるようになった。  
⇒日頃からの食糧・水の備蓄の必要を痛感した。最低1週間分は必要。

## (相談業務関係)

- ・ もともと監督署では非常時の優先業務が決まっていた（労災給付決裁、非常勤職員謝金支払い、申告相談・労災相談への対応）。
- ・ 3月16日（水）ごろから、労働関係相談（解雇、賃金、労災、通勤途上の死亡など）が入り始め、日ごとに増えてきた。
- ・ 閉庁日も電話が鳴り始めたので、署の幹部で、3月20日・21日（日・祝）も待機して電話対応した。局基準部からの要請もあって3月26日（土）以降の毎土日にも幹部の交代制で電話を受け始めた。4月9日からはハローワークで、労働基準関係も含めた土日のワンストップ相談が始まったので、幹部だけでなく一般職員も交代でハローワークで電話対応するようになった。
- ・ 3月26日（土）には仙台署だけで149件（休業手当・賃金・解雇などの労働相談）、27日（日）には97件の電話対応をした。労働相談は3月下旬から増えてきて、4月上旬までがピーク。来署者対応も3月下旬から出てきていた。ハローワークでのワンストップ相談の時にもまちがって監督署に来る人もあるので、監督署の窓口を開けたこともある。

## (労災保険)

- ・ 労災の相談も、3月16日あたりから出始め、下旬から増えてきた。土日は労災の相談は少なかった。4月1日以降遺族請求も出始めた。遺族請求は5月連休前から増えてきて、連休明けには1日当たり20件を超えるようになった。四十九日を過ぎたとか、身辺整理がついたことなどもあったのではないかな。
- ・ 労災関係で、1年経過してからやっと気持ちの整理がついたということで、来たような遺族もいた。津波で親戚・兄弟などを亡くし家の外に出られなかったが、やっと手続きをとる気持ちになったという方もいた。癒されるのに時間がかかっている方もいる。

## (未払賃金立替払と解雇予告除外認定申請)

- ・ 震災関係の未払賃金立替払は局全体で66件（企業単位）、そのうち仙台が5件、石巻が59件だったが、石巻管内は津波での全壊戸数が多かったことや、地場企業が多かったことが影響しているのではないかな。事業主が亡くなっている場合もあったが、賃金不払い額確定に際しては、労働者や関係者の申し立てでもよかった。
- ・ 震災関係の解雇予告除外認定は、震災1年経過後、局計で申請が312件（事業場単位）・認定が281件（認定率90%）、うち仙台署の申請89件・認定67件（認定率75%）、石巻署の申請212件・認定205件（認定率97%）。これも全壊割合の違いなどが反映されているのではないかな。

- ・ 解雇予告除外認定申請をして認定されないとき、事業主が即時解雇に固執しなければ、30日間労働させず、何も払わずに解雇を先延ばしすればいい（天災事変の場合は休業手当も払わなくていいし、その間雇調金の対象にもならない。）ということには制度の矛盾を感じた。解雇予告除外認定申請は特に広報しなくても、申請が出てきた。立替払申請が例年の3割増くらいだったのに対し、除外認定申請は例年の5倍くらい出てきた。

（労災・立替払の周知広報、掘り起こし）

- ・ 4月中旬くらいから避難所回りを始め、自治体・仮設などにもチラシを持って行って広報した。
- ・ 仙台署として商工団体に会員事業所の状況把握結果を教えてもらえるよう文書要請したが、返事がなく、団体自体がそれどころではないとのことだった。
- ・ 4月下旬から、労働局が浸水地域のデータを作り、それをもとに仙台署管内と石巻署管内の浸水地域にある事業所のリストを作った（仙台署管内1,380、石巻署管内3,243）。これらの事業所に対し、携帯電話を入手し、携帯と固定電話で通信調査を始めた。場合によっては実地調査をやった。
- ・ 労災担当と立替払担当の非常勤職員で情報の共有化をしながら進めた。4月上旬からの応援職員が来てからは、応援職員にも手伝ってもらった。何回か電話してつながらなければ実地調査を行ったり、商工会や市町村に問い合わせたりした。ヒットする率は少なかったがしらみつぶしにやった。
- ・ 仙台署の非常勤職員が石巻署の管内についても地区割をして情報収集の応援をした。
- ・ 仮設住宅が立ち上がるころには、仮設にもチラシを持って行った。

（気仙沼臨時相談窓口）

- ・ 震災により気仙沼から石巻への道路網が寸断されたため、気仙沼地域の住民の利便性の確保が必要との判断から、気仙沼ハローワークが仮に入っていた気仙沼プラザホテルに労働基準関係の臨時相談窓口を設置していた。ハローワークが9月ごろにプレハブの仮庁舎に移った際に、臨時相談窓口は商工会議所に移った。
- ・ 臨時相談窓口には局の職員（監督官・専門官）が1週間程度交代で行っていた。自分もその要員になって月に2週間くらい行っていた（7月から平成24年3月末まで）。この4月からは石巻監督署中心になったが、自分は今も月に1週間行っている。
- ・ 解雇や賃金不払いなどの労働相談以外に、労災手続き（届出・報告、代表者や所在地変更やけがの請求・・・）が多い。
- ・ 労働相談の中には、津波で販路がなくなって従業員をリストラしなければならなくなったというような相談も秋ごろから増えてきた。  
販路を維持するため、残存設備で一部事業再開するところもあるが、その際全員を再雇用できないようなケースもある。
- ・ 労働相談をするに際し、雇用調整助成金などの職業安定系の制度についての具体的な

知識が十分でなく、また十分な説明を受ける機会がなかったことが反省材料。とりあえずハローワークへ行くことを勧めたが、事業主もよくわかっていなかった。

(応援職員)

- ・ 労災事務官には相談対応等のほか遺族調査（案件を持ってとりまとめまで）も担当してもらい、監督官・技官にはがれき撤去、解体工事現場の安全衛生パトロール、安全衛生指導を担当してもらった。
- ・ 応援職員については宿泊場所と交通手段（特に石巻への仙台・古川からの送迎）の確保が大変だった。
- ・ 知り合いがボランティアに石巻に来たが、石巻専修大学の校庭にテントを張ってシュラフで寝ていた。寝食すべて自前で持ってきていた。

(教訓)

- ・ 振り返ってみて思うのは、とにかく備蓄が大事。発電機など、ライフラインが途絶えたときの対応も考えておかなければ。
- ・ 4月7日の余震のダメージも大きかった。

(復旧・復興関係の安全衛生確保)

- ・ 自分が仙台署長のころからガレキの処理に着手しはじめていた（仙台東道路の東側）。地元建設協会を受け皿に、地域割をして農地・道路のガレキ撤去を進めていった。警察・消防が現場に拠点を持っていて、遺体が発見された都度確認していた。
- ・ 6月末くらいのパトロールに自分も同行した。
- ・ 仙台のガレキ処理では、粉塵のみでなく、アスベストの恐れ、化学工場があるため化学薬品的な異臭もあって有害ガスも想定されたので、防塵マスク・不浸透性手袋のみでいいのかという危惧もあった。マスクも普通のサージカルマスクでなく国家検定品をしっかりと顔に密着させるよう指導してきた。幸い、その関係の被害は聞いていない。
- ・ 昨年度、ガレキ撤去と解体工事で5人亡くなっている。重機接触3名、転落1名、飛来落下1名。
- ・ がれき撤去工事現場や解体工事現場では、重機作業計画の作成、作業半径内の立ち入り禁止、有資格者の適正配置等重機災害の防止指導、適切な防塵マスクの着用等飛散アスベストによる健康障害防止指導等を中心に取り組んできた。

(その他復旧・復興関係)

- ・ 建設関連で不足。技術者がいない。全国（北海道、九州、関西など）から経験のない人が入っている。違法団体が人手をあつめて送り込んでいるというケースもあるらしく、自治体でも発注の際、そのような業者を排除しようとしていると聞いている。
- ・ 有料でガレキを引き取って、市町村がガレキを無料受け入れしているところに持って行って利益を得る業者もいたらしい。
- ・ 自治体が重層下請を禁止していても、実質は3次4次下請けが入ってくるような例も



ある。

- ・ 沿岸部の産業復興ができないと、避難した住民が戻らず自治体そのものの機能が維持できなくなる恐れがある。
- ・ 気仙沼でも嵩上げができるまで待たずに、今の場所でとりあえず再開しようとする業者もいるが、なかなか人が集まらないというケースがある。もともと水産加工業は経営基盤も脆弱な小規模事業所が多く低賃金に加え、立ち作業、水作業等により敬遠する者が多い。経営者と労働者の意識の乖離が大きい。石巻では、販路が途絶えることを恐れて他県の工場を借りて製造を開始している企業もある。

(その他)

- ・ 震災後1年経過した時点から、沿岸部以外も含めて震災の影響が強かった業種（食料品製造、病院、福祉、道路貨物、建設等）の事業所の状況把握（通信調査）を始めているが、事業を廃止したところ、移転したところ、震災前より労働者数が増加したところ等貴重な情報を収集することができた。今後の業務の参考になればと考えている。

## 資料 1 - 3

## 震災時の釜石労働基準監督署長（2011年6月まで）からのヒアリング記録

【ヒアリング 2012年6月】

※ 釜石労働基準監督署は、岩手県南部沿岸の釜石市に所在。沿岸部が甚大な津波被害を受けた釜石市・遠野市・大槌町を管轄。また、入居する庁舎も津波で被災した。

(3月11日～21日のこと)

- ・ 釜石監督署は単身赴任組が多く、3月11日（金）は、自宅に帰宅する前の日だった。
- ・ 署長室にいたときにすごい揺れが数分続いた。皆の無事を確認しようと事務室に行ったら、深刻な顔の職員、談笑している職員などいた。物的損害はなかった。
- ・ その1年弱まえに、津波警報がでて公用車を避難させたりなどしたが何ともなかったなど、今まで何回も肩透かしがあった。また、釜石は世界一と言われていた防波堤があったので、それほどの心配はしなかったが、署長として職員と来庁者の安全が第一と考え、トップダウンで地震後10分ごろ、釜石監督署から歩いて4～5分のところの高台に職員を皆避難させた。監督に出ている職員はいなかった。来署者はたまたまいなかった。自分は来署者が万一来たときのために残った。地震後30秒ぐらいで全電源喪失・停電になり、携帯も通じなくなった。
- ・ 皆が避難してから10数分ぐらいで、海の水位が段々上昇。しばらく大潮の状態を保たれていたが、急に水かさが増えて10メートル以上の濁流にすべて呑み込まれるような状態になった。ただ、この水位なら避難した職員は大丈夫だと思った。年休で休んでいた職員もいたが、奥州市の実家にいることがわかっていたので津波については大丈夫だろうと思った。
- ・ 釜石は平地がウナギの寝床のように狭いので、その分水位も上がったが避難場所も近くにあった。
- ・ 釜石監督署は合庁（釜石港湾合同庁舎）3階にあったが、目の前がすぐ海。津波は2階まで来た。自分は3階の窓際にロープを持って立って、もしかしたら流されてくるかもしれない人のために待機していた。目の前を濁流が流れていた。
- ・ 合庁は4階建、1階に検察庁、2階・4階は海上保安庁、3階に監督署と税関だった。3階以上は大丈夫だった。建物としては1・2階が津波でやられ、地盤沈下による改修工事などが必要になった。3月16日から立ち入り禁止になり、以後工事中。
- ・ 貨物船が合庁にぶつかりそうになったので、その時に屋上に避難した。海上保安庁の人も屋上にあがっていた。屋上には、貨物船が引き波で遠ざかり、波もおさまってきたので、海上保安庁とともに行動しようと4階に行った。屋上には1時間くらいいた。4階には無線があった。船舶からの情報や海上保安庁どうしの交信をしていたが、あまり

一般的な情報はなかった。携帯のワンセグテレビは使えたので、それで情報を見ていた。海保の自家発電はあったが、無線機用に使える程度。自家発電用の油は船で運ばれてきた。

- ・ 11日深夜に3階の監督署に戻り、明け方までそこにいた。朝（12日）になると水が引いていたので、歩いて高台の宿舎に帰った。ガレキで道がふさがっていて、普通に歩いて40分くらいのところを3～4時間かかった。御遺体もあった。
- ・ 12日～13日（土・日）は宿舎で過ごしたが、宿舎も電気・ガス・水道とも全部だめだったのでろうそくなどを使った。自分の車は津波で流されていた。
- ・ 14日～16日は監督署に勤務。庁舎脇が遺体置き場になっていた。毎日、御遺体が朝は少なかったが夕方になると増えていた。来署者はいなかったが、一人でも来たら対応しなければならぬと思っていた。
- ・ 11日の高台避難の時点で職員の無事は確認していた。14日の朝に職員が出勤してきた。12～13日に家族の安否確認に内陸の実家に行った人で14日に内陸の監督署に出勤した人もいた。
- ・ 宿舎・実家が津波被害で住めなくなった人は2人〔職員1人・非常勤職員1人〕。この2人は、避難所経由で2人のうち1人は実家（大槌）に歩いて行き、署に通えないのでしばらくそこにいた。1週間弱で盛岡から迎えに来てもらった。避難所から通った職員はいなかった。職員・非常勤職員の家族の人的被害はなかった。
- ・ 14日～16日は、昼間は職員3人（署長を含め、高台や内陸の宿舎に入っていた人）で被災した監督署で過ごした。食糧は自分がカロリーメイトの箱入りを置いていたので、それを分けて食べた。それ以外は砂糖水。監督署に物資が届いたのは1週間以上後に労働局から。それまでは手持ちのものでしのいだ。自衛隊が風呂を沸かしたので入りにいったという職員もいた。13日くらいからスーパーが開いたが、すごい列で並ぶ気にはならなかった。
- ・ 署のトイレは、水洗で水が出ないので、小用しか使えなかった。
- ・ そのころ、盛岡と釜石は連絡がつかなかった。15日にはじめて携帯がつながるようになって、局に連絡がつき、職員の状況伝えた。ただし、充電もできず、常時電波が繋がってもしなかった。
- ・ 署になくても局に無線機や充電器を常備して必要に応じて融通して使ったらいいと思った。
- ・ 庁舎を退去した日（3月16日）に安定所と調整をして、3月22日から安定所の一角で臨時窓口を開設した。
- ・ 釜石は電気の復旧には1カ月かかった。最初のころ困ったことは食糧・水・暖房（灯油）などライフライン。水は避難所中心に給水車が来たので、それをもらっていた人もいた。

- ・ 暖房関係では、宿舎に煮炊きができる反射式の石油ストーブがあってよかった。灯油は備蓄のものを細々使った。釜石は都市ガスが多かったが都市ガスが止まっていた。地震後3週間ぐらいしてから、都市ガスに対応できるプロパンガスステーションが配置され、ガスが使えるようになった。
- ・ 21日に自分も含め労働局に集まって、その後の救援の在り方を協議し、局として組織的に動いてくれた。22日以降は労働局からジャンボタクシーで缶詰等を送ってくれたので、非常に助かった。

(3月22日以降のこと)

- ・ 3月22日から、安定所の一角で、4名体制で事業主・労働者の相談を始めたが、さばききれないほどの相談があった。賃金、労災（遺族補償）の他、郵便局が使えない、お金がない、民事紛争（解雇、借金）などの相談も多かった。全避難所に壁新聞を貼ったりしたので、安定所の中に監督署の窓口があることが知れ渡っていた。（その後）立替払と労災（遺族）の2つが主になっていった。事業主からは賃金、休業補償、解雇予告除外認定なども。
- ・ 遺族からの相談には心が痛んだ。声にならないような相談。
- ・ 物件がなかなか見つからなくて4月28日までそこにいたが、スペースがないのが困った。8畳くらいのスペースに最終的に9人入っていた。関係ない相談を聞いていると疲れてしまう。ニーズに答えられない、職員にストレスもたまった。
- ・ 4月28日に安定所の中から新日鉄構内に間借りして、窓口を移した。
- ・ 5月以降、労災の遺族請求関係が量的にもさばききれない状態になった。絶対数が多く、証拠書類も流されている。他局応援の人（最大4人）にもやってもらったが、釜石署としても始めと終わりはかかわる必要があった。新日鉄構内に移って広くはなったが、もともとの監督署に比べれば2/3の広さで狭い思いをさせてしまった。

〔東日本大震災に対する労働基準行政の取組～震災から1年～ 平成24年3月厚生労働省労働基準局〕より

岩手労働局労働基準部監督課 地方労働基準監察監督官  
(当時：釜石労働基準監督署長)

当時、私の勤務していた釜石労働基準監督署は釜石港湾合同庁舎の3階にあり、眼下に釜石港を臨むロケーションにありました。

3. 11の時、今までに感じたことのないような揺れが数分間続き、ようやく収まった頃、職員の様子をみると、談笑していたり、深刻な表情をしていたりと様々な温度差がありまし

た。停電の影響なのか防災無線も停止していたことから、携帯端末等で情報を収集しましたが、津波の高さも 60cm から 3 メートル等様々な情報が飛び交っており、過去に津波警報があっても肩すかしをくらっていたこともあったし、大丈夫だろうというのが正直な気持ちでした。

しかしその反面、あの地震の揺れで、果たして何も無く済むのだろうかという疑問もあり、少しでも危惧感を持つ以上、最悪に備えるべきではないかという思いもありました。

果たしてどのような行動をとるのがベストなのか、避難すべきか、庁舎にいた方が安全ではないのか、庁舎をもなぎ倒す勢いの津波だったらどうする、電動シャッターで収容されている公用車をどうする、通勤用の職員の車はどうする、停電で信号が機能しておらず渋滞とまらないか、時間にしては数分ですが、今思い返すと何時間も逡巡していたような気持ちでした。職員や来庁者の安全確保が第一という極めてシンプルな答えさえ、瞬時に決断できなかったわけです。

地震発生 of 10 分過ぎに、庁舎の向かいの高台に徒歩で避難するよう職員に命じ、署への問い合わせ等来客対応に備えるため、避難列最後尾の監督課長に「私は残るから、みんなを頼む」と告げ、職員の後ろ姿を見送りました。

全員が避難して 10 数分後、海の水かさが増していき、大潮のような状態となりました。「この程度で済むんだろう」と感じた直後、急激に海全体が膨らんだ状態となり、防波堤を越え、あっという間に 10 メートルにもならんとする高さの水が、陸上の全てのものをのみ込むかの勢いで押し寄せてきたのです。

津波は庁舎の 2 階の天井部にまで浸水し、もしかしたら 3 階の監督署も呑まれるか、と感じながらも、なおもどのような行動をとるのがベストなのか、と考へ、とりあえず、荷造り用の紐を投げ縄風加工して、引き波で流されてくるかもしれない住民を救おうと窓際で波を注視していました。

今思うと、濁流のように寄せては引く波の中、荷造り用の紐で人を救うなんて不可能だったろうと思いますが、当時はやはり気が動転していたのでしょう。

そのうち、大きな貨物船が漂うように港湾合同庁舎に向かって近づいてくる状況が目飛び込んできたので、屋上に避難しました。

屋上では海上保安庁の方がいて、津波以後、初めて自分以外の人間に出会えたことにホッとすると同時に、屋上から高台を見ると、多くの人が山の上からこちらを見ており、「ああ、あの中にうちの職員もいるんだな。あそこなら大丈夫だな」と更に安堵しました。

貨物船は建物に衝突する 1～2 メートル手前で、引き波等で離れていき、ゆっくりと潮も引いていきました。

その晩は海上保安庁の方と一緒に行動し、庁舎に泊まりましたが、万が一、署員が来たらどうしようかと思い、深夜に監督署に戻り、署長室のソファで横になっていましたが、想像を絶するペースで処理をしなければならないであろう様々な処理をどのように進めていけば良いのか等色々なことが頭をよぎって満足に寝ることはできませんでした。

震災で釜石市の大半の電気、ガス、水道、電話等のライフラインが壊滅してしまい何もすることができないと判っていながらも、それ以降も出勤しました。しかし、16日に合同庁舎の管理官庁である海上保安庁から退去を命じられ、止むなく署を離れるに至ったのです。

3月22日からは津波被害の無かった釜石公共職業安定所の一室を借用し、臨時窓口を開設しました。業務多忙な中、部屋を貸してくれた釜石所には感謝していますし、署員全員が一室に集まるというストレスを感じながら、様々な制約下にもありながらもその場でできる業務にベストを尽くしてくれた署の職員にも感謝しています。

4月28日からは新日鐵釜石の健康センターのスポーツジムだったスペースを借りて、暫定的に業務を再開しましたが、3.11以降それまで、岩手労働局、花巻署を始めとする内陸署、厚生労働省、他局や全労働等の全国の人々から、温かい援助や助力をいただき、本当に感謝しています。

震災から一年経ちますが、まだ一年なのかと思う反面、ずっと昔の記憶のような気がするのが不思議です。犠牲になられた方に心からのご冥福をお祈りしながら、一日も早い被災地の復旧、復興を願って止みません。



## 資料 1 - 4

## 震災時の石巻労働基準監督署次長（2012年3月まで）からのヒアリング記録

【ヒアリング：2012年6月】

※ 石巻労働基準監督署は、宮城県中部沿岸の石巻市に所在。甚大な津波被害を受けた石巻市・気仙沼市・東松島市・女川町・南三陸町を管轄し、資料 1-1 の石巻公共職業安定所（ハローワーク石巻）と同じ庁舎に入居。

(3月11日のこと)

- ・ 当日、3人庁外（2人は女川町へ、1人は南三陸町へ、いずれも津波被害甚大な地域）に出張していたが、女川の2人は津波までには戻っていた。南三陸の1人は石巻方面に戻れず、仙台方面に帰った。
- ・ 職員・非常勤職員の安否については、通信が遮断し道路も寸断されていたため当日休みだった女川町在住の非常勤職員の安否確認ができなかったが、自衛隊が道路のガレキを除去した後で見に行ったら無事だった。
- ・ 職員・非常勤職員の家族の安否については、当日携帯電話で数名以外の確認はできていた。非常勤職員で家を流された人はいたが、家族が亡くなった人はいなかった。
- ・ 監督署・ハローワークが入居していた合同庁舎の隣の石巻中学校が指定避難所になっていたが、特に体育館が寒い・暗いで、「隣のハローワークは明るいぞ」ということで合庁に避難者が押し寄せた。
- ・ 合庁も非常用電源で明り（常夜灯）はついていた（それも2～3日で切れた）が、暖房は止まっていた。
- ・ 食糧の蓄えも暖房もなく、避難者には寒さしのぎにコンクリートの床に敷く段ボールをあげたほど。
- ・ 貯水タンクの水も3月12日（土）にはなくなった。
- ・ 職員用の食糧・水・防寒等は手持ちのものを持ち寄った。近くの宿舎・アパートに住んでいた人はそこに置いていたものなども。
- ・ 合同庁舎が丘の上であり周囲が水没したので、そこに孤立していた。
- ・ 携帯電話・固定電話も使えない状況。携帯電話のワンセグテレビは見ることはできたが、充電が切れると見られなくなった。テレビは停電で見られないが、携帯用ラジオで情報はとれた。
- ・ その夜は非常勤職員も含めて署の職員は全員防寒着を着込んで庁舎の床に転がって寝た。
- ・ 非常勤職員で家を流された人は、翌日から避難所に行った。

(3月12日～3月中)

- ・ 3月12・13日(土・日)に家に帰りたい職員がばらばらに道を探りに行った。歩き・タクシー・ヒッチハイク等で仙台まで帰った人もいた。
- ・ 自分は余震が続く中、真っ暗な宿舎に帰って寝る気になれず、ずっと署に寝泊まりした。
- ・ 3月14日(月)以降、しばらくは相談もなかった。仙台から通勤していた者で帰宅できた者は交通手段がないので近くの署勤務。残留組は庁舎で寝泊まりしていた。日のあろうちには、物資の確保にいていた。
- ・ 3月22日以降相談が始まった。解雇、賃金関係。
- ・ 3月28日から相談が増え、30日以降一段と増えた。

(4月～)

- ・ 解雇・賃金不払いの相談については、調査をした際に、事業主も労働者もお互いに大変なのがお互いだったので、紛糾するようなことはなかった。
- ・ 労災と立替払の周知・掘り起こしは、一つの事業所に両方から行かないようにセットで行った。まず電話ローラーで、通じなければ事業主団体にも聞く・実地にも行く。雇用保険の離職票からもとどった(倒産・廃止状態かどうか)。
- ・ 労災の遺族請求については、気持の整理がつかない遺族の方が多かった。四十九日、三か月、一周忌などに区切りをつける方もいた。
- ・ 安全パトロールについては、石巻署として計画を立てて局主導のもの以外にも頻繁に行っていた。マスク、靴、手袋を配りながら。
- ・ 食糧がないのには特に困った。体重が相当減った。店も開いてないか行列。避難者でないのに、支援物資の供給はなく、土日に開いている店の情報を聞いて買い出しをして、リュックに詰めて石巻に帰っていた。

[東日本大震災に対する労働基準行政の取組～震災から1年～ 平成24年3月厚生労働省労働基準局] より

**宮城労働局石巻労働基準監督署 次長**

当署は、庁舎のある(私の官舎もある)直径1km程の区域を残して周囲全域が水没し、JR全線を始め外界との交通と通信が遮断した。

庁舎は避難所にはなっていなかったが、非常用電源が作動して明かりをつけることができたため、署で解放できるスペース全てを使い、周辺からの避難者の方を受け入れた(最大300名程度の人々が当庁舎に避難された。)



震災直後の水没地域では、折り重なった車やがれきに混じって正体不明の薬品タンク等の漂着物もあり、一面が真っ黒なヘドロで覆われて強烈な臭気が漂う中を、歩ける場所を見つけながら脱出を試みる人達が行き来していた。

ヘドロの中、路面の状況が分からないで歩くため、長い棒を持って足元に穴がないか探りながら歩を進めるのだが、長靴の高さでは間に合わない場所を避けるため、すれ違う人からの情報は貴重なものだった。

交通網やライフラインの遮断で、まず食料、燃料の確保が問題となった。職員が自宅に備えてあった非常食などを持ち寄り、当面の食料としたが限りがあり、震災後しばらくしてから僅かに営業を始めた商店も閉店時間が数時間しかないため、日々の食料確保にも困難を極めた。

また、道路網や公共の交通手段が津波で流出・破壊され、加えて、ガソリン等の燃料物資も当県には輸送されない状態が続き、これについては、自家用車に職員が、乗り合わせて出勤することとした。

震災の翌週には相談件数は数件という状態であったが、2週目からは100件、3週目は200件を超え、この状態が6週間続き、徐々に落ち着きを取り戻した。相談のピークに連動するように震災3週目からは解雇や賃金に関する申告や解雇予告除外認定申請も急増し、被災者の深刻な状態が浮き彫りになった。相談者の中には、労使互いに連絡が取れないとか、存命かどうか分からないといったものもあり、また、申告事案の処理にあっては、被申告人に連絡が付かないケースや連絡が付いても交通手段が確保できず、面談する手段がない状況が続いた。当時被災地は、がれきを路肩に寄せ、車1台が通行できるスペースを確保しただけの状態や地盤沈下による冠水などでいつの間にか通行不能になる状態にある中、職員は事業場調査を行った。

県内外から多くのボランティアが集まり、この人々が、ヘドロやがれきの撤去作業に携わるところになると、防じんマスクの不着用、車輛系建設機械による不安全行動などの情報や相談等の多く寄せられるようになり、速やかな対処が求められた。

当時を振り返っても、過酷な状況下での連日の業務ではあったが、他局からも多くの支援を受け、一日も早い復旧・復興への思いを強めたと確信した。

足りないものがあっても手に入る訳ではなく、最終的には、その時に居合わせたメンバーで局面に合わせた対応を行うことに尽きるものと思った。

## 資料 1 - 5

## 震災時の石巻労働基準監督署の労災課長が作成したメモ

震災を振り返ると私がいちばんお伝えしたいのは、感謝の言葉のみです。

「全国のみなさまに遠路はるばる応援に駆けつけていただきありがとうございました。おかげさまで、870 件を超える労災請求を迅速に処理できました。みなさまのご努力により被災者の救済と地域復興に大きく寄与したものと感じております。深く感謝いたします。」

地震発生。

悲惨な津波被害は、報道でご存知のとおりであり、何が起こったのかなかなか理解できない状況で、ただ呆然とするだけでした。

あの日から労災業務は一変しました。平成 22 年度当初より休みがちであったひとりの労災職員が、12 月に退職し、課長がその職員の業務を担当していました。4 月になれば欠員が解消されると喜んでいたところ、本震災で、人事異動の一時凍結となりました。しかし、震災対応や通常業務に震災まもなくからの局からの応援、5 月から他局の応援いただくことになり心強く感じました。

3 月、被災した地元金融機関で 4 月の労災年金振込みができない場合には、年金受給者に連絡し別の金融機関か送金払に変更し、支払を確保するよう労働局から指示がありました。当署の場合、120 名以上の年金受給者に影響する内容でした。震災に遭いたいへんなときに年金が振込まれなければ、年金受給者の生活が困窮してします。しかし、連絡するにしても署及び相手の電話も使用できない。送金するにしても郵便局も津波で倒壊している。いったいどうしたらいいんだ。

被災していない郵便局を検索し、帳票をいつでも入力できるよう準備した。当署の OCR が使用できないので、仙台署の OCR を借用することになった。

その後、金融機関毎に振込みができるとの情報が入り、安堵したところですが、年金入力処理の締切り近くになってもひとつの金融機関は振込可能の連絡が無いので、23 日担当者が仙台署へ出張し年金受給者へ送金払い 23 件の職権入力を行いました。翌日、全金融機関の振込可能との連絡があり、再び、元に戻す入力作業を行って事なきを得ました。結果的に年金受給者に振込まれたので、ほっとしたところです。

3・4 月、通常の保険給付支払は、日本銀行石巻代理店が被災し、回復しないため、仙台署資金前途官吏の全面的な協力をいただいた。しかし、支給決定通知書を送付したものの、未到達になったり、振込不能の解消ができなかったり通常なら平易に解決できることがなかなか処理

できず迷惑をかけてしまった。

4月、管轄地域の電話が回復するにつれ、遺族請求問い合わせが増加していきました。4月の遺族請求は46件となり、今後も多くの請求書の提出が見込まれる。課長以下4名でどう処理していけばいいのか。局内の応援や他局からの応援いただく予定としていますが、不安がつるばかりでした。

その中、4月6日受付した震災第1号の遺族請求書を同14日で支給決定することができた。ひとつひとつこなして行くしかないと心に決めました。

また、システム変更により2週間以上OCR入力できない時期がありました。新規受付入力できないなかで、エクセルで管理し書類紛失がないようにしたが、普段あたりまえのように行っている即日入力の大切さをあらためて感じました。

その後のエピソードは、他のみなさまに委ねます。

## 資料 1 - 6

〔東日本大震災に対する労働基準行政の取組～震災から1年～ 平成24年3月厚生労働省労働基準局〕より

福岡労働局相馬労働基準監督署 監督・安衛課長

(当時：福岡労働基準監督署監督・安衛課長) 八巻 達弥

東電福島第一原発の原発事故で、私の所属していた福岡署は庁舎の使用が不可能となり、職員も各地に離散して一度は署としての機能を失った。現在はいわき駅前の再開発ビル「Latov」に仮事務所を設けて業務を行っているが、そこに至るまでの間には実に様々な出来事があった。

震災後、署長と私は第一原発から約 5km に位置するオフサイトセンターに派遣された。原発の現状や作業員の被災状況等について情報収集を行い、得られた情報を速やかに局へ伝達することが目的であったが、センターの電話、FAX と自身の携帯電話も全て使用不能となり、連絡手段を完全に失った状況で1号機と3号機の爆発を目の当たりにすることとなった。現場は戦場のような状況であり、直接復旧作業に従事する自衛官等に対し、情報収集の目的でセンターに留まっていることがいたたまれないほどであった。その後、3月14日の夕方に局からの指示を受けセンターを退出、いわきでの避難生活が始まった。

以降、私は署長と共にいわき署の応援職員として勤務することとなり、約2か月間いわき署の機械室に宿泊して勤務を続けることとなったが、震災直後は食料の入手が極めて困難であり、食料の補給を受けられたものの、一時は署にあった来客用の砂糖を食料として利用することすら考えた。

4月に入り、正規職員全員がいわき署で勤務することが可能となり、いわき署の認定室を借りて福岡署としての業務を再開した。この時点では個人の机もなく、長机にシステム2台を置いて交替で使用し、極めて不自由な状況であったが、4月中旬には同じ合同庁舎内の会議室を借りられることとなり、いわき署から独立した仮事務所を設置することとなった。

こうして署の体制は徐々に整い始めたが、賃金不払の申告が例年ベースでの1年間の受理件数を僅か1月で超える状況となり、労使双方が管内から避難中という前代未聞の状況の下、処理方針が定まらず悩む日々が続いた。しかし、他署の協力もあって所在不明の事業主へ連絡を取る方法を確立し、各事案の解決が図れるようになり、僅かながらも今後について希望が持てる状況となった。

5月下旬になり、健康対策室が設置され、3名の応援職員（厚生労働省1名、静岡局2名）が放射線作業届の審査業務を開始した。また、原発への立入調査を実施し、作業現場の状況確認等を行い、その後、確認された問題点について文書指導を行った。

6月上旬には、局、富岡安定所と合同で富岡町の庁舎への一時帰宅を実施し、就業規則や年金ファイル等の書類を回収した。私にとって3年間付き合った富岡署の庁舎はとても懐かしく感じられた。その後、私は人事異動の凍結解除で7月1日付で相馬署へ異動となったが、富岡署の仮事務所は9月1日にいわき市駅前の再開発ビルに移転し、今もなお仮事務所で業務を行っている。

今回、私は極めて特殊な状況を体験することとなったが、周囲の支えがなければ途中で潰れていたかも知れない。署長をはじめ支えてくれた仲間達には本当に感謝している。また、今後、後輩諸君が同様の状況（あったら困るが）に遭遇した場合、一言だけアドバイスしたい。「なるようにしかならないから、その状況の中で自分がやれることをやる、それだけだ。」と。

## 資料 1 - 7

## 震災時の釜石公共職業安定所管理課長（2011年6月まで）からのヒアリング記録

【ヒアリング：2012年6月】

※ 釜石公共職業安定所（ハローワーク釜石）は、岩手県南部沿岸の釜石市に所在。管轄区域（釜石市・遠野市・大槌町）の沿岸地域は甚大な津波被害を受けた。

(3月11日のこと)

- ・ 地震発生、電気は消え、電話も通じなくなった。
- ・ 来所者は庁舎外へ案内し、15:00に閉庁。安定所は海から離れた場所にあったので、津波は見えなかった。
- ・ 3月11日（金）の翌週（3月14日～18日）は、庁舎玄関ドアに貼紙をして閉庁を知らせた。雇用保険認定日の来所者などには庁舎玄関ドアの貼紙により通用口から入るよう誘導した。
- ・ 認定予定者の2割くらいが来た。中には歩いて1時間かけて来る人もいた。
- ・ 社長が津波で流されて事業ができなくなったという事業所の人、新卒の内定取り消しになるがいいかと確認に来る事業所の人などもいた。
- ・ 電気・ガスが通じなくなり真っ暗。水のみ使用できた。
- ・ 食べ物の確保が困難で、自分は（内陸の）遠野まで買い出しに行った。釜石地域居住職員がおにぎりを作った（米があり、個人の反射式石油ストーブやカセット式ガスコンロを庁舎に持ち込んで炊事した。灯油は庁舎内にストックがあった。）。
- ・ 内陸に実家のある職員は、週末に車の相乗りで帰って食糧を調達してきた。
- ・ 通信は、AUの移動基地局の車が早く来て、個人の携帯を主に使っていたが、局との電話は3月18日ごろから正常につながるようになった。
- ・ 職員の被害は、相談員で母親を流された人1人、家を流された人2人、家の損壊で住めなくなった人2人。
- ・ 3月17日夜から雇用保険のシステムが動くようになった。それまでは遠野所で代行入力をしていた。

(3月22日～)

- ・ 事業所からの雇調金等の相談が多くなり、制度説明を相当件数行った。
- ・ 家を流された人から雇用促進住宅の問い合わせもあった。ただし、4月までは使って

いいという指示がなかったので、それまでは受け入れ体制できていなかった。

- ・ 雇用保険の離職票（休業票）関係の相談・処理多くなった（対事業主・労働者）

（3月29日～）

- ・ 雇用保険の離職票（休業票）関係が業務の中心となった。



## 資料 1 - 8

## 震災当時の大船渡公共職業安定所管理課長（2012年3月まで）からのヒアリング記録

【ヒアリング：2012年6月】

※ 大船渡公共職業安定所（ハローワーク大船渡）は、岩手県南部沿岸の大船渡市に所在。管轄区域（大船渡市・陸前高田市・気仙郡）の沿岸地域は甚大な津波被害を受けた。

(3月11日～13日（日）のこと)

- ・ 大船渡所は高台にあり、津波が見えた。避難者が上がってきて、庁舎の駐車場から津波を見ていた。
- ・ 近くの小学校が避難者の受け入れ準備中だったので、11日から13日（日）17:00まで庁舎を避難者に開放した。ピークで約100人が来た。
- ・ 地震発生後も、自家発電があったので一部の電気が使えた。その周辺では当所のみ灯りがついていて、2・3日して故障し止まった。
- ・ 宿直室にあった毛布を使ったが、2、3枚しかなかったため避難者全員に行き渡る状態ではなかった。暖気は地震までの暖房の余熱のみ。
- ・ 水道とプロパンガスは使用可能だったので炊事はできた。職員が自宅（宿舎）から米を持ってきてご飯を炊いて避難者に配ったが、1人に小さなおにぎり1つくらいであった。（水道は、次の日に断水した。）
- ・ 3月11日・12日の夜は職員のほとんどが庁舎に泊まり、総出で避難者のお世話をした（帰れる人も避難者のために残った。）。
- ・ 本省からも（後から）避難者受け入れの指示はあったが、大船渡は独自判断で受け入れた。
- ・ ふるさとハローワークとの連絡が取れなかったため、3月13日に、避難所に避難している可能性もあると思い、安否確認のため、各避難所を見て回った。

※ 陸前高田のふるさとハローワークを含む中心地一帯は津波により壊滅的被害を受け、ふるさとハローワーク勤務の相談員2名とも亡くなった。

- ・ 家族が行方不明の職員は1週間くらい休んで捜索していた。

(3月14日（月）～18日（金）)

- ・ 12日～13日（土・日）の間に、本省から「すべて開庁」の指示があった。
- ・ システムは回線が津波でやられていた。動くようになったのは4月始めから。
- ・ 所の電話もしばらく使えず、最初のころは（移動基地局の設置が早かった）AUのみ通話可能。電波が弱いため、庁舎外に出てアンテナの立っている場所を探しながら通話した。局との連絡は、もっぱら職員の携帯を利用して行った。1週間くらいしてDOCOMOも使えるようになった。固定電話は不通のため、局から携帯電話2台が配給された。



## 資料 1 - 9

震災当時の気仙沼公共職業安定所管理課業務係長（ヒアリング時も同所勤務）  
からのヒアリング記録

【ヒアリング：2012年10月】

※ 気仙沼公共職業安定所（ハローワーク気仙沼）は、宮城県北部沿岸の気仙沼市に所在。管轄区域（気仙沼市・南三陸町）は甚大な津波被害を受け、庁舎自体も津波で被災した。

（3月11日（金）～13日（日）のこと）

- ・ 気仙沼ハローワークは岸壁に近い合同庁舎の1階。地震が発生し、来所者を帰した。避難者が入れるように扉を開けたままで合同庁舎の上階へ上がった。自分が上がろうとした時には近所の人も入って来ていて階段が詰まっていたが結局全員上がれた（100人程度）。
- ・ 市の防災無線が6メートルの津波予想を伝えていた。
- ・ 屋上に避難して町が津波に呑まれるのを見ていた。津波が車を持ち上げて、防潮堤を越えてきたときは言葉を失った。
- ・ 建物が津波に耐えられるかどうかどうか心配になった。5階建の合同庁舎で、1・2階の室内は完全に破壊されたが、3階以上に浸水はなかった。
- ・ 2日間、5階の大会議室で過ごした。入居していた気仙沼海上保安署の署長が指揮した。食糧は海上保安署の備蓄・保存食を分け合って食べた。自衛隊ヘリでの食糧投下もあったが、2リットルのペットボトル6本のみだった。自衛隊は周りのビルで屋上に残り残されている人たちの救助を優先していた。
- ・ 1・2階の窓が破られていたので、寒気は下から階段を通じて上がってきた。
- ・ 1日目の夜、海上の炎が寄ってきたのが怖かった。（まわりはまだ浸水状態で）炎に取り巻かれてしまったら助からないのはわかっていた。
- ・ 3月13日（日）に庁舎を出た。周りは泥だらけ、庁舎にあった段ボール・新聞を広げ、その上に乗って自衛隊ヘリに拾ってもらった。どこに運ばれるかは自衛隊まかせだったが、自分は避難所に運ばれた。そこでは「自力で帰れる人は帰って下さい」「帰るあてのない人は受付して下さい」「食糧はありません」という案内をしていた。
- ・ 自分は、同僚の職員5人・相談員1人とともに、ヒッチハイクで登米市の自宅へ向かった。何台か乗り継いで、同日15:00くらいに自宅についた。
- ・ 津波後、現金を降ろせなくなったこともあり、略奪や治安悪化もあった。登米市内でも油を抜かれることがあった。

(3月14日～)

- ・ 3月20日から気仙沼市役所に臨時窓口を開設。仙台所の公用車を乗合で使って通勤を始めた。緊急車両扱いだったのでガソリン給油ができた。海岸沿いの道を通らなければならなかったのが、行き帰りが大変だった。工事でも止められた。
- ・ 市役所での臨時窓口は、ロビーの一角を使ったもので、狭く、すし詰め状態だった。最初の1週間は、雇用保険の特例措置（休業の場合の特例給付）の説明と離職票用紙の配付をしていた（迫所からチラシ・用紙をもらってきていた）。
- ・ 市役所にいたころは、電気のみは通じていたが、ガス・水道はダメ、固定電話もダメだった。
- ・ 労働局とのやりとりは各自の携帯電話などでとった。4月中旬には衛星携帯が労働局から届いたが、市役所にいたころはほとんどつながらなかった。その後4月11日からプラザホテルに移転してからはつながるようになった。
- ・ 4月に入ってからは離職票の交付作業に入った。（過去の経験者も含め）雇用保険の実務ができるのが、自分と相談員2名のみだった。
- ・ システムがなかったのが、自分が通勤の際に入力する帳票を迫所に持ち込み、迫所で気仙沼所職員が2名常駐して入力した。さらに一部を迫所から築館所・古川所に転送した（職員通勤使って）。岩手局管内の一関所にも直接持ち込んだ。
- ・ このように代行入力していたので、処理に2～3週間かかり、事業主からクレームもあった。
- ・ 4月11日から気仙沼プラザホテルに移ってからは、受給資格の決定の山。1日平均で250件。全員で雇用保険の相談・手続きをしたが、雇用保険の経験者が少なく、県外応援が入るまでは体制的に苦しかった。
- ・ 4月18日からは県外応援で、現役の給付のスペシャリストが10人くらい入ってくれたので一息つけた。その際、他局の多くの人と接したことはよかった。
- ・ 5月中旬からは失業認定がピークとなり、月曜日から金曜日まで1日平均250件の認定を行った。このころから、簡易システムで失業認定の入力ができるようになった。
- ・ 困難だったことは、振り込み不能になったが受給者と連絡がつかないケースがあったこと。入力まちがいが原因になった。受給者と連絡をとるため、避難所を回ったこともあった。

- ・ 県外（全国）応援職員は4月18日から2012年3月9日まで常時10名前後。1～2週間で交代するので、連携に気を使った。
- ・ 9月5日からはプレハブの仮庁舎に移転した。

[参考]

証言／避難者孤立 気仙沼の2合庁／乏しい備蓄 避難者困窮  
(2011年8月29日の河北新報記事より抜粋)

◎住民用食料、想定せず／防寒具、職員用でしのぐ

気仙沼湾沿いに立つ県と国の合同庁舎(気仙沼市朝日町)。気仙沼市の指定避難場所ではなく、避難者向けの食料や毛布などの備蓄はほとんどなかった。県合庁は市指定の一時避難ビルになっているが、備蓄の義務はない。国合庁は一時避難ビルにも指定されていない。災害時、市町村の公共施設が近くになく、住民が避難する可能性がある県や国の施設はどう備えるべきなのか。

一時避難ビルは、津波の際、近くに高台がない沿岸部の住民が緊急的に身を寄せる施設。気仙沼市が1982年に県内で初めて導入した。

市は鉄筋コンクリートで3階建て以上といった要件を満たした施設の管理者に受け入れを要請。承諾を得られた県合庁やホテル、民間ビルなど計15カ所を一時避難ビルに指定していた。

市は「あくまで一時的な避難。津波の危険がなくなった場合、速やかに学校などの指定避難場所に移動するよう求めている」と説明する。備蓄については「各自が持ち込むのが原則。一時避難用に間借りしているので、備蓄を強く要請できない」と言う。

県合庁では職員用に乾パンや飲料水があったが、住民への提供は想定していなかった。庁舎5階の食堂にあったタマネギやコメを使っておかゆを作り、配るのがやっと。1階にあった非常用電源も津波に沈み、利用できなかった。

国合庁は、各機関が職員向けに一定量を備蓄していた。気仙沼海上保安署では十数人いる署員の1週間分を保管。水を注ぐだけで食べられるアルファ米やひもを引くと加熱できる弁当もあり、住民が温かい食事を口にすることもできた。

毛布や布団は両庁舎とも不足した。近くの水産会社や庁舎内の宿直室などから持ち寄ったり、職員用の防寒着を着たりして寒さをしのいだ。

県合庁に近い川口町自治会は、津波の恐れがあるときは県合庁に身を寄せることを決め、避難訓練を繰り返してきた。昨年2月のチリ大地震津波のときも、一部の住民が避難した。

## 資料 1-10

## 震災当時の相双公共職業安定所管理課長（2011年6月まで）からのヒアリング記録

【ヒアリング：2012年9月】

※ 相双公共職業安定所（ハローワーク相双）は、福島県沿岸部の南相馬市に所在。南相馬市・相馬郡飯館村を管轄するとともに、相馬市にある相馬出張所（相馬市・相馬郡新地町）と双葉郡富岡町にある富岡出張所（双葉郡《福島第一原発が所在）を管轄も管理している。これらの管轄区域は甚大な津波被害と原発事故の影響をともに受けた。

また相双所庁舎は原発事故の屋内退避区域内であり、いったん閉庁したが4月6日から部分開庁、4月26日からは全面開庁した。

（3月11日～のこと）

- ・ 大地震の時は、ロッカーやシステムが倒れたり落ちたりしないように押さえるのが大変だった。相双所の建物自体は大丈夫だったがモノが散乱した。相馬出張所の方は、陥没でまわりの配管が断裂して大変だった。富岡出張所は原発事故による避難指示で立ち入りできなくなった。
- ・ 相双所の職員・相談員にも津波で家族・親族が亡くなった方がいる。津波で夫・息子・おばさんを同時に亡くした人もいる。津波で家が全壊した人もいた。
- ・ 自分の自宅は海沿いの双葉郡楢葉町（大半が現在も警戒区域内）にある。
- ・ 3月11日は本震後、余震が続いていたが、夜の8時に、公用車を使って南の方に帰る人を乗せて所を出発した。職員を送りながら、夜10時過ぎに双葉町まで着いた。暗い中、道が段差や津波の泥・障害物で通れないので、試行錯誤しながら進み、通常20分で行けるところを2時間かかった。
- ・ その夜は、職員4人で双葉中学校に泊まった。おにぎりの小さいのが1人1個、毛布4人で1枚のみ。暖房も故障し、寒くて空腹だった。校庭で火を燃やして暖をとっていた人もいた。電気はついてしたが、テレビはなかった。コンビニでお菓子を買ったが皆が殺到していたので、ほとんど残っていなかった。
- ・ 12日、双葉中学校で「西へ逃げろ」とのアナウンスがあった。理由の説明はなかった。西へ逃げる途中、川内村の体育館に泊まった。毛布が1人1枚と大きなストーブがあった。電気はついてしたが、テレビはなかった。川内村で一人降ろした。そこで、原発事故のことを口コミで聞いた。また、川内村に入るあたりで防護服の人や自衛隊車両がいたので原発だと思った。
- ・ 自分の家族との連絡は12日（地震の翌日）に通じた。家族はいわき市の親戚宅に身を寄せていた。

- ・ 13日に中通りを回って、いわき市内で2人降ろし、家族と合流して平地区の避難所に入った（家族は現在もいわき市内の賃貸住宅で避難生活中）。
- ・ 局や所の職員・相談員とは携帯でやりとりをしていた。安否確認などもしていた。
- ・ 平の避難所は、食糧は不足しており菓子パンなどが中心だった。風呂もなかった。原発事故の風評でトラックが入りたがらなかった。そのため、スーパー・コンビニも物がない。電気・ガスは止まらなかった。水道の復旧は早かった。
- ・ ガソリン不足は4月のはじめころまで。
- ・ 3月いっぱいには避難先や自宅の近くで勤務した人もいた。

（相馬出張所で）

- ・ 3月28日に相馬出張所に戻った。相馬出張所は地震の翌週には開庁していたので、相双所の職員でも相馬近くの人はこちらに勤務していた。相双所職員の中にも平所で勤務していた人もいた。自分はこれらの人といっしょに相馬所に戻って、当初は3人で休憩室で寝泊りした。自分は4月から官舎に間借りの形で入れた。
- ・ 楯葉町の自宅は原発に近くて帰れず、何もないので支援物資から衣類などもらい助かった。
- ・ 所への本省・組合の食糧支援はありがたかった。
- ・ 3月末ごろから、離職票・休業票の交付や受給資格の決定に、所内総動員で取り組んだ。個人請求が多かった。所内は人でいっぱい（相双所が部分開庁しても変わらず）。職員は昼食がとれないまま夜10:00～11:00まで仕事をするという状態。土曜日もそうだった。ただし、相談員の昼食・帰り時間は配慮していた。出張所長も窓口を問わず遅くまで仕事をし、土曜にも率先してやっていた。

（相双所部分開庁から全面開庁）

- ・ 4月6日から、南相馬市の要請もあって相双所の部分開庁が始まった。相馬出張所に勤務していた人（元相双所の人+相馬出張所の人）の中から班編成で4～5人ずつで相双所に勤務。10:00～14:00の受付だったが、離職票・休業票交付のために22:00ごろまでかかる。もともと出張所だった庁舎内はスシ詰め状態。利用者が外まで並び、苦情もあった（雨の日は放射能が心配で特に）。ただ、来所者はおとなしかった。職員も来所者も被災者どうしということもあった。
- ・ 4月26日には全面開庁となり、駐車場も新たに借りた。
- ・ 離職票・休業票の交付は5月いっぱい大変だった。労働者又は事業主の避難先のハローワークとの連絡・やりとりをするが、四者間（労働者・事業主・それぞれの避難先ハローワーク）のやりとりになる。そのための電話が鳴りっぱなし。

- ・ 全国応援はありがたかった。双葉郡出身の人は2度来てくれた。相双所には全面開庁から来てもらった。それまでは相馬出張所の方に来てもらっていた。

(避難者の意識等)

- ・ 福島は①津波で被災した人、②原発事故の影響を受けた人、③両方の人がいる。
- ・ 5回くらい避難場所が変わっている人もいる。家族の人数が多いとより広いところを求める。
- ・ 最初は避難所を転々としていて、旅館借り上げの措置ではじめて落ち着いた人が多かった。旅館借り上げがなくなり、今無料で入れるのは仮設住宅か民間アパートの借り上げ(みなし仮設住宅)。
- ・ 原発警戒区域等からの避難者の人のうち、若い人は子供のことが第一なので戻りたくない。母子避難もあり、土日に父親が会いに行く。年配の人は先祖代々の土地へのこだわりはある。楢葉町も来年から除染が始まるが、まだ先行きがわからないので、生活の本拠をどこに置くのかの見通しも立たない。生活・精神面を安定させないと就職に進めない。警戒区域等から近隣であるいわき市に避難している人も、居候という意識の人が多。
- ・ 東電からの不動産関係の賠償については、方向性は出たが、本格的な手続きは始まっていない。
- ・ ガレキ処理や除染の求人は、未経験でも可だが、放射能、匂い、粉塵などのため、地元の人には応募しない(県内の除染土もガレキも福島第一原発近くでしか処理できないのではないか)。
- ・ 地元の建設業界は、若い人を引き止めるために、未経験者でも可にしていると思う。建設機械の訓練を受ける人は多いが、それが就職に結びついているかはわからない。
- ・ 基金事業の求人は3ヶ月更新で賃金の低いものが多い。更新時により賃金の高い仕事の相談を受けることがある。



## 資料 1-11

## 震災時の福島労働局総務部長（ヒアリング時も在任）からのヒアリング記録

【ヒアリング：2012年7月】

## 1 被災状況の把握及び対応策策定に当たって苦労した点・課題について

〈震災発生直後の対応〉

- ・ 局内に「対策本部」を設置し、各署所の状況や職員の安否確認を指示

〈当時の状況〉

- ・ 余震がひどく、5階の執務室がほぼ全壊状態であったため、庁舎1階会議室に「対策本部」を設置
- ・ 本省地方課に「対策本部」を設置した旨を報告（その後、電話不通状態へ）
- ・ 原発事故発生直後、富岡監督署長&一課長を福島第一原発の「オフサイトセンター」（もともと非常時には集まることになっていた施設）へ派遣。対策本部では、安全衛生課職員が情報収集
- ・ 金曜日（11日）は、携帯電話がなかなか通じないものの、庁舎内回線はまだ通じていた状態。土曜日は、全くの不通状態となり、12・13日は不通だった。
- ・ テレビ情報により、各行政機関に1台「衛星携帯電話を貸与」との情報を得て、Docomoショップより貸与受ける（土曜日）。これは大変役に立ったが、使う際は窓を開ける必要があった。
- ・ 衛生電話により回線ルートは確保したが、その他の回線は全く不通。その中で、公衆電話回線から個人携帯はOK
- ・ 労働局長と総務部長はしばらく局に泊まっていた。

〈対応策・指示等〉について

- ・ 本省地方課より総務システムメール（ネット回線はOKの状態）を通じて「阪神大震災アーカイブ」がPDFにより送信（内容は時系列表と体験談など）
- ・ 指示内容は「阪神大震災アーカイブ」を熟読し、思いついた対策を、とにかく、なんでもやってくれという内容
- ・ 労働局長より各部長あて、各自に届いているメールを確実に受信し、対策漏れがないよう指示
- ・ 局内の指揮体制については、企画室を「対策本部事務局」とし、指示系統を一本化。企画室が各部の連絡に適任と判断。企画室の補佐を1人体制から2人体制にし（各部からの輪番で増員）、もともとの一人は本省との連絡専任にした。

※ 本部会議は毎日朝夕2回づつ行い、本省からの資料（第〇〇報）で対策漏れがないかどうかチェックしていた。

※※ 「対策本部事務局」は「厚生労働省現地対策本部」との兼務にした。社会援護局関係の派遣職員は労働局会議室を拠点にした（ドクターは県庁を拠点）。これらの人から弱者対策関係の情報をたくさんもらうことができたので、それをもとに、福島局の独自判断でハローワークから介護施設・障害者施設に御用聞きに行き、状況をまとめた。

- ・ 対策本部で指示した事項や当時の状況等については、企画室より本省へ「対策本部メモ」として発信（2012年8月19日まで）

〈課題等について〉

- ・ 通信手段の確保に最も苦労したので、緊急時に向けての備えの必要あり。ネット回線は被害を受けなかったことから、メールや twitter を活用した連絡網や防災体制を構築する必要あり
- ・ オフサイトセンターからの情報が緊急事態の場合、全く途絶えてしまう（鉛で囲まれていて携帯電話も通じない）ため、なんらかの方策が必要
- ・ 原発事故発生直後より、放射能に関する知識不足や風評・噂等により、職員間に動揺が広がったこと

※ 福島労働局（合同庁舎）の震災後のライフライン等の状況と食糧等の確保

- ・ 地震発生で水道、ガスは止まり、2週間後に復旧。
- ・ 水は合同庁舎タンクにあったので、トイレの制限はしたが、飲み水は復旧まで確保できた。
- ・ 電気は止まらなかったため、テレビで情報はとれた。システムも大丈夫だった。
- ・ 食糧の備蓄はなく、最初の4～5日は米を調達（農家から1票買った）し、局で炊飯ジャーを持ち寄っておにぎりの炊き出しをした。その後本省から食糧が届くようになって各署所に配給した。福島は原発事故でトラックがいやがって入ってこなかったため、食料等が不足していた（3月中）。
- ・ ガソリンも不足していたが、局・署所等に1台ずつ公用車を緊急車両に指定でき優先給油を受けられた。

## 2 被災した署所の業務再開に当たって苦労した点（場所、設備、要員等）

〈被災した場所〉

→発生直後より閉鎖した署所 富岡監督署、ハローワーク富岡（富岡出張所）

→屋内避難指示により閉鎖した所 ハローワーク相双

〈勤務上の配慮・問題点など〉



- ・ 富岡署所については、4月1日より、いわき監督署及びハローワーク平へ移転併設し対応
- ・ ハローワーク相双については、屋内退避区域内にもかかわらず、線量が低いことから、南相馬市に市民活動が戻ってきたこと、南相馬市や市議会等からの陳情を受け、4月6日より「部分開庁」。緊急時避難準備区域になった以降は4月26日より「全面開庁」を実施
- ・ その他の署所についても、新幹線不通、ガソリン不足等により、正常な職員配置が困難となり、通勤可能な最寄りの局署所へ出勤するよう指示。ガソリン不足が解消された4月以降については、臨時バスや自家用車の相乗り等にて対処（県内が広範囲なため、通勤手段回復までには職員は相当な自己負担発生。未解消部分あり）

### 3 局（署所）として最優先に取り組むべき課題が、時の経過とともに、どのように変化したか？

#### 〈出張相談（当初）〉

- ・ ガソリン不足により車使用が困難なため、情報収集も兼ねて、局の近辺施設である「RA福島競馬場」「県立福島高校体育館」にて「出張相談」を実施。また、電話相談も発生直後より多数になったため「相談マニュアル Q&A」を幹部自ら作成（昼の出張相談で聞いてきた質問について、夜作っていた。）

※ 雇用保険の特例措置の話が避難所で口コミで広まり、避難者が自分でハローワークに請求に来るようになったので、ハローワークに行く際に用意するものをチラシにして出張相談で説明していた。

- ・ トライアル的に実施した「出張相談」が好評だったため、郡山市内にて近辺の「郡山ビッグパレット」にて実施
- ・ 出張相談内容の「傾向」より、対策を提案することが出来たことが一番の収穫
- ・ 例えば、「臨時季節求人票の掲示」、「労働局チラシ」（裏は最寄りのハローワークの一覧など、7号まで）の作成、地域コミュニティーFMの活用（6局に無料で流してもらった）、フリーダイヤル回線の設置（1回線、総合労働相談員が対応。テレビのデジタルテロップで番号流してもらったら回線がパンク）など

#### 〈時間の経過とともに〉

- ・ 当初好評だった「出張相談」は、大臣や本省幹部の好感触より、実施の拡大が指示される。また、ワンストップサービスの出張相談にも変化していったが、被災者・避難者にとっては、雇用保険特例措置が一旦周知されるとともに、ニーズが激減。相談件数も日を追うごとに減っていった。

- ・ また、福島特有の事情「原発の収束がいつなのか？」ということから、避難者の再就職テンションが下がり、様子を見守っている状況のため、雇用対策の枠組みはセットされたものの、なかなかマッチングしない状況

#### 〈雇用調整助成金（当初）〉

- ・ 雇用調整助成金については、特に原発避難区域は非該当であったことから、苦情が殺到

#### 〈時間の経過とともに〉

- ・ 特例措置や運用の弾力化により、事業主に理解されはじめた
- ・ 原発の区域設定により、対応がそれぞれ異なったため休業手当等を含めた「マトリックス表」を作成し、対応
- ・ 当該助成金とセットで、政策金融公庫とタイアップした「事業主相談会」を開催

#### 〈雇用保険特例措置（当初）〉

- ・ 特例措置のうち、休業票の作成が4月上旬よりハローワーク窓口へ殺到（ガソリン不足解消、避難所におけるロコミが相まって）
- ・ 対応する職員も、休業票の作成は初めてであったことから、窓口の待ち時間は5時間を超えるハローワークも。

※ 郡山ハローワークでは最長8時間ということもあった。逃げてきた人が自分で休業票を求めてきていた。このような人には休業票の交付と受給資格決定までを1日でやった。

※※ 雇用保険のリセットを避けたい人がクレームを言っていたこともある。

#### 〈時間の経過とともに〉

- ・ 休業票の作成を含めた雇用保険適用業務は、4月中旬を迎えてピークを過ぎて、そのままMAXの状態認定業務へ移行
- ・ 休業票作成にあたっては、福島局独自で「パンフレット」を作成し、利用者の準備不足を解消
- ・ 窓口待ち時間解消に当たっては「震災対応ルート」と「一般ルート」を設定。同時に、受給資格決定や職業相談の簡略化を指示

## 4 局内応援体制

#### 〈人事上の措置〉

- ・ 4月人事は、定年退職予定者を含めて、当面の間凍結（7月1日凍結解除）
- ・ ハローワーク相双や富岡署所の職員は、交通網が寸断されたため、通勤が困難な状況。7月人事に向けて、再度ヒアリングし内示予定者を若干名微調整したうえで実施。

- ・ 通勤困難者に対しては、最寄りの署所への併任措置。
- ・ 応援体制については、局より出張扱いで対処

## 5 他局からの応援職員の受け入れに係る留意事項、課題

### 〈留意事項〉

- ・ 第一原発に近い署所（相馬、相双、いわき（平））に応援職員を派遣してもらうに当たって、他局の理解を得ることが当初は困難
- ・ 県内の線量の値を示しつつ、理解を求めた（たとえば、いわき市は線量低い。）
- ・ 支援スタッフが長期にわたって宿泊場所を予約しているため、局の担当者レベルでは予約が困難。このため、旅行会社へ依頼。
- ・ 受け入れに当たって「受け入れマニュアル」（各署所ごと）を作成。特例措置やパンフレットのほか、周辺マップや衣食住を不埋めたポイントがわかるものを準備。

### 〈課題〉

- ・ 応援スタッフは、局名のついている腕章を装着。今後は、スタッフジャンパー等の準備が必要か
- ・ GW 期間中は、来所者が激減したにもかかわらず、応援職員を受け入れ。ただし、人数は少なく、その間地元職員が休みを取れたという効果はあった。

## 6 震災発生時に備え、防災対策として準備すべき事項

### 〈今後の課題〉

- ・ 職員の放射線量管理について（原発の立ち入り指導や警戒区域に入るとき）
- ・ メール等により連絡網等
- ・ ガソリン不足が発生した際、緊急車両として公用車を指定し、不足を一部解消（優先給油を受けられる）。緊急車両の登録について記載すべき
- ・ 震災発生直後、交通網が寸断されたことにより、一部署所においては、公用車を使い帰宅手段として活用。緊急時には、管理者の判断により、柔軟な対応を明記すべき
- ・ 物資不足が直撃。宿泊する職員が続出するなど、衣食住を含めたロジ面の強化が課題
- ・ 放射能に対する知識、健康管理が課題
- ・ 職員向け「局長メッセージ」を3回発出。職員のテンションを如何にして維持すべきか。
- ・ 富岡署所へ「公益一時立ち入り」を実施し、業務に必要な書類等を回収。防災要項に記載すべき
- ・ 震災発生直後からの対応状況をアーカイブとして保存し、緊急時にいつでも回覧できるような共有措置が必要
- ・ 積極的な広報が重要。記者会見や記者発表資料、デジタルテロップの活用など

- ・ 政府連絡室との連携など、災害対策本部と役割分担の明確化など

## 7 福島県内の避難者について

- ・ 3月12日の夜に、避難区域から来た人が労働局に来てどうしたらいいか相談した人もいた。
- ・ 1次避難所は、体育館や大きなアリーナ中心。
- ・ 夏場から旅館・ホテルもOKになり、1次避難所から多くの人に移った。会津若松周辺が多かったが、冬になると雪が多いので、いわき市の仮設住宅など。
- ・ 原発事故の避難区域の指定は変化しているが、2011年度は、福島原発から20キロ圏内の避難指示区域（現在の警戒区域）と20キロ～30キロ圏内の計画的避難区域、緊急時避難準備区域（2011年9月30日解除）だった。
- ・ 30キロ圏内の避難者については、東京電力から精神的賠償（一人毎月10万円）+休業損失補償が出ている。これに雇用保険の給付も加わっていた。

## 8 今後の労働力需給について

- ・ これから除染作業が本格的に始まる。地元の人には敬遠するので、いろいろな人が入ってくるだろう。
- ・ 子供連れの人には県外へ出たい。
- ・ 現在でも、相双地区（相馬市・南相馬市・双葉郡・新地町）は女性パートなどの人手が足りない。介護ヘルパーの不足が問題になっている。
- ・ 広野町（2012年9月30日まで緊急時避難準備区域）には、原発作業員の拠点である「Jビレッジ」があり、まわりは賑やかになっている。

## 9 その他

- ・ 全体としては、自発的にいろいろやれたと思う。好評なことも多かった。

## 資料 1-12

## 震災時の平公共職業安定所長（2011年6月まで）からのヒアリング記録

【ヒアリング：2012年7月】

- ・ 3月11日（金） 地震で求人検索端末が使えなくなった。（3月25日に復旧）
  - ・ 3月12日（土） 福島第一原発1号機爆発⇒風が北向き
  - ・ 3月14日（月） 郡山の自宅から平所に出勤してみると、平の町（いわき市内）には人が歩いていなかった。店も閉店していた。  
3号機爆発⇒風は南に流れ、いわき市民は何万人も県外に避難した。  
この日の来所者は一ケタだったが、電話での問い合わせ（「閉めるかどうか？」）は多かった。  
平所は合同庁舎（管理官署が法務局）。各入居官署が閉庁の伺いを上げ、3月16日のみは閉庁になった。
  - ・ 3月15日（火） 福島第一原発から30キロ圏内で国の屋内退避指示。いわき市の北部の一部が該当したが、いわき市全域が対象となったかのようにとられた。
  - ・ 3月16日（水） 閉庁
  - ・ 3月17日（木）・18日（金） 開庁したが、来所者はほとんどゼロ。  
車通勤でガソリンがなく通勤できない職員、自宅が被害を受け家族と避難した職員などもおり、職員・相談員あわせて60人くらいのところ、8人出勤の日もあった。
  - ・ 3月19日（土）・20日（日）・21日（月・祝） 閉庁
  - ・ 3月22日（火）～ 雇用保険の手続きに来所者が殺到した。県外避難している人が東京・埼玉から電話・FAXで問い合わせしてきた。
  - ・ 3月29日（火） 土日・祝日含む総合窓口をいわき市文化センターの市役所主催の総合窓口の一角に設置（3月28日に県振興局中心の関係機関打ち合わせ会議（※）で市から総合窓口の提案があったので、参加した。）。
- ※ 「いわき地域産業・経済復興準備会議事前打合せ」
- 参集機関：日本政策金融公庫いわき支店、平公共職業安定所、信用保証協会いわき支店、いわき商工会議所、商工会連合会  
浜通り広域指導センター、中小企業団体中央会浜統括事務所、いわき市商工労政課、福島県いわき地方振興局

(震災後初期の業務体制)

- ・ このころ、所内を3チームに分けていた。
- ① 離職票・休業票チーム（雇用保険担当、富岡出張所職員）

⇒ 離職票・休業票関係は4月中までピークで夜の10時・11時まで残業していた。  
その後の給付（受給資格決定・失業認定）は4月から6月ごろがピーク

② 避難所周りチーム（職業相談部門）

⇒ 途中からワンストップ相談（労働関係の他に年金・生活関係も含めた出張相談）になった。

③ 企業の被災状況確認チーム（求人部門）

⇒ 3月末までに管内主要企業のうち連絡がとれた41社を訪問。うち39社が休業状態・復旧作業中だった。管内の製造業においては、一部を除いて地震後操業停止の状態になっていた。工場倒壊・設備破損、工業用水道の断水、従業員の出勤不能等で、約2万人が3月11日以降休業状態となっていた。これら大企業は雇用調整助成金を使った。

（震災後初期の通勤・食糧）

- ・ 広域通勤・単身赴任の人は地元所で勤務（3月いっぱい）
- ・ 食糧は不足しており、全国から支援物資が来ていたので、それを食べていた人もいる。所長も郡山の自宅から食糧を運んでいた。平所は市水道局の近くなので断水はなく、電気・ガスも途絶えなかった。
- ・ いわき市には原発事故の風評でトラックが入ってこなかった。スーパーなどは栃木や茨木まで商品を取りに行っていたが、1日2時間しか開かないなどの状況だった。
- ・ いわき市ではガソリン不足も深刻だった。茨城に入れに行く人も多かった。公用車はたまたま2台がガソリン満タン状態だったので助かった。富岡出張所の公用車も使って避難所回りをした。
- ・ いわき市は4月はじめまで銀行は全部閉まっており、郵便の集配もなかった。

（震災後初期の相談者・来所者対応）

- ・ 4月中旬まで、所内はスシ詰め状態。
- ・ 雇用保険の特例措置の広報については、テレビテロップの効果が大きかった。
- ・ 福島版の相談マニュアル（3月19日初版）ができていた。それより前、3月14日ごろに阪神淡路大震災の時の対応要領（休業票のQ&Aなど）が流れてきて大変役立った。
- ・ 休業票・離職票の手続きは圧倒的に休業票の個人請求が多かった。相双地区からの避難者など。その場合、同じく避難中の事業主に電話などで連絡をとって、雇用や賃金状況を確認する。その後、事業主の方で近くのハローワークへ行き休業票を作ってもらうケースと、電話の聞き取りのみでその場で休業票を作ってしまうケースがあった。



- ・ 受給資格の決定は、休業票（求職者でなく求職票を書かない）と離職票（求職者）を分けてやった。4月11日から5名の局外からの応援が来てくれたが、休業票の手続きに特化してもらった。
- ・ 美容院・飲食店等の自営業者の被災者については、雇用保険（休業の場合の特例給付含む。）のような保障がない状況にあり、安定所に相談に来た人が多数あった。被災者に当座の生活資金（10万円、条件により20万円）を貸し付ける社会福祉協議会の生活福祉資金貸付（緊急小口融資）は、7億円の申し込みがあり予算が枯渇して、4月28日には申し込みを中止した。このためハローワークでは、生活保護窓口への誘導や訓練・生活支援給付金の説明をしたが、基金訓練が施設の被災や講師の確保が出来ないことで、予定の講座のほとんどが中止になった。
- ・ 雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金（雇調金・中安金）については、もともと多くの事業主が知っていたので、福島第一原発の30キロ圏以内の事業所が、法令上の制限を理由とした事業活動の縮小のため対象とならないとされたのが大きなリアクションを呼んだ。
- ・ 雇用促進住宅の問い合わせもあった。
- ・ 精神的に地震被害のことを吐き出したい人には、プレ相談窓口で吐き出してもらうようにしていた。

#### （求人・求職・職業相談等の状況）

- ・ 2011年6月ごろの段階で、緊急雇用創出基金事業による地方自治体からの求人が多数出されており、復興事業に係る建設業からの求人も急増していた。原発関係の求人も多かった。さらにもともと人手不足感があった医療・介護関係職種や生命保険等の営業関係職種の求人も増加していた。
- ・ これに対し、求職者については、原発による避難者等を中心にまだ将来的な居住地を決めかねているため、臨時的な仕事を希望する人が多い。また、転職の場合においても、求人の職種が建設関係、介護関係等に偏りがあり、免許資格や経験を必要とする職種が多いため、ミスマッチが拡大している。という状況だった。
- ・ そのころの新規高卒者については、震災・原発事故の影響により、県外就職希望者が54%増加していた。
- ・ 落ち着いてきた後は、避難所には昼は動ける人おらず、出張相談の効果は疑問だった。
- ・ 4月にはハローワークで、避難して戻ってきたら解雇になっていたという相談も多かった。避難先の市町村での対応・支援もまちまちだったようだ。
- ・ 移転費の相談もあった。雇用対策法の枠も少しあったが、「ハローワークの紹介で就職が決まっていることが必要」ということまで周知されていなかった。



(その他平所管内の状況など)

- ・ 日産（小名浜）やアルパインは復旧が早かったが、海岸部の石油化学コンビナートはまだ全部復活していない。火力発電所も全面復旧していない。
- ・ サプライチェーンでは、自動車用顔料を製造するメルク社小名浜工場の操業中断による自動車工場への影響など。
- ・ 観光レジャー産業では、施設の被害と顧客からのキャンセルにより、事業を廃止又は休止する事業所が相次いだ。大型観光施設で750人の解雇が発生したが、基金事業を使って400人が再雇用されている。4つのゴルフ場は廃業。雇用保険被保険者数は、2011年2月末の82,104人から、同年5月末の77,935人に4,169人減少した。
- ・ いわき市北部の久之浜などでは津波の死者・行方不明者が合計350人くらい発生。沿岸の水産加工業では、事業所が津波で流出したところが多くあった。中小の加工場は再建できていない。「夕月かまぼこ」も津波被害にあったが再建した。漁業も所属漁船の90%が流出等使用不能になった（所属船約400艘、就業者約700人）。
- ・ 復興需要については、地場の中小企業は恩恵があるが、その中で勝ち組・負け組が分かれている場合もある。たとえば、運輸の中でも、電気・機械関係の輸送はいいが、風評被害を受けている農産物関係の輸送はよくないなど。

(最近の原発関係)

- ・ 福島第一原発30キロ圏内の避難指示が解除された地域については、住民に対する東電の賠償（不動産関係等）が決まっていないことなどで、住民の住むところが決まらず、一般的に労働力不足になっている。作業員が住めるのは南相馬市や広野町だが、短期の契約のため住宅を作るのはペイしない。地元の建設業協会が建設労務者用の仮設住宅を要望し、地域ぐるみで立てる予定になっている。
- ・ 県内の除染も、除染土の仮置き場が決まらず進んでいない。

(その他)

- ・ 障害者雇用については、震災のマイナス影響はなかった。むしろ震災前よりも増えている。
- ・ 助成金業務については、2011年5月に福島労働局の助成金事務センターを設置した。被災地雇用開発助成金については、登録累計約14,000件。
- ・ 雇調金・中安金は処理期間である初回60日・2回目以降30日を超えたものが、ピークで2,000件くらい溜ったが、他局応援や局内応援も投入し、相談員も増員（24名⇒34名）して2012年3月までに解消した。大企業は今でも円高対応で使っている。

## 資料 1-13

## 震災時の郡山公共職業安定所長からのヒアリング記録

【ヒアリング：2012年7月】

(郡山所での業務処理)

- ・ 郡山所はもともと混雑がひどい所だったが、震災後はさらにひどくなっていた。
- ・ 全国応援は助かった。出身局名を書いた腕章の効果も大きかった（長時間待つことを我慢してもらえる効果もあった。）。
- ・ 休業給付の個人請求が多かった。休業給付と震災離職の人は受給資格決定を別にしていて。個人請求の人は、休業票（離職票）作りから受給資格の決定を行い受給資格者証を渡すまでを、1日で済ませた（途中で中抜けしてもらおう）。個人請求の休業票（離職票）は事業主と連絡をとって作成するが、事業主が他所で作っていたら、それを FAX で送ってもらった。
- ・ 雇用保険の受給日数のリセットについては、必ず説明して了解を得ていた。
- ・ 自営業者の対応は難しく、つなぎの仕事の紹介をすることもあった。

(避難者・避難所・仮設住宅)

- ・ 避難所は最初、体育館等が使われ炊き出しなどもしていた。出張相談では、仕事の話より雇用保険や生活の相談中心だった。
- ・ その後、ホテル・旅館も使われるようになり、アパート借上げも加わり、仮設住宅もできてきた。仮設住宅の出張相談では、体調不良で働けない人、年金受給者、高齢の人などからの相談が多かった。
- ・ 2012年5月の県内避難者数は約9万8千人、県外避難者数は約6万人で合計約15万8千人。このうち、東電の賠償金の対象になっている福島第一原発から30キロ圏内の人口（約14万人）を除いた人たちは、30キロ圏外に住んでいた子供のための自主避難者など。子供のための避難が長引くと、若者の減少が懸念される。
- ・ 30キロ圏内の人については、避難中は月々の精神的損害の賠償や就労不能等に対する損害賠償は受けられるが、不動産関係の賠償が固まっていなかった。このため、生活基盤が固まらず求職活動に影響が出ている。これが一括精算となる動きがあるので、精算できれば宙に浮いている状態が解消され、生活基盤をどこに置くかも決まってきて、定職を求めるようになるのではないかと。
- ・ 現状でも、避難中の人で、働く意思と能力があり働ける環境にある人は既に働いている。ただし、避難中の人については、本人や事業所の方では、長期間就労に不安があるため、つなぎ就労もあるのが実態ではないかと。基金事業や建設の期間求人に行く人も多い。

(がれき処理・除染等)

- ・ 建設関係の求人者は未経験者を敬遠しているが、がれき処理や除染は未経験者も広く募集している。ただし、がれき処理は粉塵やにおいが大変だし、除染は放射能が不安で人手不足感がある。
- ・ 除染土の中間処理が決まらないが、除染が進めば、住民も事業主も復興に向けて動き始めることができる。

(学卒)

- ・ 2012年3月卒の高卒については、震災後で県内求人が出が遅かったが県外求人は来ていた。そこで早めに県外就職を決めた生徒が多かった。

## 資料 1-14

## 大船渡公共職業安定所長（2011年7月から在任）からのヒアリング記録

【ヒアリング 2012年7月】

(震災前後の数字の動き)

- ・ 震災前後（2011年2月から5月）で雇用保険被保険者数が4,400人減少し、有効求職者数が3,000人増加した。その差の1,400人は内陸に避難したと見られる。そのまま居残っている人もいるが、大船渡に戻った人もかなりいるようだ。
- ・ 2012年の5月には被保険者数は震災前に比べて1,500人減少のレベルまで戻っている。同月の雇用保険受給者は延長給付対象者を含まずに対前年で1,000人増のレベル。短期の仕事について受給資格を得てやめてきた人や雇調金でつないでからやめてきた人などが受給者実人員を押し上げていると思われる。雇用保険受給者の男女比は1:2。

(求人確保)

- ・ 昨年7月に赴任して早々、半月かけて管内主要事業所70社を訪問し、被災・復興状況を確認するとともに、新卒高卒求人の提出依頼をした（7月1日発表の管内の求人がゼロだった）。その結果、133人の求人確保し、管内の就職希望者66人全員の内定がとれた。管内の未就職者はゼロだった。今年も、5月に定着指導を兼ねて40社訪問。6月20日の初日において25社85人分の求人確保した。今年度の高卒求人の出足はいい。昨年度と同等の求人確保できる見込み。
- ・ 昨年11月（広域延長給付に入る前ごろ）から、求人の量から質への転換を図りながら求人開拓を実施してきた。5人のパート求人あれば「1人は正社員にできませんか」という働きかけなど。その結果、2012年5月の新規求人中の正社員求人割合は35.8%で県下トップ。

(水産加工関係)

- ・ 大船渡の水産加工業はもともと健全経営だったので、グループ補助金実施前にメインバンクが水産加工大手に融資を行った。このため、販路を維持するため、他の被災沿岸地域よりも事業の再開を早めることができた（2011年7月中旬からの再開事業所もあり。）。製氷工場も1箇所は同年7月には再開していた。
- ・ 大船渡の水産加工は魚関係が多く、陸前高田は海藻関係が多い。大船渡でいち早く再開したところは元の場所での再開。別の場所で再開予定のところもある。輸入原材料を使っているのは大手の一部。
- ・ 水産加工への従業員の戻りは8割程度。企業にとっては戻りが遅い感じだが、津波の経験から海べりはいやだという気持ちもある。また、津波によって環境が変わり子供や老人

の面倒を見なければならなくなった人もいる。介護講習会を受けている人もいる。水産加工場も環境は良くなっており、賃金が従業員の戻らない理由ということでもない。

- ・ 会社側も最初は50代後半以上の年配者は再雇用しない方向だったが、今は72歳の人も採用している。
- ・ 陸前高田で12～13人規模の水産加工場で再開していないところが、再開して従業員が戻るか心配している。人と人とのつながりが強いので、そのつながりに戻るため職場に戻る面もあるのではないか。
- ・ そのような状況の中で、4月下旬から7月にかけて7社で職場見学会を開催した。参加者87人、就職者27人（うち水産加工関係14人）。7社とも、津波前と同じ場所で再開している事業所。
- ・ 今後のフォローアップとして、所内ミニ面接会を月2回程度、1回につき水産加工会社及び正社員等良質求人2社選定して実施する。

#### （製造業全体の復旧・復興の状況）

- ・ 陸前高田を含め、管内製造業の60～65%が動いている。従業員ベースで7割が戻っていると見ている。
- ・ 今後再開予定の企業が4社。そこでの再雇用が400人、新規雇用が2割の見込みだが、元の従業員数には届かない。販路の確保次第で数ヵ月後には元の人数になるかもしれない。販路については2年近くの空白がどう影響するか。4社のうち2社は水産加工関係だが、元の場所でなく別の場所での再開。
- ・ 再開を断念しているのは合板の2社（メインバンクの決定で）。元従業員は180人。
- ・ 大手セメント会社とその関連15社は雇調金を活用して離職者出なかった。鉄鋼会社も雇調金を活用。
- ・ コールセンターが新たにできて85人を採用した。95%がパートで1日5時間勤務の最低賃金レベルだが、もともとの事務職希望者が多く行った。水産加工場の若い人も行ったかもしれない。
- ・ 復興需要を当て込んで神奈川から進出したコンクリート会社がある。

#### （職業訓練）

- ・ 高台に社会福祉法人が3～4ある。夜勤や腰に負担がかかるため人の出入りは激しいが、介護の訓練受講者はスムーズに就職している。
- ・ 建設重機は求人ある。実務経験が必要で訓練を受けてもすぐには就職できないかったが、地場の建設会社に求人開拓し、訓練修了者を復興需要を見込んで採用してくれるようになった。

## (基金事業)

- ・ 岩手ではすべての基金事業求人はハローワークに出してもらっている。1年の期間雇用を2回まで更新できるようになった。
- ・ 求人は、県・市町村からは官公庁事務、仮設回りの支援員。建設業協会からはガレキ処理（重機が入れないような場所の手作業）。
- ・ 大船渡では、もともとの求職者や漁業関係者が行っていて、震災離職の求職者はあまり行っていない。

## (ガレキプラント)

- ・ ジョイントベンチャーが受注したガレキの仕分けをする作業場（プラント）の求人は建設会社からガレキ撤去作業員として出ている。

## (陸前高田ふるさとハローワーク)

- ・ 津波で相談員2名が亡くなった陸前高田のふるさとハローワークは、2012年3月に高台の住宅地の中で再開した。
- ・ 陸前高田市や大槌町では、事業所再開の目処立たないところが多く、仮設住宅から出て家を立てる見通しも立たない状況（宅地の高台移転。商工用地の計画等もこれから）。

## (仮設住宅・出張相談)

- ・ 管内の仮設住宅は91箇所4072世帯。2011年7～8月に入居。そこから再開した会社に通っているが、たとえば1家に3台あった自動車が仮設住宅では一家に一台になっており、1人が通勤に使うと他の家族が使えない。水産加工では送迎しているところもある。
- ・ 2011年度中は、出張相談担当の就職支援ナビゲーターは労働局所属で10班体制を組んでいたが、2012年度から各所所属になった。4月から6月までで42回実施し、職業紹介関係で245件の相談、職業訓練関係（求職者支援制度関係含む）で20件の相談等を行っている。モバイル端末で求人票が出せるので、それを渡してきている。雇用保険の失業認定における「求職活動」として位置づけている。事業所の再開を待っているが本当に戻れるかどうか不安な人の相談もある（再開するかどうか、再開しても縮小再開の場合自分は戻れるか・・・）。
- ・ 生活保護は沿岸部では増えていない。義援金配分や弔慰金・生活再建支援金の影響だろう。

## (新規相談員研修)

- ・ 震災後新たに20人の相談員等が配置されたものの、窓口対応ができるようになるまで研修等の実施に苦慮した。課長・統括を中心に講師になって研修を実施した。愛知労働局

からの応援職員にも毎週のように相談員研修をしてもらい、現在は各相談員が窓口対応できている。

(債権処理)

- ・ 震災後、受給者実人員が通常の 10 倍になったことから、不正受給・過誤払い等約 100 件発生し、最重要課題の一つとして早期の処理を実施した。

(マスコミ対応、対外対応)

- ・ 昨年 7 月の赴任当初からマスコミ対応に追われた。
- ・ 毎月の労働局公表日に関係資料を作成の上、県振興局、自治体、商工団体等計 7 団体に説明している。
- ・ 今年 1 月に大量離職が発生したときは、関係機関連携して対策会議等を開催して情報の共有化を図り、求職者に対する迅速な対応を実施した。



## 資料 1-15

石巻公共職業安定所長（2011年7月から在任）及び同所産業雇用情報官  
（2012年4月から在任）からのヒアリング記録

【ヒアリング：2012年9月】

（人口減少）

- ・ 石巻市では震災前後で人口が約 11,400 人減少している（2011年2月：160,470⇒2012年8月：149,093人）。このうち、津波による死者は約 3,200 人（行方不明者をあわせると 3,900 人）だが、住民票を移さずに転居している人もいるので、相当の人数が石巻市から流出している。管内の東松島市、女川町も同様である。
- ・ 特に若い人が流出している。被災して仕事を失い、震災直後は求人が大幅に減少し、その後は回復に向かったものの、地場の求人はつなぎやパートが多い（石巻管内では、2012年度の緊急雇用創出事業による雇用人数が約 1,300 人予定されていた）。有効求人倍率は2012年8月から1倍を超えているが、正規社員（4割弱）や条件のいいものは少ない。子供を養うためにも安定した仕事のあるところ、住環境が整っているところに行くことも必然である。

（管内の雇用者数・求職・求人数等）

- ・ 雇用保険の被保険者は、震災前の2011年2月に約 41,200 人だったところ、震災後の2011年5月には約 32,200 人（▲22.7%）まで減少し、その後2012年7月には約 39,100 人（▲6.1%）まで戻っている。
- ・ 産業別の被保険者数を見ると、食料品製造業（水産加工業含む）については2011年2月に約 5,200 人だったところ、2011年6月には約 1,500 人（▲70.2%）まで減少し、その後2012年7月には約 3,000 人（▲41.7%）まで戻っているが、まだ 2,200 人（うち女性 1,600 人）が戻っていない。震災後減少率が高かった業種としては他に卸売業（▲43.7%）があり、水産加工卸との関連も考えられる。
- ・ 震災前よりも大幅に被保険者が増加した業種は、建設業（2011年2月から2012年7月の間の増加率：+25.4%）、社会保険・社会福祉・介護事業（同：+20.4%）である。建設業は復旧作業やがれき処理の関係と考えられ、男性で 1,000 人以上、女性も 150 人増加している。社会保険・社会福祉・介護事業については、もともと人手不足だったので、広範囲に失業者を吸収したと考えられるほか、社会福祉協議会の仮設住宅訪問支援員などの採用も一因となっている（※）。

※ 2012年7月に「福祉のしごと面談会 in 石巻」を開催し 51 人が参加、うち 7 人が就職したが、その中の 4 人の前職はウェットスーツ製造、弱電組立、一般事務、老人健康施設支援相談員と多様だった。

- ・ 水産加工業における 2011 年 3 月から 2012 年 8 月までの年齢別の被保険者資格の取得・喪失状況を見ると、59 歳以下の年齢層では同じ比率で取得が多い（離職より就職が多い）が、60 歳以上ではその比率が低い。このため、59 歳以下であれば、事業の再開が加速し環境を整えば仕事に戻る傾向が強いと考えられる。
- ・ 有効求職者数は、震災後の 2011 年 5 月に震災前の 2 倍以上に増加したが、2012 年 7 月になると 44 歳以下の男女計では震災前の水準（前年同月）より ▲18% の水準にまで減少している。また、45 歳以上でも男性の一般求職者では震災前に比べ 45～54 歳で +12%（対前年同月）、55 歳以上で +20%（同）の水準まで低下しているが、同年代の女性の一般求職者では 45～54 歳で +87%（同）、55 歳以上で +260%（同）の水準にとどまっている。
- ・ 水産加工が多い女性パート求職者については、44 歳以下では 2012 年 7 月の対前年同月で ▲16% になっているが、45～54 歳で +37%（80 人）、55 歳以上で +106%（252 人）の水準にとどまっている。しかし、食料品製造業における女性被保険者数の戻っていない人数が 1,600 人であるのに比べると、求職者としての増加幅は少ない。したがって、元水産加工従業員で戻っていない人の多くは求職者として顕在化していないことが考えられる。
- ・ 雇用保険の延長給付の受給を終了した人に後追い調査をした結果を 2012 年 7 月 15 日までにまとめたところでは、受給終了後に求職活動中の人は 796 人だった。また、83 人が「離職前の事業所での再就業の予定のため求職活動をしていない」状態だった。
- ・ 有効求人数は、震災前の約 2,000 人の水準から 2011 年 8 月には 5,000 人を超え、以後 5,000 人を若干上回る水準で推移している。有効求人倍率は震災前の 0.5 倍程度から 2012 年 7 月には 0.96 倍まで上昇しているが、最近の上昇は主に求職者数の減によるものである。2012 年 6 月の食料品製造の職業の一般の求人は 366 人、一般の求職者は 627 人で求人倍率は 0.58 倍。同職業のパートの求人は 157 人、パートの求職者は 298 人で求人倍率は 0.53 倍。

（仮設住宅の入居者）

- ・ 石巻では、南三陸町などと違い平地が広がっており、市内に仮設住宅を建てる場所があったので、仮設に住んでいる人が他地域を志向するということはない。自衛隊が駐屯していたときは空き地に自衛隊がいて、その後に仮設を建てたので、工事の開始・完成が遅く、避難所閉鎖が遅れた。避難所の時はもっと内陸（他の市町村）にも避難していたが、仮設住宅ができて戻ってきた人も多い。
- ・ 仮設に住んでいる人は、将来住む場所が決まっていない。どこに家を建てられるかわからないし、今の土地・家屋をいくらで買い上げてもらえるかわからない。そのことが雇用にも影響している。今の仮設入居のままで仕事を決めても、将来どうなるかわからない（※）。

- ・ また、仮設入居者は被災したことに伴って仮設に入居したことにより、家族構成が変化して働ける環境でなくなった人がある。たとえば、祖父母と同居になったので、その世話をしなければならなくなった、子供の面倒を見てくれていた祖父母と別居になったので、自分で子供の面倒を見なければならなくなった、など。
- ・ 仮設住宅では、駐車スペースの制限もあって車が1台しか置けず、一人しか車通勤できないというケースもある。

※ 石巻所管内応急仮設住宅入居状況（平成24年9月1日現在）

- ・ 石巻市 : 団地数 134、入居戸数 7,094、入居人数 16,523 人
- ・ 東松島市 : 団地数 21、入居戸数 1,727、入居人数 4,235 人
- ・ 女川町 : 団地数 30、入居戸数 1,271、入居人数 3,071 人

※※ 住宅移転等

- ① 石巻市の「復興整備計画（第6回変更） 石巻市・宮城県 平成24年11月27日」では、次のように記載されており、津波被災地のうち、海岸沿い市街地については内陸部農地に整備する新市街地への移転、リアス式海岸の集落については高台移転の方向が示されている。

○ 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

「災害に強いまちづくり」の基本理念により、海岸防潮堤・河川堤防と高盛土道路（矢本流留線）等に囲まれた地域（以下「二線堤内地域」という。）については、災害危険区域の指定により原則非可住地とする。災害危険区域内については、産業集積やシンボル公園などの土地利用を図る。

二線堤内地域の居住系建築物は、津波浸水リスクの低い内陸部農地に整備する新市街地への集団移転を促進する。二線堤内地域よりも内陸の地域では、既存宅地を活かしながら、土地区画整理事業や災害公営住宅整備事業等の実施により、生活再建のための住環境の整備を行う。

沿岸・半島部などの漁業集落においても、海岸防潮堤の整備を推進し、今後想定される最大級の津波に対しては、防災集団移転促進事業により、利用可能な土地が限定される中、保安林を極力回避し、安全な高台や内陸部を居住等の場としての土地利用を推進する。移転に伴う跡地において、漁港の復旧と同時に、漁業の復興を図る環境整備を図るとともに、観光振興等のほか、新たな産業を創出する場としての活用を図る。

これら住居移転は海岸堤防、海岸保全施設（防潮堤等）、河川堤防、高盛土道路、避難路、避難場所（避難ビル、避難タワー）等の建設とあわせて構想されており、

これらの防災インフラの工事計画が公表されている。その計画では、これら工事の完成はおおむね 2013 年度から 2015 年度以降となっている。

- ② 石巻所管内の東松島市では、2012 年 8 月、津波防災区域の指定が行われた行政区を対象に集団移転などに関する説明会が行われた。また、市内 10 箇所での復興住宅（災害公営住宅：災害により滅失した住宅に居住していた市民で住居に困窮する定額所得者、自力での住宅再建をすることが困難な世帯の住宅を確保するための、低廉な家賃で賃貸できる公営住宅）の建設計画を公表しているが、おおむね 2012 年度中に着工、2013～2017 年度に完成予定となっている。

（再開した水産加工業の従業員確保）

- ・ 2012 年 2 月から 8 月までに受理した水産加工員の求人の 9 月 12 日までの充足率を所で独自に集計したところ、平均で 25.5%だった。
- ・ 水産加工で働いていた女性従業員は、もともとパート勤務が多く、この際引退を考えている人もいるだろう。仮設入居者は前述のような制約のある人もいる。
- ・ 再開した水産加工業への従業員の就職は、大まかに、①同一会社に戻る、②同業他社に戻る、③未経験者等新規の労働力が就職、に区分できる。①のみでは確保できずにハローワークに求人が恒常的に出てくる。②でもかまわない人は行っているだろうが、もとの職場の人間関係を志向している人は行かないだろう。そこで③の未経験者等も対象に考えた対策が必要と考えている。
- ・ 多くの会社は、従前通りの条件・方法で採用しようとし、求職者は震災前の職場・生活に戻りたいというのがベースになっていると思うが、それではうまくマッチングしていない。そこで、送迎、賃金などでの事業所側の工夫と、雇用保険給付打ち切りや各種支援金・義援金の枯渇などの求職者側の就職促進要因の増加でどうなるかという要素が加わる。
- ・ しかし、送迎をはじめた、賃金を上げたというのは水産加工事業所のごく一部。現在の水産加工の賃金相場は、スポットで時給 900 円、常用で時給 750～770 円くらい。賃金をアップすることの効果はまだよくわからない。アップしている事業所が少ないし、求職者側の就職促進要因の増加にもよる。
- ・ また、2012 年 7 月の食料品製造職種のパートの平均求人賃金は時給 747 円なのに対し、パート求職者の希望賃金は時給 717 円であり、この数字から見る限り、求職者が賃金水準に不満を持っているということはない。
- ・ 元従業員としては、従前の仲間でもとまりたいという意識もある。事業再開の見込みが立たない事業所の元従業員がまとまって他の再開事業所に行く可能性もあると思うが、事業所の側では、他事業所での経験者は使いづらいという面もある。（まとまると特に、職

場の良好な人間関係が構築できない、または、退職するときは一緒にといったリスクがある。)。事業所側では、ベテランの技も捨てがたいが、吸収力のある若い人も望んでいる。

- ・ 元従業員には海べりに対する恐怖もあり、海水を大量に使う一次加工のみ海べりに残して他は安全な内陸に移転するケースもある。海べりで再建する際、屋上に避難所を作った事業所もある。ただ、津波被害の甚大だった地域で事務職を募集したが、応募者が一人も来なかったという例もある。
- ・ 建設関係や基金事業で単価の高いつなぎの仕事もある。
- ・ 水産加工の女性パートのこだわりは、①家から近いこと、②仲間がいること、③慣れた仕事であること、だった。状況が変わるとわからないが、生活ができれば介護のような仕事には行かないだろう。

#### (水産加工事業所の再開状況等)

- ・ 甚大な津波被害を受けた石巻市の「魚町水産加工団地」での水産加工業・冷凍倉庫業とこれらの関連企業事業所の再開率は、2012年6月時点で約4割になっている(207社中84社)。ただし、再開した事業所でもラインの稼働率は低い。まだ、市場・岸壁も仮のものであり、かさ上げ工事も始まったばかり。排水処理施設も完全ではない。上述のように、海水を大量に使う一次加工のみ海べりに残して他は内陸に移転するケースもある。
- ・ 他の地域の業者に販路を奪われている焦りはあるが、人手の確保については、一部の事業所に焦りはあるものの、全般的には事業を再開してもフル稼働に至っていないことなどからそれほど焦りはないのではないか。
- ・ 石巻市にある水産加工業者の組合によると、2011年4月の段階での廃業予定は7社だったが、2012年4月には16社に増えている。これらはいずれも零細な事業所。再開する資金を捻出できないことのほかに、競争力のある商品を作れないと、とりあえず再開しても長続きしないと事業主は考えているのではないか。

#### (建設関係)

- ・ 人手不足と言われているが、現場は一応回っている。
- ・ がれき処理のスポットの仕事ある。がれき処理は一次仮置き場までは市が、二次仮置き場は県が原則。そこから「がれきプラント」(石巻管内は1箇所)への運び込み、手選別を含む選別処理、焼却処理、最終処分場への運び出し等は委託を受けたジョイントベンチャーが行っている。ジョイントベンチャーでは1日当たり1,250人の雇用見込みと言われていたが、実際に求人が出てきたのは200人弱で、主に男性により充足している。粉塵や匂いがひどく、夏場に離職が多かった。冬場も寒さから離職が多いだろう。この雇用も2013年12月までの予定。



- ・ 仮設入居者のための住宅建設は、大きく元の土地への再建、集団移転、復興住宅に分かれるが、まだ始まったばかり。
- ・ 今後、本格的な復興工事、移転先の宅地造成・住宅建設などが始まるにつれ人手不足になるかどうかはわからないが、今建設のつなぎ仕事をしている地元の方は、単純な土木作業以外の建設作業には横滑りできないのではないかと。そういう仕事は求人者が技術や経験を求めるので、地元にはそうした有資格者が少ないため全国から集めることになるのではないかと。
- ・ これから本格化する工事も、10年かかるかどうか。新卒で入っても10年後が心配。

(仮設住宅への出張相談)

- ・ 就職支援ナビゲーターが実施している。
- ・ 避難所のはきは、就職希望の把握や制度の周知が主だった。避難所は昼間は男性がいない。最初のころは自宅の片付け、漁業者は海のがれき処理などをしていたが、そのうちにつなぎ仕事に就職。就職相談はあまりなかった。2011年6月23日から「こころの相談」として血圧測定や健康相談も行っている。
- ・ 仮設住宅での相談は2011年8月から。2011年10月からは担当ナビゲーター4名の2班体制で毎日実施、2012年4月からは1班体制で実施。
- ・ 周知方法は当初開催団地等への掲示が中心だったが、その後全世帯へのポスティング、自治体の広報掲載等も実施。これらの効果が顕著で、開催日を固定したこと、口コミ効果などで相談会の定着が図られた。
- ・ 受給者説明会でも紹介するので、近くの雇用保険受給者は月1回仮設相談に来る者もいる。2011年10月からの延長給付への移行により休業給付だった人も多くが失業給付に切り替わって求職活動が義務付けになった。最近では延長給付終了による相談者減少もあるが、広報閲覧による相談者は増えている。
- ・ 相談者は、沿岸地区の壊滅的被害による水産加工場を中心とした離職者（40～60代の女性パート）の相談者が多い。これらの相談者は、水産加工場勤務を希望し徐々に求人も増えているが、震災（津波）地域勤務の精神的負担と運転免許がない等の通勤手段の確保も困難で思うように就職に結びついていない。
- ・ 相談者の意見としては、運転免許がない、車が津波で流出した方も多く、受給者の求職活動としても出張相談会は有難い。交通事情は改善されてきたが、所要交通時間も含め出張相談は利便性が高い。ハローワークの混雑を避けたい。相談者が固定されており細部にわたり相談がしやすい、など。
- ・ 仮設住宅入居者も、生活再建支援金、弔慰金、義援金等が入り貯金が増えて生活保護が減った。これから貯金が減ってくると生活保護も増えるのではないかと。生活保護受給者の数字もそろそろ底をうっている感じ。

## (基金事業)

- ・ 2012年度の緊急雇用創出事業での雇用創出は、石巻管内で約1,300人にのぼる。
- ・ 今年度に多数の求人が出ていたのは、派遣会社が10職種で15人ずつの求人を出して研修と紹介予定派遣を行うもの。ただ、なかなか出口が確保できないようだ。
- ・ 事業復興型雇用創出助成金は、復帰従業員が8割まで可ということにはなっているが、事業主にとって残り2割の新規採用という要件が厳しい。23年度は23事業所61人、24年度は8月10日までに203事業所928人の実績。
- ・ 石巻では基金事業求人の賃金の方が地場賃金より高い。

## (新規高卒)

- ・ 石巻管内高校の新規高卒者の就職内定率(4月末)は、震災前の2010年3月卒では91.6%(宮城局管内91.4%)だったが、震災直後の2011年3月卒は80.0%(宮城局管内88.2%)に低下した。2012年3月卒は、学卒ジョブサポーターによる積極的な求人開拓や相談・紹介もあって、求人倍率1.64、内定率98.6%(宮城局管内98.1%)となった。

## (その他)

- ・ がれき処理や水産加工求人の特設掲示コーナーを作っている。
- ・ 被災者等合同面接会を年2回開催、6月20日には参加企業34社、参加者数103人。
- ・ 臨時庁舎でミニ面接会を開催。23年度には66社参加、面接649人。
- ・ 求人開拓推進員による被災者向け求人開拓を実施。



## 資料 1-16

## 気仙沼公共職業安定所長（2012年4月から在任）からのヒアリング記録

【ヒアリング：2012年10月】

(気仙沼の水産加工業)

- ・ 気仙沼の水産加工業は、消費者用に地場の魚を加工する形態が多く、地元業者はそれにこだわりを持っている。地場の魚が揚がらない冬場は仕事なくなるが。加工も分業によるチームプレー（切り身を作る→次の加工・・・）になっているので、一部が復旧しないと他にも影響が及ぶ。
  - ※ 同じ県内でも塩釜の水産加工は揚げかまぼこ主体で新潟と競合していたが、震災後3か月中断していた間に販路を取られてなかなか戻ってこないと聞いている。石巻の水産加工は原材料加工で1次加工したものをロットで納める形態が多い。海外からの輸入原材料も多いので、大手で再開しているところは輸入原材料価格の高騰の影響を受けているようだ。
- ・ 水揚げ→加工→冷凍という流れはほぼ復旧している（水揚げもできるようになり、冷凍庫も復旧した）。
- ・ 水産加工業の1次加工は大量の海水を使うので、海べりが便利。下水処理も共同で浄化して海に流していた。2次加工からは内陸に行ける。震災を機に内陸に移っているのは2次加工以降の部分で、1次加工の部分は屋上に避難所を作るなどして元の場所で再建している。相談窓口でも海べりを避けたい求職者もいるが、屋上避難所などの整備で戻る気になる人もいるのではないかと。
- ・ 気仙沼の水産加工業界は八戸と競合していたので、ブランクがあると八戸に販路を取られる恐れがある。そこで、小売店で商品を置くスペースが確保するため、「もうすぐ再開するからスペースを確保してくれ」と頼んで回ってきており、可能なところは規模を縮小してでも早く再開している。これから用地を嵩上げて来年秋から工場を作り始めるところ（小規模な事業所が多い。分業の一部を担っていたようなところもある。）は、工場ができたころには販路が無くなっていることを心配している。
- ・ 全国の小売業界で「気仙沼ブランド」を置きたいという話がある。これまでは安売り競争の中でやってきた（賃金も低かった）が、地元業界としては、これからは質で勝負したいと考えているところ。ただ、その中身が固まっておらず悩んでいる。また、これから用地を嵩上げて工場を作るところは、工場が完成するころに「気仙沼ブランド」へのニーズがどうなっているかも心配。
- ・ 気仙沼では加工技術高いという自負がある。それを生かし、これから「気仙沼ブランド」の中身を作っていこうとしている。

- ・ 気仙沼市では仮設住宅が市内にあるが、同じ気仙沼所管内でも南三陸町では隣接する登米市の仮設住宅に集団で行っている人が多い。これらの人は南三陸町内の復興住宅（建つまでにあと2年ぐらいかかる）入居を希望しているようだ。
  - ※ これらの人は、すでに生活の基盤が登米市の方に移っていて、今後も（しごと面はともかく）生活は登米市の方を向いたままになるのではないかとの声もある。
- ・ 南三陸町で再開した水産加工場では、日本人の従業員は戻ったようだが、これまでいた中国人技能実習生の分が足りないようだ。

#### （再開した水産加工事業所への従業員復帰）

- ・ 食料品製造職種の求人は、2012年4月から9月までの累計で504人、うち226人分が9月末までに充足した（充足率44.8%で石巻よりは高い）。ハローワーク経由以外の充足も考えられるが、求人数は減っていないので、再開したところも人手は足りていないはず。技能実習生不足もあるようだ。
- ・ 仮設住宅で車が1台しかない（ので女性が働きに出られない）という点については、いざとなれば乗合でも通勤するのではないか。
- ・ 義援金、生活再建支援金、弔慰金等については、それらによる就労抑制効果はあると思う。雇用保険が切れても働かない人は多い。仕事をしない生活に慣れてしまったという面もあるが、就職の必要が切迫していない人もいるかもしれない。

#### （建設業求人）

- ・ 建設業からの求人は出ている。他県の作業員も入り込んでおり、作業員宿舍も建てている。建設機械運転の訓練（10日くらいの講習）受けた人は、建設機械オペレーターとしてでなく土木作業員として就職している。
- ・ 建設需要は、三陸道の工事もあるので、向こう10年くらいはあるのではないか。

#### （基金事業求人）

- ・ 気仙沼の基金事業求人は、市・町の直接募集、社協、復興協会からの求人など。気仙沼では基金事業求人の方が単価が高いので、「他の求人に行かない」「市場を歪めている」という批判がある。今後「求人倍率が1倍を超えても基金事業が必要か」という議論も起こるだろう。
- ・ 仮設住宅入居者のように生活基盤の安定しない人は、安定した仕事より単価の高い仕事に行くので、基金事業や土木作業の充足率が高くなる。
- ・ 新設のコールセンターが、半年間人材養成という形で基金事業を使って雇っていた。

(全体の数字の動き)

- ・ 震災前の約 1,800 人からピーク時（2011 年 6 月）に約 6,300 人まで増加した気仙沼所の有効求職者は、2011 年 10 月ごろに 4,300 人まで減少し、その後横ばいを続けたが、雇用保険給付が切れる人が多くなった 2012 年 4 月以降減少し、2012 年 3 月の約 4,000 人から 8 月には 2,500 人まで減った。それでも、震災前の 1,800 人に比べればまだ 700 人多い。雇用保険が切れた人で就職せずに求職者でなくなった人もいるが、基金事業求人・がれき関係求人など「つなぎ」の仕事に行っている人もいる。
- ・ 管内の雇用保険被保険者数は、震災前の約 18,300 人から 2011 年 5 月に約 11,300 人まで減り、2012 年 8 月には約 15,700 人まで戻っている。食料品製造業種では、震災前の約 3,900 人から 2011 年 5 月には約 900 人まで減り、2012 年 8 月には約 1,800 人まで戻している。

(その他)

- ・ 震災後雇った人の中で家族が行方不明の人がいる。
- ・ 大阪からの応援職員の雇用保険処理は参考になった。
- ・ 雇用保険の不正・過誤払については、膨大な処理をする中で十分な説明ができず、就労不申告になるケースもあるようだ。

## 資料 1-17

## 気仙沼公共職業安定所就職支援ナビゲーターからのヒアリング記録

【ヒアリング：2012年10月】

※ 2011年6月からハローワーク気仙沼の就職支援ナビゲーターとして避難所や仮設住宅の出張相談等を担当している方である。

## (避難所相談)

- ・ 避難所相談では、主だった避難所（体育館、公民館等）に行った。6～7月ごろは、旧気仙沼市内では市民会館、市の体育館、学校の体育館、大島地区、本吉地区（2～3か所）、南三陸町では志津川中学校、歌津中学校などの避難所に行っていた。
- ・ 最初のころは、行っても①日中は若い人は自宅の片づけに追われており、②被災や解雇について気持ちの整理がつかない人も多く、③雇用保険をもらっている人も多いため、なかなか相談にならなかった。
- ・ 2週間ごとに行って、長テーブルに求人票を置いて「自由に見てください」というところからだった。行き帰りも大変なので、かえって避難所の人々が往復の大変さを気遣って声をかけてきた。
- ・ 7月くらいから、相談・紹介を紙ベースでやれるようになった。8月から携帯の紹介端末が使えるようになった。

## (仮設住宅相談)

- ・ 8月くらいから避難所から仮設住宅に移って行ったので、仮設住宅回りを始めた。最後の避難所相談は9～10月くらいだった。仮設住宅では、集会所の中で相談会をしている。相談には、毎回来る障害者もいた。若い人は引き続き少なかった。
- ・ 相談会への参加を雇用保険の失業認定の際に求職活動として申告する人が多かった。2012年2月ごろから雇用保険が切れ始めたが、前の職種以外への相談・紹介は少なかった。
- ・ 短期の仕事でも、必要な免許・資格がない、車がなくて通えない（1台あっても夫が乗って行っている）などの理由で応募できない人が多かった。

## (元水産加工場で働いていた女性など ～最近の状況)

- ・ 水産加工場で働いていた女性も来た。志津川（南三陸町）で多かった。社長が亡くなっている、復帰予定がない等で不安を訴えていた。
- ・ 小規模な事業主から、従業員を戻したいが嵩上げ工事がまだなので戻せないという話を聞いたことがある。

- ・ 年配の人はブランクが空くと前のように体が動くか心配になる人もいる。事業所が再開しても内陸ならいいが海べりは津波が心配でいやという人もいる。自分は海べりでもいいが家族が反対しているという人もいる。
- ・ 若年者は複数応募も増えているが、45歳以上の人の就職は困難。元水産加工の人の未就職多い。男性は建設求人に応募できる（免許・資格が必要だとミスマッチになるが）が、女性は土木作業も応募できない。
- ・ 通勤の車の問題は今でもネック。送迎バスで仮設住宅を回っている事業所もあり、5人くらい集まれば送迎も考えるというところもある。自家用車の乗合という手段もあるが。
- ・ 1年くらい相談会に通っている人もいる（各会場で1人ずつくらい）。20社くらい受けているが採用されず、受けるところがなくなり気持ちが萎えてきている人もいる。そういう人には女性が多く、中には食品加工で20年勤めた40代の人などもいる。元の事業所の再開待ちだが他の事業所を受けてなかなか採用されない人もいる。
- ・ 雇用保険切れの人が多くなった2012年4月ごろから相談会に来る人が減った。それまで1回20人くらいだったのが3~5人くらいに。そこで、新聞広告、FMラジオ、ポスティングなどもやっている。
- ・ 雇用保険受給から年金受給に移行する人も多い。働ける環境でなくなったので貯金を取り崩している人もいるらしい。
- ・ 家族を亡くして気持ちの整理がついておらず、引きこもってしまう人もいる。
- ・ 被災者のメンタル面が心配。ひきこもり、自暴自棄、アルコール依存など。缶ビール持って歩いている人も多い。

## 資料 1-18

## 仙台公共職業安定所管理部長（震災当時から在任）からのヒアリング記録

【ヒアリング：2012年7月】

※ 仙台公共職業安定所は、仙台市・名取市・岩沼市・亶理郡を管轄し、管轄区域の沿岸部は津波の甚大な被害を受けた。

（震災以降苦労したこと、今後の災害時対応についての要望）

- ・ 雇用保険の特例措置（休業給付）について

震災に係る特例措置にもかかわらず、既存の被保険者期間により受給の可否や給付日数が決定されること、短期の休業等で1回でも失業給付を受給すると、これまで長期間かけてきた給付日数が0となってしまうこと等について苦情が多くあった。受給した休業者から全額返還された事案もあった。休業により失業給付を受給し復帰した従業員が育児休業給付を受給しようとしたが、被保険者期間が1年未満だったために対象外となったことへの苦情もあった。制度設計の見直しが必要ではないか。

- ・ 震災に対応した業務体制の整備

震災時、雇用保険適用課（離職票等担当）に震災特別窓口を設置し、適用課職員を中心に応援体制を組み対応したが、大勢の相談者が窓口押し寄せたため、長い待ち時間になった。電話も鳴りっぱなしの状態が続き、コールセンターから依頼された折り返しの電話対応がままならない状態。

このような対応には限度があり、会議室にほとんどの職員を集め、相談窓口を開設し、来所者に対応するなど全所的な対応が必要だったと思っている。

- ・ 応援職員の派遣期間の確保

2011年3月11日の震災発生後、4月の第2週に本省や山形局から職員数名が応援に来ていただき、4月の第3週からは大阪局などから本格的な応援（12名）をいただいた。職員は震災直後からその対応に追われ、朝早くから夜の12時過ぎまで事務処理を行うなど必死に業務運営に当たった。4月早々に10名を超える他局応援があれば職員負担も軽減できたのではと思う。また、1～2週間の応援期間では、毎回担当業務の説明等をしなければならず、慣れたところに交代という非効率な面もあった。

- ・ 応援職員の業務経験とのミスマッチ

震災時の早急な対応では、雇用保険の適用・給付がメインであり、他局応援職員の中に職業紹介の経験しかない方もおり、ミスマッチのため活用が難しい状況もあった。



- ・ 相談員の弾力的な運用  
震災直後は、出勤がままならない職員・相談員（非常勤職員）もいる中、大勢の利用者がハローワークに押し寄せ、待ち時間が長時間にわたった。相談員（非常勤職員）の担当業務の柔軟な変更や配置の変更が可能であれば、もっと効率的に対応ができたのではないかと。その後増員された震災対応の相談員には業務にしぼりがなくなったので、適用・給付・求人業務中心に対応ができた。
- ・ 震災経験者の早急な派遣  
震災・津波により、増大する失業者等の相談・対応に追われ、早急に対応すべきことがわからないまま、必死に業務運営を行っていたが、阪神大震災を経験された職員等に短期間でも来ていただき、早急に対応しなければならないこと等についてアドバイスをいただけたら有難かった。

（最近の管内状況）

- ・ 2011年11月以降、仙台所管内の有効求人倍率は1倍を超えている。復旧・復興関係で建設関係の求人が増えている。復興計画、沿岸嵩上げ、集団移転等の需要がある。警備関係も求人倍率が高い。これらの職種では賃金が高くなっている。建設業界でもあまり実務経験にこだわらなくなっている。
- ・ がれき処理の施設は、計画にあるものはすべて動き始めている（2014年3月までの予定）。
- ・ 基金事業の求人がつなぎ仕事の求人の多くを占めている。中でも自治体の直接雇用は人気がある。
- ・ 被災地支援のための事業所進出もある。コールセンターが多い。新設コールセンターの200人の求人の会社説明会を2012年8月に3回に分けて実施した。その他、180人、50人、30人の規模のものなどがあつた。
- ・ 自治体が誘致した企業の求人説明会を2011年度に12回実施し、721人の求人に対して1033人が参加、274件紹介して191人が就職した。
- ・ 毎週2回のミニ面接会も実施してきた。
- ・ 宮城労働局と宮城県主催の「復興へ頑張ろう！宮城」被災者等合同就職面接会も、仙台会場で2011年度に2回実施。
- ・ 仮設住宅相談も行っているが、相談件数は伸びない。働ける人はつなぎの仕事に行っている場合が多い。



## 【参考】政府広報オンラインより

### 全国からの応援で被災者の就労支援「日本はひとつ」しごとプロジェクトの取組

(平成 24 年 1 月 13 日掲載)

東日本大震災の影響により、操業ができなくなった事業所が多くあり、数多くの被災者が仕事を失うことになりました。東北地方の経済の中心地である宮城県仙台市にあるハローワーク仙台には、震災直後から職業紹介や雇用保険を受けるために多くの方が来所しました。被災地での就労支援の取組を紹介します。

#### 震災直後に臨時相談窓口を開設して対応

東日本大震災の影響で、仕事を失った方が多くいます。政府は、被災者の就労支援、雇用創出を促進するため、『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』を実施しています。2011年11月までに、フェーズ1、フェーズ2として、重点分野雇用創造事業の積み増しや、復旧・復興事業の推進による雇用の創出などに取り組み、岩手県、宮城県、福島県の被災3県で、ハローワークによる就職支援により11万2千人を超える人を就職に結びつけるなどの成果を挙げています。現在はフェーズ3の取組を行っており、これによって、58万人程度の雇用創出・雇用下支え効果が期待されています。

東日本大震災で大きな被害を受けた宮城県仙台市にあるハローワーク仙台では、震災の直後から多くの被災者の就労支援を行っています。

管理部長の坂下敏明さんは、3月11日の震災発生時も、ハローワーク仙台で勤務していました。当時のことをこう振り返ります。「私の仕事場は3階でした。地震の時、これまで感じたことのないような長い揺れが続きました。壁がミシミシときしみ、書庫上の書類が散乱しました。いったいどうなってしまうのだろうかかと不安になったのを、今でもよく覚えています」。

ハローワーク仙台は、民間ビルに入居していますが、震災直後からは3～5階のハローワークの施設に来所者が入ることはできなくなりました。そこで、週が明けた14日月曜日から、ビル1階の入口付近のスペースを借り、臨時相談窓口を開設して対応しました。電気は復旧しましたが、まだシステムはダウンしたままの状態、雇用保険の失業給付受給者の失業認定業務、激甚災害の特例措置・職業訓練等の相談を実施しました。

「職員も被災している状態でした。電車が運休している中、1時間以上かけて自転車で通勤したり、遠方から高速バスで2時間かけて通勤したりしながら業務を続けていました」と、坂下さんは言います。

#### 震災で仕事を失った方の雇用保険の手続きで大混雑

3月22日(火)からは、通常通り3階～5階での業務が可能となり、3階に震災特別相談窓口を設置しました。

「震災の相談だけで、1日200人以上の事業主の方や従業員の方が来所されました。会社が津波に流されてしまった、帳簿類が紛失してしまった、社長が行方不明になった、特例措置の内容を知りたい、といった数多くの相談が寄せられ、問い合わせの電話も一日中鳴りっぱなしの状態でした」と、坂下さんは震災直後の状況を語ります。

その後、震災で仕事を失った方が、雇用保険の手続きに来るようになり、最大の繁忙期を迎えます。

「4月中旬から5月中旬まで、給付課では、失業給付の新規の資格決定が1日当たり400～500人になり、待ち人数が200人、待ち時間が平均3～4時間、長い人で8時間待ちもありました。失業給付の受給者が4週に一度来所する失業認定では、1日に1000人～1500人、待ち人数が100人以上となりました。いずれも前年の2倍～4倍の業務量となり、通常は平

日の 17 時 15 分までの開所時間を 19 時まで延長し、土日祝日も開所しました。それでも手続きが終了するのが 22 時、事務処理を完了するのは日付が変わってから、ということがたびたびありました」と、坂下さん。「職員は、困難な通勤や膨大な業務量を抱え、疲労困憊（こんぱい）していました。先の見えない不安、食事もまともにとれず、休みもない状況の中で、東北人の底力でなんとか踏ん張っていました。そのような中、4 月になったら全国から大勢の職員が応援に来ることが知らされ、なんとかやっていると希望を持てるようになりました」と話します。



4 月中旬から 5 月中旬にかけて、多くの来所者で混雑しました。窓口やロビーでは入りきれず、廊下などにも行列ができました。

### 岡山からの応援に被災者から感謝の言葉

ハローワーク岡山に勤務している井上学さんは、4 月中旬から 2 週間、ハローワーク仙台に応援に行きました。被災地支援職員の募集があったとき、井上さんは真っ先に手を挙げました。

「阪神・淡路大震災のときは、私の知識も未熟で、子どもたちも小さかったこともあり、手を挙げることができず、被災者の方々のお役に立てなかったという思いがずっとありました。ですから、今回は少しでもお役に立てればという思いで、岡山県の第一陣として手を挙げさせていただきました」と言います。

井上さんがハローワーク仙台で行った業務は、失業給付受給者の失業認定です。

「私は 2008 年の世界的な金融危機の際、岡山県の水島コンビナートを管轄するハローワーク倉敷中央で勤務していました。その際、1 日 500 人以上の失業認定業務を行った経験がありましたので、ある程度の自信を持っていました。しかし、仙台では予想をはるかに超える人数で、フロアはもちろん廊下まで人があふれていました。窓口で震災当日を思い出し、涙ぐむ女性もおられ、本当に心が痛む思いでした」と、ハローワーク仙台での業務を振り返ります。

そのような中でも、「少しでも気持ちが和んでいただけたらと、窓口では、『たいへんお待たせしました』と、元気な声でお話をさせていただきました」と言います。

そのような井上さんの姿勢と、腕にしている「岡山労働局」の腕章を見て、「岡山県といえば、桃太郎ですよ。元気が出てきます」「遠いところを来ていただいてありがとうございます

います。がんばってください」と、来所者から反対に励まされることもあったそうです。また、こんなお便りも頂きました。「岡山県から支援に来てくれていた職員の方から、大きなお腹を見て『お待たせしてすみません。おなか張ったりしていませんか?』とやさしく声をかけていただきました。このような時期は、職員の方も忙しく大変だと思います。来る方も混んでいてイライラしていると思いますが、このような思いやりのある対応をしてくれる職員の方がいると、待ち時間も苦になりません」

このお便りを見た井上さんは、「本当に来てよかった、という思いと少しでも皆さんのお役に立てたことの充実感でいっぱいでした。このお便りは私の一生の宝物です。この経験を生かし、岡山県に帰ってからは、以前よりも、もっと相手の立場に立った業務を心掛けています」と話します。

### 避難所や仮設住宅への出張相談を実施

ハローワーク仙台では、被災者のために、避難所や仮設住宅への出張相談も行っています。就職支援ナビゲーターの庄子正信さんは、4月下旬から5月にかけて、宮城労働局が実施した巡回相談に同行し、津波被害の大きかった石巻市、南三陸町の避難所を訪問しました。

「行く前に被害の映像をテレビで見えていましたが、避難所への道中で津波のおそろしさを目の当たりにし、暗澹（あんたん）たる気持ちになりました」と、庄子さんは言います。

「避難所では、今日の暮らして精一杯という状態の方がほとんどでした。そのため、当面の現金収入を得るためのがれき撤去作業、水産加工場の後片付けなどのアルバイトへのニーズが主体で、将来を見据えた職業相談を行うことはあまりありませんでした」。

それでも庄子さんは、避難所の方たちに声を掛けていきました。「被災された方々には、前向きな気持ちになっていただけるよう、地元の産品が復旧・復興して、以前のように働けるようになるまで頑張りましょうとか、明るい話題を提供するようにしました。そこで、被災者の方の笑顔を見ることができたので、避難所を回って良かったと思います」。

7月からは、被災者の生活が避難所から仮設住宅に移ったため、仮設住宅への出張相談が開始され、庄子さんはハローワーク仙台が管轄する県南部の亘理町、山元町の仮設住宅で出張相談を行っています。

「生活の拠点が定まり、積極的に仕事を探したいと考える方の相談が増え、11月までに、亘理町、山元町の仮設住宅の出張相談利用者約170人のうち、約2割の30人の就職が決まりました。ただ、この地域はいちご農家などの農業従事者が多く、経験を生かせる職業が少ない、新たな職業選択が難しいという方が多いのが現状です。紹介できるのは施設の清掃や販売など未経験者でも勤まる仕事を中心となり、本人の希望と求人内容とのミスマッチがあります。相談者のニーズをよく聴いて、できるだけ希望に沿う求人を紹介するなど、これからも支援を続けていきます」と話します。

現在でも、電車は仙台駅から亘理駅の間（JR常磐線）までしか復旧しておらず、その南に位置する山元町からハローワーク仙台まで通うのは難しい状況にあります。

「仮設住宅に行くと、皆さんから『ハローワークさん』と声を掛けていただけるようになりました。不便な交通事情の中、時間と労力をかけずに職業相談や紹介状の交付を受けられ、本当に助かりますと、お礼を言われるようになりました。利用者の皆さんとは、『お互い頑張りましょう』という気持ちが通じ合っているような気がしています」と、庄子さんは言います。





避難所には、雇用・労働・年金・生活のワンストップ出張相談コーナーが設置されました。

### 被災者への県外からの求人などで状況が改善

ハローワーク仙台では、7月に入ると求人の状況が改善し、4月～6月は、有効求人倍率が0.50前後で推移していましたが、7月には0.70になり、9月には0.94と増加していきました。

「仙台を中心に復旧・復興が進んでいることに加えて、政府の『「日本はひとつ」しごとプロジェクト』のおかげで、全国各地から被災者向けの求人が集まるようになり、たいへん感謝しています」と坂下さんは話します。

「ハローワーク仙台では、これまで県内外の企業を集めた就職面接会を50回近く開催しました。参加事業所は合計232社で、県外からも118社が参加しています。面接会に参加した求職者は1000人以上。採用者は104人で、そのうち32人が県外の事業所に採用されました。面接会はこれからも継続して毎週開催し、ハローワークに行けば面接を受けられる、という状況を定着させたいと考えています」（坂下さん）

求人や雇用状況の改善に伴い、雇用保険の受付状況も改善しました。失業給付の新規受付は、5月をピークに、4月から6月まで前年を大きく上回っていましたが、7月からは落ち着いてきました。

現在、ハローワーク仙台では、雇用保険の受給者への就職の働きかけにも、力を入れています。

「東日本大震災の被災者には、雇用保険の失業給付の受給期間が、激甚災害法の特例措置で延長されている方がいます。その中には、ハローワーク仙台に来られてもなかなか積極的に仕事を探す気になれない方もいらっしゃいます。そこで、待ち時間を利用し、15分程度の求職ワンポイントセミナーや職業訓練コースの説明会を開催して、就職意欲を喚起したり後押ししたりしています。延長給付が切れる方が出始める2012年1月以降が私たちにとっての正念場であり、就職支援に全力で取り組みます」と坂下さん。

坂下さんは震災発生から今までを振り返り、「一番大変だった時期に、全国からハローワーク職員の仲間が応援に駆けつけてくれたことが最も心強かったです」と言います。「阪神・淡路大震災を経験した兵庫県をはじめ、関西地方からは特に、多くの仲間が『恩返しに来ました』と応援に駆けつけてくれました。当所の職員は自身も被災しながらも休まず業務を続けていたので、全国の応援職員から『何でもやりますから少しは休んで』とねぎらいの言葉とともに元気なパワーを発揮してもらって、涙が出るほどうれしかったです。本当に日本中が私たちを応援してくれている。だから、必ず乗り越えられると信じることができました。これからも一人でも多くの方が就職できるよう、力を合わせて頑張っていきます」と話します。

## 資料 2

## 東日本大震災におけるライフラインの途絶・復旧状況について

## 【電力】

・ 東北電力の「緊急情報」によれば、2011年3月11日14時46分の地震発生後、

## ① 3月11日15:15分現在

青森県、岩手県、秋田県：全域で停電

宮城県、山形県：ほぼ全域で停電

福島県、新潟県：一部地域で停電

## ② 3月11日17:00現在 計約440万戸

青森県内 全域で停電 (約90万戸)

岩手県内 全域で停電 (約80万戸)

秋田県内 全域で停電 (約60万戸)

宮城県内 ほぼ全域で停電 (約140万戸)

山形県内 ほぼ全域で停電 (約40万戸)

福島県内 一部地域で停電 (約30万戸)

新潟県内 停電なし

## ③ 3月12日 8:00現在 計約430万戸

青森県内 全域で停電 (837,260戸)

岩手県内 全域で停電 (754,437戸)

秋田県内 全域で停電 (632,412戸)

宮城県内 全域で停電 (1,379,730戸)

山形県内 ほぼ全域で停電 (497,257戸)

福島県内 中通り、浜通りの一部地域で停電 (203,207戸)

新潟県内 十日町市、津南町の一部地域で停電 (174戸)

## ④ 3月12日22:00現在 計約210万戸

青森県内 一部地域で停電 (250,340戸)

岩手県内 全域で停電 (501,609戸)

秋田県内 一部地域で停電 (627戸)

宮城県内 全域で停電 (1,283,418戸)

福島県内 中通り、浜通りの一部地域で停電 (113,813戸)

## ⑤ 3月13日22:00現在 計約130万戸

青森県内 三八の一部地域で停電 (5,176戸)

岩手県内 一部地域で停電 (186,716戸)

宮城県内 全域で停電 (1,058,778戸)

福島県内 中通り、浜通りの一部地域で停電 (65,231 戸)

⑥ 3月15日 22:00 現在 計約 60 万戸

青森県内 三八の一部地域で停電 (1,624 戸)

岩手県内 一部地域で停電 (80,279 戸)

宮城県内 全域で停電 (485,551 戸)

福島県内 浜通りの一部地域で停電 (46,225 戸)

⑦ 3月20日 21:00 現在 計約 50 万戸

青森県内 三八の一部地域で停電 (535 戸)

岩手県内 一部地域で停電 (40,750 戸)

宮城県内 全域で停電 (163,550 戸)

福島県内 一部地域で停電 (38,092 戸)

⑧ 4月1日 18:00 現在 計約 17 万戸

青森県内 三八の一部地域で停電 (108 戸)

岩手県内 一部地域で停電 (31,012 戸)

宮城県内 一部地域で停電 (102,937 戸)

福島県内 一部地域で停電 (36,358 戸)

と停電戸数は減少した。4月7日 23:32 分の最大規模の余震によって、一時的に震災直後に近い約 400 万戸が停電したが、4月9日ごろには余震前の水準(約 16 万戸)近くまで回復した。

その後、4月25日から東北電力は津波による流出地域や福島県内の立ち入り制限区域等(約 13 万戸)を停電戸数から除外し、4月末の停電戸数は約 9 千戸(岩手県内 815 戸、宮城県内 8,510 戸)、5月末には約 300 戸(岩手県内 22 戸、宮城県内 303 戸)となっている。

## 【水道】

- 水道については、厚生労働省「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震の被害状況及び対応について」の中に記載された「(別紙)水道における被害状況」にデータがある。これによると、地震発生後データの収集が困難だった中で最も多い断水戸数は

① 3月16日 17:00 現在 12 県 180 万戸以上

うち岩手県 約 11 万戸、宮城県 約 45 万戸、福島県 約 32 万戸

であり、地震発生後、3月16日までの間はさらに多くの戸数で断水していたものと考えられている。その後

② 3月20日 13:00 現在 11 県 102 万戸以上

うち岩手県 約 6 万戸、宮城県 約 46 万戸、福島県 約 20 万戸

③ 4月1日 8:00 現在 8 県 24 万戸以上

うち岩手県 約 4 万戸、宮城県 約 13 万戸、福島県 約 4 万戸

④ 4月28日 14:00 現在 5 県 7.6 万戸以上

うち岩手県 約 2.4 万戸、宮城県 約 4.5 万戸、福島県 約 0.5 万戸

## ⑤ 6月21日14:00現在 3県 5.7万戸以上

うち岩手県 約2.2万戸、宮城県 約2.9万戸、福島県 約0.6万戸

となっているが、6月21日の5.7万戸のうち5.3万戸が津波により家屋等が流出した地域における断水被害としている。

## 【都市ガス】

- 都市ガスについては、日本ガス協会「東北地方太平洋沖地震による都市ガス供給の停止等について」にデータがあるが、それらによると、震災発生後、宮城県を中心に40万戸以上で供給停止になった。宮城県以外では茨城が多かったが、8割以上は宮城である。宮城県分の多くは、工場が被災して全戸供給停止になった仙台市ガス局分である。その宮城県でも3月24日以降供給停止戸数が減少するが、ほとんど供給停止がなくなるのは4月15日ごろである。

## 【通信】

- 東日本電信電話株式会社ホームページの「東北地方太平洋沖地震による通信サービスへの影響等について」などによると、固定電話関係の通信サービス障害回線数は、3月13日の14万件以上から、3月14日にはほぼ半減し、3月20日には2万件以下になっている。
- また、総務省「東日本大震災に関する被害状況について」などによると、移動通信関係で停止中の無線局・無線基地局数は、3月12日の約13,500から13日には約9,000、14日には約6,000、15日には約5,000、20日には約2,000になっている。

## 【阪神・淡路大震災との比較】

- 「東日本大震災におけるライフライン復旧概況（時系列編）」（岐阜大学工学部社会基盤工学科 能島暢呂氏作成）によると、復旧率が約9割に達したのは、
  - 電力：阪神・淡路大震災⇒地震発生の翌日
  - 東日本大震災⇒地震発生の5日後
  - 水道：阪神・淡路大震災⇒地震発生の36日後
  - 東日本大震災⇒地震発生の23日後
  - 都市ガス：阪神・淡路大震災⇒地震発生の61日後
  - 東日本大震災⇒地震発生の35日後

## ○ 参考資料

- 公益社団法人日本土木学会のインターネットサイト「東日本大震災情報共有サイト」に掲載されている「東日本大震災におけるライフライン復旧概況（時系列編）」（岐阜大学工学部社会基盤工学科 能島暢呂氏作成）



## 資料3-1-1 離職票（休業票）交付・受給資格決定日報（被災3労働局沿岸所、所別、データ処理日ベース）〔2011年3月～5月〕

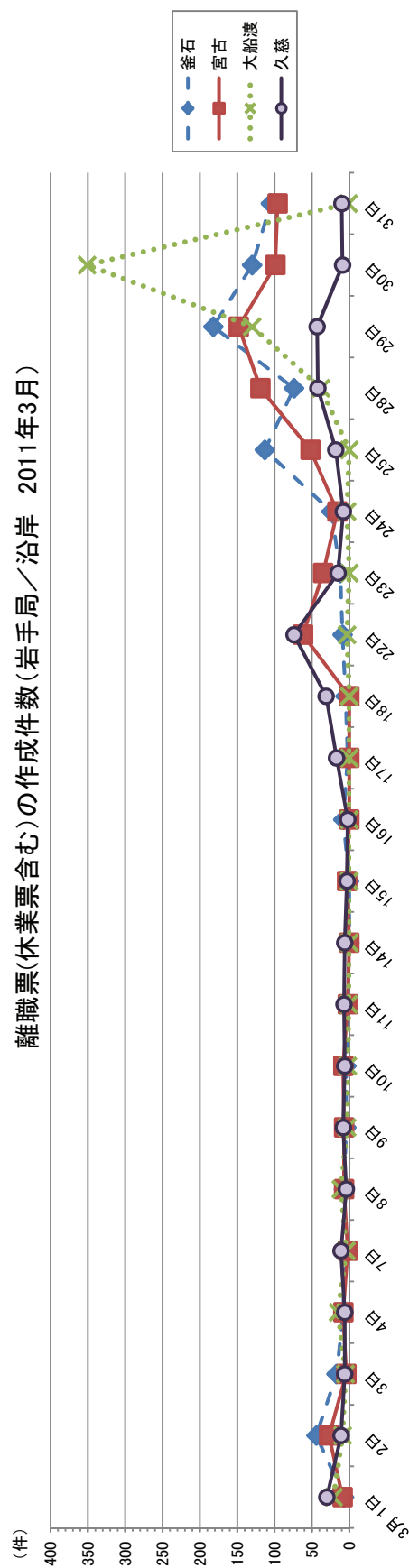
## ○ 岩手県沿岸所

## 離職票（休業票）の作成件数（2011年3月）

安定期	2011年3月1日	2日	3日	4日	7日	8日	9日	10日	11日	14日	15日	16日	17日	18日	22日	23日	24日	25日	28日	29日	30日	31日
釜石	7	44	17	8	6	7	4	4	2	0	0	8	2	5	9	12	24	113	74	182	130	105
宮古	9	27	4	8	2	7	8	2	2	0	3	0	0	0	62	35	16	52	119	148	99	96
大船渡	21	9	5	15	4	11	3	2	1	0	0	0	0	0	3	0	3	0	38	130	351	1
久慈	30	11	6	6	11	4	8	6	7	6	3	2	17	31	74	15	8	18	42	43	9	10
計	67	91	32	37	23	29	22	20	12	6	6	10	19	36	148	62	51	183	273	503	589	212

(資料出所：厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

離職票(休業票含む)の作成件数(岩手県沿岸所 2011年3月)



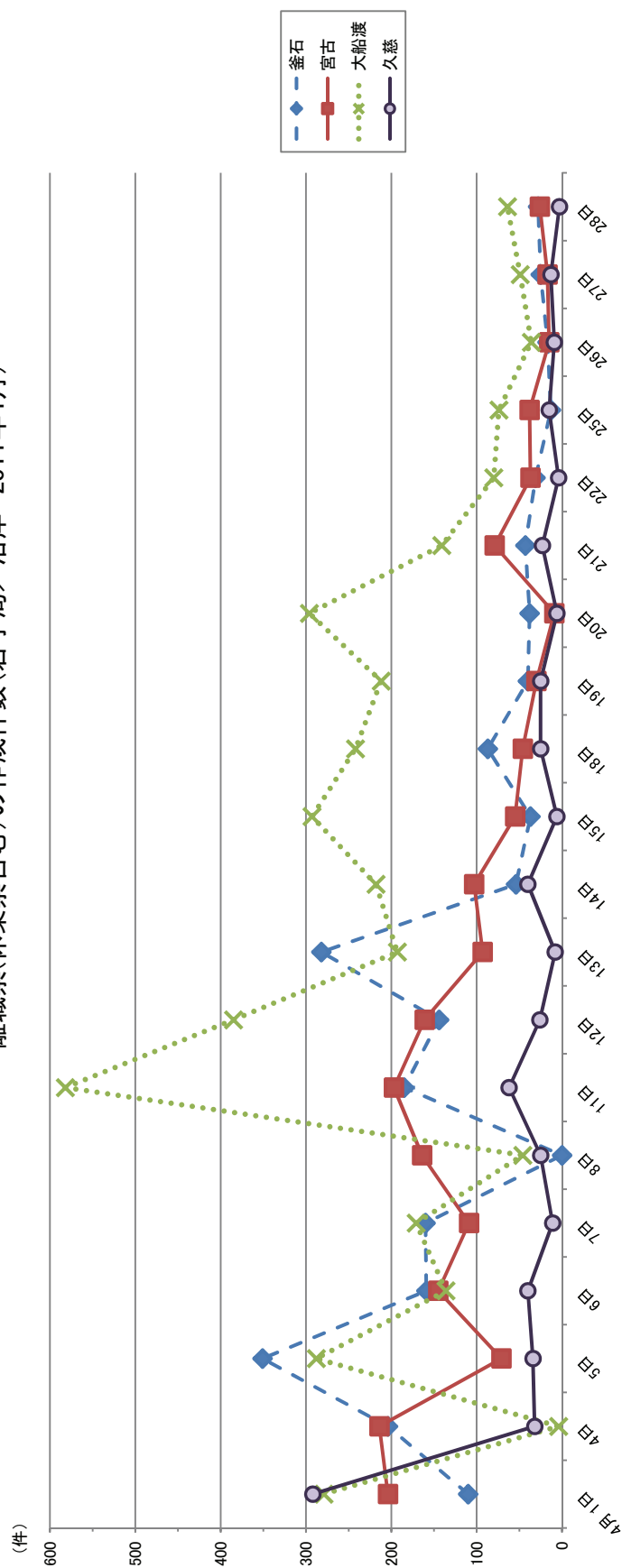
## ○ 岩手局沿岸所

## 離職票（休業票）の作成件数（2011年4月）

安定所	2011年4月1日	4日	5日	6日	7日	8日	11日	12日	13日	14日	15日	18日	19日	20日	21日	22日	25日	26日	27日	28日
釜石	110	204	351	159	160	0	185	144	282	54	37	87	40	38	43	31	13	17	25	28
宮古	204	214	71	145	109	164	197	161	93	103	55	46	30	9	79	37	38	15	17	26
大船渡	279	4	288	136	171	46	582	385	193	218	293	242	212	296	141	80	74	36	49	64
久慈	292	32	34	40	11	25	62	26	8	40	6	25	25	6	23	4	15	9	13	3
計	885	454	744	480	451	235	1,026	716	576	415	391	400	307	349	286	152	140	77	104	121

(資料出所：厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

## 離職票(休業票含む)の作成件数(岩手局／沿岸 2011年4月)

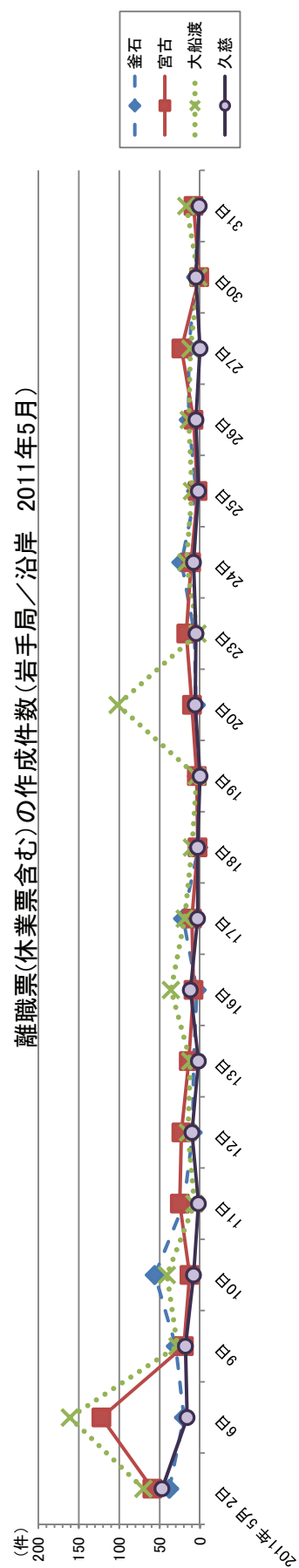


## ○ 岩手局沿岸所

## 離職票（休業票）の作成件数（2011年5月）

安定期	2011年5月2日	6日	9日	10日	11日	12日	13日	16日	17日	18日	19日	20日	23日	24日	25日	26日	27日	30日	31日
釜石	38	20	30	56	20	9	8	4	21	2	4	5	7	23	5	14	14	5	4
宮古	59	122	20	13	25	23	14	8	10	3	4	10	17	11	3	8	23	1	8
大船渡	70	161	28	41	7	15	12	36	19	10	4	102	3	17	10	14	12	2	17
久慈	47	16	18	8	2	10	2	12	3	3	0	6	5	8	2	5	0	5	1
計	214	319	96	118	54	57	36	60	53	18	12	123	32	59	20	41	49	13	30

(資料出所：厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)



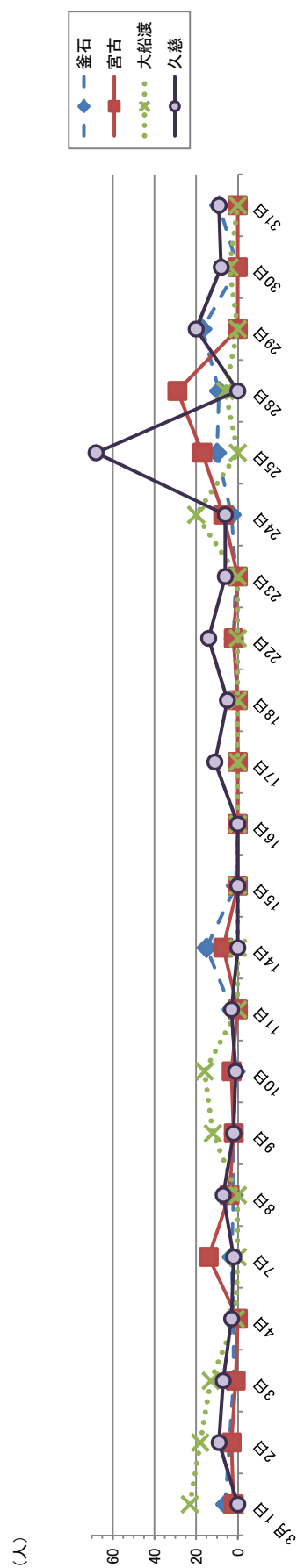
## ○ 岩手局沿岸所

## 受給資格決定 (2011年3月)

安定所	3月1日	2日	3日	4日	7日	8日	9日	10日	11日	14日	15日	16日	17日	18日	22日	23日	24日	25日	28日	29日	30日	31日
釜石	6	4	2	2	3	2	2	1	3	15	1	0	0	0	2	1	3	10	9	17	0	9
宮古	2	3	1	0	14	4	2	3	0	7	0	0	0	0	2	0	7	17	29	0	0	0
大船渡	23	18	13	1	0	0	12	16	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	6	0	4	0
久慈	0	9	7	3	2	7	2	1	3	0	0	0	11	5	14	6	6	68	0	20	8	9
計	31	34	23	6	19	13	18	21	6	22	1	0	11	5	18	7	36	95	44	37	12	18

(資料出所：厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

## 受給資格決定者数(岩手局／沿岸 2011年3月)



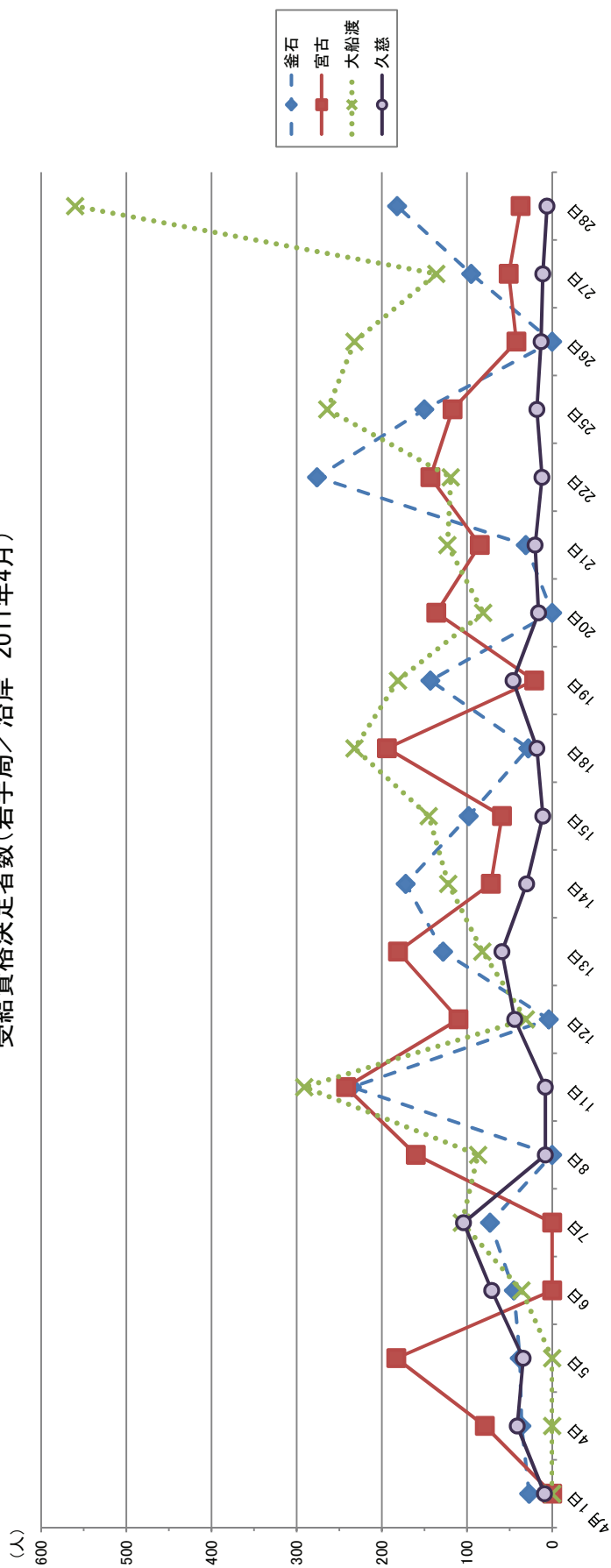
○ 岩手局沿岸所

受給資格決定 (2011年4月)

安定所	4月1日	4日	5日	6日	7日	8日	11日	12日	13日	14日	15日	18日	19日	20日	21日	22日	25日	26日	27日	28日
釜石	27	36	38	45	73	0	235	4	128	172	98	28	143	0	31	276	150	0	95	182
宮古	0	79	183	0	0	160	242	110	181	72	59	194	21	136	85	143	117	42	51	37
大船渡	0	0	0	36	106	87	291	31	82	122	145	232	181	81	123	119	264	232	136	560
久慈	9	41	34	71	104	8	8	44	59	30	11	18	46	16	20	12	18	13	11	6
計	36	156	255	152	283	255	776	189	450	396	313	472	391	233	259	550	549	287	293	785

(資料出所：厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

受給資格決定者数(岩手局/沿岸 2011年4月)



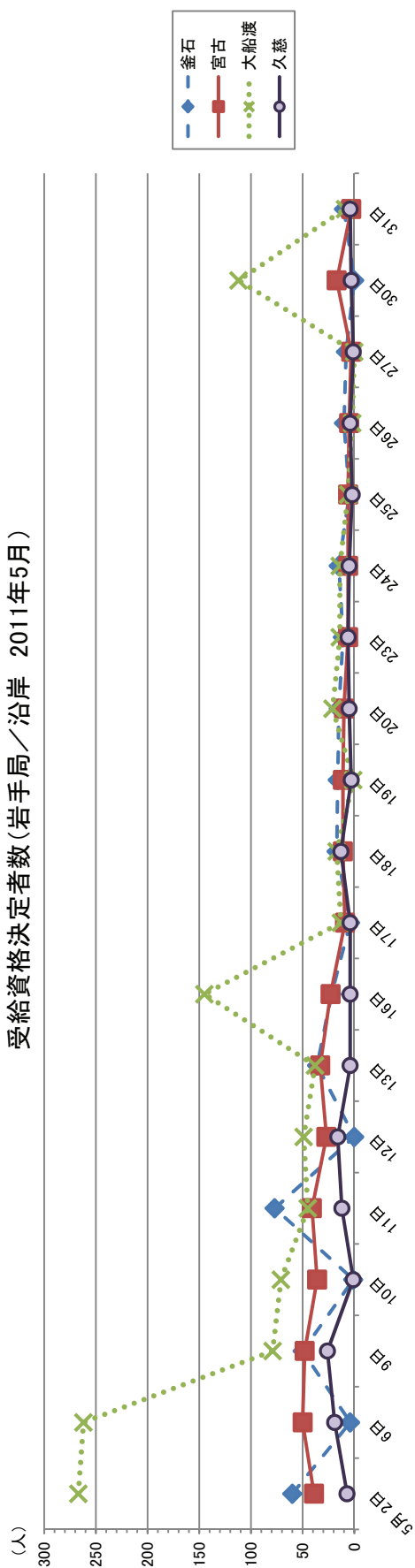
## ○ 岩手局沿岸所

## 受給資格決定 (2011年5月)

安定所	5月2日	6日	9日	10日	11日	12日	13日	16日	17日	18日	19日	20日	23日	24日	25日	26日	27日	30日	31日
釜石	60	4	50	1	77	0	36	22	4	17	16	15	11	15	5	10	8	0	10
宮古	39	50	48	36	41	27	33	23	9	11	11	10	6	6	6	5	3	17	3
大船渡	267	262	79	71	45	49	38	145	13	17	1	21	14	14	6	2	0	112	9
久慈	7	19	26	1	12	16	4	4	4	13	3	5	6	5	2	4	1	3	4
計	373	335	203	109	175	92	111	194	30	58	31	51	37	40	19	21	12	132	26

(資料出所：厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

受給資格決定者数(岩手局／沿岸 2011年5月)



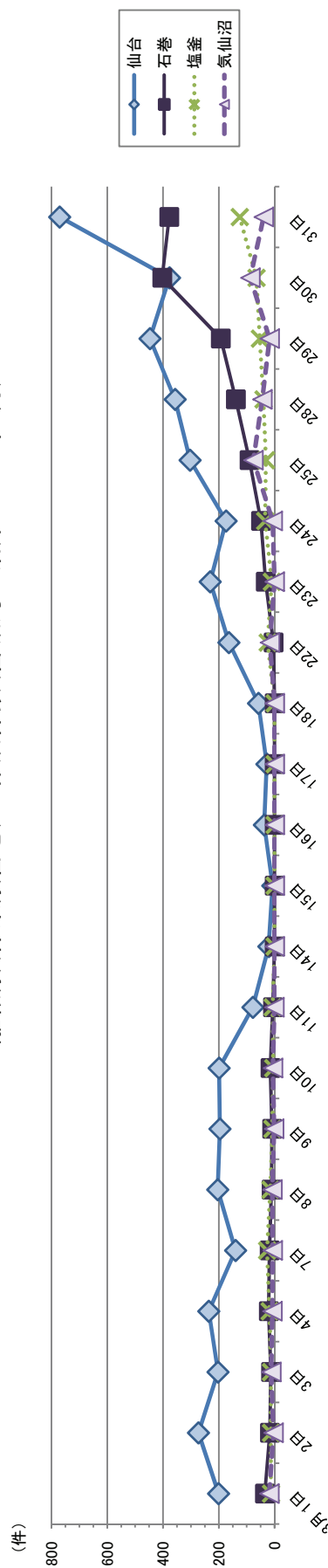
○ 宮城局沿岸所

離職票（休業票）の作成件数（2011年3月）

安定所	3月1日	2日	3日	4日	7日	8日	9日	10日	11日	14日	15日	16日	17日	18日	22日	23日	24日	25日	28日	29日	30日	31日
仙台	201	273	203	236	140	204	196	199	78	21	7	37	28	58	164	231	174	303	357	447	377	771
石巻	35	17	13	21	18	11	9	15	6	0	0	0	0	0	4	32	49	90	139	193	403	378
塩釜	13	13	13	18	27	15	8	5	7	0	0	0	0	0	25	10	34	31	40	53	65	125
気仙沼	19	4	12	8	7	8	2	6	1	0	0	0	0	0	17	0	7	76	44	18	87	39
計	268	307	241	283	192	238	215	225	92	21	7	37	28	58	210	273	264	500	580	711	932	1,313

(資料出所：厚生労働省労働市場センタ－業務室作成資料)

離職票（休業票含む）の作成件数（宮城局／沿岸 2011年3月）





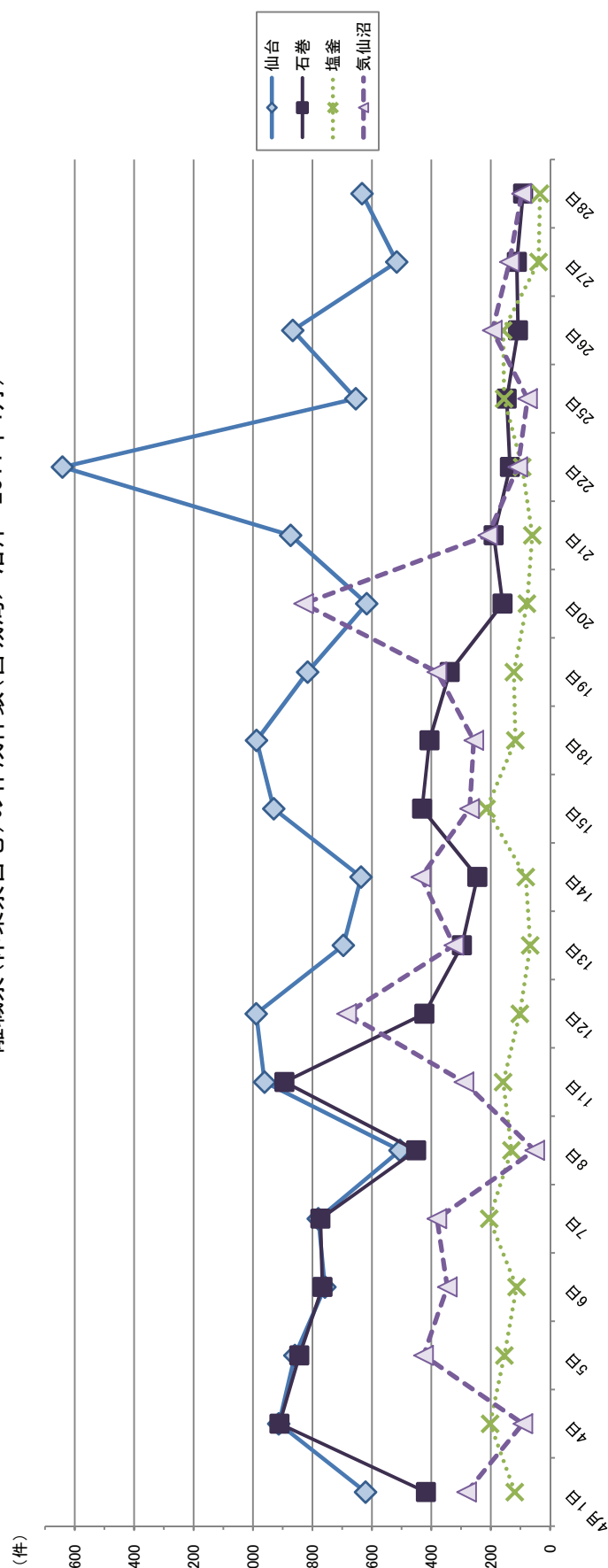
○ 宮城局沿岸所

離職票（休業票）の作成件数（2011年4月）

安定所	4月1日	4日	5日	6日	7日	8日	11日	12日	13日	14日	15日	18日	19日	20日	21日	22日	25日	26日	27日	28日
仙台	621	913	859	758	780	505	961	989	696	636	930	988	816	617	873	1,641	654	866	516	633
石巻	418	911	844	766	773	451	894	423	297	245	431	406	338	160	190	135	146	108	112	91
塩釜	119	202	154	113	205	130	158	102	67	82	214	117	122	78	60	94	155	158	39	34
気仙沼	281	92	426	346	381	52	290	685	324	435	271	257	381	830	210	109	76	195	137	96
計	1,439	2,118	2,283	1,983	2,139	1,138	2,303	2,199	1,384	1,398	1,846	1,768	1,657	1,685	1,333	1,979	1,031	1,327	804	854

(資料出所：厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

離職票（休業票含む）の作成件数（宮城局／沿岸 2011年4月）



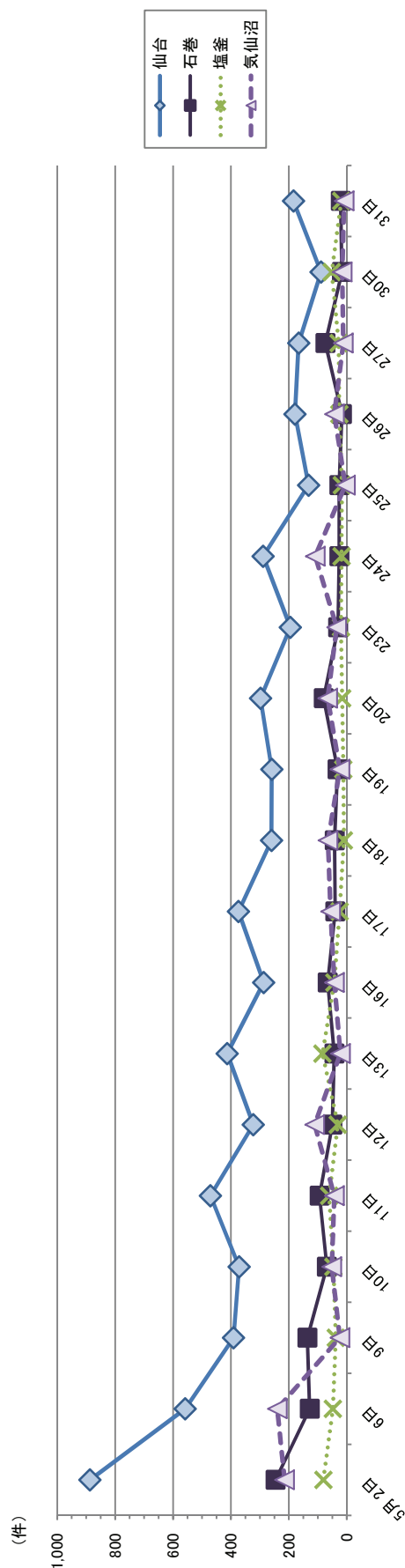
## ○ 宮城局沿岸所

## 離職票（休業票）の作成件数（2011年5月）

安定所	5月2日	6日	9日	10日	11日	12日	13日	16日	17日	18日	19日	20日	23日	24日	25日	26日	27日	30日	31日
仙台	887	558	391	372	471	323	413	287	374	260	259	298	195	289	132	179	166	89	184
石巻	246	128	136	69	94	50	43	66	40	42	32	80	30	26	26	17	74	17	21
塩釜	81	48	38	46	61	31	84	43	25	10	12	16	20	18	17	26	28	52	19
気仙沼	215	240	24	52	43	111	22	43	56	65	24	66	35	109	5	43	12	16	9
計	1,429	974	589	539	669	515	562	439	495	377	327	460	280	442	180	265	280	174	233

(資料出所：厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

## 離職票（休業票含む）の作成件数（宮城局／沿岸 2011年5月）



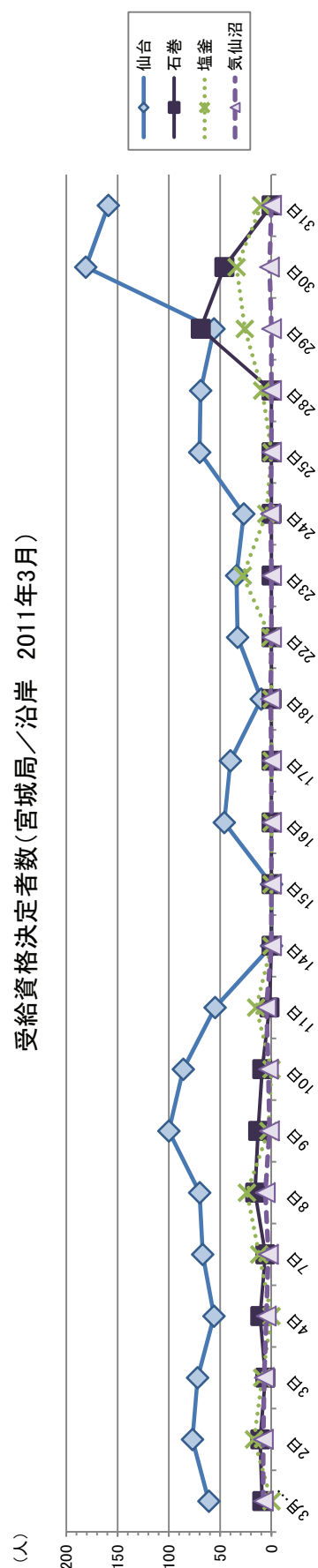
## ○ 宮城局沿岸所

## 受給資格決定（2011年3月）

安定期	3月1日	2日	3日	4日	7日	8日	9日	10日	11日	14日	15日	16日	17日	18日	22日	23日	24日	25日	28日	29日	30日	31日	
仙台	61	77	72	56	67	70	100	86	55	0	0	46	40	10	33	34	27	70	69	56	181	159	
石巻	9	11	6	11	6	16	13	9	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	69	46	0
塩釜	0	17	9	0	12	24	3	0	15	0	0	0	0	0	1	28	5	0	9	26	34	10	
気仙沼	8	8	7	5	3	6	2	3	5	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	0	
計	78	113	94	72	88	116	118	98	77	0	0	46	40	11	34	62	33	70	78	151	263	169	

(資料出所：厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

受給資格決定者数(宮城局／沿岸 2011年3月)



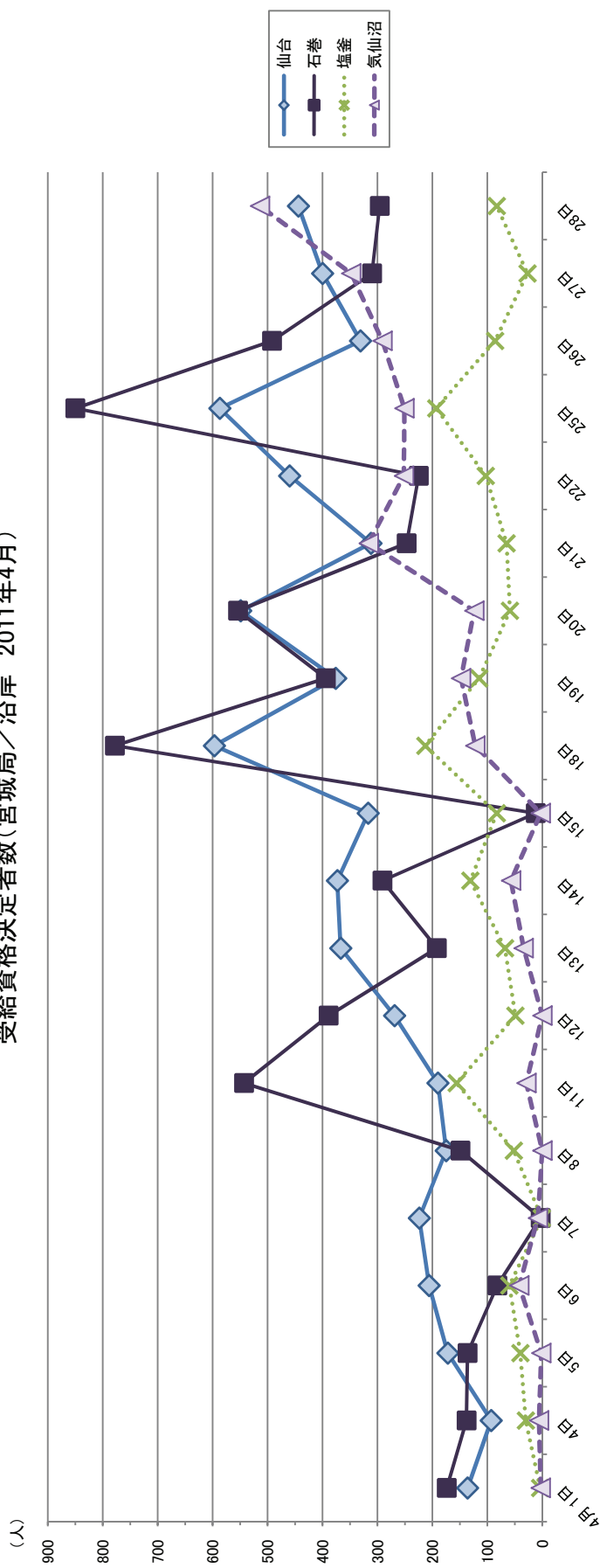
## ○ 宮城局沿岸所

## 受給資格決定 (2011年4月)

安定期	4月1日	4日	5日	6日	7日	8日	11日	12日	13日	14日	15日	18日	19日	20日	21日	22日	25日	26日	27日	28日
仙台	136	93	172	206	224	175	190	269	367	373	317	597	376	549	312	460	587	331	400	444
石巻	174	138	136	82	3	149	543	389	192	291	12	778	394	554	247	225	850	492	310	296
塩釜	4	30	40	60	1	52	156	49	68	131	83	213	115	59	65	103	193	86	27	83
気仙沼	3	6	2	42	8	0	29	0	34	57	3	122	148	124	316	252	251	291	348	514
計	317	267	350	390	236	376	918	707	661	852	415	1,710	1,033	1,286	940	1,040	1,881	1,200	1,085	1,337

(資料出所：厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

## 受給資格決定者数(宮城局/沿岸 2011年4月)



## ○ 宮城局沿岸所

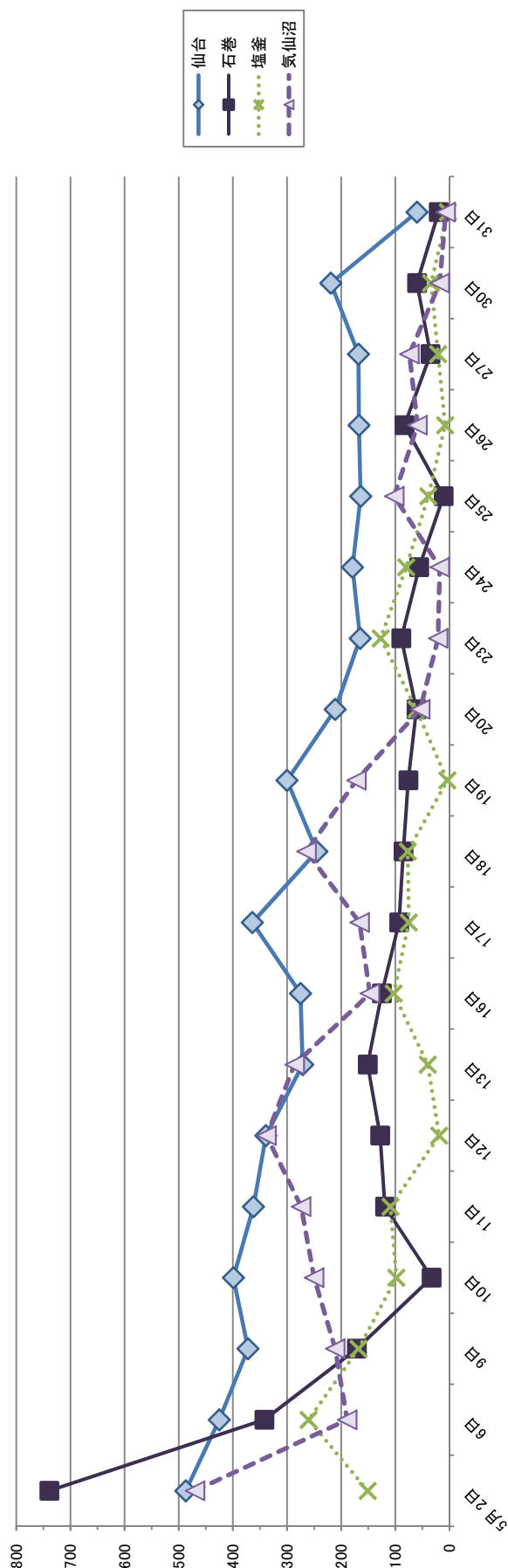
## 受給資格決定 (2011年5月)

安定期	5月2日	6日	9日	10日	11日	12日	13日	16日	17日	18日	19日	20日	23日	24日	25日	26日	27日	30日	31日
仙台	487	425	372	399	362	339	271	275	364	245	300	211	165	179	164	167	168	219	60
石巻	739	342	171	33	119	128	151	125	93	85	76	61	89	56	11	83	35	60	20
塩釜	151	260	168	98	109	19	40	103	75	77	4	61	127	80	39	8	21	34	3
気仙沼	470	189	211	250	274	338	286	147	166	264	172	54	21	18	102	59	74	18	7
計	1,847	1,216	922	780	864	824	748	650	698	671	552	387	402	333	316	317	298	331	90

(資料出所：厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

(人)

## 受給資格決定者数(宮城局／沿岸 2011年5月)



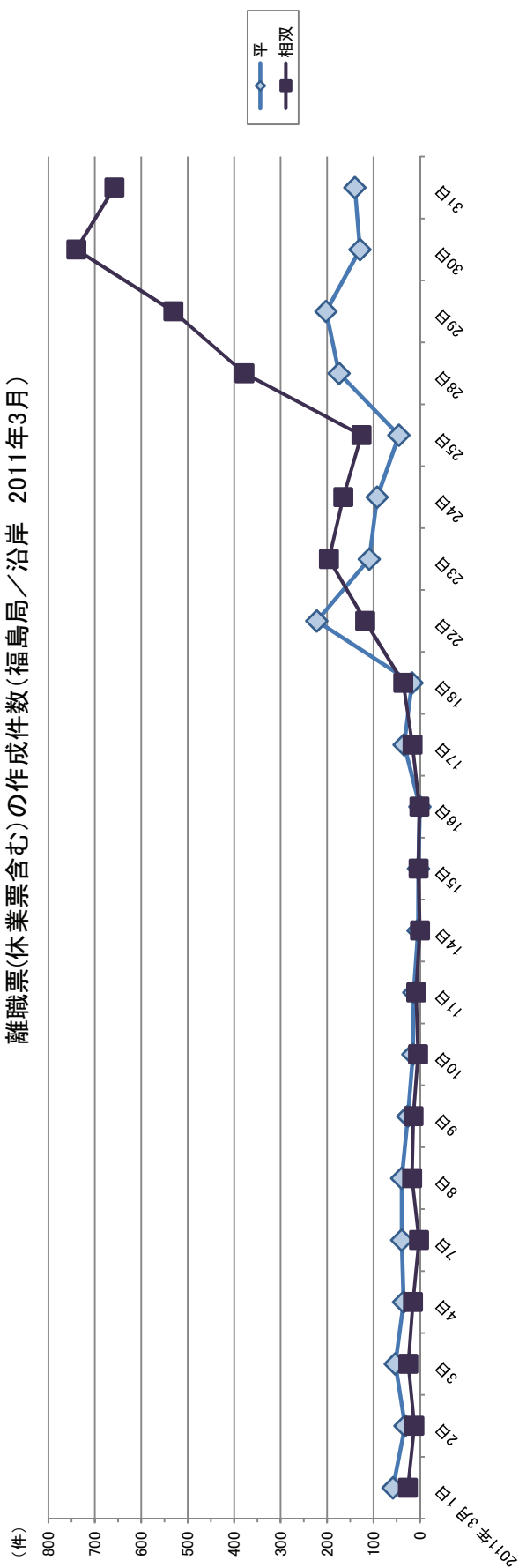
○ 福島局沿岸所

離職票（休業票）の作成件数（2011年3月）

安定期	3月1日	2日	3日	4日	7日	8日	9日	10日	11日	14日	15日	16日	17日	18日	22日	23日	24日	25日	28日	29日	30日	31日
平	58	32	53	35	39	39	26	15	13	4	3	0	34	17	222	109	92	45	174	202	129	140
相双	26	12	25	15	2	17	14	4	8	0	3	1	16	36	118	196	165	126	378	531	740	658
計	84	44	78	50	41	56	40	19	21	4	6	1	50	53	340	305	257	171	552	733	869	798

(資料出所：厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

離職票(休業票含む)の作成件数(福島局/沿岸 2011年3月)



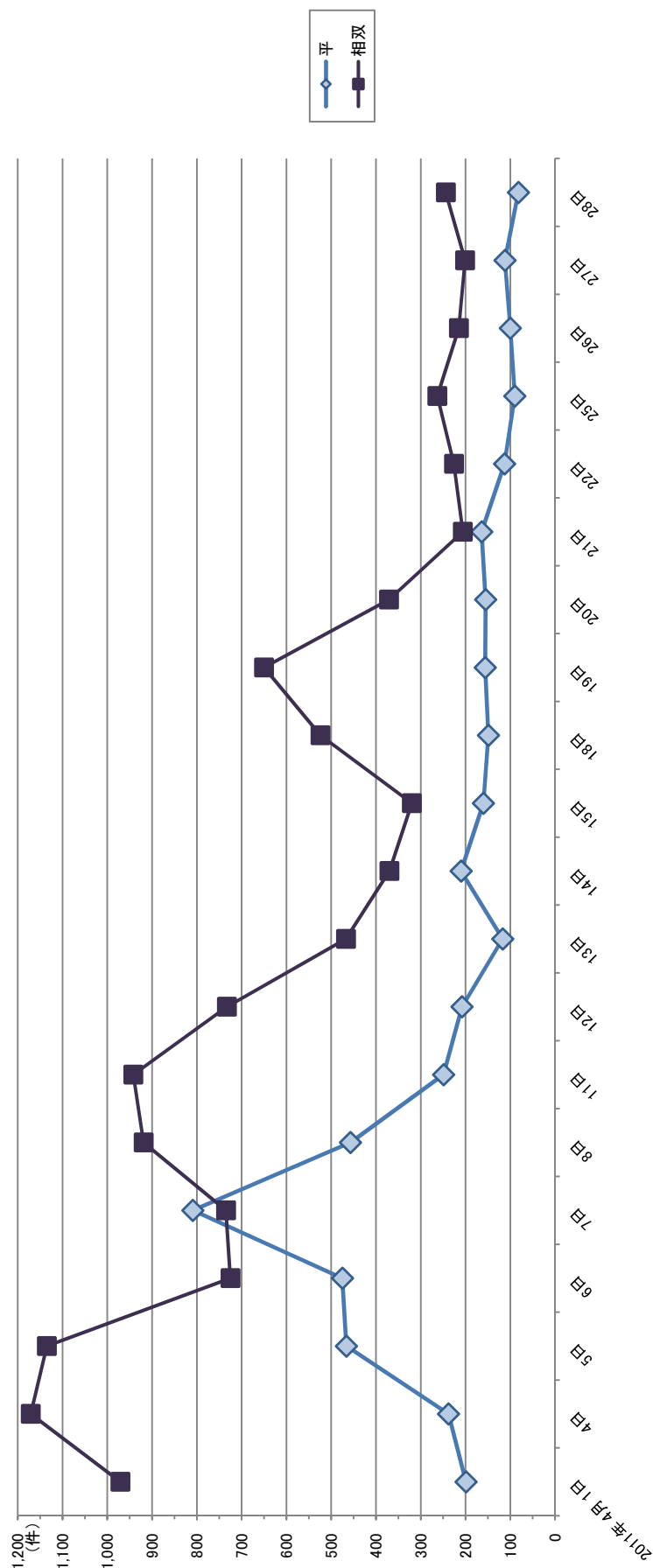
○ 福島局沿岸所

離職票（休業票）の作成件数（2011年4月）

安定期	4月1日	4日	5日	6日	7日	8日	11日	12日	13日	14日	15日	18日	19日	20日	21日	22日	25日	26日	27日	28日
平	199	238	466	475	809	457	249	208	117	210	160	149	156	155	164	113	90	100	112	82
相双	971	1,171	1,135	725	735	919	942	733	467	370	320	524	650	371	206	226	263	215	201	244
計	1,170	1,409	1,601	1,200	1,544	1,376	1,191	941	584	580	480	673	806	526	370	339	353	315	313	326

(資料出所：厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

離職票(休業票含む)の作成件数(福島局/沿岸 2011年4月)



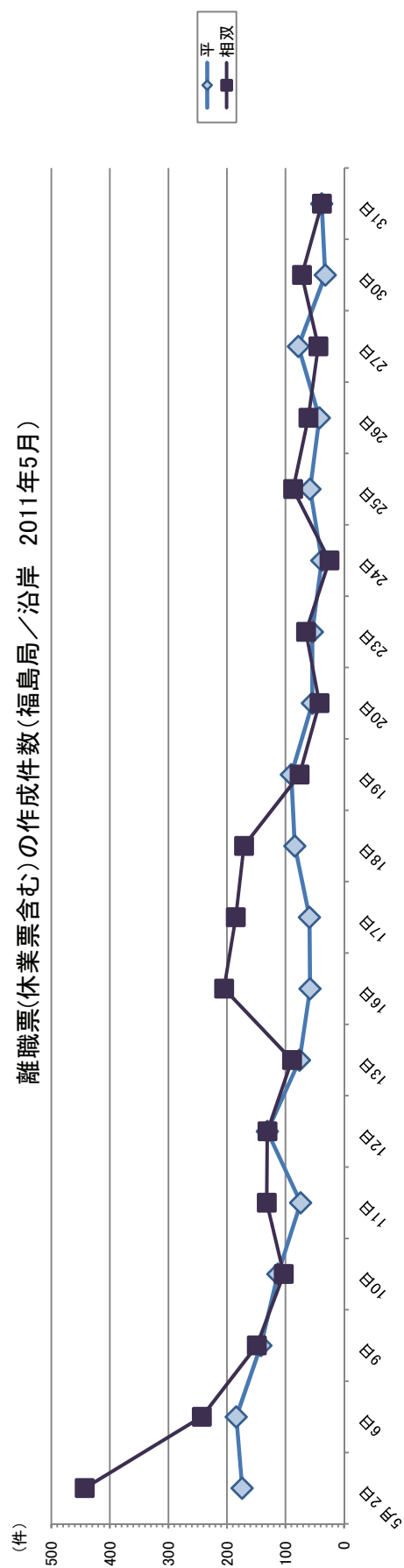


## ○ 福島局沿岸所

## 離職票（休業票）の作成件数（5月）

安定所	5月2日	6日	9日	10日	11日	12日	13日	16日	17日	18日	19日	20日	23日	24日	25日	26日	27日	30日	31日
平	174	184	142	113	74	131	76	58	59	84	90	54	54	38	58	42	78	32	38
相双	443	243	149	103	132	131	89	205	185	171	76	42	65	25	87	61	44	72	38
計	617	427	291	216	206	262	165	263	244	255	166	96	119	63	145	103	122	104	76

(資料出所 厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)



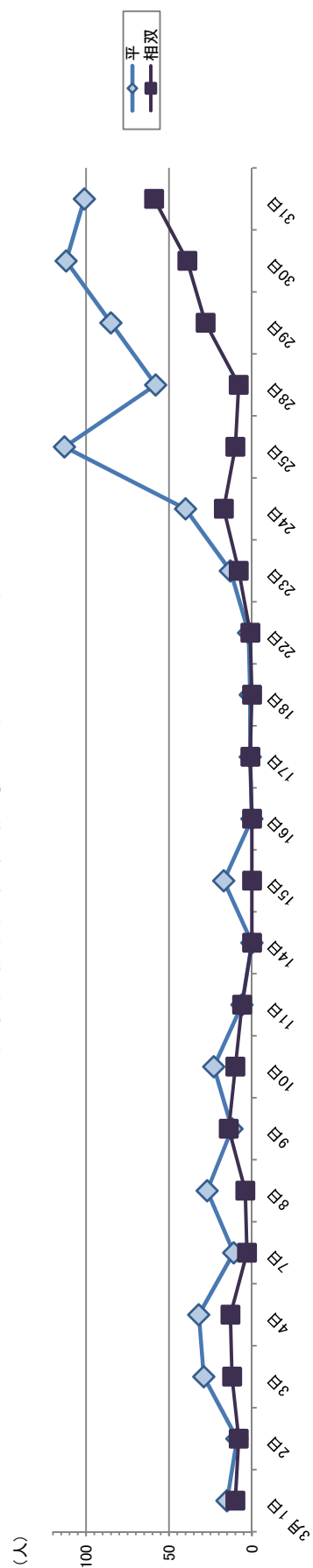
## ○ 福島局沿岸所

## 受給資格決定 (3月)

安定所	3月1日	2日	3日	4日	7日	8日	9日	10日	11日	14日	15日	16日	17日	18日	22日	23日	24日	25日	28日	29日	30日	31日
平	15	9	29	32	11	27	12	23	6	0	17	0	1	1	2	13	40	113	58	85	112	101
相双	10	8	12	13	3	4	14	10	6	0	0	0	1	0	1	8	17	10	8	28	39	59
計	25	17	41	45	14	31	26	33	12	0	17	0	2	1	3	21	57	123	66	113	151	160

(資料出所 厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

受給資格決定者数(福島局/沿岸 2011年3月)



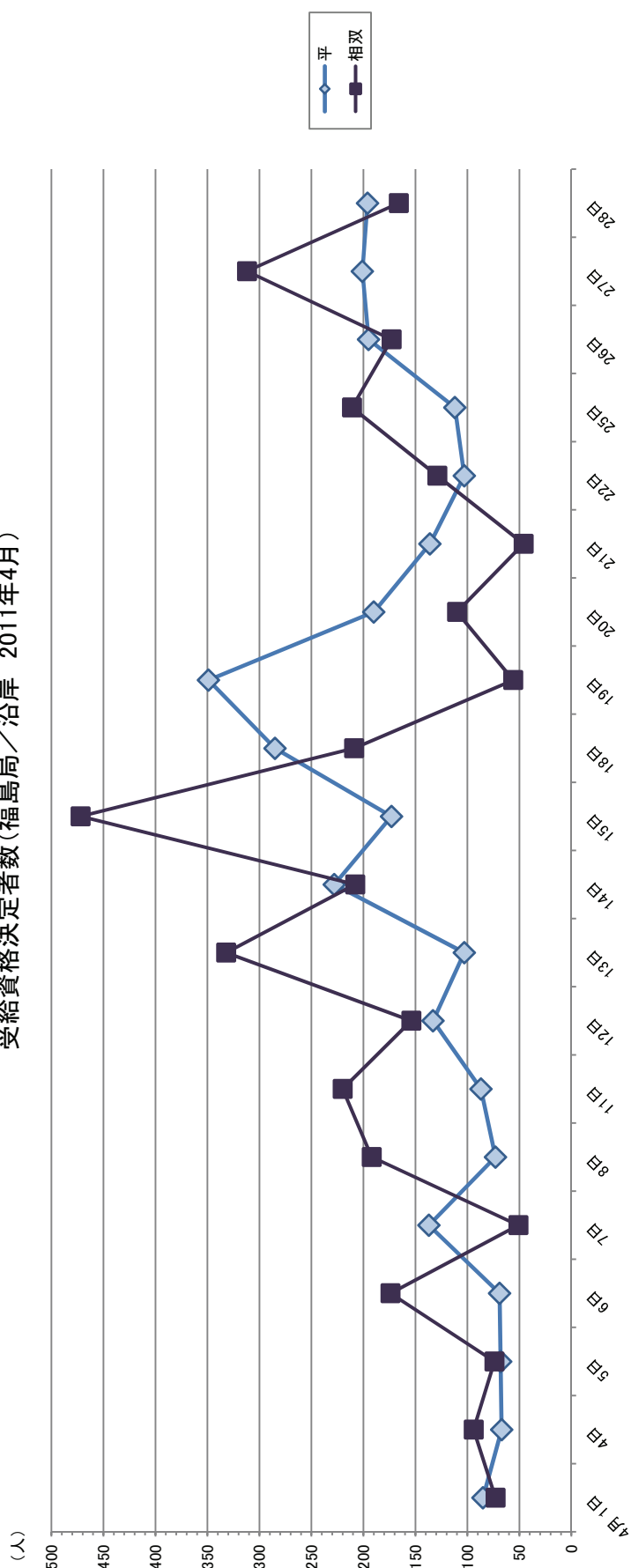
## ○ 福島局沿岸所

## 受給資格決定(4月)

安定所	4月1日	4日	5日	6日	7日	8日	11日	12日	13日	14日	15日	18日	19日	20日	21日	22日	25日	26日	27日	28日
平	85	67	68	69	137	73	87	133	103	228	173	285	349	190	136	103	112	195	201	196
相双	73	94	74	174	51	192	220	154	332	208	472	209	56	110	46	129	211	173	312	166
計	158	161	142	243	188	265	307	287	435	436	645	494	405	300	182	232	323	368	513	362

(資料出所 厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

## 受給資格決定者数(福島局/沿岸 2011年4月)



## ○ 福島局沿岸所

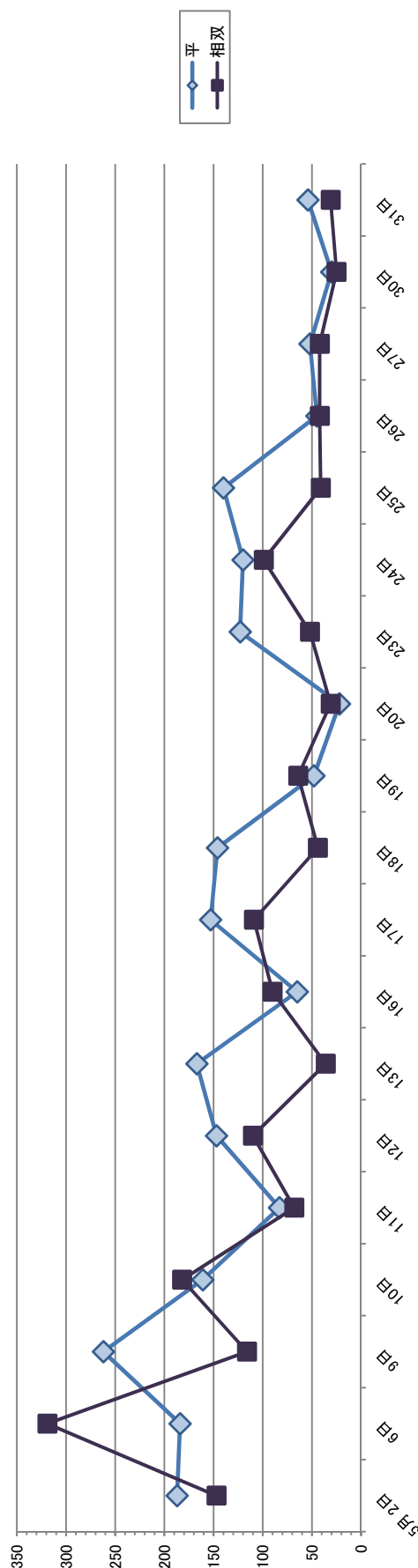
## 受給資格決定(5月)

安定所	5月2日	6日	9日	10日	11日	12日	13日	16日	17日	18日	19日	20日	23日	24日	25日	26日	27日	30日	31日
平	187	184	262	161	83	147	167	65	153	146	48	22	123	120	140	45	52	30	54
相双	147	319	116	182	68	110	36	90	109	44	64	31	52	99	41	42	42	25	31
計	334	503	378	343	151	257	203	155	262	190	112	53	175	219	181	87	94	55	85

(資料出所 厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

(人)

## 受給資格決定者数(福島局／沿岸 2011年5月)



資料3-2 就職件数日報（宮城労働局沿岸所、所別）〔2011年4月～6月〕

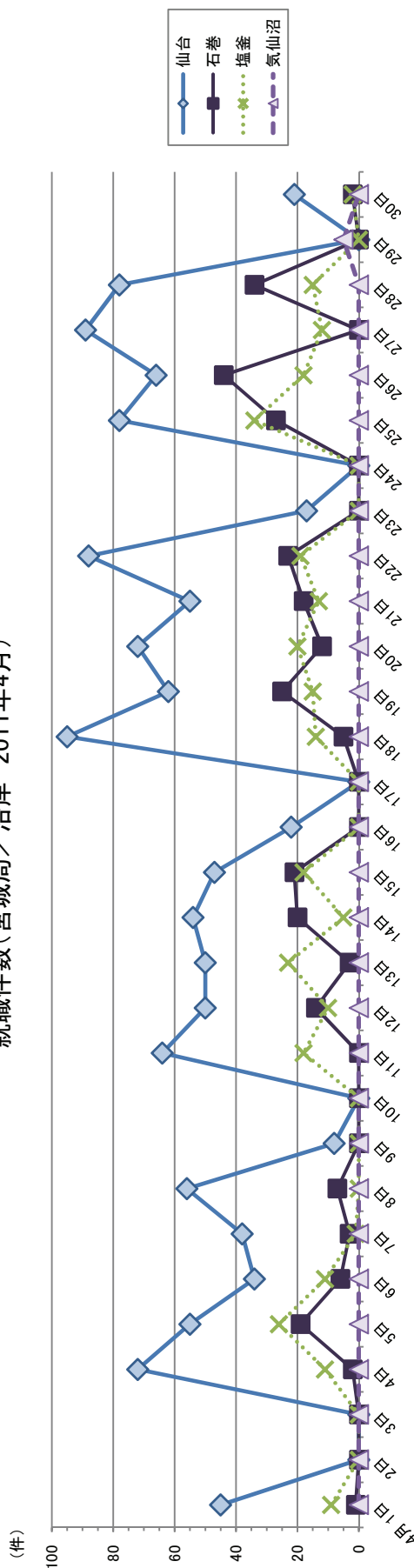
○ 宮城局沿岸所

就職件数（2011年4月）

安定所	4月1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
仙台	45	0	0	72	55	34	38	56	8	0	64	50	50	54	47	22	0	95	62	72	55	88	17	0	78	66	89	78	0	21
石巻	1	0	0	2	19	6	3	7	0	0	0	14	3	20	21	0	0	5	25	12	18	23	0	0	27	44	0	34	0	2
塩釜	9	0	0	11	26	11	1	0	0	0	18	10	23	5	18	0	0	14	15	20	13	19	0	0	34	18	12	15	0	2
気仙沼	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	55	0	0	85	100	51	42	63	8	0	82	74	76	79	86	22	0	114	102	104	86	130	17	0	139	128	101	127	5	25

（資料出所：宮城労働局作成資料）

就職件数（宮城局／沿岸 2011年4月）



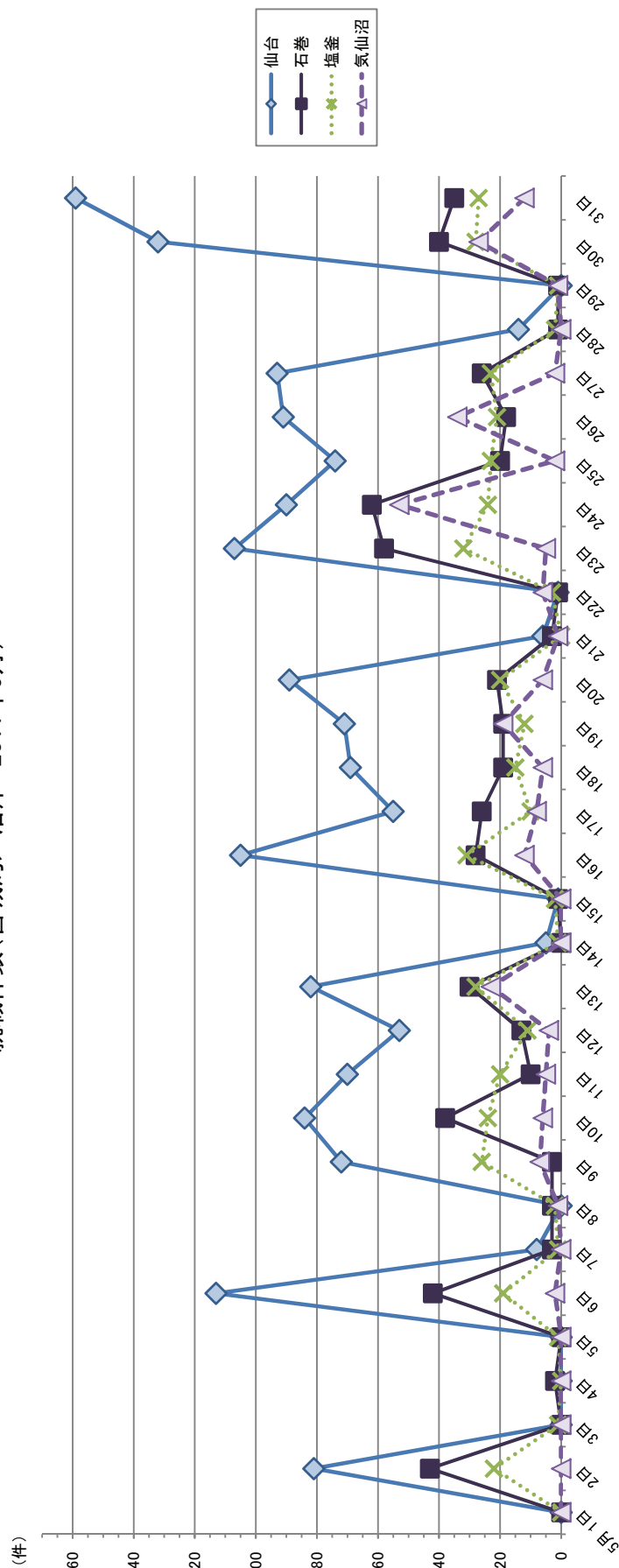
## ○ 宮城局沿岸所

## 就職件数 (2011年5月)

安定所	5月1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
仙台	0	81	0	0	0	113	8	0	72	84	70	53	82	5	1	105	55	69	71	89	6	1	107	90	74	91	93	14	0	132	159
石巻	0	43	0	2	0	42	3	3	3	38	10	13	30	0	1	28	26	19	19	21	3	1	58	62	20	18	26	1	1	40	35
塩釜	0	22	1	0	1	19	1	2	26	24	20	11	28	1	2	31	10	15	12	20	0	3	32	24	23	21	23	2	1	28	27
気仙沼	0	0	0	0	0	2	0	1	7	6	5	4	23	0	0	12	8	6	19	6	1	6	5	53	2	34	2	0	1	27	12
計	0	146	1	2	1	176	12	6	108	152	105	81	163	6	4	176	99	109	121	136	10	11	202	229	119	164	144	17	3	227	233

(資料出所：宮城労働局作成資料)

## 就職件数(宮城局/沿岸 2011年5月)



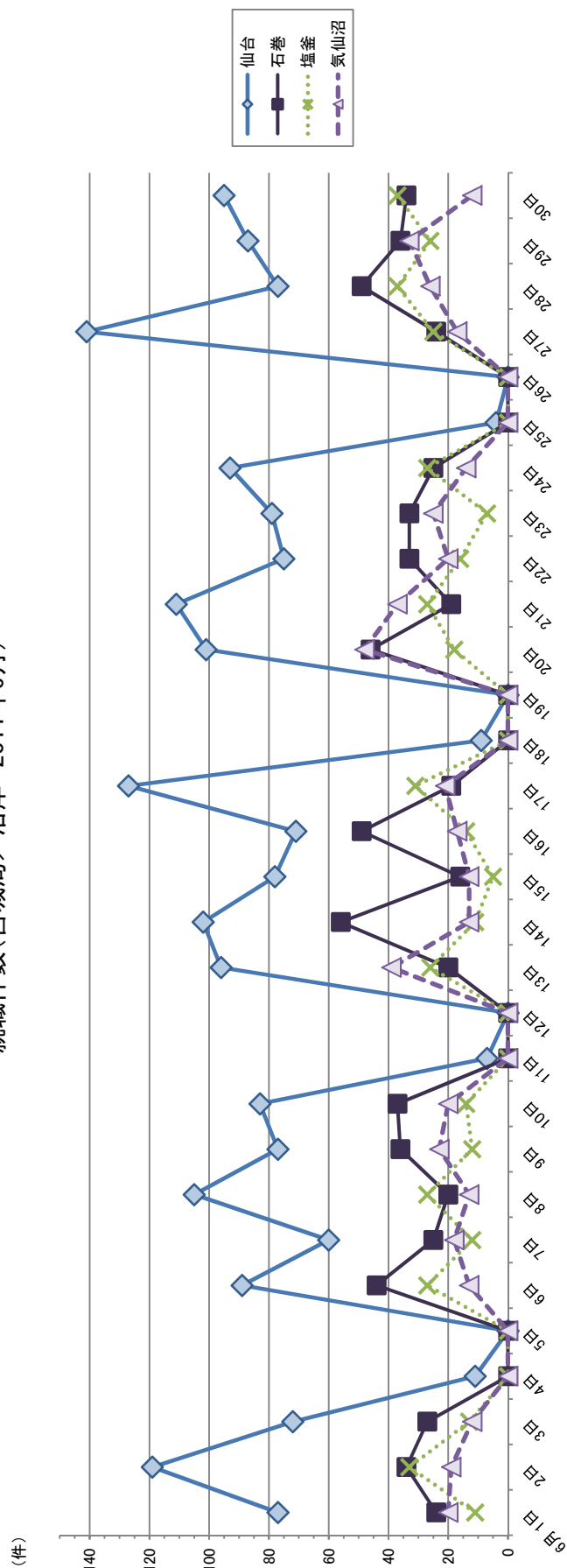
○ 宮城局沿岸所

就職件数 (6月)

安定所	6月1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日
仙台	77	119	72	11	0	89	60	105	77	83	7	0	96	102	78	71	127	9	0	101	111	75	79	93	4	0	141	77	87	95
石巻	24	34	27	0	0	44	25	20	36	37	0	0	20	56	16	49	19	0	0	46	19	33	33	25	0	0	24	49	36	34
塩釜	11	33	13	0	0	27	12	27	12	14	0	0	26	11	5	14	31	0	0	18	27	16	7	27	0	0	25	37	26	37
気仙沼	20	19	12	0	0	13	18	13	23	20	0	0	39	13	13	17	21	0	0	48	37	20	25	14	0	0	17	26	33	12
計	132	205	124	11	0	173	115	165	148	154	7	0	181	182	112	151	198	9	0	213	194	144	144	159	4	0	207	189	182	178

(資料出所：宮城労働局作成資料)

就職件数(宮城局／沿岸 2011年6月)





## 資料 3 - 3

## 雇用保険代行入力状況（被災3労働局全所、所別）

〔2011年3月11日～2012年3月末の累計〕

## 【岩手局】

被代行安定所 安定所名	代行した処理の 内容	入力件数（件）		代行先安定所の上位3局			
		同局内計	他局計	同局内の他所	件数(件)	他局	件数(件)
盛岡	離職票の作成	0	0	—	—	—	—
	受給資格決定	0	0	—	—	—	—
	失業認定	9	7	釜石	5	仙台	5
				宮古(岩手)	3	名古屋中	2
				北上	1	—	—
その他	2	1	—	—	—	—	
盛岡 沼宮内出張所	離職票の作成	0	0	—	—	—	—
	受給資格決定	0	0	—	—	—	—
	失業認定	0	0	—	—	—	—
	その他	3	0	—	—	—	—
釜石	離職票の作成	81	29	盛岡	43	上野	21
				宮古(岩手)	12	千葉	3
				久慈	11	越谷	2
	受給資格決定	1	1	一関	1	仙台	1
				—	—	—	—
				—	—	—	—
	失業認定	195	15	花巻	56	米沢	6
釜石 遠野出				45	郡山	2	
盛岡				44	札幌	1	
その他	142	2	—	—	—	—	
釜石 遠野出張所	離職票の作成	0	0	—	—	—	—
	受給資格決定	0	0	—	—	—	—
	失業認定	1	1	盛岡	1	平 勿来出張	1
	その他	3	1	—	—	—	—
宮古(岩手)	離職票の作成	106	0	盛岡	102	—	—
				花巻	2	—	—
				岩手局	1	—	—
	受給資格決定	0	0	—	—	—	—
	失業認定	118	16	岩手局	47	青森局	7
				盛岡	44	横浜	4
				北上	18	函館 八雲出	2
その他	133	10	—	—	—	—	
花巻	離職票の作成	0	0	—	—	—	—
	受給資格決定	0	0	—	—	—	—
	失業認定	1	0	一関	1	—	—
	その他	0	0	—	—	—	—
一関	離職票の作成	0	0	—	—	—	—
	受給資格決定	0	5	—	—	迫	3
				—	—	古川	2
失業認定	1	13	北上	1	迫	9	

				—	—	気仙沼	4	
		その他	0	9	—	—	—	
水沢		離職票の作成	0	0	—	—	—	
		受給資格決定	0	0	—	—	—	
		失業認定	2	11	大船渡	2	会津若松 喜	6
					—	—	須賀川	3
					—	—	青森局	1
	その他	0	1	—	—	—		
北上		離職票の作成	3	0	盛岡	3	—	
		受給資格決定	0	0	—	—	—	
		失業認定	1	0	盛岡	1	—	
		その他	0	0	—	—	—	
大船渡		離職票の作成	1518	21	釜石 遠野出	1118	仙台	8
					北上	137	本荘	4
					岩手局	101	春日部	4
		受給資格決定	869	4	岩手局	815	仙台	1
					釜石 遠野出	39	大河原	1
					一関	15	迫	1
		失業認定	626	35	釜石 遠野出	395	気仙沼	8
					岩手局	162	迫	5
					一関	34	成田	5
		その他	687	21	—	—	—	
二戸		離職票の作成	0	0	—	—	—	
		受給資格決定	0	0	—	—	—	
		失業認定	0	1	—	—	常陸鹿嶋	1
		その他	0	0	—	—	—	
久慈		離職票の作成	0	0	—	—	—	
		受給資格決定	0	0	—	—	—	
		失業認定	1	2	盛岡	1	青森局	1
					—	—	仙台	1
	その他	2	1	—	—	—		

## 【宮城局】

被代行安定所 安定所名(出張所名)	代行した処理の内容	入力件数(件)		代行先安定所の上位3局			
		同局内計	他局計	同局内の他所	件数(件)	他局	件数(件)
仙台	離職票の作成	67	297	大河原	26	津島	167
				大河原 白石	26	西宮	110
				石巻	10	青森	3
				—	—	三鷹	3
	受給資格決定	576	26	大河原	524	山形	7
				塩釜	32	米沢	6
				大河原 白石	12	新庄	4
	失業認定	1264	325	大河原	1142	山形	45
				迫	51	米沢	21
				塩釜	23	新庄	21
				大河原 白石	23	村山	21
	その他	1455	115	—	—	—	—
	仙台 大和出張所	離職票の作成	2	0	古川	2	—
受給資格決定		26	0	仙台	25	—	—
				塩釜	1	—	—
失業認定		29	2	仙台	22	松江	1
				古川	4	岩国	1
				石巻	3	—	—
その他		21	0	—	—	—	—
石巻	離職票の作成	450	54	仙台	357	酒田	26
				迫	32	飯田橋	12
				塩釜	25	釧路	4
				古川	1189	古河	4
	受給資格決定	1294	10	仙台	40	一関	2
				迫	21	米沢	1
				迫	203	一関	22
	失業認定	570	119	仙台	150	大曲 角館出	18
				大河原	59	山形	16
				—	—	—	—
その他	279	93	—	—	—	—	
塩釜	離職票の作成	46	25	仙台	40	朝霞	24
				古川	4	港北	1
				石巻	1	—	—
				大河原 白石	1	—	—
	受給資格決定	151	11	仙台	143	山形	5
				迫	5	青森局	1
				大河原	2	一関	1
	失業認定	326	65	仙台	254	山形	27
迫				43	鶴岡	9	
大河原				17	青森局	6	
その他	117	30	—	—	—	—	
古川	離職票の作成	69	0	仙台 大和出	66	—	—
				迫	3	—	—
	受給資格決定	35	0	仙台 大和出	12	—	—
				仙台	10	—	—
				迫	9	—	—

	失業認定	252	12	仙台 大和出	159	水沢	10
				迫	50	春日部	2
				仙台	13	—	—
	その他	74	1	—	—	—	—
大河原	離職票の作成	1	1	仙台	1	福島	1
	受給資格決定	19	0	仙台	18	—	—
				大河原 白石	1	—	—
	失業認定	13	13	仙台	8	青森局	7
				大河原 白石	4	山形	5
				石巻	1	水沢	1
その他	15	0	—	—	—	—	
大河原 白石出張所	離職票の作成	0	0	—	—	—	—
	受給資格決定	8	0	大河原	5	—	—
				仙台	3	—	—
	失業認定	3	1	大河原	2	米沢	1
				仙台	1	—	—
その他	151	4	—	—	—	—	
築館	離職票の作成	6	0	仙台	6	—	—
	受給資格決定	3	0	古川	2	—	—
				迫	1	—	—
	失業認定	11	0	迫	11	—	—
その他	12	0	—	—	—	—	
迫	離職票の作成	35	0	築館	31	—	—
				古川	3	—	—
				宮城局	1	—	—
	受給資格決定	521	0	古川	480	—	—
				気仙沼	23	—	—
				宮城局	11	—	—
	失業認定	30	0	宮城局	21	—	—
気仙沼				9	—	—	
その他	196	0	—	—	—	—	
気仙沼	離職票の作成	5940	703	築館	2114	品川	298
				古川	1893	一関	260
				迫	1462	盛岡	70
	受給資格決定	6097	90	古川	2668	一関	57
				築館	1679	飯田橋	27
				迫	901	鶴岡	3
	失業認定	7367	183	迫	6707	一関	132
				築館	396	水沢	20
				宮城局	113	青森局	8
その他	4052	255	—	—	—	—	

(資料出所 厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)

## 【福島局】

被代行安定所		代行した処理の内容	入力件数（件）		代行先安定所の上位3局			
安定所名（出張所名）	同局内計		他局計	同局内の他所	件数（件）	他局	件数（件）	
福島	離職票の作成	2	5	二本松	2	仙台	4	
				—	—	大宮	1	
	受給資格決定	1	3	相双 相馬出	1	米沢	2	
				—	—	大河原 白石	1	
	失業認定	356	135	会津若松	97	米沢	22	
				二本松	65	山形	16	
				郡山	61	大河原	12	
その他	118	46	—	—	—	—		
平	離職票の作成	174	156	相双 富岡出	158	岐阜	87	
				郡山	10	水戸	9	
				相双 相馬出	3	木更津	7	
	受給資格決定	4	11	平 勿来出張	4	松戸	6	
				—	—	山形	2	
				—	—	長井	2	
	失業認定	161	172	会津若松	45	伊勢崎	15	
				郡山	45	所沢 飯能出	11	
平 勿来出張				25	山形	8		
—				—	千葉	8		
その他	692	75	—	—	—	—		
平 磐城出張所	離職票の作成	2	0	福島	2	—	—	
	受給資格決定	3	1	平 勿来出張	2	真岡	1	
	失業認定	69	50	平	1	—	—	
				平	37	成田	7	
				会津若松 南	11	川越	6	
	須賀川	6	大宮	5				
その他	40	22	—	—	—	—		
平 勿来出張所	離職票の作成	1	43	平 磐城出張	1	池袋	42	
				—	—	黒磯	1	
	受給資格決定	0	0	—	—	—	—	
	失業認定	23	11	平	21	渋谷	2	
				会津若松	2	仙台	1	
その他	7	25	—	—	—	—		
会津若松	離職票の作成	2	0	会津若松 喜	1	—	—	
				相双	1	—	—	
	受給資格決定	1	0	二本松	1	—	—	
	失業認定	447	51	平	86	長岡	14	
				二本松	75	水戸	6	
会津若松 南				70	横浜	5		
その他	124	17	—	—	—	—		
会津若松 南会津 出張所	離職票の作成	0	0	—	—	—	—	
				—	—	—	—	
				—	—	—	—	
	受給資格決定	0	0	—	—	—	—	

	失業認定	9	3	平	5	佐世保	3
				平 勿来出張	3	—	—
				会津若松	1	—	—
	その他	11	4	—	—	—	—
会津若松 喜多方 出張所	離職票の作成	0	0	—	—	—	—
	受給資格決定	0	0	—	—	—	—
	失業認定	190	26	会津若松	91	木場	9
				福島	31	山形	6
須賀川				22	北上	4	
その他	43	1	—	—	—	—	
郡山	離職票の作成	7	16	相双 相馬出	3	金沢	9
				平	2	平塚	2
				会津若松	1	佐野	1
	受給資格決定	27	11	会津若松	26	大宮	6
				会津若松 南	1	長岡	2
				—	—	仙台	1
	失業認定	282	135	会津若松	81	成田	12
会津若松 喜				68	水戸	10	
平				45	古河	8	
その他	89	65	—	—	—	—	
白河	離職票の作成	0	0	—	—	—	—
	受給資格決定	1	0	二本松	1	—	—
	失業認定	84	31	会津若松	27	千葉南	9
				二本松	17	新潟	6
須賀川				13	新発田	4	
その他	29	8	—	—	—	—	
須賀川	離職票の作成	3	0	郡山	3	—	—
	受給資格決定	0	0	—	—	—	—
	失業認定	48	22	郡山	14	大曲	5
				平	8	下田	4
会津若松				7	大館 鷹巣出	2	
その他	20	6	—	—	—	—	
二本松	離職票の作成	0	0	—	—	—	—
	受給資格決定	5	1	会津若松	5	米沢	1
	失業認定	484	27	会津若松	185	古川	5
				会津若松 喜	114	新潟	4
福島				67	米沢	3	
その他	87	6	—	—	—	—	
相双	離職票の作成	2401	3265	郡山	973	仙台	249
				福島	484	八王子	196
				会津若松	312	飯田橋	161
	受給資格決定	406	774	相双 相馬出	285	山形	132
				会津若松 南	73	米沢	109
				平	14	長岡	85
	失業認定	1534	3379	相双 相馬出	531	山形	671
会津若松 南				346	米沢	615	
福島				266	長岡	295	

	その他	2148	2409	—	—	—	—
相双 相馬出張所	離職票の作成	43	11	会津若松	17	仙台	7
				平	14	柏崎	2
				福島	11	大田原	1
	受給資格決定	1	40	須賀川	1	常陸鹿嶋	35
				—	—	一関	1
				—	—	仙台	1
	失業認定	242	168	福島	142	大河原	21
				会津若松	24	山形	18
				会津若松 南	22	米沢	11
	その他	93	75	—	—	—	—
相双 富岡出張所	離職票の作成	5747	1863	平	2945	柏崎	329
				福島	888	行田	101
				二本松	581	大宮	100
	受給資格決定	454	241	平	169	米沢	50
				平 勿来出張	107	長岡	28
				会津若松 南	79	長井	16
	失業認定	2780	1115	平	646	米沢	270
				平 勿来出張	602	長岡	99
				会津若松 南	382	大河原	88
	その他	6223	1110	—	—	—	—

(資料出所：厚生労働省労働市場センター業務室作成資料)



## 資料4-1

## 雇用保険離職票交付件数の推移（宮城労働局、所別・月別）

	沿岸所														内陸所					
	局計	仙台	石巻	前年 同月比	塩釜	前年 同月比	気仙沼	前年 同月比	大和	前年 同月比	古川	前年 同月比	大河原	前年 同月比	白石	前年 同月比	築館	前年 同月比	迫	前年 同月比
平成23年4月	34,615	148.0	7,871	56.2	2,348	215.6	5,730	1354.3	401	19.0	937	30.1	604	29.1	337	159.2	611	79.2	437	84.4
平成23年5月	10,205	91.7	1,216	60.0	669	190.9	1,168	722.5	142	1.4	424	30.1	237	28.1	89	▲ 1.1	177	86.3	241	104.2
平成23年6月	6,653	25.6	821	14.4	388	20.5	226	60.3	144	▲ 13.3	311	13.9	180	20.8	63	5.0	120	53.8	204	60.6
平成23年7月	5,577	▲ 1.2	318	▲ 2.4	339	45.5	136	▲ 24.0	149	38.0	261	▲ 16.3	185	36.0	60	▲ 11.8	103	▲ 34.8	128	▲ 9.9
平成23年8月	5,416	10.2	290	7.2	271	25.5	150	36.4	140	▲ 10.3	322	37.6	190	13.1	66	6.5	144	32.1	141	42.4
平成23年9月	5,823	7.1	433	7.9	267	▲ 4.6	168	10.5	134	▲ 18.8	286	▲ 11.2	205	15.8	73	17.7	144	▲ 17.7	138	22.1
平成23年10月	7,027	3.4	363	4.8	379	30.7	147	▲ 14.5	113	▲ 45.1	381	5.5	214	▲ 6.1	68	1.5	157	▲ 14.2	183	13.0
平成23年11月	5,008	▲ 0.7	443	▲ 1.7	199	▲ 42.3	150	6.4	126	12.5	294	5.4	183	4.6	64	▲ 20.0	135	▲ 2.9	116	▲ 22.1
平成23年12月	4,624	▲ 9.7	276	▲ 7.0	212	▲ 20.0	162	1.3	143	21.4	286	▲ 35.1	225	▲ 14.1	82	▲ 12.8	91	▲ 24.8	96	▲ 12.7
平成24年1月	5,974	0.6	266	11.6	299	▲ 33.6	135	▲ 22.9	181	4.0	390	▲ 11.6	215	17.5	87	13.0	136	1.5	132	13.8
平成24年2月	4,746	5.1	317	4.5	235	15.2	119	▲ 32.8	111	4.7	294	28.4	196	20.2	59	20.4	112	12.0	107	▲ 13.0
平成24年3月	6,295	▲ 20.7	323	0.8	262	▲ 47.3	150	▲ 57.1	145	▲ 17.6	356	▲ 14.6	215	▲ 6.1	64	▲ 55.2	181	13.8	153	0.7
23年度計	101,963	34.3	12,943	18.2	5,868	44.0	8,441	268.1	1,928	▲ 1.8	4,542	4.3	2,849	12.9	1,112	13.2	2,111	17.8	2,076	26.0
平成24年4月	16,403	▲ 52.6	1,043	▲ 27.8	876	▲ 62.7	514	▲ 91.0	414	3.2	832	▲ 11.2	600	▲ 0.7	150	▲ 55.5	484	▲ 20.8	420	▲ 3.9

(資料出所：宮城労働局作成資料)

## 雇用保険受給資格決定件数の推移（宮城労働局、所別、月別）

	沿岸所										内陸所											
	局計	前年 同月比	仙台	前年 同月比	石巻	前年 同月比	塩釜	前年 同月比	気仙沼	前年 同月比	大和	前年 同月比	古川	前年 同月比	大河原	前年 同月比	白石	前年 同月比	築館	前年 同月比	迫	前年 同月比
平成23年4月	19,229	238.4	6,179	97.9	6,241	1225.1	1,602	296.5	2,543	1204.1	364	75.0	884	75.4	449	174.0	285	81.4	242	34.4	396	70.7
平成23年5月	14,134	288.7	4,941	146.9	2,466	735.9	1,473	409.7	3,097	3126.0	216	83.2	755	128.1	492	101.8	115	125.7	182	85.7	278	137.6
平成23年6月	4,901	59.6	2,088	24.3	963	271.8	539	130.3	388	479.1	117	15.8	299	4.9	192	▲ 16.3	72	15.0	90	7.1	130	46.1
平成23年7月	2,928	▲ 0.1	1,455	▲ 6.5	292	22.7	324	33.3	142	34.0	84	▲ 14.3	278	▲ 1.8	132	▲ 38.9	33	0.8	71	▲ 33.6	107	▲ 0.9
平成23年8月	2,715	4.5	1,408	▲ 1.2	210	▲ 0.5	261	7.9	109	22.5	102	5.2	233	36.3	162	▲ 25.8	49	26.6	76	▲ 12.0	96	23.1
平成23年9月	2,627	▲ 6.3	1,403	▲ 4.9	339	46.1	196	▲ 24.0	70	▲ 7.9	89	▲ 6.3	175	▲ 39.4	130	▲ 20.0	44	▲ 17.2	67	▲ 10.7	88	25.7
平成23年10月	3,373	9.5	1,842	9.8	232	8.4	360	35.8	72	▲ 23.4	203	47.1	289	5.9	161	▲ 11.1	48	▲ 0.6	66	▲ 25.8	85	▲ 11.5
平成23年11月	2,239	▲ 17.1	1,242	▲ 13.8	169	▲ 23.5	169	▲ 30.2	52	▲ 42.2	81	▲ 1.2	187	▲ 5.1	128	5.6	57	▲ 24.3	71	0.0	79	▲ 33.6
平成23年12月	1,827	▲ 13.2	980	▲ 8.2	135	▲ 24.2	119	▲ 33.5	73	7.4	75	▲ 1.3	173	▲ 31.3	119	0.0	46	9.2	43	▲ 28.3	52	▲ 8.8
平成24年1月	2,422	▲ 16.5	1,309	▲ 5.5	180	▲ 40.4	197	▲ 34.6	73	▲ 24.0	95	▲ 15.2	214	▲ 26.2	123	▲ 13.6	57	▲ 19.6	70	16.7	86	▲ 21.8
平成24年2月	2,075	▲ 11.7	1,141	▲ 8.0	161	▲ 29.1	190	▲ 9.1	30	▲ 63.0	70	▲ 6.7	189	▲ 5.5	113	11.1	50	▲ 6.6	50	▲ 7.4	68	▲ 20.9
平成24年3月	2,028	▲ 10.7	1,050	▲ 17.4	124	▲ 37.1	174	▲ 9.4	37	▲ 27.5	74	▲ 23.7	219	19.0	129	▲ 36.8	43	26.5	102	39.7	66	112.9
平成23年度	60,498	67.4	25,038	29.4	11,512	278.1	5,604	83.3	6,686	502.9	1,572	21.1	3,895	19.5	2,329	19.1	899	24.9	1,127	9.0	1,531	28.3
平成24年4月	4,416	▲ 77.0	2,312	▲ 62.6	354	▲ 94.3	379	▲ 76.3	122	▲ 95.2	147	▲ 59.6	422	▲ 52.3	236	▲ 73.0	77	▲ 47.3	184	▲ 24.0	172	▲ 56.6

(資料出所：宮城労働局作成資料)

## 受給者実人員（基本手当、延長給付含む）の推移（宮城労働局、所別、月別）

	沿岸所											内陸所										
	局計	仙台	前年 同月比	石巻	前年 同月比	塩釜	前年 同月比	気仙沼	前年 同月比	大和	前年 同月比	古川	前年 同月比	大河原	前年 同月比	白石	前年 同月比	築館	前年 同月比	迫	前年 同月比	
平成23年4月	21,029	9,195	22.6	4,374	232.6	1,891	69.0	1,006	114.5	642	27.9	1,517	14.0	897	▲ 5.9	452	1.8	422	▲ 24.0	581	▲ 23.1	
平成23年5月	32,645	11,542	62.5	7,632	578.4	2,938	188.0	5,079	1086.7	670	25.5	1,885	45.7	1,020	12.6	466	17.1	513	8.2	741	1.2	
平成23年6月	36,531	13,103	59.9	8,681	545.4	3,249	173.3	5,511	1077.6	764	38.7	2,083	43.0	1,121	15.3	484	11.8	539	2.3	800	14.9	
平成23年7月	33,074	11,528	45.4	8,259	514.5	2,930	145.8	5,008	1000.7	694	29.5	1,798	29.7	1,006	8.1	417	1.2	491	0.6	735	13.3	
平成23年8月	31,620	11,214	36.7	7,792	480.2	2,840	133.6	4,660	942.5	674	23.7	1,760	24.6	944	5.2	358	▲ 9.6	473	▲ 8.7	750	14.2	
平成23年9月	28,802	10,376	31.2	7,050	447.8	2,514	118.6	4,210	900.0	614	14.3	1,580	22.8	884	3.4	330	▲ 20.3	437	▲ 13.8	687	7.8	
平成23年10月	26,983	9,935	32.5	6,589	473.0	2,310	111.3	3,760	861.6	580	11.1	1,429	19.8	892	22.0	314	▲ 16.7	434	▲ 5.9	662	20.1	
平成23年11月	25,745	9,561	39.0	6,143	486.7	2,208	93.2	3,523	801.0	647	25.4	1,368	15.9	870	25.4	312	▲ 11.1	420	▲ 12.1	633	16.6	
平成23年12月	25,154	9,822	43.2	5,786	522.2	2,193	105.5	3,335	883.8	606	22.4	1,235	▲ 0.6	871	27.9	274	▲ 13.6	379	▲ 15.6	604	14.4	
平成24年1月	24,442	9,545	45.6	5,597	528.9	2,187	115.3	3,056	746.5	594	27.2	1,191	▲ 1.1	856	31.3	280	1.8	364	▲ 13.5	719	47.6	
平成24年2月	23,471	9,252	46.0	5,327	445.8	2,144	100.7	2,843	694.1	557	16.3	1,174	▲ 1.3	806	22.5	277	▲ 0.7	341	▲ 15.4	698	44.5	
平成24年3月	21,467	8,552	41.6	4,668	391.4	1,992	99.0	2,636	770.0	492	7.4	1,119	▲ 4.8	752	13.6	253	▲ 7.7	323	▲ 18.8	626	27.5	
平成24年4月	18,949	7,671	▲ 16.6	3,940	▲ 9.9	1,775	▲ 6.1	2,289	127.5	445	▲ 30.7	985	▲ 35.1	701	▲ 21.9	226	▲ 50.0	339	▲ 19.7	535	▲ 7.9	

(資料出所：宮城労働局作成資料)

雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金の推移（宮城労働局、所別、月別）  
 対象者数（雇調金・中安金）合計

	局合計	沿岸所						内陸所				
		前月比	仙台	石巻	塩釜	気仙沼	大和	古川	大河原	白石	築館	迫
23年4月	1,407	195.0	772	183	85	0	33	136	86	29	33	50
5月	2,195	56.0	1,193	317	176	50	62	114	133	50	56	44
6月	4,470	103.6	2,667	694	383	233	67	149	92	42	76	67
7月	1,406	▲ 68.5	763	229	127	54	23	73	63	18	31	25
8月	1,199	▲ 14.7	628	197	97	83	16	61	41	25	32	19
9月	1,144	▲ 4.6	615	169	115	65	16	63	34	17	27	23
10月	990	▲ 13.5	525	140	95	66	14	58	34	14	25	19
11月	938	▲ 5.3	490	136	68	69	11	58	43	15	29	19
12月	933	▲ 0.5	490	135	75	58	25	58	35	13	26	18
24年1月	800	▲ 14.3	433	107	58	54	19	57	29	11	17	15
2月	828	3.5	427	113	64	67	15	57	30	12	18	25
3月	710	▲ 14.3	345	93	55	60	16	58	32	12	23	16
4月	533	▲ 24.9	262	75	49	35	14	37	26	8	15	12

	局合計	前月比	沿岸所					内陸所				
			仙台	石巻	塩釜	気仙沼	大和	古川	大河原	白石	築館	迫
23年4月	52,186	295.6	21,196	7,244	2,207	0	1,329	11,287	3,458	932	2,511	2,022
5月	101,664	94.8	54,880	9,995	12,354	796	2,847	5,160	7,563	3,139	2,615	2,315
6月	142,594	40.3	90,154	13,505	12,363	5,892	2,708	6,803	5,091	2,126	1,732	2,220
7月	31,842	▲ 77.7	15,400	4,761	2,265	1,139	410	3,038	2,482	727	678	942
8月	29,383	▲ 7.7	13,019	4,812	3,899	1,395	156	2,090	2,187	735	708	382
9月	31,431	7.0	16,387	4,298	3,356	1,311	160	3,148	1,352	439	581	399
10月	23,294	▲ 25.9	10,883	3,284	1,977	1,435	140	2,939	1,073	301	481	781
11月	21,607	▲ 7.2	9,148	3,021	1,576	1,335	123	3,163	1,430	370	684	757
12月	23,925	10.7	10,145	3,165	1,921	1,104	914	3,587	1,244	396	621	828
24年1月	18,900	▲ 21.0	7,796	2,623	1,412	1,133	194	3,495	925	302	367	653
2月	23,745	25.6	8,970	4,174	1,541	1,463	642	3,802	1,009	290	546	1,308
3月	16,937	▲ 28.7	6,401	2,601	1,449	805	153	2,434	1,701	222	404	767
4月	13,986	▲ 17.4	5,136	2,340	1,178	492	277	1,585	1,611	223	549	595

(資料出所：宮城労働局作成資料)

## 資料4-5

## 職業紹介状況の推移（宮城労働局、所別、月別、全数）

新規卒関係及び一般日雇関係を除く

区 分	宮城労働局計						仙台所						沿岸所					
	新規求職申込件数		新規求人人数		就職件数		新規求職申込件数		新規求人人数		就職件数		新規求職申込件数		新規求人人数		就職件数	
	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比
23年4月	29,387	62.7	13,696	31.4	3,378	▲ 25.2	11,391	15.6	8,166	30.5	1,463	▲ 22.4	6,373	321.5	1,590	89.1	282	▲ 41.3
5月	20,996	48.9	14,088	58.3	4,580	25.2	9,797	24.8	7,853	49.2	1,710	12.6	2,596	119.3	1,734	131.8	563	29.4
6月	14,994	5.4	17,827	57.6	5,288	27.1	7,823	1.7	9,699	43.4	2,011	13.7	1,638	26.4	2,173	127.1	687	44.6
7月	12,101	▲ 6.1	18,759	62.9	5,051	22.6	6,804	▲ 2.4	10,628	53.8	1,979	18.6	1,010	▲ 7.4	2,025	105.4	658	37.9
8月	12,626	1.2	18,714	66.3	4,984	27.2	7,103	4.3	10,792	73.1	1,985	29.1	1,005	▲ 8.9	2,058	114.4	657	40.7
9月	12,266	▲ 10.7	19,870	59.3	5,038	16.8	6,663	▲ 9.7	11,474	57.0	2,117	19.1	1,192	▲ 4.2	2,071	83.9	636	18.4
10月	12,654	▲ 6.1	19,608	58.0	4,793	16.2	6,977	▲ 4.5	11,601	54.3	1,980	19.3	1,122	▲ 4.2	2,023	60.9	707	42.0
11月	10,979	▲ 11.2	18,936	50.4	4,366	8.2	5,825	▲ 13.1	10,889	46.1	1,904	13.3	998	▲ 6.3	2,054	112.4	575	23.7
12月	8,846	▲ 6.7	16,223	67.4	3,851	22.3	4,674	▲ 9.6	9,765	66.1	1,647	34.7	731	▲ 0.1	1,500	87.3	499	45.1
24年1月	12,396	▲ 12.6	21,446	80.3	3,816	27.7	6,899	▲ 11.8	13,360	84.8	1,637	32.6	969	▲ 24.0	2,157	144.3	448	32.9
2月	12,042	▲ 15.9	22,637	84.8	4,408	23.9	6,607	▲ 17.5	13,057	78.5	1,959	26.7	1,005	▲ 20.5	2,332	154.0	526	35.6
3月	13,273	16.3	21,744	122.5	5,978	142.9	6,935	11.9	12,689	114.2	2,476	112.3	1,272	19.7	2,149	180.9	726	257.6
23年度計	172,560	7.4	223,548	66.2	55,531	23.4	87,498	▲ 0.3	129,973	62.4	22,868	22.5	19,911	42.2	23,866	112.9	6,964	36.4
24年4月	14,781	▲ 49.7	19,803	44.6	5,746	70.1	7,965	▲ 30.1	12,321	50.9	2,252	53.9	1,336	▲ 79.0	1,943	22.2	814	188.7

(資料出所：宮城労働局作成資料)

新規卒関係及び一般日雇関係を除く

区分	沿岸所						気仙沼所						内陸所					
	塩釜所			大和所			新規求職申込件数			新規求職申込件数			新規求職申込件数			新規求職申込件数		
	全数計	対前年 同月比	就職件数	全数計	対前年 同月比	就職件数	全数計	対前年 同月比	就職件数	全数計	対前年 同月比	就職件数	全数計	対前年 同月比	就職件数	全数計	対前年 同月比	就職件数
23年4月	2,385	84.9	293	▲ 14.3	3,029	420.4	338	▲ 22.8	42	▲ 83.7	869	17.6	336	▲ 5.1	173	▲ 2.3		
5月	1,682	60.5	427	31.8	2,392	420.0	561	69.0	240	41.2	683	28.6	358	7.2	207	33.5		
6月	1,138	10.1	448	20.8	712	55.5	1,261	183.4	471	109.3	643	13.6	549	95.4	226	56.9		
7月	856	▲ 7.8	369	10.5	491	13.1	604	43.1	403	65.8	439	▲ 20.6	962	177.2	181	7.1		
8月	877	0.1	439	55.1	544	26.8	775	58.8	306	27.0	445	▲ 18.3	721	52.4	162	▲ 14.7		
9月	887	▲ 10.4	365	▲ 3.4	478	2.1	784	67.5	349	78.1	459	▲ 17.3	697	89.4	176	15.8		
10月	988	0.9	375	26.7	576	17.8	630	63.2	289	24.0	461	▲ 17.2	750	163.2	152	▲ 4.4		
11月	767	▲ 16.7	351	6.7	603	46.0	808	106.6	245	15.0	364	▲ 20.2	703	▲ 2.0	156	4.7		
12月	583	▲ 17.5	306	18.1	432	46.4	720	99.4	247	72.7	289	▲ 28.1	487	70.3	121	10.0		
24年1月	925	▲ 18.7	253	4.1	511	16.1	764	80.6	265	63.6	419	▲ 25.8	753	178.9	140	25.0		
2月	793	▲ 19.5	308	18.0	553	28.9	1,031	108.3	257	31.8	403	▲ 30.2	972	81.7	166	3.1		
3月	856	10.2	424	139.5	555	92.7	1,158	267.6	551	606.4	481	▲ 1.2	665	177.1	200	42.9		
23年度計	12,737	9.1	4,358	21.2	10,876	109.8	9,434	90.0	3,665	55.5	5,955	▲ 8.8	7,953	77.1	2,060	13.3		
24年4月	1,115	▲ 53.2	333	13.7	631	▲ 79.2	865	155.9	467	1011.9	526	▲ 39.5	778	131.5	162	▲ 6.4		

(資料出所：宮城労働局作成資料)

## 新規卒関係及び一般日雇関係を除く

区 分	古川所						内陸所						白石所										
	新規求職申込件数		就職件数		新規求職申込件数		就職件数		新規求職申込件数		就職件数		新規求職申込件数		就職件数		新規求職申込件数		就職件数				
	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計	対前年 同月比	全数計			
23年 4月	21.2	1,874	▲ 18.3	331	▲ 28.2	1,296	54.1	339	▲ 6.6	241	▲ 19.7	381	60.1	275	97.8	141	▲ 3.4	381	60.1	275	97.8	141	▲ 3.4
5月	16.0	1,410	64.9	529	24.8	887	36.0	360	25.0	299	40.4	229	32.4	252	90.9	124	31.9	229	32.4	252	90.9	124	31.9
6月	▲ 13.7	1,098	16.6	520	32.7	668	1.2	553	67.6	306	23.9	194	4.9	199	26.8	101	▲ 1.9	194	4.9	199	26.8	101	▲ 1.9
7月	▲ 15.0	968	33.1	409	▲ 3.8	491	▲ 18.3	558	81.8	321	39.0	140	8.5	246	43.9	122	▲ 0.8	140	8.5	246	43.9	122	▲ 0.8
8月	1.8	1,015	30.9	488	14.0	513	▲ 14.4	449	24.7	252	1.6	162	1.9	243	19.7	114	18.8	162	1.9	243	19.7	114	18.8
9月	▲ 22.6	957	30.2	443	2.8	485	▲ 22.5	565	55.2	297	36.9	189	32.2	312	80.3	126	9.6	189	32.2	312	80.3	126	9.6
10月	▲ 16.4	1,006	36.6	434	2.4	512	▲ 15.5	456	32.2	283	3.3	175	25.0	285	80.4	103	5.1	175	25.0	285	80.4	103	5.1
11月	▲ 21.5	854	26.6	384	▲ 7.0	470	▲ 20.5	520	51.2	243	▲ 6.9	159	10.4	255	44.9	87	▲ 33.6	159	10.4	255	44.9	87	▲ 33.6
12月	▲ 25.3	701	45.1	358	▲ 15.6	505	16.1	395	26.2	217	5.3	156	28.9	210	112.1	73	▲ 29.1	156	28.9	210	112.1	73	▲ 29.1
24年 1月	▲ 13.1	1,006	15.2	362	35.1	569	▲ 11.2	620	43.2	237	19.1	205	▲ 6.4	238	19.6	108	10.2	205	▲ 6.4	238	19.6	108	10.2
2月	▲ 3.4	1,045	60.3	392	7.1	597	▲ 11.3	537	50.8	351	76.4	191	▲ 10.7	305	39.9	93	▲ 2.1	191	▲ 10.7	305	39.9	93	▲ 2.1
3月	20.0	1,156	99.4	542	128.7	630	18.0	594	94.8	348	114.8	236	26.2	394	198.5	109	34.6	236	26.2	394	198.5	109	34.6
23年度計	▲ 5.4	13,090	37.2	5,192	10.6	7,623	2.2	5,946	44.7	3,395	23.1	2,417	17.8	3,214	64.2	1,301	1.4	2,417	17.8	3,214	64.2	1,301	1.4
24年 4月	▲ 35.4	1,210	30.0	538	62.5	657	▲ 49.3	503	48.4	312	29.5	210	▲ 44.9	220	▲ 20.0	186	31.9	210	▲ 44.9	220	▲ 20.0	186	31.9

(資料出所：宮城労働局作成資料)



## 新規卒関係及び一般日雇関係を除く

区 分	内陸所					
	築館所			迫所		
	新規求職申込件数 対前年 同月比	新規求人数 対前年 同月比	就職件数 対前年 同月比	新規求職申込件数 対前年 同月比	新規求人数 対前年 同月比	就職件数 対前年 同月比
年 月	全数計	全数計	全数計	全数計	全数計	全数計
23年4月	668	462	146 ▲ 31.5	1,121	575	266
5月	444	538	246	876	478	235
6月	349	419	206	731	645	312
7月	316	562	170 ▲ 17.1	586	695	439
8月	328	572	161 ▲ 12.0	634	716	420
9月	361	512	202 ▲ 2.4	595 ▲ 8.5	885	327
10月	308	667	168 ▲ 11.6	529 ▲ 11.8	707	302
11月	346	588	182	593 ▲ 2.9	598	239
12月	262	475	161	513	503	222
24年1月	329	568	150	564	695	216
2月	356	654	152	492 ▲ 27.4	574	204
3月	495	528	236	657	715	366
23年度計	4,562	6,545	2,180	7,891	7,786	3,548
24年4月	485	480	205	646 ▲ 42.4	530 ▲ 7.8	477
			40.4			79.3

(資料出所：宮城労働局作成資料)

## 産業別新規求人数の推移（宮城労働局、所別、月別、全数）

（資料出所：宮城労働局作成資料）

仙台所 年月	計	D 建設業		E 製造業		食品品・飲料		G 情報通信業		H 運輸業・郵便業		I 卸売業・小売業		J 金融・保険業 K 不動産・賃貸		M 宿泊業・ 飲食サービス業		P 医療・福祉		R サービス業		N 生活関連サービス業・娯楽業		S、T 公務・その他		
		対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	
23年4月	8,166	30.5	952	138.0	228	▲17.4	130	11.1	386	68.6	477	3.0	812	▲6.5	225	▲3.8	750	29.3	1,036	3.2	1,848	33.9	392	120.2	296	240.2
5月	7,853	49.2	991	183.1	170	▲15.8	46	▲42.5	227	1.3	610	135.4	1,018	21.6	280	100.0	438	12.3	977	17.9	1,665	25.0	447	107.9	356	326.2
6月	9,699	43.4	1,094	179.1	253	▲24.3	103	▲22.6	354	131.4	550	9.6	1,162	28.7	293	66.5	631	8.4	1,300	20.9	2,112	23.1	447	37.5	542	351.7
7月	10,629	53.8	1,140	141.5	310	36.3	125	73.6	419	▲3.0	688	5.2	1,426	72.0	289	57.9	875	67.9	1,486	44.5	2,525	46.2	369	75.7	194	145.6
8月	10,792	73.1	1,423	267.7	347	77.9	135	159.6	331	26.3	868	159.1	1,437	52.5	319	52.6	613	25.9	1,267	26.4	2,317	68.8	625	110.4	330	115.7
9月	11,474	57.0	1,402	162.5	352	41.4	124	0.0	259	5.3	540	▲20.5	1,508	67.0	297	57.1	826	76.1	1,376	21.6	3,219	99.6	325	▲11.0	472	186.1
10月	11,601	54.3	1,061	131.2	467	36.5	239	50.3	283	▲40.3	671	38.6	1,616	91.0	344	39.8	972	48.9	1,723	67.1	2,874	46.8	413	98.6	264	76.0
11月	10,889	46.1	1,107	134.5	390	13.0	192	20.0	271	5.0	837	76.6	1,196	23.9	250	▲13.5	649	50.2	1,163	▲6.4	2,799	65.0	634	36.3	597	184.3
12月	9,765	66.1	704	105.2	222	▲19.3	72	▲48.6	422	120.9	640	32.5	1,068	60.4	363	121.3	568	90.0	1,247	37.0	2,455	75.5	282	91.8	602	75.5
24年1月	13,360	84.8	1,156	276.5	406	80.8	198	73.7	383	11.0	720	86.0	1,544	113.9	393	105.8	1,182	48.1	2,100	59.5	3,359	113.8	575	271.0	359	▲6.5
2月	13,057	78.5	1,115	150.0	349	60.1	121	34.4	344	67.8	850	77.5	1,415	58.8	317	64.2	746	90.3	1,850	48.5	3,312	111.4	733	96.0	739	29.4
3月	12,689	114.2	1,069	184.3	353	92.9	124	49.4	440	187.6	686	140.7	1,443	87.6	345	83.5	616	238.5	1,717	98.5	3,931	102.3	587	173.0	440	57.7
4月	12,321	50.9	1,242	30.5	659	189.0	257	97.7	311	▲19.4	671	40.7	1,644	102.5	351	56.0	1,187	58.3	1,364	31.7	3,332	80.3	338	▲13.8	160	▲45.9

石巻所 年月	計	D 建設業		E 製造業		食品品・飲料		G 情報通信業		H 運輸業・郵便業		I 卸売業・小売業		J 金融・保険業 K 不動産・賃貸		M 宿泊業・ 飲食サービス業		P 医療・福祉		R サービス業		N 生活関連サービス業・娯楽業		S、T 公務・その他		
		対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	
23年4月	1,590	89.1	444	382.6	95	▲50.3	16	▲88.7	4	100.0	55	5.8	152	35.7	32	220.0	41	▲24.1	286	54.6	129	214.6	38	22.6	303	1682.4
5月	1,734	131.8	422	379.5	120	▲14.9	55	▲46.1	19	375.0	156	262.8	141	72.0	46	228.6	134	112.7	270	67.7	119	72.5	39	39.3	203	1350.0
6月	2,173	127.1	706	702.3	242	39.1	134	48.9	3	▲76.9	63	▲1.6	250	131.5	40	▲9.1	216	390.9	186	▲2.6	180	111.8	74	164.3	136	138.6
7月	2,025	105.4	441	252.8	318	57.4	206	67.5	6	50.0	84	86.7	242	64.6	30	▲21.1	179	336.6	271	80.7	245	512.5	92	114.0	53	35.9
8月	2,059	114.4	353	199.2	299	68.0	114	0.0	4	▲60.0	91	44.4	275	223.5	72	350.0	103	▲10.4	537	149.8	151	202.0	95	163.9	29	3.6
9月	2,071	83.9	487	266.2	527	168.9	366	275.5	2	▲85.7	122	134.6	238	64.1	32	▲48.4	119	▲6.3	245	57.1	151	22.8	51	▲5.6	33	43.5
10月	2,023	60.9	462	170.2	344	▲28.9	153	▲58.1	21	—	129	248.6	226	46.8	42	133.3	61	27.1	261	42.6	270	671.4	55	120.0	40	344.4
11月	2,054	112.4	360	304.5	370	134.2	209	143.0	15	—	93	▲21.8	424	296.3	52	136.4	105	43.8	327	39.7	88	37.5	85	174.2	67	346.7
12月	1,500	87.3	197	95.0	326	258.2	159	216.0	0	—	81	170.0	130	97.0	42	44.8	72	300.0	346	32.2	121	83.3	68	106.1	79	12.9
24年1月	2,157	144.3	520	465.2	319	129.5	190	118.4	17	1600.0	127	234.2	251	104.1	37	105.6	81	252.2	349	52.4	259	110.6	68	126.7	18	▲5.3
2月	2,332	154.0	488	542.1	441	142.3	269	112.7	8	300.0	103	114.6	307	274.4	38	35.7	152	253.5	322	68.6	101	188.6	57	58.3	213	97.2
3月	2,149	180.9	361	169.4	270	86.2	199	125.0	3	▲70.0	143	495.8	274	309.0	59	883.3	147	635.0	397	164.7	206	174.7	79	507.7	112	14.3
4月	1,943	22.2	358	▲19.4	320	236.8	214	1237.5	8	100.0	133	141.8	204	34.2	37	15.6	122	197.6	351	22.7	220	70.5	59	55.3	35	▲88.4

塩釜所	計	D 建設業		E 製造業		G 情報通信業		H 運輸業・郵便業		I 卸売業・小売業		J 金融・保険業 K 不動産・賃貸		M 宿泊業・ 飲食サービス業		P 医療、福祉		R サービス業		N 生活関連サービス業、娯楽業		S、T 公務・その他			
		対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比		
23年4月	655	14.4	175	297.7	135	46.7	106	58.2	0	30	0.0	64	▲50.8	0	24	▲80.0	135	22.7	15	▲40.0	5	▲85.3	33	153.8	
5月	833	48.0	142	129.0	164	84.3	126	103.2	0	69	60.5	84	3.7	5	66.7	66	8.2	123	▲13.4	44	109.5	9	▲62.5	102	436.8
6月	1,125	88.1	265	381.8	196	75.0	158	122.5	0	70	37.3	90	23.3	5	400.0	86	17.8	126	▲1.6	27	107.7	54	8.0	157	554.2
23年7月	1,083	69.7	248	416.7	197	149.4	169	290.7	0	74	42.3	94	▲6.9	1	▲90.0	100	44.9	132	▲20.5	76	94.9	61	90.6	75	837.5
8月	1,113	57.9	190	251.9	234	143.8	194	189.6	0	112	96.5	142	17.4	19	1800.0	99	7.6	153	▲14.5	83	232.0	35	▲10.3	18	▲28.0
9月	1,097	70.3	197	143.2	229	141.1	192	156.0	1	111	94.7	144	30.9	9	50.0	70	45.8	157	31.9	47	104.3	28	▲12.5	68	65.9
23年10月	1,174	72.9	264	312.5	219	108.6	183	177.3	0	79	46.3	125	27.6	11	▲26.7	114	119.2	148	▲9.2	46	70.4	74	252.4	39	50.0
11月	1,197	55.7	157	157.4	191	85.4	157	112.2	1	114	86.9	127	▲3.8	15	650.0	104	20.9	262	56.9	79	216.0	49	▲10.9	61	19.6
12月	959	74.4	157	93.8	158	90.4	141	101.4	2	70	59.1	134	91.4	5	400.0	51	34.2	159	57.4	33	83.3	36	▲5.3	119	142.9
24年1月	956	80.0	149	223.9	137	107.6	90	172.7	0	78	333.3	113	41.3	10	900.0	80	233.3	131	37.9	39	25.8	99	1000.0	39	▲73.3
2月	1,519	129.1	212	175.3	173	119.0	148	159.6	0	97	70.2	254	429.2	13	160.0	79	46.3	233	95.8	114	375.0	56	21.7	237	82.3
3月	1,460	145.0	185	413.9	245	27.6	184	5.7	4	86	32.3	144	300.0	16	300.0	134	88.7	234	143.8	148	825.0	50	92.3	135	350.0
24年4月	919	39.7	112	▲36.0	150	11.1	111	4.7	30	7	156.7	134	109.4	7	—	127	429.2	126	▲5.2	38	153.3	27	440.0	30	▲9.1

気仙沼所	計	D 建設業		E 製造業		G 情報通信業		H 運輸業・郵便業		I 卸売業・小売業		J 金融・保険業 K 不動産・賃貸		M 宿泊業・ 飲食サービス業		P 医療、福祉		R サービス業		N 生活関連サービス業、娯楽業		S、T 公務・その他			
		対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比	対前年 同月比		
23年4月	338	▲22.8	100	143.9	39	▲58.9	12	▲82.4	4	▲33.3	45	▲11.8	65	0.0	22	46.7	8	▲55.6	11	▲54.2	11	▲54.2	11	▲54.2	
5月	561	69.0	125	941.7	63	▲30.8	25	▲68.8	5	30	▲23.1	67	28.8	0	34	70.0	44	▲15.4	33	230.0	7	▲58.8	97	288.0	
6月	1,261	183.4	159	381.8	125	34.4	60	▲3.2	1	41	310.0	76	24.6	2	▲60.0	43	115.0	174	155.9	277	2670.0	44	266.7	214	81.4
23年7月	604	43.1	101	339.1	72	▲21.7	41	▲41.4	0	43	22.9	139	120.6	2	▲77.8	49	▲19.7	60	▲4.8	54	500.0	6	▲80.0	61	41.9
8月	775	58.8	123	373.1	103	21.2	69	▲10.4	2	40	42.9	75	▲53.7	1	▲87.5	63	293.8	162	200.0	94	683.3	19	▲62.7	67	91.4
9月	784	67.5	136	195.7	109	▲3.5	66	▲17.5	0	26	100.0	120	48.1	7	40.0	45	80.0	83	5.1	112	460.0	54	200.0	50	19.0
23年10月	630	63.2	69	213.6	109	3.8	52	▲34.2	1	35	52.2	83	▲8.8	2	—	123	179.5	66	10.0	46	820.0	9	▲10.0	66	407.7
11月	808	106.6	148	300.0	108	16.1	82	5.1	1	68	47.8	108	83.1	1	▲87.5	63	186.4	98	63.3	108	800.0	39	69.6	36	50.0
12月	720	99.4	87	278.3	155	74.2	68	38.8	0	14	40.0	101	74.1	4	300.0	55	266.7	86	6.0	95	313.0	36	414.3	69	68.3
24年1月	764	80.6	132	428.0	150	194.1	83	88.6	0	36	56.5	95	9.2	7	40.0	61	35.6	121	9.0	66	2100.0	31	138.5	41	▲9.6
2月	1,031	108.3	130	400.0	84	31.3	51	6.3	3	45	200.0	155	138.5	4	▲69.2	82	583.3	183	83.0	125	792.9	32	68.4	146	▲5.8
3月	1,158	267.6	148	886.7	218	311.3	112	194.7	0	30	275.0	135	170.0	13	333.3	82	446.7	210	79.5	120	531.6	17	240.0	110	400.0
24年4月	865	155.9	105	5.0	153	292.3	87	625.0	2	41	156.3	143	1091.7	7	75.0	66	46.7	149	129.2	63	186.4	37	362.5	22	100.0

## 有効求職者数の推移（宮城労働局、石巻所・気仙沼所、月別、常用）

（資料出所：宮城労働局作成資料）

（宮城局）

	年齢計	19歳以下		20～24		25～29		30～34		35～39		40～44		45～49		50～54		55～59		60～64		65歳以上		
		年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	
2011年4月	69,869	8.0	1,747	3.7	8,279	▲1.9	9,237	1.5	8,403	2.4	8,217	12.9	7,118	21.6	6,303	12.0	6,026	9.0	6,615	7.0	6,468	23.4	1,456	▲7.1
2011年5月	75,977	20.8	1,637	6.0	8,614	9.1	9,944	10.4	9,133	13.5	8,960	26.6	7,825	36.5	6,898	27.1	6,624	24.3	7,323	22.6	7,169	36.6	1,850	14.5
2011年6月	76,831	23.9	1,537	6.1	8,590	15.1	10,020	11.9	9,163	14.5	9,074	26.0	7,966	39.1	6,908	28.3	6,716	29.7	7,444	27.3	7,368	40.7	2,045	32.3
2011年7月	70,340	17.9	1,430	4.2	7,509	9.9	9,076	3.9	8,438	10.1	8,258	15.5	7,301	29.8	6,420	22.2	6,248	23.7	7,013	24.5	7,055	35.2	1,592	42.0
2011年8月	65,834	14.1	1,232	▲2.8	7,004	7.1	8,469	0.5	7,896	6.3	7,651	9.2	6,883	24.0	6,089	20.6	5,934	19.9	6,594	20.4	6,822	36.0	1,260	30.6
2011年9月	62,860	10.4	1,120	▲7.1	6,526	5.2	7,961	▲4.5	7,551	2.3	7,381	5.6	6,693	19.8	5,864	15.6	5,706	17.3	6,341	18.9	6,545	30.3	1,172	28.9
2011年10月	61,806	10.0	967	▲18.5	6,258	0.2	7,787	▲4.2	7,451	2.7	7,288	5.0	6,675	20.1	5,760	13.8	5,584	17.2	6,203	17.6	6,590	35.7	1,243	33.1
2011年11月	59,211	8.5	839	▲24.7	5,825	▲4.4	7,399	▲6.7	7,258	3.6	6,994	2.4	6,274	16.7	5,493	12.0	5,356	16.3	6,107	20.4	6,410	36.1	1,256	36.2
2011年12月	55,004	10.6	712	▲31.3	5,158	▲6.2	6,958	▲3.3	6,745	6.9	6,340	2.6	5,795	15.7	5,069	14.5	5,059	19.1	5,828	25.0	6,163	42.3	1,177	37.5
2012年1月	54,879	9.5	689	▲46.0	5,160	▲10.3	7,060	▲0.5	6,684	5.6	6,289	1.7	5,754	15.1	5,020	16.5	5,078	20.4	5,740	26.7	6,218	38.0	1,187	31.6
2012年2月	56,159	7.1	808	▲56.2	5,410	▲15.5	7,195	▲2.1	6,797	3.9	6,542	2.1	5,846	14.1	5,173	17.5	5,193	20.2	5,726	26.2	6,218	36.0	1,251	35.8
2012年3月	58,775	9.9	977	▲47.2	5,823	▲14.8	7,577	1.1	7,075	6.3	6,786	5.7	6,026	15.5	5,358	19.2	5,436	24.7	5,777	25.3	6,484	41.5	1,456	52.3
2012年4月	59,442	▲14.9	1,026	▲41.3	5,959	▲28.0	7,523	▲18.6	6,997	▲16.7	6,668	▲18.9	5,964	▲16.2	5,358	▲15.0	5,392	▲10.5	5,833	▲11.8	6,924	7.1	1,798	23.5

（石巻所）

	年齢計	19歳以下		20～24		25～29		30～34		35～39		40～44		45～49		50～54		55～59		60～64		65歳以上		
		年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	年	月	
2011年4月	9,883	90.2	259	10.7	833	25.1	1,105	65.9	1,077	79.2	1,105	101.3	1,063	137.8	1,017	112.3	1,038	128.1	1,177	112.8	999	147.3	210	48.9
2011年5月	11,113	118.7	247	13.3	930	42.6	1,216	89.4	1,195	105.0	1,266	140.7	1,219	175.2	1,162	146.2	1,118	144.1	1,309	137.6	1,150	180.5	301	137.0
2011年6月	11,193	115.3	236	7.3	919	38.8	1,183	79.2	1,132	89.6	1,246	114.8	1,228	161.8	1,140	138.5	1,173	158.4	1,396	160.0	1,204	186.0	336	175.4
2011年7月	10,221	104.5	188	▲11.3	775	25.0	1,048	57.1	1,029	79.0	1,116	93.4	1,158	143.8	1,072	139.8	1,091	160.4	1,355	164.6	1,181	188.8	208	147.6
2011年8月	9,380	93.9	149	▲30.4	671	10.2	948	44.5	942	69.4	1,007	81.8	1,084	143.6	991	135.4	1,042	151.7	1,271	151.7	1,149	200.8	126	53.7
2011年9月	8,953	85.5	121	▲33.9	666	14.6	888	35.8	890	47.4	963	72.9	1,019	131.1	931	121.1	1,013	137.8	1,232	153.5	1,130	190.5	100	17.6
2011年10月	8,646	82.3	91	▲44.8	613	8.7	837	29.0	859	46.1	920	72.9	986	125.6	922	111.5	990	131.3	1,182	147.8	1,119	202.4	127	32.3
2011年11月	8,142	80.7	80	▲39.4	561	6.7	776	27.2	822	44.5	868	72.6	900	109.8	873	104.9	931	129.9	1,108	139.3	1,076	213.7	147	47.0
2011年12月	7,417	84.3	76	▲32.7	522	12.0	687	18.7	743	50.7	745	72.9	812	103.0	817	125.1	856	138.4	1,015	145.2	1,013	222.6	131	40.9
2012年1月	7,267	75.9	72	▲52.0	505	10.7	694	20.9	708	34.6	742	63.8	781	96.7	783	115.1	833	135.3	1,001	146.6	1,032	206.2	116	1.8
2012年2月	7,215	65.2	72	▲65.2	511	▲0.6	694	8.9	708	34.1	741	48.2	783	86.9	775	115.9	816	123.0	954	144.6	1,023	195.7	138	36.6
2012年3月	7,356	62.1	106	▲48.5	500	▲3.5	708	12.0	720	27.7	741	44.7	802	78.2	773	104.0	821	105.3	967	134.7	1,049	184.3	169	74.2
2012年4月	7,118	▲28.0	114	▲56.0	475	▲43.0	614	▲44.4	696	▲35.4	675	▲38.9	729	▲31.4	745	▲26.7	823	▲20.7	979	▲16.8	1,078	7.9	190	▲9.5

## (気仙沼所)

	年齢計		19歳以下		20～24		25～29		30～34		35～39		40～44		45～49		50～54		55～59		60～64		65歳以上	
2011年4月	4,403	114.5	132	20.0	259	7.5	332	37.2	460	95.7	533	137.9	587	193.5	508	149.0	535	197.2	540	175.5	443	124.9	74	208.3
2011年5月	6,157	215.7	126	11.5	331	59.1	469	126.6	609	165.9	703	213.8	813	300.5	739	279.0	792	395.0	783	287.6	670	252.6	122	542.1
2011年6月	6,312	226.9	127	25.7	344	68.6	476	119.4	600	180.4	706	204.3	828	314.0	755	289.2	810	429.4	827	317.7	695	258.2	144	500.0
2011年7月	5,407	185.9	98	▲4.9	270	45.2	403	97.5	515	168.2	577	148.7	681	233.8	651	259.7	734	367.5	735	276.9	629	206.8	114	256.3
2011年8月	4,825	168.7	75	▲13.8	237	24.1	351	83.8	430	138.9	527	134.2	598	228.6	586	215.1	682	334.4	686	253.6	566	207.6	87	357.9
2011年9月	4,616	162.6	75	▲12.8	222	15.6	322	76.0	400	121.0	495	113.4	593	229.4	563	221.7	650	351.4	661	289.3	554	214.8	81	170.0
2011年10月	4,313	138.3	69	▲18.8	194	▲12.2	279	43.1	357	90.9	431	86.6	533	180.5	521	191.1	610	296.1	660	264.6	583	251.2	76	261.9
2011年11月	4,348	150.5	63	▲17.1	189	▲6.0	273	54.2	360	92.5	425	99.5	515	161.4	525	226.1	608	294.8	688	290.9	612	257.9	90	291.3
2011年12月	4,271	175.5	41	▲48.1	184	12.9	265	77.9	342	109.8	407	115.3	507	175.5	515	243.3	588	314.1	701	367.3	628	280.6	93	481.3
2012年1月	4,119	169.7	40	▲52.9	202	25.5	256	59.0	307	95.5	368	111.5	481	167.2	494	277.1	561	312.5	683	377.6	613	238.7	114	533.3
2012年2月	4,030	138.6	52	▲51.4	209	14.2	247	55.3	306	70.0	358	72.9	465	156.9	495	209.4	551	262.5	662	324.4	585	217.9	100	400.0
2012年3月	4,035	130.3	70	▲35.2	213	15.8	251	41.0	314	78.4	385	82.5	462	148.4	473	170.3	553	227.2	642	306.3	573	209.7	99	350.0
2012年4月	3,811	▲13.4	82	▲37.9	201	▲22.4	245	▲26.2	288	▲37.4	327	▲38.6	417	▲29.0	447	▲12.0	520	▲2.8	589	9.1	588	32.7	107	44.6

※ 数値はすべて全数(常用+臨時季節)である。

※ 増減(各年齢の右欄)は対前年同月比。

## 資料5 被災求職者・震災関連求人の状況（全国労働局別・月別）

## 1 全国の被災求職者の状況

※ 表中の「東北4県」は青森県、秋田県、山形県及び新潟県。「関東」は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県。

※※ 資料出所：厚生労働省労働市場センター業務室作成資料

## (1) - ① 震災被災者(住居喪失者以外)／当月新規求職者数

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	4,663	1,295	956	810	1,059	1,097	649	304	307	11,140
宮城	11,921	7,112	4,426	3,742	4,314	3,094	1,708	1,333	1,040	38,690
福島	5,434	3,366	2,288	1,906	2,328	2,109	1,383	1,146	1,033	20,993
北海道	114	123	102	98	85	81	61	60	53	777
東北4県	1,072	630	456	518	495	595	595	533	372	5,266
関東	3,621	2,900	2,537	2,110	2,667	2,857	2,046	1,527	1,158	21,423
その他	954	632	530	410	382	365	314	253	196	4,036
都道府県計	27,779	16,058	11,295	9,594	11,330	10,198	6,756	5,156	4,159	102,325

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	338	424	490	347	296	232	233	13,500
宮城	1,274	1,178	1,351	1,220	1,053	947	896	46,609
福島	1,022	874	998	829	670	534	472	26,392
北海道	47	47	57	52	39	35	30	1,084
東北4県	570	529	602	533	403	336	291	8,530
関東	1,605	1,600	1,776	1,620	1,415	1,187	1,111	31,737
その他	255	243	264	277	241	160	173	5,649
都道府県計	5,111	4,895	5,538	4,878	4,117	3,431	3,206	133,501

## (1) - ② 震災被災者(住居喪失者以外)／有効求職者数

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
岩手	5,113	6,110	6,010	5,621	5,546	5,612	5,210	4,511	3,933	
宮城	13,377	20,806	23,361	22,236	21,925	20,919	17,177	14,421	12,279	
福島	6,857	10,042	10,307	9,759	9,987	10,055	9,473	8,661	7,948	
北海道	177	283	324	347	346	361	349	327	288	
東北4県	1,626	2,067	2,013	2,005	1,991	2,181	2,308	2,330	2,184	
関東	5,079	7,159	9,206	9,246	9,673	11,025	11,000	9,797	8,152	
その他	1,593	1,757	1,904	1,699	1,585	1,520	1,402	1,274	1,109	
都道府県計	33,822	48,224	53,125	50,913	51,053	51,673	46,919	41,321	35,893	

都道府県	2012年						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
岩手	3,633	3,548	3,430	2,879	2,448	2,039	1,657
宮城	11,254	10,693	10,209	9,146	8,030	7,033	5,969
福島	7,526	6,957	6,621	5,939	5,148	4,418	3,688
北海道	252	232	232	229	208	184	166
東北4県	2,171	2,158	2,304	2,122	1,862	1,628	1,384
関東	7,631	7,568	7,657	7,261	6,633	5,877	5,152
その他	1,059	1,045	1,077	1,013	979	859	765
都道府県計	33,526	32,201	31,530	28,589	25,308	22,038	18,781

## (1)－③ 震災被災者（住居喪失者以外）／就職件数

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	202	516	617	554	716	798	551	355	283	4,592
宮城	609	1,295	1,742	1,656	1,925	1,909	1,376	975	757	12,244
福島	530	875	908	871	962	965	769	613	502	6,995
北海道	16	22	25	23	24	26	22	23	16	197
東北4県	173	248	255	237	214	242	276	269	270	2,184
関東	319	647	855	710	878	1,101	987	895	648	7,040
その他	164	185	215	176	159	170	148	134	90	1,441
都道府県計	2,013	3,788	4,617	4,227	4,878	5,211	4,129	3,264	2,566	34,693

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	262	356	600	386	310	256	227	6,989
宮城	648	694	932	830	741	637	635	17,361
福島	477	403	509	416	365	313	285	9,763
北海道	13	14	26	21	24	15	12	322
東北4県	237	232	361	302	236	214	165	3,931
関東	547	666	765	753	654	695	527	11,647
その他	82	86	128	107	91	108	71	2,114
都道府県計	2,266	2,451	3,321	2,815	2,421	2,238	1,922	52,127

## (1)－④ 震災被災者（住居喪失者以外）の新規就職率（③／①、％）

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	4.3	39.8	64.5	68.4	67.6	72.7	84.9	116.8	92.2	41.2
宮城	5.1	18.2	39.4	44.3	44.6	61.7	80.6	73.1	72.8	31.6
福島	9.8	26.0	39.7	45.7	41.3	45.8	55.6	53.5	48.6	33.3
北海道	14.0	17.9	24.5	23.5	28.2	32.1	36.1	38.3	30.2	25.4
東北4県	16.1	39.4	55.9	45.8	43.2	40.7	46.4	50.5	72.6	41.5
関東	8.8	22.3	33.7	33.6	32.9	38.5	48.2	58.6	56.0	32.9
その他	17.2	29.3	40.6	42.9	41.6	46.6	47.1	53.0	45.9	35.7
都道府県計	7.2	23.6	40.9	44.1	43.1	51.1	61.1	63.3	61.7	33.9

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	77.5	84.0	122.4	111.2	104.7	110.3	97.4	51.8
宮城	50.9	58.9	69.0	68.0	70.4	67.3	70.9	37.2
福島	46.7	46.1	51.0	50.2	54.5	58.6	60.4	37.0
北海道	27.7	29.8	45.6	40.4	61.5	42.9	40.0	29.7
東北4県	41.6	43.9	60.0	56.7	58.6	63.7	56.7	46.1
関東	34.1	41.6	43.1	46.5	46.2	58.6	47.4	36.7
その他	32.2	35.4	48.5	38.6	37.8	67.5	41.0	37.4
都道府県計	44.3	50.1	60.0	57.7	58.8	65.2	60.0	39.0



## (2) - ① 震災被災者数(住居喪失者) / 当月新規求職者数

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	2,164	852	533	382	434	339	233	125	118	5,180
宮城	2,836	1,898	1,103	804	772	763	410	358	252	9,196
福島	643	446	349	414	312	228	153	130	79	2,754
北海道	37	31	24	21	32	12	8	12	4	181
東北4県	189	134	88	70	43	39	45	49	35	692
関東	500	372	249	157	139	146	146	136	85	1,930
その他	239	172	110	85	69	68	46	52	42	883
都道府県計	6,608	3,905	2,456	1,933	1,801	1,595	1,041	862	615	20,816

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	148	158	233	146	111	93	98	6,167
宮城	306	278	332	327	281	190	207	11,117
福島	85	98	111	96	85	71	47	3,347
北海道	9	6	12	10	10	4	8	240
東北4県	33	28	45	26	22	28	18	892
関東	116	117	115	109	77	73	94	2,631
その他	45	48	55	43	37	37	28	1,176
都道府県計	742	733	903	757	623	496	500	25,570

## (2) - ② 震災被災者(住居喪失者) / 有効求職者数

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
岩手	2,289	3,002	3,069	2,810	2,657	2,500	2,260	1,972	1,769	
宮城	3,023	4,931	5,626	5,310	5,004	4,833	4,363	3,860	3,447	
福島	729	1,141	1,347	1,397	1,427	1,258	1,087	1,003	909	
北海道	48	70	84	87	88	87	52	46	41	
東北4県	268	377	369	330	276	236	209	203	198	
関東	628	960	1,027	869	751	695	689	660	627	
その他	314	464	471	420	353	331	284	264	231	
都道府県計	7,299	10,945	11,993	11,223	10,556	9,940	8,944	8,008	7,222	

都道府県	2012年						
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
岩手	1,680	1,621	1,577	1,311	1,115	953	804
宮城	3,246	3,112	3,019	2,741	2,395	2,084	1,741
福島	868	828	805	758	653	550	456
北海道	41	41	44	40	40	35	34
東北4県	185	163	172	159	140	122	107
関東	585	563	556	536	463	422	404
その他	228	212	209	192	172	158	138
都道府県計	6,833	6,540	6,382	5,737	4,978	4,324	3,684

## (2) - ③ 震災被災者(住居喪失者)ノ就職件数

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	139	273	280	239	239	231	176	133	104	1,814
宮城	108	314	414	426	386	391	318	206	186	2,749
福島	45	65	142	112	211	201	65	59	46	946
北海道	8	11	9	11	5	3	5	1	2	55
東北4県	30	40	39	39	30	23	26	26	16	269
関東	60	105	91	67	63	59	54	44	55	598
その他	39	60	47	44	34	44	26	20	22	336
都道府県計	429	868	1,022	938	968	952	670	489	431	6,767

都道府県	2012年							
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	合計
岩手	115	149	292	169	134	82	112	2,867
宮城	165	178	248	254	221	194	170	4,179
福島	29	28	46	39	47	44	26	1,205
北海道	4	2	3	2	4	3	0	73
東北4県	19	14	24	14	18	16	6	380
関東	38	47	38	45	36	44	38	884
その他	27	23	35	19	17	21	19	497
都道府県計	397	441	686	542	477	404	371	10,085

## (2) - ④ 震災被災者(住居喪失者)の新規就職率(③/①、%)

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	6.4	32.0	52.5	62.6	55.1	68.1	75.5	106.4	88.1	35.0
宮城	3.8	16.5	37.5	53.0	50.0	51.2	77.6	57.5	73.8	29.9
福島	7.0	14.6	40.7	27.1	67.6	88.2	42.5	45.4	58.2	34.4
北海道	21.6	35.5	37.5	52.4	15.6	25.0	62.5	8.3	50.0	30.4
東北4県	15.9	29.9	44.3	55.7	69.8	59.0	57.8	53.1	45.7	38.9
関東	12.0	28.2	36.5	42.7	45.3	40.4	37.0	32.4	64.7	31.0
その他	16.3	34.9	42.7	51.8	49.3	64.7	56.5	38.5	52.4	38.1
都道府県計	6.5	22.2	41.6	48.5	53.7	59.7	64.4	56.7	70.1	32.5

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	77.7	94.3	125.3	115.8	120.7	88.2	114.3	46.5
宮城	53.9	64.0	74.7	77.7	78.6	102.1	82.1	37.6
福島	34.1	28.6	41.4	40.6	55.3	62.0	55.3	36.0
北海道	44.4	33.3	25.0	20.0	40.0	75.0	0.0	30.4
東北4県	57.6	50.0	53.3	53.8	81.8	57.1	33.3	42.6
関東	32.8	40.2	33.0	41.3	46.8	60.3	40.4	33.6
その他	60.0	47.9	63.6	44.2	45.9	56.8	67.9	42.3
都道府県計	53.5	60.2	76.0	71.6	76.6	81.5	74.2	39.4

## 2 全国の被災者対象求人、復旧・復興関係求人、被災者対象の緊急雇用創出事業等求人の状況

### (1)－① 被災者対象求人／当月新規求人数

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	696	739	1,024	1,802	1,716	1,722	1,721	1,853	1,628	12,901
宮城	1,410	1,224	2,165	2,340	2,219	2,022	1,639	1,427	1,194	15,640
福島	1,372	1,211	1,795	1,672	1,571	1,740	1,665	1,867	1,232	14,125
北海道	1,165	959	681	839	580	477	572	689	389	6,351
東北4県	1,478	1,166	726	1,068	554	509	792	410	470	7,173
関東	14,687	6,756	4,420	6,047	4,652	3,862	5,272	3,729	2,687	52,112
その他	9,320	5,169	4,175	6,467	4,166	3,785	4,878	3,332	2,668	43,960
都道府県計	30,128	17,224	14,986	20,235	15,458	14,117	16,539	13,307	10,268	152,262

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	1,976	2,504	2,369	2,019	2,352	1,861	2,145	28,127
宮城	1,307	1,300	1,217	921	966	866	952	23,169
福島	1,614	1,878	1,424	1,600	1,498	1,355	1,358	24,852
北海道	366	491	392	389	420	448	456	9,313
東北4県	561	818	1,835	1,482	842	606	782	14,099
関東	3,592	3,627	3,406	3,719	3,203	2,341	2,434	74,434
その他	3,818	3,386	4,275	4,121	3,196	2,724	3,196	68,676
都道府県計	13,234	14,004	14,918	14,251	12,477	10,201	11,323	242,670

### (1)－② 被災者対象求人／当月新規求人数／うち社宅・寮付き

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	145	78	148	98	63	99	78	182	56	947
宮城	464	359	332	275	585	384	160	317	153	3,029
福島	291	68	114	99	116	97	117	296	144	1,342
北海道	806	622	309	443	237	146	193	332	169	3,257
東北4県	383	296	125	176	150	105	138	114	87	1,574
関東	5,722	2,645	2,049	2,954	2,076	1,884	2,033	2,014	1,245	22,622
その他	5,068	2,503	2,097	3,268	1,986	2,090	2,393	1,525	1,585	22,515
都道府県計	12,879	6,571	5,174	7,313	5,213	4,805	5,112	4,780	3,439	55,286

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	84	59	49	54	49	26	90	1,358
宮城	260	132	129	181	142	118	148	4,139
福島	112	160	47	67	116	71	96	2,011
北海道	105	187	93	42	115	132	49	3,980
東北4県	109	121	66	134	81	61	114	2,260
関東	1,681	1,856	1,216	1,493	1,301	875	1,098	32,142
その他	1,886	1,438	1,635	1,413	1,527	1,113	1,240	32,767
都道府県計	4,237	3,953	3,235	3,384	3,331	2,396	2,835	78,657

## (1)－③ 被災者対象求人／社宅・寮付き率 (②／①、%)

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	20.8	10.6	14.5	5.4	3.7	5.7	4.5	9.8	3.4	7.3
宮城	32.9	29.3	15.3	11.8	26.4	19.0	9.8	22.2	12.8	19.4
福島	21.2	5.6	6.4	5.9	7.4	5.6	7.0	15.9	11.7	9.5
北海道	69.2	64.9	45.4	52.8	40.9	30.6	33.7	48.2	43.4	51.3
東北4県	25.9	25.4	17.2	16.5	27.1	20.6	17.4	27.8	18.5	21.9
関東	39.0	39.2	46.4	48.9	44.6	48.8	38.6	54.0	46.3	43.4
その他	54.4	48.4	50.2	50.5	47.7	55.2	49.1	45.8	59.4	51.2
都道府県計	42.7	38.2	34.5	36.1	33.7	34.0	30.9	35.9	33.5	36.3

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	4.3	2.4	2.1	2.7	2.1	1.4	4.2	4.8
宮城	19.9	10.2	10.6	19.7	14.7	13.6	15.5	17.9
福島	6.9	8.5	3.3	4.2	7.7	5.2	7.1	8.1
北海道	28.7	38.1	23.7	10.8	27.4	29.5	10.7	42.7
東北4県	19.4	14.8	3.6	9.0	9.6	10.1	14.6	16.0
関東	46.8	51.2	35.7	40.1	40.6	37.4	45.1	43.2
その他	49.4	42.5	38.2	34.3	47.8	40.9	38.8	47.7
都道府県計	32.0	28.2	21.7	23.7	26.7	23.5	25.0	32.4

## (1)－④ 被災者対象求人／充足数

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	214	495	526	617	722	713	593	610	496	4,986
宮城	111	388	700	696	661	562	525	422	319	4,384
福島	144	458	625	613	815	740	563	593	633	5,184
北海道	51	115	126	150	112	74	89	77	73	867
東北4県	183	364	323	257	211	173	179	138	97	1,925
関東	440	822	870	722	742	607	550	465	341	5,559
その他	479	828	901	795	644	755	585	554	439	5,980
都道府県計	1,622	3,470	4,071	3,850	3,907	3,624	3,084	2,859	2,398	28,885

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	528	699	1,697	1,038	886	732	659	11,225
宮城	302	281	393	281	268	227	217	6,353
福島	502	460	559	579	520	428	408	8,640
北海道	59	76	99	114	125	132	115	1,587
東北4県	87	110	617	884	659	425	310	5,017
関東	337	391	710	715	723	525	375	9,335
その他	359	341	1,024	1,396	1,002	823	724	11,649
都道府県計	2,174	2,358	5,099	5,007	4,183	3,292	2,808	53,806

## (1)－⑤ 被災者対象求人／充足率 (④／①、%)

都道府県	2011年									小計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
岩手	30.7	67.0	51.4	34.2	42.1	41.4	34.5	32.9	30.5	38.6
宮城	7.9	31.7	32.3	29.7	29.8	27.8	32.0	29.6	26.7	28.0
福島	10.5	37.8	34.8	36.7	51.9	42.5	33.8	31.8	51.4	36.7
北海道	4.4	12.0	18.5	17.9	19.3	15.5	15.6	11.2	18.8	13.7
東北4県	12.4	31.2	44.5	24.1	38.1	34.0	22.6	33.7	20.6	26.8
関東	3.0	12.2	19.7	11.9	16.0	15.7	10.4	12.5	12.7	10.7
その他	5.1	16.0	21.6	12.3	15.5	19.9	12.0	16.6	16.5	13.6
都道府県計	5.4	20.1	27.2	19.0	25.3	25.7	18.6	21.5	23.4	19.0

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	26.7	27.9	71.6	51.4	37.7	39.3	30.7	39.9
宮城	23.1	21.6	32.3	30.5	27.7	26.2	22.8	27.4
福島	31.1	24.5	39.3	36.2	34.7	31.6	30.0	34.8
北海道	16.1	15.5	25.3	29.3	29.8	29.5	25.2	17.0
東北4県	15.5	13.4	33.6	59.6	78.3	70.1	39.6	35.6
関東	9.4	10.8	20.8	19.2	22.6	22.4	15.4	12.5
その他	9.4	10.1	24.0	33.9	31.4	30.2	22.7	17.0
都道府県計	16.4	16.8	34.2	35.1	33.5	32.3	24.8	22.2

## (2) - ① 復旧・復興関係求人／当月新規求人数

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	553	266	450	267	273	361	257	171	400	2,998
宮城	369	559	1,221	858	860	1,462	614	536	336	6,815
福島	252	236	424	177	167	296	352	278	184	2,366
北海道	813	230	362	195	84	36	105	108	185	2,118
東北4県	360	425	236	345	156	136	215	148	173	2,194
関東	324	339	510	428	201	652	141	547	73	3,215
その他	445	806	1,339	550	443	417	486	408	349	5,243
都道府県計	3,116	2,861	4,542	2,820	2,184	3,360	2,170	2,196	1,700	24,949

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	183	472	208	191	304	224	225	4,805
宮城	570	489	340	352	262	539	479	9,846
福島	356	293	219	214	181	307	237	4,173
北海道	228	148	51	9	106	83	43	2,786
東北4県	226	171	55	248	140	79	151	3,264
関東	139	727	286	212	310	169	362	5,420
その他	535	505	451	353	427	334	397	8,245
都道府県計	2,237	2,805	1,610	1,579	1,730	1,735	1,894	38,539

## (2) - ② 復旧・復興関係求人／当月新規求人数／うち社宅・寮付き

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	50	43	105	15	7	40	66	12	2	340
宮城	28	161	371	252	451	883	202	224	55	2,627
福島	122	4	49	15	19	10	22	102	10	353
北海道	687	200	295	191	38	35	78	98	180	1,802
東北4県	291	320	82	268	48	66	118	54	130	1,377
関東	256	218	366	347	142	626	111	525	57	2,648
その他	171	615	1,226	443	363	362	436	320	229	4,165
都道府県計	1,605	1,561	2,494	1,531	1,068	2,022	1,033	1,335	663	13,312

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	36	118	8	24	88	8	36	658
宮城	134	164	30	99	42	263	169	3,528
福島	125	102	47	62	26	82	32	829
北海道	213	122	21	2	93	60	35	2,348
東北4県	101	64	24	122	50	48	56	1,842
関東	111	723	255	197	308	147	353	4,742
その他	502	470	422	298	338	265	349	6,809
都道府県計	1,222	1,763	807	804	945	873	1,030	20,756

## (2)－③復旧・復興関係求人／社宅・寮付き率 (②／①、%)

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	9.0	16.2	23.3	5.6	2.6	11.1	25.7	7.0	0.5	11.3
宮城	7.6	28.8	30.4	29.4	52.4	60.4	32.9	41.8	16.4	38.5
福島	48.4	1.7	11.6	8.5	11.4	3.4	6.3	36.7	5.4	14.9
北海道	84.5	87.0	81.5	97.9	45.2	97.2	74.3	90.7	97.3	85.1
東北4県	80.8	75.3	34.7	77.7	30.8	48.5	54.9	36.5	75.1	62.8
関東	79.0	64.3	71.8	81.1	70.6	96.0	78.7	96.0	78.1	82.4
その他	38.4	76.3	91.6	80.5	81.9	86.8	89.7	78.4	65.6	79.4
都道府県計	51.5	54.6	54.9	54.3	48.9	60.2	47.6	60.8	39.0	53.4

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	19.7	25.0	3.8	12.6	28.9	3.6	16.0	13.7
宮城	23.5	33.5	8.8	28.1	16.0	48.8	35.3	35.8
福島	35.1	34.8	21.5	29.0	14.4	26.7	13.5	19.9
北海道	93.4	82.4	41.2	22.2	87.7	72.3	81.4	84.3
東北4県	44.7	37.4	43.6	49.2	35.7	60.8	37.1	56.4
関東	79.9	99.4	89.2	92.9	99.4	87.0	97.5	87.5
その他	93.8	93.1	93.6	84.4	79.2	79.3	87.9	82.6
都道府県計	54.6	62.9	50.1	50.9	54.6	50.3	54.4	53.9

## (2)－④復旧・復興関係求人／充足数

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	207	136	137	130	102	141	103	61	52	1,069
宮城	43	139	236	238	210	209	162	141	74	1,452
福島	25	72	135	79	38	49	42	71	38	549
北海道	49	80	55	30	19	1	5	19	4	262
東北4県	18	116	48	37	28	25	26	24	17	339
関東	6	27	36	30	30	30	23	21	37	240
その他	52	48	102	115	120	52	54	48	63	654
都道府県計	400	618	749	659	547	507	415	385	285	4,565

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	130	133	238	116	93	89	68	1,936
宮城	120	101	87	117	84	80	107	2,148
福島	71	28	80	60	67	67	55	977
北海道	27	13	8	1	5	8	1	325
東北4県	20	25	18	14	18	30	24	488
関東	26	18	28	24	20	26	21	403
その他	41	82	57	89	87	64	65	1,139
都道府県計	435	400	516	421	374	364	341	7,416



## (2)－⑤ 復旧・復興関係求人／充足率 (④／①、%)

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	37.4	51.1	30.4	48.7	37.4	39.1	40.1	35.7	13.0	35.7
宮城	11.7	24.9	19.3	27.7	24.4	14.3	26.4	26.3	22.0	21.3
福島	9.9	30.5	31.8	44.6	22.8	16.6	11.9	25.5	20.7	23.2
北海道	6.0	34.8	15.2	15.4	22.6	2.8	4.8	17.6	2.2	12.4
東北4県	5.0	27.3	20.3	10.7	17.9	18.4	12.1	16.2	9.8	15.5
関東	1.9	8.0	7.1	7.0	14.9	4.6	16.3	3.8	50.7	7.5
その他	11.7	6.0	7.6	20.9	27.1	12.5	11.1	11.8	18.1	12.5
都道府県計	12.8	21.6	16.5	23.4	25.0	15.1	19.1	17.5	16.8	18.3

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	71.0	28.2	114.4	60.7	30.6	39.7	30.2	40.3
宮城	21.1	20.7	25.6	33.2	32.1	14.8	22.3	21.8
福島	19.9	9.6	36.5	28.0	37.0	21.8	23.2	23.4
北海道	11.8	8.8	15.7	11.1	4.7	9.6	2.3	11.7
東北4県	8.8	14.6	32.7	5.6	12.9	38.0	15.9	15.0
関東	18.7	2.5	9.8	11.3	6.5	15.4	5.8	7.4
その他	7.7	16.2	12.6	25.2	20.4	19.2	16.4	13.8
都道府県計	19.4	14.3	32.0	26.7	21.6	21.0	18.0	19.2

## (3) - ① (1) 且つ緊急雇用創出事業等求人／当月新規求人数

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	63	382	186	274	113	214	187	254	332	2,005
宮城	66	171	327	337	188	167	197	163	84	1,700
福島	90	134	811	577	544	656	510	799	537	4,658
北海道	27	13	20	29	10	7	24	5	4	139
東北4県	141	283	231	226	136	106	213	84	87	1,507
関東	102	252	96	232	433	165	165	61	72	1,578
その他	537	489	620	675	609	430	552	556	268	4,736
都道府県計	1,026	1,724	2,291	2,350	2,033	1,745	1,848	1,922	1,384	16,323

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	146	733	598	374	535	237	155	4,783
宮城	71	331	248	50	182	65	37	2,684
福島	371	560	480	406	174	184	189	7,022
北海道	0	23	23	84	72	72	146	559
東北4県	115	466	1,508	996	416	340	358	5,706
関東	66	219	748	578	338	252	94	3,873
その他	181	589	1,777	1,165	572	597	610	10,227
都道府県計	950	2,921	5,382	3,653	2,289	1,747	1,589	34,854

## (3) - ② (1) 且つ緊急雇用創出事業等求人／当月新規求人数／うち社宅・寮付き

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	0	0	0	10	3	1	0	16	0	30
宮城	0	0	0	4	1	0	1	0	0	6
福島	0	0	0	9	24	15	10	151	91	300
北海道	4	5	0	4	2	0	0	2	0	17
東北4県	0	0	5	10	19	3	4	10	0	51
関東	0	67	13	0	5	8	15	10	0	118
その他	39	102	79	65	129	65	37	110	30	656
都道府県計	43	174	97	102	183	92	67	299	121	1,178

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	3	6	1	0	2	0	0	42
宮城	0	2	0	0	2	0	0	10
福島	13	82	2	0	0	1	0	398
北海道	0	3	2	3	1	0	0	26
東北4県	0	14	7	4	0	0	4	80
関東	7	19	0	11	12	0	0	167
その他	19	36	82	38	30	17	40	918
都道府県計	42	162	94	56	47	18	44	1,641

## (3) - ③ (1) 且つ緊急雇用創出事業等求人／社宅・寮付き率 (②／①、%)

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	0.0	0.0	0.0	3.6	2.7	0.5	0.0	6.3	0.0	1.5
宮城	0.0	0.0	0.0	1.2	0.5	0.0	0.5	0.0	0.0	0.4
福島	0.0	0.0	0.0	1.6	4.4	2.3	2.0	18.9	16.9	6.4
北海道	14.8	38.5	0.0	13.8	20.0	0.0	0.0	40.0	0.0	12.2
東北4県	0.0	0.0	2.2	4.4	14.0	2.8	1.9	11.9	0.0	3.4
関東	0.0	26.6	13.5	0.0	1.2	4.8	9.1	16.4	0.0	7.5
その他	7.3	20.9	12.7	9.6	21.2	15.1	6.7	19.8	11.2	13.9
都道府県計	4.2	10.1	4.2	4.3	9.0	5.3	3.6	15.6	8.7	7.2

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	2.1	0.8	0.2	0.0	0.4	0.0	0.0	0.9
宮城	0.0	0.6	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0	0.4
福島	3.5	14.6	0.4	0.0	0.0	0.5	0.0	5.7
北海道	#DIV/0!	13.0	8.7	3.6	1.4	0.0	0.0	4.7
東北4県	0.0	3.0	0.5	0.4	0.0	0.0	1.1	1.4
関東	10.6	8.7	0.0	1.9	3.6	0.0	0.0	4.3
その他	10.5	6.1	4.6	3.3	5.2	2.8	6.6	9.0
都道府県計	4.4	5.5	1.7	1.5	2.1	1.0	2.8	4.7

## (3) - ④ (1) 且つ緊急雇用創出事業等求人／充足数

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	27	201	217	172	150	118	97	171	78	1,231
宮城	5	156	144	114	128	62	70	61	65	805
福島	14	72	211	227	436	403	231	288	408	2,290
北海道	1	4	3	18	7	6	7	3	3	52
東北4県	12	128	105	103	70	78	87	69	44	696
関東	6	41	36	24	114	114	83	54	29	501
その他	137	213	215	252	198	275	208	220	165	1,883
都道府県計	202	815	931	910	1,103	1,056	783	866	792	7,458

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	141	185	876	369	299	234	160	3,495
宮城	39	36	112	54	45	25	35	1,151
福島	271	194	247	239	181	114	100	3,636
北海道	0	0	21	38	67	73	64	315
東北4県	35	43	517	789	563	329	236	3,208
関東	39	31	294	279	369	226	123	1,862
その他	112	62	647	1,022	635	360	338	5,059
都道府県計	637	551	2,714	2,790	2,159	1,361	1,056	18,726

## (3)－⑤ (1)且つ緊急雇用創出事業等求人／充足率 (④／①、%)

都道府県	2011年									
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計
岩手	42.9	52.6	116.7	62.8	132.7	55.1	51.9	67.3	23.5	61.4
宮城	7.6	91.2	44.0	33.8	68.1	37.1	35.5	37.4	77.4	47.4
福島	15.6	53.7	26.0	39.3	80.1	61.4	45.3	36.0	76.0	49.2
北海道	3.7	30.8	15.0	62.1	70.0	85.7	29.2	60.0	75.0	37.4
東北4県	8.5	45.2	45.5	45.6	51.5	73.6	40.8	82.1	50.6	46.2
関東	5.9	16.3	37.5	10.3	26.3	69.1	50.3	88.5	40.3	31.7
その他	25.5	43.6	34.7	37.3	32.5	64.0	37.7	39.6	61.6	39.8
都道府県計	19.7	47.3	40.6	38.7	54.3	60.5	42.4	45.1	57.2	45.7

都道府県	2012年							合計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
岩手	96.6	25.2	146.5	98.7	55.9	98.7	103.2	73.1
宮城	54.9	10.9	45.2	108.0	24.7	38.5	94.6	42.9
福島	73.0	34.6	51.5	58.9	104.0	62.0	52.9	51.8
北海道	#DIV/0!	0.0	91.3	45.2	93.1	101.4	43.8	56.4
東北4県	30.4	9.2	34.3	79.2	135.3	96.8	65.9	56.2
関東	59.1	14.2	39.3	48.3	109.2	89.7	130.9	48.1
その他	61.9	10.5	36.4	87.7	111.0	60.3	55.4	49.5
都道府県計	67.1	18.9	50.4	76.4	94.3	77.9	66.5	53.7

※ 緊急雇用創出事業等は、緊急雇用創出事及び重点分野雇用創出事業であり、  
いずれも雇用創出基金による事業。

## 資料 6

## 厚生労働省の震災対策（労働局関係）と被災地労働局の震災対応（宮城労働局の例）〔時系列表〕

※ 厚生労働省ホームページ掲載資料及び宮城労働局資料より作成

日付	厚生労働省の震災対策（労働局関係）	労働局の主要な対応（宮城労働局の例）
平成 23 年 3 月 11 日	<p>【厚生労働省災害対策本部設置】 （労働保険関係）</p> <p>○労災保険給付の請求に係る事務処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労災保険給付の請求に係る事務処理に関して、事業主証明及び診療担当者の証明のない請求書の扱い、今回の地震による業務上外等の考え方、相談・請求の件数把握について都道府県労働局に指示。</li> </ul>	<p>（宮城労働局の災害対策体制）</p> <p>○宮城労働局内に「厚生労働省現地連絡本部」設置 東北厚生局長を本部長とし、宮城労働局長を本部長代理とする「厚生労働省現地連絡本部」を設置（3月14日「厚生労働省現地対策本部」に移行。（本部は東北厚生局内に設置））</p> <p>○「宮城労働局災害対策本部」設置 宮城労働局長を本部長とする「宮城労働局災害対策本部」を設置。 （労働保険関係）</p> <p>○労災保険給付の請求に係る事務処理について 労災保険給付請求に関して、事業主証明や医師の証明なしでも請求可能とすること、地震により業務遂行中に建物の倒壊等により被災した場合には業務災害とすること等。</p>
3 月 12 日	<p>（雇用保険の特例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所が震災被害を受けたことにより休業や再雇用予約付で一時離職し、賃金が支払われない労働者に、特例的に失業給付を支給する特例措置を実施（平成 23 年 3 月 12 日、13 日）</li> <li>・ 被災者である受給資格者については、住居地を管轄するハローワーク以外でも受給できる特例を実施</li> </ul> <p>（特別相談窓口の設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災した求職者及び事業主に対応するため、被災地のハローワークでの特別相談窓口の設置を指示</li> </ul> <p>（雇用促進住宅）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独立行政法人雇用・能力開発機構に対し、被災者を全国の雇用促進住宅で受け入れるよう要請。</li> </ul>	<p>（雇用対策）</p> <p>○緊急雇用対策（特例的な失業給付の支給等）の実施について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 今回の地震により事業の継続が困難となった災害救助法指定地域の事業所から、一時的に離職せざるを得ない方の生活を保障するため、事業再開後の再就職が予定されている方であっても、雇用保険の失業手当を支給できる特例措置を実施。また、住所地以外のハローワークでも受給可能に。</li> <li>② 緊急避難の方々に雇用促進住宅を一時入居先として提供できるよう、雇用・能力開発機構に要請。併せて、自治体からの要望に応じ緊急避難場所として活用することを同機構に要請。</li> </ol>

3月14日	<p>(労働保険関係)</p> <p>○労災診療の取扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労災保険の療養の給付の手続きについて、任意の様式によっても差し支えないこととした。また、非指定医療機関の指定の遡及適用や指定申請の勧奨等を行うこととした。</li> </ul> <p>○労働保険料等の納期限の延長について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地域にある事業所について、労働保険料（一般拠出金を含む。）の納付期限の延長及び猶予を行う旨を都道府県労働局長に通知及び関係団体に周知依頼。</li> </ul>	<p>(緊急相談窓口の設置等)</p> <p>○ハローワークに「特別相談窓口」を設置</p> <p>被災者の方々の雇用保険、仕事に関する相談に対応。</p> <p>(労働保険関係)</p> <p>○労災診療の取扱いについて</p> <p>労災保険の療養の給付の手続きについて、任意の様式によっても差し支えないこと、また、非指定医療機関の指定の遡及適用や指定申請の勧奨等を実施。</p> <p>○労働保険料等の納期限の延長等について</p> <p>被災地域にある事業所について、労働保険料（一般拠出金を含む。）の納付期限の延長及び猶予の実施。</p>
3月15日	<p>(障害者雇用納付金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者雇用納付金の納期限の延長等について、（独）高齢・障害者雇用支援機構と労働局に通知</li> </ul>	<p>(雇用対策)</p> <p>○障害者雇用納付金の納付期限の延長等について</p> <p>被災地域内に主たる事務所が所在する事業主について、障害者雇用納付金の納付期限の延長、被災地域外に主たる事務所が所在する事業主に対しても一定の要件を満たす場合の納付猶予を実施。</p>
3月17日	<p>(雇用調整助成金の特例等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災被害に伴う経済上の理由により雇用調整助成金を利用する事業主のうち、当面、青森、岩手、宮城、福島、茨城の5県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主については、支給要件の緩和（事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月に短縮すること、生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能にすること、計画届の事後提出を可能にすること）を実施</li> <li>・ 各種助成金について、災害時における支給申請期限に係る取扱い（支給申請が可能になった後、一定期間内に支給申請を行えば期限までに支給申請等があったものとして取り扱う）を事業主の方にお知らせするよう都道府県労働局長に指示</li> </ul> <p>(民営職業紹介・労働者派遣事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職業紹介事業・労働者派遣事業の許可有効期間の</li> </ul>	<p>(雇用対策)</p> <p>○雇用調整助成金の特例について</p> <p>震災被害に伴う経済上の理由により雇用調整助成金を利用する事業主について支給要件の緩和。（事業活動縮小の確認期間を3か月から1か月に短縮すること、生産量等が減少見込みの場合でも申請を可能にすること、計画届の事後提出を可能にすること）</p> <p>○基金訓練の取扱いについて</p> <p>訓練・生活支援給付を受けている基金訓練の受講者が、地震等の被害により、訓練の受講が困難となった場合であっても、「やむを得ない事情」により訓練に出席できないものとして、訓練・生活支援給付の支給。</p>

	<p>延長を告示、これら事業等に係る提出期限の猶予を通知</p> <p>(基金訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訓練・生活支援給付を受けている基金訓練の受講者が、地震等の被害により、訓練の受講が困難となった場合であっても、「やむを得ない事情」により訓練に出席できないものとして、訓練・生活支援給付の支給を行うことができるよう中央職業能力開発協会に通知。</li> </ul>	<p>○各種助成金の支給申請等の期限延長について</p> <p>各種助成金について、災害時における支給申請期限に係る取扱い。(支給申請が可能になった後、一定期間内に支給申請等を行えば期限までに支給申請等があったものとしての取扱い)</p>
3月18日	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、建設業団体に要請するとともに、都道府県労働局あて通知</li> </ul> <p>(雇用・労働関係Q&amp;A)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災に伴う労働基準法等に関するQ&amp;A(第1版(平成23年3月18日)、第2版(平成23年3月31日)及び第3版(平成23年4月27日))及び同Q&amp;Aのポイント(平成23年4月27日)を作成し、労働基準監督署等の緊急相談窓口や避難所での出張相談時などに配布</li> </ul>	<p>(雇用対策)</p> <p>○激甚災害等における特例処理に係る事業所(派遣先等)の取扱いについて</p> <p>雇用保険の失業手当の特例措置(激甚災害と指定されたことに伴い、事業所が直接的な被害を受け、賃金が支払われない場合、実際に離職していなくとも雇用保険の失業手当を支給できる)について、就業場所が、請負現場や労働者派遣事業の派遣先である労働者も対象となることを明確化。</p> <p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>○「災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について」</p> <p>宮城労働局長から建設業団体に、災害復旧工事(余震の発生に留意した安全な施工、土砂崩落災害の防止、がれきの処理における石綿等ばく露の防止等)等における労働災害防止対策の徹底について緊急要請。</p>
3月19日	<p>(雇用促進住宅)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人雇用・能力開発機構に対し、福島第一原発事故による避難者(自主避難者を含む)について雇用促進住宅で受け入れるよう要請。</li> </ul>	
3月20日		<p>(緊急相談窓口の設置等)</p> <p>○3月20日~4月10日 土日、祝祭日の電話相談を実施</p>



3月21日	<p>(雇用保険の特例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特例給付の休業票について、特例的留意事項(地域の賃金相場等に基づき職権により作成することができること、各居住地以外を管轄する安定所でも給付手続きができること等)を通知</li> </ul>	
3月22日	<p>(新規学卒者に対する就職支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 厚生労働大臣・文部科学大臣連名で以下の内容について主要経済団体等(258団体)に要請 <ul style="list-style-type: none"> <li>①採用内定を出した新卒者を可能な限り入社できるように、また、予定期日に入社できるように努力すること</li> <li>②被災地の学生の入社時期やエントリーシートの提出締切等について柔軟に対応すること</li> <li>③震災により採用内定取消しにあった学生の採用に協力すること</li> </ul> </li> </ul>	<p>(雇用対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済団体に対し緊急雇用対策等の説明 経済団体からの地震に係る情報把握と経済団体への支援策等についての説明。</li> <li>○ 新規学校卒業予定者等に係る採用内定者の確保を要請 宮城県知事、宮城県教育長、宮城労働局長連名で、社団法人宮城県経営者協会会長あて、新規学校卒業者に対する採用内定者の確保についての要請。</li> </ul>
3月23日	<p>(未払賃金立替払制度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金立替払制度について、申請に必要な書類の簡略化等を行い、迅速な処理を行うよう、関係労働局に通知</li> </ul>	<p>(労働条件の確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 未払賃金の立替払事業の運営について 地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた労働者に係る未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化。</li> </ul>
3月24日	<p>(「広域求職活動費」「移転費」等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災求職者に対する職業転換給付金の「広域求職活動費」(遠隔地面接旅費相当)、「移転費」(転居費相当)、「訓練手当」の支給対象となる被災地域を指定</li> </ul> <p>(労働保険料の納付期限の延長)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災により多大な被害を受けた地域における労働保険料及び障害者雇用納付金の納付期限の延長等について、対象地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県)等を正式に決定する告示を制定</li> </ul> <p>(被災地における労災保険の事務処理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東北地方太平洋沖地震に係る業務上外の判断等について、</li> <li>・ 被災地では労災認定のための資料が散逸していることが予想されるため、資料がない場合の調査要領を定めて、迅速な労災補償を行うこととした</li> </ul>	<p>(出張相談等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各避難所等に対する支援策の周知、各避難所等への求人票の張り出しの要請(30市町村の約360避難所について実施)</li> </ul> <p>(労働保険関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労災認定の業務上外の判断等について 被災地では労災認定のための資料が散逸していることが予想されるため、資料がない場合の取扱要領を定め、迅速な処理の徹底及び「労災保険Q&amp;A」の作成・周知。</li> <li>○ 労働保険料の納付期限の延長について 労働保険料及び障害者雇用納付金の納付期限の延長等。</li> </ul>

	<p>(雇用・労働関係リーフレット・Q&amp;A)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「従業員向け」及び「事業主向け」に、中小企業退職金共済制度及び財形持家融資制度の特例措置を取りまとめたリーフレットを作成し、被災地をはじめとする労働基準監督署等で配布（平成23年3月24日～）</li> <li>震災・津波に遭遇した場合の労災保険の取り扱いに関して、被災者やそのご遺族に分かりやすく説明するための「東北地方太平洋沖地震と労災保険Q&amp;A」を作成し、被災地をはじめとする労働基準監督署で配布（平成23年3月24日～）</li> </ul>	
3月25日	<p>(就職支援の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震災被災者に係る職業紹介について、震災特別相談窓口の設置、広域職業紹介の実施、避難所への出張相談の実施、求人確保、合同求人面接会の実施など、被災者に対する就職支援を強化</li> </ul> <p>(特別相談窓口)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地以外のハローワークでも、雇用維持、職業相談・職業紹介、雇用保険、各種情報提供等のきめ細かな相談援助を行うために、特別相談窓口の設置を指示</li> </ul> <p>(緊急相談窓口の開設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域等の労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する労働者や事業主からの相談に対応するため、緊急相談窓口を開設</li> </ul>	<p>(緊急相談窓口の設置等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働局及び労働基準監督署に「緊急相談窓口」設置 労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談に対応。</li> <li>○ ラジオ放送局等に対し、被災者に対する支援策の案内を要請</li> </ul>
3月28日	<p>(派遣労働者の雇用維持・確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①現在締結されている労働者派遣契約をできる限り継続すること、②やむを得ず休業する場合には、雇用調整助成金を活用するなど、休業についての手当の支払いに努めること、③労働者派遣契約の解除等があった場合でも、派遣労働者の新たな就業場所の確保に努めること等について、厚生労働大臣名で、人材派遣関係団体や主要経済団体に要請</li> </ul> <p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、次の事項を具体的に建設業団体に要請す</li> </ul>	<p>(出張相談等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用・労働関係の特例措置をまとめたリーフレットについて 被災した従業員、事業主向けの内容を一覧にまとめたリーフレットの作成・周知。</li> </ul> <p>(雇用対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働局長が宮城県商工観光部長、同次長等を訪問し、雇用関連の要望を聴取</li> <li>○ 派遣労働者の雇用維持・確保について 派遣元事業主の団体に対し、新たな就業場所の確保、休業手当の支払いについて</li> </ul>

	<p>るとともに、都道府県労働局あて通知</p> <p>① 建築物の解体、改修工事、がれきの処理における労働災害防止対策</p> <p>② 応急仮設住宅の建築における安全対策 等</p> <p>・電離放射線による健康障害防止に関する専門的な知識経験を有する職員による応援を実施（平成23年3月28日～）</p> <p><b>(学生等震災特別相談窓口)</b></p> <p>・全国の新卒応援ハローワークに「学生等震災特別相談窓口」を設置し、採用内定取り消しを受けた学生等への相談や就職支援を実施（3月28日までに56箇所設置）</p>	<p>要請するとともに、主要経済団体に対し、新たな雇用機会の確保等について要請。</p>
3月29日	<p><b>(雇用・労働関係リーフレット)</b></p> <p>・「従業員・失業者・訓練受講者向け」及び「事業主向け」に、これまでの雇用・労働関係での特例措置を取りまとめたリーフレットを作成し、被災地をはじめとするハローワーク、労働基準監督署等で配布（第1版（平成23年3月29日）、第2版（平成23年4月15日）、第3版（平成23年5月23日）、第4版（平成23年10月21日））。ホームページにも掲載。</p>	
3月30日	<p><b>(雇用調整助成金の特例)</b></p> <p>・東北地方太平洋沖地震等の発生に伴い雇用調整助成金を利用する事業主に対し、</p> <p>① 管轄にこだわらず最寄りのハローワークで申請を受理する</p> <p>② 必要な書類が用意できないときは、事後に用意できるようになってから提出することを確約することで申請を認める</p> <p>③ 今後、出来るだけ迅速に支給できるような体制を早急に確立することの3点を、被災地を管轄する労働局に改めて指示</p> <p><b>(被災者対象求人確保)</b></p> <p>・都道府県労働局に対して、被災者を対象とした求人の確保に当たっての留意事項を示すとともに、更なる取り組みの強化を指示</p>	<p><b>(雇用対策)</b></p> <p>○ 労働局長が連合宮城を訪問し、震災対策に係る取組み等について説明し、傘下組合・組合員へ周知及び制度の利用促進を依頼した</p> <p>○ 有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用維持・確保について</p> <p>主要経済団体に対し、有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用の安定とその保護、休業手当の支払いについて要請。</p> <p>○ 雇用調整助成金の取扱いの弾力化について</p> <p>雇用調整助成金の利用について、管轄によらない申請の受理、必要な書類の事後の提出といった運用。</p> <p><b>(労働保険関係)</b></p> <p>○ 労災診療費等の請求の取扱いについて</p>

	<p>(有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用維持・確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有期契約労働者及びパートタイム労働者の雇用の安定とその保護を図るための最大限の配慮をすること等について、厚生労働大臣名で主要経済団体に要請</li> </ul> <p>(労災診療費等の請求の取扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労災診療を行った指定医療機関等が、被災により診療録等を滅失した場合や、被災地域の指定医療機関からの通常の手続による請求が困難な場合における労災診療費等の請求方法等について、都道府県労働局に通知するとともに、関係団体に対して周知を依頼</li> </ul> <p>(雇用・労働関係Q &amp; A)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未払賃金立替払制度について、同制度の申請促進のために、制度の概要や手続について分かりやすく説明したリーフレット(平成23年3月30日及び4月18日)やQ &amp; A(平成23年4月5日)を作成し、労働基準監督署等の緊急相談窓口や避難所での出張相談時などに配布</li> </ul>	<p>指定医療機関等が診療録等を滅失した場合、被災地域の指定医療機関からの通常の手続きによる請求が困難な場合における労災診療費の請求方法等について周知。</p>
3月31日	<p>(全国応援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手、宮城、福島労働局で行政需要が当面高止まりすることが予想されたことから、全国規模での応援派遣する旨全労働局に通知</li> </ul>	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>○ 宮城労働局及び労働基準監督署において、被災された事業者及び労働者等の復旧活動を支援するため、「防じんマスク(6,500枚)を配布」</p>
4月1日	<p>(労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク製造企業から提供を受けた防じん用マスクを被災地の労働局において無償配布(第1次:2万枚(平成23年4月1日～)、第2次:7万枚(平成23年4月11日～)、第3次:10万枚(平成23年6月8日～)、第4次:6万枚(平成23年6月30日～))</li> </ul> <p>(民間職業紹介事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の職業紹介会社等が、避難所などで被災した求職者に対して行う職業紹介を容易に実施できるようにするため、窓口ごとにパーティションで仕切りを設けること等を不要とする、業務実施方法についての要件を緩和するなどの措置を実施</li> </ul>	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>○ 宮城県災害対策本部と連携の上、「救急薬品等を配布」</p>

4月2日	<p>(雇用保険の特例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主と連絡のとれない者等の雇用保険受給手続きに関して、疎明書による手続きを可能とすることを通知</li> </ul>	
4月3日	<p>(職業相談員の増員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災対応のための相談員を被災3県合計で160名増員</li> </ul>	
4月4日	<p>(全国応援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県、宮城県、福島県の労働局、ハローワーク・労働基準監督署へ、全国規模の応援を実施(4月4日～)</li> </ul>	<p>(出張相談等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「被災者等に対するワンストップサービスの実施について」を各所属長へ通知 年金機構、社会福祉協議会と共に、ワンストップ相談会を各地で実施。</li> <li>(被災地における労働災害の防止)</li> <li>○ 防じんマスクの追加配布について 防じんマスクについて、日本と同程度の米国の規格を満たす防じんマスクを追加配布の関係労働局への連絡。(関係労働局計7万枚)</li> </ul>
4月5日	<p>(被災者等就労支援・雇用創出推進会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災などの被災者等の就労の支援・雇用創出を促進するため、当面の緊急総合対策として『「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ1(第1段階)』をとりまとめた</li> </ul> <p>(ハローワークのサービス時間拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災3県のハローワークで、平日夜間、土日及び祝祭日を開庁しサービス提供時間の拡大を図るとともに、土日及び祝祭日には労働基準監督署職員もハローワークに出張し相談対応を行うよう通知</li> </ul> <p>(農林漁業の広域紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地や被災地以外のハローワークで、農林漁業者に対する広域職業紹介を実施するよう指示</li> </ul> <p>(基金事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用創出のための基金事業である「重点分野雇用創造事業」について、「震災対応分野」を追加するなど、事業の実施要件を緩和することとし、各都道府県に周知</li> </ul>	<p>(出張相談等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「生活支援ニュース」の発行、避難所への配布開始 避難所等へ健康維持、生活支援、仕事探しのための情報を掲載した「生活支援ニュース」の配布を開始。第1号(4月5日)～第6号(5月10日)</li> </ul>

	<p>(実習型雇用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トライアル雇用の一種である実習型雇用支援事業について、被災地の企業で実施する場合の対象者要件を緩和し、あわせて都道府県労働局に対して、その周知等について指示</li> </ul> <p>(職業訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訓練定員の拡充や被災した離職者向けの特別コースの設定など、被災地や被災者の受け入れ先等における職業訓練（建設関連分野など）を機動的に拡充・実施するよう、都道府県及び労働局に通知</li> </ul> <p>(被災者受け入れ企業の発掘)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁連名で、被災者の受け入れに積極的な企業の発掘や求人情報のハローワークへの提出を関係 460 団体に要請</li> </ul> <p>(避難所等への情報伝達)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災された方向けに、健康維持や生活支援、仕事探しなどのための情報を掲載した「生活支援ニュース」の発行、避難所等への配布を開始</li> </ul> <p>第 1 号（平成 23 年 4 月 5 日）、第 2 号（平成 23 年 4 月 12 日）、第 3 号（平成 23 年 4 月 19 日）、第 4 号（平成 23 年 4 月 26 日）、第 5 号（平成 23 年 5 月 5 日）、第 6 号（平成 23 年 5 月 10 日）</p>	
4 月 6 日	<p>(雇用調整助成金の特例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災等の発生に伴う雇用調整助成金の特例（事業活動縮小の確認期間の短縮、生産量等が減少見込みでの申請、計画届の事後提出）の対象を拡充し、</li> </ul> <p>① 従来の 5 県に加え、栃木県、千葉県、新潟県、長野県のうち災害救助法の適用を受けた地域に所在する事業所の事業主</p> <p>② ①の地域に所在する事業所等と一定規模以上の経済的関係を有する事業所の事業主</p> <p>③ 計画停電により事業活動が縮小した事業所の事業主</p> <p>についても特例を適用（②、③については計画届の事後提出の特例を除く）</p> <p>(既卒者採用奨励金)</p>	<p>(出張相談等)</p> <p>○ 4 月 6 日～9 月 22 日 宮城県内の避難所等に出張相談窓口を設け実施 (基準関係 250 件、安定関係 519 件)</p> <p>(雇用対策)</p> <p>○ 東日本大震災に伴う実習型雇用支援事業に係る取扱について</p> <p>実習型雇用支援事業について、被災地の企業で実施する場合の対象者要件を緩和。</p> <p>○ 被災した学卒未就職者の支援の充実</p> <p>3 月 11 日時点で、災害救助法の適用を受けた地域に居住していた卒業後 3 年以内未就職者を採用した事業主に、3 年以内既</p>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の卒業後3年以内既卒者を採用する事業主に対する奨励金の支給金額の拡充・支給要件の緩和を実施</li> </ul> <p>(産休切り・育休切り等への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地等における労働局雇用均等室に、産前産後休業や育児休業等を理由とする解雇その他不利益取扱いなどの相談に対応するため、雇用均等特別相談窓口を開設するよう都道府県労働局に指示</li> </ul>	<p>卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金（支給金：100万円から120万、支給回数：1事業所1回から10回）、3年以内既卒者トリアル雇用奨励金（正規雇用奨励金：50万から60万）の特例措置を実施。</p>
4月7日	<p>(雇用保険の特例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震災により公共職業訓練等が実施困難となった場合、当初の訓練期間を限度に、訓練延長給付を支給する取扱などを通知</li> </ul>	<p>(緊急相談窓口の設置等)</p> <p>○ 雇用均等室に「特別相談窓口」設置</p>
4月8日	<p>(解雇、雇い止め等に対する対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>解雇、雇い止め等について、できる限り雇用の安定を図るため、労働基準行政、職業安定行政、雇用均等行政の連携の下、取り組みを行うよう都道府県労働局長に指示</li> </ul> <p>(労働者派遣事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働大臣から、人材派遣関係団体等に、被災した派遣労働者等に対して求人募集企業とのマッチング等について積極的に行うよう要請。</li> <li>労働者派遣事業適正運営協力員に対して派遣元・派遣先事業所での「派遣切り」防止のための相談等を依頼するよう指示</li> </ul> <p>(「日本はひとつ」しごと協議会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「日本はひとつ」しごと協議会開催に当たっての留意事項について指示（都道府県労働局が中心となり、自治体、国の出先機関、関係団体が参集する「日本はひとつ」しごと協議会を、地元の事情に配慮しつつ被災県ごとに設置し、地域レベルで合意し推進）</li> </ul>	
4月11日	<p>(雇用問題への配慮に関する経済団体への要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震災に係る雇用問題に対し配慮頂くよう、日本経団連及び全国中小企業団体中央会に対し、以下の内容で大臣から直接要請を実施（小宮山副大臣も同行）（平成23年4月11日）また、日本商工会</li> </ul>	<p>(緊急相談窓口の設置等)</p> <p>○ 4月11日～5月末 ハローワーク仙台、石巻、塩釜、気仙沼の4ハローワークにおいて、サービス提供時間を延長</p> <p>土日及び祝祭日の閉庁(10時から17時)、</p>



	<p>議所に対しても、大臣から直接要請を実施（小林政務官も同行）（平成 23 年 4 月 15 日）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 雇用調整助成金を活用した従業員の雇用の維持</li> <li>② 被災地外での就職も含めた求人の積極的な申込</li> <li>③ 被災した未就職卒業者の積極的な採用</li> <li>④ 電力不足に対応するために労働条件を変更する場合労使での十分な話し合い</li> <li>⑤ 非正規労働者の雇用の確保</li> </ol> <p>（求人情報の提供）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水産庁から提供された漁業分野に関連する求人情報を、被災地及び被災者が多く避難しているハローワークや避難所に提供し、職業相談・職業紹介を実施するよう指示</li> </ul> <p>※以後、全国農業会議所・全国新規就農相談センターから提供された農業分野求人情報について 4 月 20 日に、国土交通省から提供された造船関連事業所求人情報について 5 月 13 日に同様に指示</p>	<p>平日の閉庁時間の延長 19 時まで実施。（ハローワーク気仙沼は 17 時 15 分まで）。また、土日及び祝祭日には、これらのハローワークに労働基準監督署の職員を配置。</p>
4 月 13 日	<p>（労働安全衛生）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災により労働安全衛生関係の免許を紛失し、その再発行を希望する被災者に対して、労働局又は労働基準監督署において証明書を発行すること等について都道府県労働局及び関係団体に通知</li> </ul> <p>（雇用調整助成金）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波被害や火災等により事業所が損壊し、かつ経済上の理由により事業活動が縮小している事業主について、雇用調整助成金の支給手続きの弾力化を徹底（臨時支給申請書により添付書類を代替することを可能とした（23 年 9 月 16 日まで））</li> </ul>	<p>（被災地における労働安全衛生）</p> <p>○ 免許を滅失等した被災者への証明書の発行等について</p> <p>震災により労働安全衛生法の免許を紛失し、その再発行を希望する被災者に対し労働局又は労働基準監督署において証明書を発行。（その証明書をもって免許を所持している者として取り扱うもの）</p>
4 月 14 日		<p>（「日本はひとつ」しごとプロジェクト）</p> <p>○ 宮城県「日本はひとつ」しごと協議会発足</p>
4 月 18 日	<p>（派遣労働に関する労働相談 Q &amp; A）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災により影響を受けた、派遣労働者、派遣会社及び派遣先からの労働相談について Q &amp; A として取りまとめ、厚生労働省の HP に公開</li> </ul>	

4月19日		<p>(雇用対策)</p> <p>○ 厚生労働大臣から人材ビジネスの事業主団体に対して行われた要請を踏まえた対応について</p> <p>人材ビジネスの事業者等から被災者向けの合同企業説明会への参加希望や避難所での出張相談の実施についての相談があった場合に、可能な限り参加・実施ができるよう配慮する。</p>
4月22日	<p>(特例的な失業給付の支給)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東電福島第一原発について新たに「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」が設定されたことを受け、雇用保険の特例及び雇用調整助成金の取扱いについて、</li> <li>① 計画的避難区域においては雇用保険の特例が利用可能なこと</li> <li>② 緊急時避難準備区域においては両制度が利用可能なこと</li> <li>③ 以前「屋内退避指示地域」とされ、今回どちらの区域の設定もなされなかった区域においては、雇用調整助成金の利用が可能となるとともに、当分の間の経過措置として、雇用保険の特例が利用可能なことを通知</li> </ul> <p>(雇用調整助成金の特例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東電福島第一原発について新たに「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」が設定されたことを受けた雇用保険の特例及び雇用調整助成金の取扱いについて通知</li> </ul> <p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後がれき処理が本格化されることから、その労働災害防止対策についてQ&amp;Aを作成し、周知徹底について都道府県労働局に通知</li> <li>・がれき処理作業を行う方等を対象に、安全に作業を進めるための注意点についてまとめたリーフレットを作成し、被災地の労働基準監督署等で配布</li> </ul>	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>○ がれき処理作業の開始に当たり、本省、宮城労働局及び仙台労働基準監督署による安全衛生パトロールの実施</p> <p>○ 東日本大震災に係るがれき処理に伴う労働災害防止対策の徹底について</p> <p>4月22日に厚生労働省、宮城労働局の合同パトロール、4月17日、28日に宮城労働局パトロール、4月29日から5月5日までの連休中に厚生労働省、宮城労働局の合同パトロールを実施し、簡易防じんマスク、作業の留意事項パンフレットを配布した。また、4月28日には(独)労働安全衛生総合研究所がアスベストの大気中濃度を測定するためサンプリングを行った。がれき処理は1年程度続くと見込まれているため、今後も、宮城労働局のパトロールを継続する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がれき処理作業を行っている現場等において、本省、各労働局、各労働基準監督署、建設業労働災害防止協会及び労働安全衛生総合研究所による合同パトロールを実施。また、初めてがれき処理に従事する者等を対象とした安全講話を実施し、労働災害防止を指導。宮城県仙台市（平成23年4月22日）、福島県相馬市、新地町及びいわき市（平成23年4月27日）、岩手県宮古市、釜石市、大船渡市及び宮城県仙台市（平成23年4月28日）、岩手県及び宮城県内（平成23年4月29日～5月5日）</li> </ul> <p><b>（「日本はひとつ」しごと協議会）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本はひとつ」しごと協議会で収集した情報を活用した求人開拓の積極的な実施について指示</li> </ul> <p><b>（雇用保険の特例給付）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険特例給付の受給者が、休業中の事業所の復旧作業でボランティア（自発的かつ報酬を得ない労務の提供）を行った日についても、特例給付の支給対象となることを、都道府県労働局に通知</li> </ul>	
4月25日	<p><b>（被災地における労働災害の防止）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・初めてがれき処理に従事する労働者の労働災害防止のため、事業者には雇入れ時教育を確実に実施させるとともに、初めてがれき処理に従事する者に対する講習会を開催するよう都道府県労働局あて通知（講習会は、個人事業主やボランティアの方々も受講可能）（平成23年4月25日）</li> </ul>	<p><b>（「日本はひとつ」しごとプロジェクト）</b></p> <p>○ 宮城県「日本はひとつ」しごと協議会の第1回会議開催</p>
4月26日	<p><b>（派遣労働者への配慮）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・①労働者派遣契約の中途解除を行う場合、契約の規定等に基づき適切な補償をすること、②節電の影響で操業の一時停止をする時でも、派遣労働者の雇用の安定とその保護のために配慮をすることについて、職業安定局長より、派遣労働者を受け入れている派遣先関係団体（350団体）に要請</li> </ul> <p><b>（新規学卒者に対する就職支援）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省及び文部科学省の連携により、関係機関の協力を得て、就職先が未定の被災学生等に、就職活動用の宿泊施設の無償提供を実施（平成</li> </ul>	

	<p>23年4月26日～)</p> <p>対象施設：(独)労働政策研究・研修機構「労働大学校」の宿泊施設の一部（埼玉県朝霞市）及び(独)国立青少年教育振興機構の宿泊型研修施設「国立オリンピック記念青少年総合センター」（東京都渋谷区代々木）</p>	
4月27日	<p><b>(被災者等就労支援・雇用創出推進会議)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補正予算及び法律措置によって拡充するフェーズ2（第2段階）をとりまとめ、関係施策4兆3千億円によって、170万人を上回る雇用創出・下支え効果を見込んでいる</li> </ul> <p><b>(基金事業)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点分野雇用創出事業の活用により、被災者支援社会的包摂モデルに沿った取組、被災地等での福祉サービスの提供体制の確保に資する事業を実施することが可能である旨周知</li> </ul> <p>※以後、基金事業の活用の拡大方法について、数次にわたり周知</p>	<p>（「日本はひとつ」しごとプロジェクト）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 宮城県「日本はひとつ」しごと協議会の第1回幹事会開催</li> </ul> <p>（被災地における労働災害の防止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災地でのがれき処理作業における安全衛生パトロールの実施</li> </ul> <p>4月27日（水）13：00～16：00 4月28日（木）9：00～16：00</p>
4月28日	<p><b>(被災地における労働災害の防止)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島第一原発において緊急作業に従事した労働者が、その後、通常の放射線業務に従事する場合の被曝線量に係る指導について、留意すべき事項を都道府県労働局に通知</li> </ul>	<p>（被災地における労働災害の防止）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 緊急作業に従事した労働者のその後の緊急作業以外の放射線業務による被ばく線量に係る指導について</li> </ul> <p>被ばく線量については、女川原子力発電所からの情報収集を継続。</p>
5月2日	<p><b>【第一次補正予算成立】</b></p> <p><b>(特例的な失業給付の支給)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定被災区域の事業所に雇用されていた方であって、東日本大震災によりやむを得ず離職（休業、一時離職を含む）された方について、現在受給中の雇用保険の基本手当の支給終了日までに再就職（休業、一時離職前の事業所への再就業を含む）が困難な場合には、個別延長給付として、原則「60日」に加えて、さらに「60日」分を延長する特例措置を実施</li> </ul> <p><b>(被災者等を雇い入れる事業主を対象とした助成金の創設)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者や障害者などの就職が困難な方を雇い入れる</li> </ul>	<p>（雇用対策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用保険の給付日数の特例について</li> </ul> <p>東日本大震災の特定被災地域に所在する事業所に震災当時雇用されていた受給資格者について、震災による特別延長給付として給付日数を60日延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者雇用開発助成金について</li> </ul> <p>東日本大震災による離職者及び被災地域に居住する求職者を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用調整助成金の拡充について</li> </ul>

	<p>事業主に対して助成金を支給する特定求職者雇用開発助成金の特例として、震災による離職者や被災地域に居住する求職者を雇い入れた事業主に対して助成（50万円（中小企業は90万円））する被災者雇用開発助成金を創設</p> <p><b>（雇用調整助成金の特例）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災に伴う雇用調整助成金の特例（事業活動縮小の確認期間の短縮、生産量等が減少見込みでの申請）の対象について、9県の災害救助法適用地域の事業所等と一定規模以上の経済的関係を有する事業所と更に一定規模以上の経済的関係を有する事業所（2次下請け等）も対象に拡大</li> <li>・東京都を除く9県の災害救助法適用地域に所在する事業所の事業主、当該地域の事業所等と一定規模以上の経済的関係を有する事業所の事業主、さらにその事業所と一定規模以上の経済的関係を有する事業所の事業主（2次下請け等）を対象に、以下の特例を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 助成金の支給限度日数について、特例の支給対象期間（1年間）については、それまでの支給限度日数にかかわらず、最大300日の利用を可能とする</li> <li>② 被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も雇用調整助成金の対象とする暫定措置の延長</li> </ul> </li> </ul> <p><b>（遺族年金の支給、労働保険料の免除の特例等）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「死亡」を要件とする遺族年金等※について、1年後の民法の失踪宣告を待たずに、震災から3か月間行方不明であれば、これを支給できることとすることや、労働保険料等の免除の特例等を定めた「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」等が公布・施行、同日付で都道府県労働局あて通知</li> <li>※労働者災害補償保険法の他、石綿による健康被害の救済に関する法律及び中小企業退職金共済法についても同様に措置</li> </ul> <p><b>（基金事業）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点分野雇用創造事業の基金を積み増し、「震災</li> </ul>	<p>支給限度日数の特例を設け、特例の支給対象期間については、それまでの支給日数にかかわらず、最大300日の利用を可能とする。</p> <p>特例により、被保険者期間6か月未満の人であっても雇用調整助成金の助成対象とする。</p> <p><b>（労働条件の確保等）</b></p> <p>○ 東日本大震災に伴う未払賃金の立替払事業における労働者が行方不明の場合の取扱について</p> <p>東日本大震災による行方不明の場合、平成23年6月11日より震災発生日（平成23年3月11日）に退職したものとして、家族の方が手続きできることとなった。</p> <p><b>（被災地における労働災害の防止）</b></p> <p>○ 建築業者を対象に「がれき処理作業を安全に行うための講習会」の実施（宮城県建設業会館）</p> <p><b>（労働保険関係）</b></p> <p>○ 東日本大震災による行方不明の場合の特例の創設について</p> <p>東日本大震災による災害により3ヶ月間生死がわからない場合、その方が死亡したものと推定される規定が設けられた。</p> <p>○ 労働保険料等の免除等の特例について</p> <p>事業主からの申請に基づき、震災で被害を受け賃金の支払に著しい支障が生じているなど労働保険料の支払で困難な事情が生じている場合、平成23年3月から平成24年2月までの労働保険料を免除。</p>
--	--	--

	<p>対応事業」を実施</p> <p><b>(学生等支援)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災学生等に対する各種の対策を実施するために必要なジョブサポーターを増員し、被災学生のための求人開拓等を実施</li> <li>都内の事業所等で被災学生に配慮する事業主による「被災学生等支援就職面接会」、「就活バスツアー」を開催。</li> </ul> <p><b>(出張相談等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>就職支援ナビゲーターや求人開拓推進員を増員し、避難所への出張相談、求人開拓、合同就職面接会等を一層効果的に実施</li> </ul> <p><b>(職業訓練)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域で、建設設備、ビル設備等の復旧・復興に必要な知識及び技能の習得を目的とした職業訓練（施設内訓練）について、被災地域の離職者等を対象とした職業訓練コースを拡充して実施</li> </ul> <p><b>(労災保険、未払賃金立替払制度等の請求勧奨等)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所等へ赴き、制度の周知・請求促進を行う未払賃金立替払コンサルタントや社会保険労務士等の配置、業務処理を行う立替払実地調査員や労災保険相談員の増員・配置</li> </ul>	
5月10日	<p><b>(被災地における労働災害の防止)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波で打ち上げられた船舶の解体等作業の増加が見込まれることから、高所での作業、重機等を用いた作業及び石綿関連作業等に係る総合的な労働災害防止対策について、造船関係団体等に要請するとともに、都道府県労働局あて通知（平成23年5月10日、8月12日改正）</li> </ul>	<p><b>(労働条件の確保等)</b></p> <p>○ 夏期の節電に向けた労使の取組への対応について</p> <p>東日本大震災により、電力の供給力が大幅に減少しており、夏に向けて再び悪化する見込みであることから、電力使用の分散化・平準化を図るための、事業計画、生産計画等の変更に伴う労働時間制限と留意点等。労使に対して取組を要請予定。</p> <p><b>(被災地における労働災害の防止)</b></p> <p>○ 東日本大震災の復旧工事における船舶の解体等作業に係る労働災害防止対策の徹底について</p> <p>宮城県、関係15市町の関係団体に対策の徹底を要請予定。</p>



5月11日	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福島県浜通り及び中通り地方のうち、避難区域及び計画的避難区域を除く地域で災害廃棄物を取り扱う業務に労働者を就かせる場合に労働者の安全衛生を確保するためにとるべき具体的措置について、都道府県労働局あて通知するとともに、福島県及び関係団体に対して当該措置の周知を要請</li> </ul>	
5月13日	<p>(労働条件等の適切な明示について要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働基準局長及び職業安定局長の連名で、東京電力・主要経済団体・人材ビジネスの事業者団体に対し、労働者の募集や求人の申込み、労働契約の締結に当たって、労働条件等の適切な明示をすることを要請</li> </ul>	
5月17日	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福島県内の下水処理場において下水汚泥等を取り扱う場合及び事業場が下水汚泥等をセメント原料等として受け入れる場合において留意すべき事項について、都道府県労働局及び福島県、茨城県、栃木県に通知（平成23年5月17日）</li> <li>東電福島第一原発から20キロメートル圏内において許可を得て災害応急対策に従事する労働者の健康障害防止のための措置について、都道府県労働局に通知するとともに、福島県及び関係団体に対して当該措置の周知を要請</li> </ul>	
5月19日	<p>(県外求人の提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地のハローワーク利用者が、県外求人の検索が容易となるよう、求人情報提供端末における表示や求人票等の掲示について必要な措置を講じるよう指示</li> </ul>	<p>(労働条件の確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 労働基準部監督課及び県下の監督署へ夏期の節電に関する緊急相談窓口を開設</li> </ul>
5月20日	<p>(原発緊急作業の求人受理)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>福島第一原子力発電所の緊急作業に係る求人の受理に当たって、労働者の健康管理規定等、確認すべき事項について指示</li> </ul>	
5月24日	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画的避難区域において事業所が例外的に事業を継続する場合に労働者の放射線による健康障害</li> </ul>	<p>(雇用対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金の教育訓練に係る取扱いについて</li> </ul>



	<p>を防止するために留意すべき事項について、福島労働局及び福島県に通知</p>	<p>震災により被害が著しい地域に限り、被災した住民の生活への支援あるいは被災した地域の再生支援等地域貢献に寄与する活動を実施する場合、当該活動を教育訓練に当たるものとして助成対象とする。</p>
5月25日	<p>(雇用・労働関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「福島第一原子力発電所事故に係る警戒区域等における休業に関するQ&amp;A」を作成し、福島労働局及び同局管内の労働基準監督署等で配布</li> </ul>	
5月26日	<p>(被災者等就労支援・雇用創出推進会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用創出の際の雇用の質(労働条件、安全衛生など)への配慮について、推進会議のメンバーに対し、座長である小宮山副大臣から文書で要請(平成23年5月26日)。地域レベルでも労働局長からしごと協議会関係者に要請(平成23年5月26日～)</li> </ul>	
5月27日	<p>(就職支援の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地で発生している膨大な量の損壊家屋等のがれきの処理等を行う人材を育成するため、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において、車両系建設機械運転技能講習等、基金訓練による「震災対策特別訓練コース」を設けるよう中央職業能力開発協会等に通知</li> </ul> <p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、梅雨入り以降特に懸念される次の事項を建設業団体に要請するとともに、都道府県労働局あて通知 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 低層住宅の屋根等の改修工事に伴う墜落・転落災害等の防止</li> <li>② 道路工事や上下水道工事における土砂崩壊災害の防止 等</li> </ol> </li> </ul> <p>(心の健康)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワークを中心に、求職者の心の健康に係る配慮や各種事業の周知を行うよう指示</li> </ul>	

5月30日	<p>(しごと情報ネットの被災者向け求人情報の提供及び積極的な活用について要請)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・官民が連携した「しごと情報ネット」において、被災者を対象とした求人情報を検索し易くするため、運用ルールを設定しホームページで周知するとともに、より積極的に求人情報の掲載を行うことを周知啓発していただくよう、主要経済団体や人材ビジネス事業者団体に派遣・有期労働対策部長名で要請</li> </ul>	<p>(労働条件の確保等)</p> <p>○ 労使への取組の要請</p> <p>県下の自治体、経営者団体、労働組合等に対するの夏期の節電に向けた労使への取組への対応を要請。</p>
6月1日	<p>(雇用・労働関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・労働保険料の免除の特例等について、制度の概要や手続について分かりやすく説明したリーフレットやQ&amp;Aを作成し、都道府県労働局及び関係団体に送付するとともに、厚生労働省のHPに掲載</li> </ul>	<p>(緊急相談窓口の設置等)</p> <p>○ ハローワーク仙台において、土曜日の開庁を延長（7月末まで）</p> <p>引き続き労働基準監督署の職員も配置し、労働条件等相談に対応。また、労働局においても、土日に電話での問い合わせに対応。（電話相談は8月7日まで）</p> <p>(「日本はひとつ」しごとプロジェクト)</p> <p>○ 宮城県「日本はひとつ」しごと協議会委員に対する被災者等の就労支援及び雇用創出に際する雇用の質の確保についての要請</p> <p>(労働保険関係)</p> <p>○ 労災保険年金・特別遺族年金の定期報告書の提出期限の延長について</p> <p>誕生日が、1月1日から6月30日までの者について、法定期限の6月30日までに定期報告書の提出を求めること困難と考えられるため、平成23年度は定期報告書の提出期限を8月31日まで延長した。</p>
6月3日	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災復旧・復興工事における労働災害防止対策を官民が一体となって徹底するため、厚生労働省の要請により、建設業界内（事務局：建設業労働災害防止協会）に「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」が設置され第1回会合を開催（平成23年6月3日）。以後、復旧・復興工事の進捗状</li> </ul>	

	<p>況に応じて、以下の内容について検討を実施。</p> <p>第2回会合を開催し、被災地域ごとの安全衛生協議体制の構築、中小企業における安全衛生教育を徹底するための具体的方策について検討（平成23年7月6日）</p> <p>第3回会合を開催し、被災地での復旧・復興工事における連絡会議の設置・運営等について検討（平成23年9月5日）</p> <p>第4回会合を開催し、新規参入者に対する安全衛生教育の更なる徹底方法、今後の復興工事の安全な実施に係る課題把握のための体制整備等について検討（平成24年2月13日）</p>	
6月7日	<p><b>（商工会議所と連携した求人確保）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本商工会議所から震災被災者を対象とした求人を確保する要請を受け、商工会議所からハローワークに震災被災者対象求人を情報提供し、ハローワークから商工会議所にその結果をフィードバックすることを実施</li> </ul>	
6月8日	<p><b>（雇用保険の未支給失業者給付）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災に係る未支給失業者等給付について、死亡した受給資格者等の遺族が避難している場合は、他の安定所で受給できること、請求書類の提出が困難な場合は死亡記事掲載の新聞記事でも可能とすること等を通知</li> <li>・震災により行方不明になった受給資格者等の生死が平成23年3月11日の翌日から起算して3カ月確認できない場合、未支給失業給付について、この受給資格者等が死亡したものと推定して遺族が請求できることを通知（6月13日）</li> </ul>	
6月9日	<p><b>（遺族年金の支給、労働保険料の免除の特例等）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災による災害により行方不明となった者に係る労災保険給付等※の請求があった場合、請求者本人の申立てや第三者の証明等に基づき、行方不明であることの確認を行うことについて、都道府県労働局あて通知</li> </ul>	<p><b>（雇用対策）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <b>商工会議所と連携した震災被災者対象求人の確保について</b></li> </ul> <p>全国の商工会議所において、被災者を積極的に採用する企業の情報を集約し、ハローワークに情報提供する仕組</p>

	※労働者災害補償保険法の他、石綿による健康被害の救済に関する法律及び中小企業退職金共済法についても同様に措置	みを構築。
6月10日	<p>(労働保険料の納付期限の延長関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震災により多大な被害を受けた地域における労働保険料及び障害者雇用納付金の納付期限等の延長について対象地域のうち、青森県及び茨城県における延長後の納付期限等を7月29日と定める告示を制定</li> </ul> <p>(自治体発注事業の求人確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体発注求人に係る求人の確保、受注企業情報の入手、受注企業への求人開拓、積極的な職業紹介を指示</li> </ul>	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇 仙台市において、損壊家屋解体時労働災害防止の集団指導を実施</li> </ul> <p>(労働保険関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇 死亡推定の特例により、3か月間生死がわからない場合でも労災保険の遺族(補償)請求等ができることになったことについて周知</li> </ul> <p>今回の地震により行方不明となった方の生死が、地震の発生日から3か月間経過してもわからない場合等、今回の地震発生日に死亡したものと推定されることとされ、遺族(補償)請求等ができることとなったことの周知。</p>
6月13日		<p>(雇用対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇 緊急雇用調整助成金センターの設置</li> </ul> <p>東日本大震災の影響による雇用調整助成金等の支給申請の増加に対応するため、事務処理を集中して行う緊急雇用調整助成金センターを設置。</p>
6月15日	<p>(雇用調整助成金の特例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用調整助成金の特例(遡及適用及び事業活動の縮小見込みでも提出可能とする)について、期限を平成23年6月16日までとしていたが、東電福島第一原発周辺の事業主については、これを同7月21日まで延長</li> </ul>	
6月17日		<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇 石巻市において、がれき処理作業に関する労働災害防止等の集団指導を実施</li> </ul>
6月21日	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東電福島第一原発から20キロメートルの境界線をまたぐ事業所が市町村長の許可を得て操業する場合に労働者の健康障害防止のためにとるべき措置について、福島労働局に通知するとともに、福島県に対して当該措置の周知を要請</li> </ul>	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇 6月21日、22日 がれき処理作業に対する安全パトロール(労働基準部、各労働基準監督署)</li> </ul>

6月23日	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水処理場、浄水場、焼却施設、廃棄物処分場等の事業場内において、放射性物質に該当する脱水汚泥や災害廃棄物等を取り扱う場合等に留意すべき事項について、都道府県労働局に指示するとともに、関係10都県に対して周知を要請</li> </ul>	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 仙台市において、低層住宅の補修等の作業における労働災害防止の集団指導を実施</li> </ul>
6月29日		<p>(労働条件の確保等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害復旧工事等に伴い設置される事業場付属寄宿舍及び建設業付属寄宿舍に係る関係法令等の遵守を関係団体に要請</li> </ul> <p>労働基準法に基づく寄宿舍の設置等に係る最低基準である事業場付属寄宿舍規定及び建設業付属寄宿舍の遵守や「望ましい建設業付属寄宿舍に関するガイドライン」の周知啓発により、寄宿する労働者に係る安全衛生環境の向上等を図るよう要請した。</p>
6月30日	<p>(雇用調整助成金の特例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力管内及び東北電力管内で実施される電力使用制限及び電力使用抑制への協力要請のみを理由として事業活動が縮小した場合は雇用調整助成金の対象とならないが、それ以外の経済上の理由が認められる場合には助成対象となるとする取扱いについて各都道府県労働局に通知</li> </ul> <p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災の被災地において、吹付けアスベストが飛散した事例が確認されたことを受け、石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散及びばく露防止対策の徹底について、環境省と連名で都道府県労働局、地方公共団体に通知するとともに、関係団体に対応を依頼</li> </ul> <p>(基金事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重点分野雇用創造事業による就労と雇用保険の失業給付期間との関係を整理し、重点分野雇用創造事業のさらなる活用を周知</li> </ul>	
7月1日	<p>(特例的な失業給付の支給)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東電福島第一原発について新たに「特定避難働</li> </ul>	

	<p>奨地点」が設定されたことを受け、上記の取扱いに加えて、同地点においては雇用保険の特例及び雇用調整助成金が利用可能なことを通知</p> <p><b>(雇用調整助成金の特例)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東電福島第一原発について新たに「特定避難奨地点」が設定されたことを受けた雇用保険の特例及び雇用調整助成金の取扱いについて通知</li> </ul> <p><b>(安全衛生)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全衛生に関する専門的支援の拠点を被災3県に開設し、専門家による①工事現場への巡回指導、②安全衛生相談、③安全衛生教育への技術的支援等を実施</li> </ul>	
7月6日	<p><b>(被災地における労働災害の防止)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手、宮城、福島の3労働局が、本格化しているがれき処理作業における労働災害を防止するための集中パトロールを実施（平成23年7月6日～7月8日、8月24日～8月26日）</li> </ul> <p>また、がれき処理作業を請け負う地元の建設事業者を対象として、①安全衛生教育の実施の徹底、②熱中症予防対策の徹底、③防じんマスクの着用の徹底等を内容とする集団指導を実施</p> <p>岩手県：宮古市（平成23年7月14日）、釜石市（平成23年7月15日）、陸前高田市（平成23年7月15日）</p> <p>宮城県：気仙沼市（平成23年7月15日）</p>	<p><b>(雇用対策)</b></p> <p>○ 7月6日～8日 東日本大震災による被災新卒者向けバスツアー（近畿）</p> <p>東日本大震災により被災された平成24年3月大学等卒業予定者（大学・院・短大・専門学校等）、大学等未就職卒業者（平成21年3月以降卒業者）を対象に、近畿ブロック労働局・（社）大阪府雇用開発協会と共催で、大阪にて企業面談、説明会を実施し、被災地から関西へ無料バスを運行した。（企業16社、46名参加）</p> <p><b>(被災地における労働災害の防止)</b></p> <p>○ 災害復旧工事等に伴う熱中症の予防対策の関係団体への要請</p> <p>夏場におけるがれき処理や災害復旧工事に従事する労働者には、暑熱な環境に適応しない者も相当見込まれることから、関係団体に職場の暑熱の状況を把握し、必要な作業環境管理、作業管理、健康管理等を行うように要請した。</p> <p>○ 7月6日～7日 被災地のがれき処理作業の安全衛生パトロール実施</p> <p>被災地の気仙沼市、南三陸町、女川町、石巻市、東松島市の88現場をパトロール</p>

		し、労働者の安全対策や石綿のばく露防止対策について指導を行った。
7月8日	<p>(雇用・労働関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災により被災された勤労者が財形持家融資を新たに受ける場合の特例措置について、分かりやすく説明したリーフレットを作成し、都道府県労働局等に送付するとともに厚生労働省HPに掲載（平成23年7月8日～）</li> </ul>	
7月11日	<p>(震災に伴う災害復旧工事等に係る建設業附属寄宿舎の法定基準の周知)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>災害復旧工事等に係る建設業附属寄宿舎に関する建設業附属寄宿舎規程等の遵守等について、建設業団体に周知を要請するとともに、都道府県労働局あて通知</li> </ul>	<p>(雇用対策)</p> <p>○ 7月11日～15日 東日本大震災による被災新卒者向けバスツアー（東京）</p> <p>東日本大震災により被災された平成24年3月大学等卒業予定者（大学・院・短大・専門学校等）、大学等未就職卒業生（平成21年3月以降卒業生）を対象に、東京労働局と共催で、東京にて新規大卒者等合同就職面接会を実施。被災地から東京へ無料バスを運行、宿泊費も独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校を利用することで無料とした。（企業144社、30名参加）</p>
7月15日		<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>○ 気仙沼市において、労働災害防止のための研修会を実施</p> <p>気仙沼市において、倒壊建物等の解体、がれき処理作業に関する労働災害防止のための研修会を実施した。</p>
7月19日		<p>(緊急相談窓口の設置等)</p> <p>○ 石巻労働基準監督署・気仙沼臨時窓口の設置</p> <p>気仙沼地域の被災者に対し、労災保険制度や未払賃金の立替払制度の利用や労働相談等の利便性を図るために、「ハローワーク気仙沼」臨時相談窓口内（気仙沼プラザホテル）に臨時窓口を設置した。10月3日より気仙沼商工会議所会館4階へ移転し業務開始。</p>



7月20日		<p>(雇用対策)</p> <p>○ 東日本大震災による被災者の雇用維持・確保及び平成24年3月新規学卒者の採用枠の確保に関する要請について</p> <p>被災により離職を余儀なくされた方々の雇用の場の確保及び平成24年3月新規学卒者の求人確保のため、宮城労働局は7月20日に宮城県、宮城県教育委員会、仙台市及び仙台市教育委員会と共催で、県内外の団体及び事業所に対し雇用要請を実施した。</p>
7月22日		<p>(雇用対策)</p> <p>○ 『復興へ頑張ろうみやぎ』新規大卒者等就職ガイダンスを開催</p> <p>7月22日、仙台サンプラザホールにて、宮城県と宮城労働局では、県内企業の人材確保及び就職支援を積極的に行うため、平成24年3月新規大学等卒業予定者等を対象とした「就職ガイダンス」を実施。</p> <p>(企業129社、1,082名参加：男子574名、女子508名)</p>
7月25日	<p><b>【第二次補正予算成立】</b></p> <p>(基金事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重点分野雇用創造支援事業の事業実施期間を平成23年度末から平成24年度末まで延長</li> </ul> <p>(求職者支援制度(23年10月1日から実施))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>求職者支援訓練の認定基準等を定める省令を公布し、その附則において平成24年3月31日までに開始される訓練については、東日本大震災により被災した青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県で、車両系建設機械の運転技能等を修得する</li> </ul>	

	<p>ための震災対策特別訓練コースの設定を可能とした</p> <p>(震災復旧工事における労働者派遣法の遵守)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業団体に対し、震災に伴う復旧・復興工事の実施に当たって、建設業務の労働者派遣が禁止されていることなど、労働者派遣法の遵守に向けての周知啓発を要請（平成 23 年 7 月 25 日）</li> </ul>	
7 月 26 日	<p>(被災者を雇い入れたり、再雇用して職業訓練を行う中小企業事業主への支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震災による被災者（新規学卒者を含む）等を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練（OJT を含む）を行う場合に、業種を問わずその訓練費を助成できるよう成長分野等人材育成事業を拡充</li> </ul>	<p>(雇用対策)</p> <p>○成長分野等人材育成支援事業の拡充について</p> <p>東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合は、業種を問わず訓練費を助成する。なお、O f f - J T だけでなく、労働者に仕事をさせながら訓練を行う O J T も助成対象となる。</p>
7 月 29 日	<p>(生徒のための求人開拓)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の生徒の就職希望地・職種を調査し、これに基づいた求人開拓を 8 月に集中的に実施し、全国で就職機会を確保</li> </ul>	
8 月 2 日		<p>(雇用対策)</p> <p>○ 東日本大震災に伴う復旧復興工事の実施に当たっての労働者派遣法の遵守に関する要請について</p> <p>(社) 宮城県建設業協会など宮城県内の建設業団体 7 団体に対し、被災地での復旧・復興工事の実施に当たって労働者派遣法の遵守について、会員企業に周知啓発を図るよう要請した。</p>
8 月 3 日		<p>(緊急相談窓口の設置等)</p> <p>○ ハローワーク石巻「立町臨時庁舎」の開設</p> <p>「ハローワーク石巻」の混雑緩和とともに、仕事を探す方の利便性を図るため、石巻駅前の民間ビル内に臨時庁舎を開設。</p>

8月8日		<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>○ 災害復旧工事に伴う合同安全パトロールの実施</p> <p>災害復旧工事による労働災害が多発していること等を踏まえ、仙台労働基準監督署管内の主要な復旧工事現場に対して、宮城労働局・仙台労働基準監督署による合同安全パトロールを実施した。</p>
8月11日	<p>(労災保険のメリット制の特例措置)</p> <p>・東北地方太平洋沖地震に伴う業務災害について給付した労災保険給付等については、メリット収支率の算定に反映させないものとする「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則」の特例省令を制定し、その内容について都道府県労働局あて通知</p>	<p>(労働保険関係)</p> <p>○ 「労災保険」と「災害弔慰金」を同時に受給できることの公表について</p> <p>労災保険の遺族（補償）年金・一時金と各市町村が「災害弔慰金の支給に関する法律」に基づき支払いを求める弔慰金は同時に受けられることを周知した。</p>
8月16日		<p>(労働保険関係)</p> <p>○ 東日本大震災に係る遺族（補償）給付の請求状況について</p> <p>宮城労働局の震災による遺族（補償）給付の請求件数が、8月12日に1,000件を超えたこと、並びに未請求者に対する周知広報を行った。</p>
8月17日	<p>(遺族年金の支給、労働保険料の免除の特例等)</p> <p>・「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行により、特定被災区域が追加指定されたこと、追加指定された地域の労働保険料等の免除の特例については、平成23年3月1日に遡及して適用されることを都道府県労働局に通知</p>	
8月19日	<p>(労働保険料の納付期限の延長関係)</p> <p>・震災により多大な被害を受けた地域における労働保険料及び障害者雇用納付金に関する納付期限等の延長措置を講じている岩手県、宮城県及び福島県の地域のうち、その一部の地域について延長後の納付期限等を平成23年9月30日と定める告示を制定</p>	

8月22日		<p>(労働保険関係)</p> <p>○ 延長後の労働保険料等の納付期限の指定（仙台市、塩釜市、名取市等）</p> <p>震災により、宮城県内の事業場については、労働保険料等の申告手続・納付の期限を延長してきたが、沿岸地域の一部の地域を除き、延長後の期限が平成23年9月30日（金）となり周知。</p>
8月24日		<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>○がれき処理現場の安全衛生パトロールの実施</p> <p>被災地でのがれき撤去や損壊家屋の解体等の復旧工事において労働災害が多発していることを踏まえ、労働災害防止や石綿ばく露防止対策等の徹底を図るため、気仙沼市から東松島市にかけての沿岸部を中心に安全衛生パトロールを実施した。</p>
8月30日	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体が発注する災害廃棄物処理に関し、発注者として行うべき作業者の安全衛生面への配慮等について、環境省と連名で関係12道県に対し要請するとともに、関係12道県の労働局あて通知</li> </ul>	
8月31日	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について、今後、集中的に実施される「地震・津波により被害を受けた建築物等の解体工事」において懸念される①墜落・転落防止等の一般的な安全対策や建築物の構造に応じた解体作業の対策、②解体工事における石綿ばく露防止対策等を建設業団体に要請するとともに、都道府県労働局あて通知</li> </ul>	
9月5日		<p>(緊急相談窓口の設置等)</p> <p>○ ハローワーク気仙沼「仮設庁舎」の開設</p> <p>「ハローワーク気仙沼」が平成23年3月11日の東日本大震災により庁舎に甚大な被害を受けたため、仮設庁舎の建設に取</p>

		り組んできたが、9月5日(月)に仮設庁舎を開設。
9月8日		<p>(雇用対策)</p> <p>○ 「復興へ頑張ろうみやぎ」被災者等合同就職面接会の開催</p> <p>東日本大震災により、離職又は廃業を余儀なくされた方等の再就職を支援するため仙台サンプラザホールで開催。被災地域から無料送迎バスも運行。企業数 111社(1,117人分求人)、参加者数 505人。</p> <p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>○ 災害復旧工事に伴う労働災害防止の徹底を建設事業者団体に要請</p> <p>8月までに実施したパトロールの結果から安全衛生対策に関する問題点等が確認されたこと等を受け、建築物等の解体工事における労働災害の防止の徹底について、建設事業者団体に要請。</p>
9月9日	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>・原子力災害対策本部から「市町村による除染実施ガイドライン」が示されたことを受け、外部被ばく線量の記録、安全衛生教育の実施等、除染作業に労働者を就かせる場合に事業者が実施すべき事項について、都道府県労働局及び関係9県に対して通知</p>	<p>(雇用対策)</p> <p>○ 平成23年度第1回宮城新卒者就職応援本部</p> <p>新卒者の就職環境が、東日本大震災により一層厳しい状況となっていることから、地域の関係者が緊密に連携し、地域の総力を挙げて就職支援を実施するため、労働局、地方公共団体、学校、労働界及び地域の産業界等で構成する当該会議を開催。会議では、就職応援メッセージを採択。</p>
9月12日		<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>○ 宮城県建設業協会主催大会における労働災害防止の呼びかけ</p> <p>「東日本大震災」復旧・復興安全総決起大会」に出席して解体工事の安全対策、石綿ばく露防止対策の徹底について指導した。</p>

9月14日		<p>(雇用対策)</p> <p>○ 「復興へ頑張ろうみやぎ」被災者等合同面接会の開催 (気仙沼)</p> <p>東日本大震災により、離職又は廃業を余儀なくされた方等の再就職を支援するため気仙沼プラザホテルで開催。企業数 31 社 (506 人分求人)、参加者数 76 人</p>
9月17日		<p>(労働保険関係)</p> <p>○ 震災に係る遺族(補償)給付のCM放送</p> <p>震災による遺族(補償)給付の周知のため、9月17日から1か月間、県内民放テレビ4局においてコマーシャルを放映している。</p>
9月20日		<p>(雇用対策)</p> <p>○ 9月20日「復興へ頑張ろうみやぎ」被災者等合同面接会の開催 (石巻)</p> <p>東日本大震災により、離職又は廃業を余儀なくされた方等の再就職を支援するため気仙沼プラザホテルで開催。企業数 43 社 (675 人分求人)、参加者数 66 人</p> <p>○ 9月20日～21日 東日本大震災による被災新卒者向けバスツアー (埼玉)</p> <p>東日本大震災により被災された平成24年3月大学等卒業予定者(大学・院・短大・専門学校等)、大学等未就職卒業者(平成21年3月以降卒業者)を対象に、東京、埼玉労働局と共催で、独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校にて「被災新卒者等専用埼玉・東京就職応援面接会」を実施。被災地から会場へ無料バスを運行、宿泊も会場を利用することで無料とした。(企業 65 社、参加者数 57 人)</p>
9月22日	<p>(職業訓練の受講指示)</p> <p>・震災による被害等により公共職業訓練等の受講が困難であった雇用保険受給資格者についてはその残日数にかかわらず受講指示の対象となり得ること等を通知</p>	

9月26日		<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>○ 9月26日～30日(5回) 建設業者に対する労働災害防止対策等の指導</p> <p>国土交通省東北地方整備局が主催する公共事業労務費調査説明会において、県内の建設業者1,540名を対象に復旧工事に係る労災防止対策や石綿ばく露防止対策の徹底を指導した。</p>
9月27日		<p>(雇用対策)</p> <p>○ ハローワーク古川・築館・迫「障害者就職面接会」の開催</p> <p>東日本大震災の影響等により多くの障害者が働く場を求めており、雇用環境は依然として厳しい状況が続いていることから、宮城労働局と宮城県などの関係機関が連携して、一人でも多くの障害者が働くことのできる職場を確保できるよう、宮城県大崎合同庁舎1階大会議室で開催。面接会のほか職業相談コーナー、生活相談コーナーも設置。企業数18社、参加者数165名。</p>
9月28日	<p>(雇用保険の広域延長給付)</p> <p>・雇用保険の広域延長給付の措置を決定。被災3県の沿岸地域等を対象地域として指定することを告示し、こうした地域に居住し、広域的な活動も視野に入れた活動を行う求職者の給付日数を90日分延長する措置を実施</p>	
9月29日		<p>(雇用対策)</p> <p>○ ふれあいワークフェア(障害者就職面接会)を開催</p> <p>東日本大震災の影響等により、多くの障害者が働く場を求めており、雇用環境は依然として厳しい状況が続いていることから、宮城労働局と宮城県などの関係機関が連携して、一人でも多くの障害者が働くことのできる職場を確保できるよう、仙台サンプラザホールで開催。面接</p>



		会のほか職業相談コーナー、生活相談コーナーも設置。企業数 59 社、参加数 552 名。
10 月 14 日		<p>(雇用対策)</p> <p>○ <b>がんばろう！東北 新規高卒者就職面接会 開催</b></p> <p>東日本大震災の影響等により、新規高卒者が、地元企業だけでなく県外の企業での就労希望者が増加していることから、被災地の高校生を積極的に採用しようとする首都圏企業と被災 3 県（宮城、岩手、福島）の高校生との面接会を、仙台サンプラザホールにて、厚生労働省、被災 3 労働局、首都圏労働局及び宮城県と連携して開催。被災地等から送迎バス 23 台も運行。企業数 133 社、参加高校生数 692 名（男子 293 名、女子 399 名）</p>
10 月 21 日	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>・今後、「まちづくり」の本格化に伴い、一定のエリア内で複数の工事が近接・密集して行われることに対応するため、①「工事エリア」ごとに関係者が安全衛生対策を協議するための組織、② ①を円滑に設置・運営するための連絡会議の設置を岩手、宮城、福島の 3 労働局に対して指示するとともに、関係業界団体に対して要請</p>	
10 月 25 日	<p>(被災者等就労支援・雇用創出推進会議)</p> <p>・第 3 次補正予算等によって拡充するフェーズ 3(第 3 段階) をとりまとめ、関係施策 6 兆 1 千億円によって、58 万人程度の雇用創出・下支え効果を見込んでいる</p>	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>○ <b>10 月 25、26 日 仙南地域等の局署合同パトロールの実施</b></p> <p>亶理郡、岩沼市、多賀城市、塩釜市等で行われている災害復旧工事に対して局署合同パトロールを実施した。</p>
10 月 26 日	<p>(労働保険料の納付期限の延長関係)</p> <p>・震災により多大な被害を受けた地域における労働保険料及び障害者雇用納付金に関する納付期限等の延長措置を講じている岩手県及び宮城県のうち一部の地域について、延長後の納付期限等を平成 23 年 12 月 15 日と定める告示を制定</p>	<p>(雇用対策)</p> <p>○ <b>新規高卒者就職面接会（石巻会場）</b></p> <p>24 年 3 月新規高卒者の就職促進を図ることを目的に就職面接会を、石巻グランドホテルで開催。被災地から送迎バスを運行。参加企業数 33 社、参加生徒数 119 名。</p>

		<p>(労働保険関係)</p> <p>○ 延長後の労働保険料等の納付期限の指定（気仙沼市、多賀城市、南三陸町等）</p> <p>震災により、宮城県内の事業場については、労働保険料等の申告手続・納付の期限を延長してきたが、石巻市、東松島市、女川町の地域を除き、延長後の期限が平成23年12月15日（木）となり周知。</p>
10月27日		<p>(雇用対策)</p> <p>○ みやぎ新規大卒等就職面接会を開催</p> <p>24年3月新規大学等卒業予定者及び卒業後3年以内の者の就職促進を図ることを目的に就職面接会を、仙台国際センターにおいて宮城県と連携して開催。参加企業数91社、参加学生数605名（男子363名、女子242名）</p>
10月28日		<p>(雇用対策)</p> <p>○ 新規高卒者就職面接会（古川会場）</p> <p>24年3月新規高卒者の就職促進を図ることを目的に就職面接会を、芙蓉閣で開催。被災地から送迎バスを運行。参加企業数46社、参加生徒数191名</p> <p>(「日本はひとつ」しごとプロジェクト)</p> <p>○ 宮城県「日本はひとつ」しごと協議会の第2回幹事会開催</p>
11月2日		<p>(雇用対策)</p> <p>○ 新規高卒者就職面接会（仙台会場）</p> <p>24年3月新規高卒者の就職促進を図ることを目的に就職面接会を、仙台サンプラザホールで開催。被災地からの送迎バスを運行。参加企業数117社、参加生徒数823名</p> <p>○ 東日本大震災による被災新卒者向けバスツアー（東京）</p> <p>東日本大震災により被災された平成24年3月大学等卒業予定者、大学等未就職卒業</p>

		者を対象に、東京労働局と共催で、東京にて新規大卒者等合同就職面接会を実施。被災地から東京へ無料バスを運行、宿泊費も独立行政法人労働政策研究・研修機構労働大学校を利用することで無料とした。(企業 181 社、9 名参加)
11 月 7 日		(被災地における労働災害の防止) ○ 宮城労働局安全衛生専門家会議の開催 平成 23 年度第 1 回会議を開催し、災害復旧工事における労働災害防止対策・石綿ばく露防止対策に係る取組方針について協議を行った。
11 月 17 日		(被災地における労働災害の防止) ○ 宮城県建設工事表彰式・事故防止推進大会 「災害復旧工事の労働災害防止対策」として、建設事業者を対象に、主として土木工事における労働災害防止について説明を行った。
11 月 21 日	<p><b>【第 3 次補正予算成立】</b></p> <p>(基金事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重点分野雇用創造事業を積み増し、「雇用復興推進事業」(新規の「事業復興型雇用創出事業」及び「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」)、「震災等緊急雇用対応事業」(従来の「震災対応事業」)を実施</li> </ul> <p>(職業訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の復旧・復興や、今後雇用が見込まれる環境・エネルギー分野等の成長分野の人材育成を進めるとともに、急速な円高による雇用への影響も考慮し、公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練規模等の拡充を行い、各都道府県に対して、訓練の追加設定を要請</li> </ul> <p>(実習型雇用支援事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地の障害者の雇用確保及び雇用継続を図るため、実習型雇用支援事業の対象となる被災地の障害者について正規雇用奨励金を拡充</li> </ul> <p>(農林業等就職促進支援事業)</p>	<p>(雇用対策)</p> <p>○ 第三次補正予算による雇用施策の拡充</p> <p>第三次補正予算が成立し、被災地における雇用施策が拡充された。主な内容は①雇用復興推進事業(事業復興型雇用創出事業及び生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業)が創設②被災者雇用開発助成金の拡充、③障害者雇用施策の拡充、④農林漁業者の就労支援の拡充、⑤キャリア形成促進助成金の拡充、⑥成長分野等人材育成支援事業の拡充などである。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業等就職促進支援事業の拡充</li> </ul> <p>(求人開拓)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・求人開拓推進員を増員し、求人開拓の更なる実施について指示</li> </ul> <p>(就職支援ナビゲーター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者を対象とした訓練規模の拡大に伴い、就職支援ナビゲーターを増員し、訓練修了者に対する就職支援の強化を指示</li> </ul> <p>(ジョブサポーター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災学生等に対する各種の対策を実施するために必要なジョブサポーターを増員するとともに、被災新卒者を受け入れる事業主を対象に就職面接会を継続的に開催。中小企業庁の開催する就職面接会についてもハローワークで周知</li> </ul> <p>(キャリア形成促進助成金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の事業主が能力開発を行う場合や、震災の影響に加え急速な円高の影響を受けた中小企業事業主が新たな事業展開に資する能力開発を行う場合にキャリア形成促進助成金の助成率を引き上げ</li> </ul>	
11月22日		<p>(雇用対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新規学卒の採用枠及び被災者の雇用の場の確保に関する要請について <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災から8か月を経過したものの依然として厳しい雇用情勢にあることから平成24年3月新規学卒者及び被災離職者の雇用の場の確保のため、宮城県、宮城県教育委員会、仙台市、仙台市教育委員会と共催で、県内主要経済5団体に対し雇用要請を実施した。</li> </ul> </li> <li>○ 厚生労働省復興支援チームによる第三次補正予算の自治体向け説明会の開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>12月1日にかけて、被災自治体(15市町)を対象に訪問等による説明会が実施され、労働局としてチームに同行し労働分野に関する説明を行った。</li> </ul> </li> </ul>

11月24日	<p>(被災者雇用開発助成金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者雇用開発助成金の対象者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、助成金の上乗せ(中小企業は90万円、大企業は50万円)を行うよう拡充</li> </ul> <p>(復興工事に従事する建設労働者の教育訓練・雇用改善への対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地における建設労働者の確保・雇用改善を進めるため、被災地の中小建設事業主が行う建設教育訓練や雇用管理改善の取組に対して支援する建設雇用改善助成金について、助成率の拡充等を行うとともに、合宿形式による失業者向け短期集中訓練に対する支援を実施</li> </ul> <p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>屋外のがれき処理作業における防じん用マスクの不足に対処するため、我が国の型式検定合格品と同等以上の粉じん捕集能力を有する米国規格のマスクの使用を暫定的に認めることとした(平成23年4月11日)が、型式検定合格品の防じん用マスクの流通が回復したことから、平成24年3月31日をもって本特例を廃止することとし、都道府県労働局及び関係団体に通知(平成23年11月24日)</li> <li>平成23年10月29日に東電福島第一原発で移動式クレーンに係る労働災害が発生したこと、また、年内に原子炉を安定的な冷温停止状態にするための工程(ステップ2)が終了し、今後、原発事故の収束に向けた様々な新たな工事が開始される。このため、各種工事における労働災害防止対策の徹底を福島労働局に指示するとともに、東京電力に対しても発注者として安全確保措置を強化するよう指示(平成23年11月24日)</li> </ul>	
11月27日		<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>○ 宮城県建設雇用改善推進大会</p> <p>「災害復旧工事の労働災害防止対策」について、建設事業者を対象に、説明を行った。</p>

11月28日	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止に関する専門家検討会の報告書を取りまとめ公表</li> </ul>	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業に対する一斉監督指導の実施 県内の建設工事 163 現場（震災により被害を受けた建築物の解体工事 49 現場を含む。）に対する一斉監督指導を実施した。</li> </ul>
11月30日		<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県との発注者連絡会議 災害復旧工事の発注を行う宮城県発注部局との会議を開催し、労働災害防止対策についての意見交換等を行った。</li> </ul>
12月12日	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>除染作業等に従事する労働者の放射線障害を防止するため、被ばく低減のための措置、汚染拡大の防止措置、労働者の教育、健康管理などを規定した省令案を労働政策審議会に諮問、答申（平成 23 年 12 月 12 日）。「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」を公布（平成 24 年 1 月 1 日施行）し、あわせて、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」を公表（平成 23 年 12 月 22 日）</li> </ul> <p>(雇用保険終了者への集中的な就職支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険広域延長給付受給者が 1 月中旬以降受給終了になることから、失業認定日を活用した集中的な就職支援の実施等について被災 3 県のハローワークに指示</li> </ul>	
12月22日		<p>(「日本はひとつ」しごとプロジェクト)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>宮城県「日本はひとつ」しごと協議会の第 2 回会議開催</li> </ul> <p>(被災地における労働災害の防止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>除染電離規則の特別教育講習会の実施 24 年 1 月から施行される、除染電離規則（除染作業に従事する労働者の放射線障害防止対策を規定）について、角田市で、特別教育講習会を実施した。</li> </ul>

12月27日	<p>(特別加入者の労災保険の補償範囲拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別加入している建設業の一人親方等が復旧・復興作業に伴う工作物の現状回復の事業(除染を目的として行われる高圧水による工作物の洗浄や側溝に溜まった堆積物の除去等を含む。)に従事する際に被った災害を労災保険による補償の対象とする労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、その内容について都道府県労働局あて通知</li> </ul>	
平成24年 1月6日	<p>(雇用保険終了者への集中的な就職支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険広域延長給付受給者が1月中旬以降受給終了し、生活困窮状態に陥った方々が適切に就労の場を得られるよう地方自治体に対してハローワーク等との連携強化等の対応を求めた通知を指示</li> </ul>	
1月20日		<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>○ 1月20・23・30日 石綿ばく露防止説明会の実施</p> <p>石綿ばく露防止・電動ファンマスク使用方法説明会を、県内4か所(仙台市、石巻市、気仙沼市、岩沼市)で実施した。</p>
1月24日		<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>○ 復旧復興工事関係者連絡会議の開催</p> <p>第1回東日本大震災復旧・復興工事関係者連絡会議を開催し、復旧・復興工事の安全衛生対策の確立に向け協議を行った。</p>
1月25日		<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>○ 1月25・31日 除染電離則特別講習会の実施</p> <p>除染電離則について、仙台市(25日)、白石市(31日)で、特別教育講習会を実施した。</p>
1月26日		<p>(雇用対策)</p> <p>○ 新規高卒者就職面接会(石巻会場)</p> <p>24年3月新規高卒者の就職促進を図ることを目的に就職面接会を、石巻グランドホテルで開催。被災地から送迎バスを運行。参加企業数24社、参加生徒数43名。</p>



2月1日		<p>(雇用対策)</p> <p>○ 新規高卒者就職面接会(古川会場)を開催 24年3月新規高卒者の就職促進を図ることを目的に就職面接会を、芙蓉閣で開催。参加企業25社、参加生徒数37名。</p>
2月2日		<p>(雇用対策)</p> <p>○ 新規高卒者就職面接会(仙台会場)を開催 24年3月新規高卒者の就職促進を図ることを目的に就職面接会を、仙台サンプラザホールで開催。被災地から送迎バスを運行。参加企業数57社、参加生徒数132名。</p>
2月7日		<p>(雇用対策)</p> <p>○ 「復興へ頑張ろうみやぎ」合同就職面接会(仙台会場)を開催 東日本大震災により、離職又は廃業を余儀なくされた方等の再就職を支援するため、仙台サンプラザホールで開催。被災地域から送迎バスを運行。参加企業数118社、参加者数344名。</p>
2月10日		<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>○ 2月10・13・22日 除染電離則特別講習会の実施 除染電離則について、仙台市(10・13日)、栗原市(22日)で、特別教育講習会を実施した。</p>
2月14日	<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>・放射性物質汚染対処特措法に基づく除染特別地域等において重要な生活基盤の点検、整備の作業に従事する労働者の放射線障害防止のために講じるべき措置について、都道府県労働局及び関係8県に対して通知</p>	<p>(雇用対策)</p> <p>○ ふれあいワークフェア(障害者就職面接会)を開催 東日本大震災の影響により、多くの障害者が働く場を求めており、厳しい雇用環境が続いていることから、宮城労働局と仙台市など関係機関が連携して、一人でも多くの障害者が働くことのできる職場を確保できるよう、仙台サンプラザホールで開催。面接会のほか職業相談コーナー、生活相談コーナーも設置。企業数50社、参加者数449名。</p>

2月15日		<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>○ 解体現場での石綿ばく露防止対策を建設事業者団体等に要請</p> <p>解体現場での石綿ばく露防止対策を建設事業者団体等に要請</p> <p>解体現場で石綿が外部へ飛散する事案が発生したこと等を受け、事前調査や飛散防止措置等の石綿ばく露防止対策の徹底について、建設事業者団体・発注機関(市町)に要請。</p>
2月17日	<p>(労働保険料の納付期限の延長関係)</p> <p>・震災により多大な被害を受けた地域における労働保険料及び障害者雇用納付金に関する納付期限等の延長措置を講じている宮城県石巻市、東松島市及び牡鹿郡女川町について延長後の納付期限等を平成24年4月2日と定める告示を制定</p>	<p>(雇用対策)</p> <p>○ 「復興へ頑張ろうみやぎ」合同就職面接会(石巻会場)を開催</p> <p>東日本大震災により、離職又は廃業を余儀なくされた方等の再就職を支援するため、石巻グランドホテルで開催。参加企業数38社、参加者数71名。</p>
2月22日	<p>(遺族年金の支給、労働保険料の免除の特例等)</p> <p>・「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令の一部を改正する政令」の施行により、特定被災区域が追加指定されたこと、追加指定された地域の労働保険料等の免除の特例については、平成23年3月1日に遡及して適用されることを都道府県労働局に通知</p>	<p>(雇用対策)</p> <p>○ 新規学卒者就職面接会を開催</p> <p>24年3月新規学卒者(高校～大学院、既卒者含む)の就職促進を図ることを目的に就職面接会を、仙台サンプラザホールで開催。被災地から送迎バスを運行。参加企業数88社、参加生徒・学生数403名。</p>
2月27日		<p>(被災地における労働災害の防止)</p> <p>○ 宮城労働局安全衛生専門家会議の開催</p> <p>平成23年度第2回会議を開催し、災害復旧工事における労働災害防止対策・石綿ばく露防止対策に係る取組方針について協議を行った。</p>
2月28日		<p>(雇用対策)</p> <p>○ 「復興へ頑張ろうみやぎ」合同就職面接会(気仙沼会場)を開催</p> <p>東日本大震災により、離職又は廃業を余儀なくされた方等の再就職を支援するため、気仙沼プラザホテルで開催。参加企業数32社、参加者数232名。</p>

3月7日	(雇用保険の特例) ・休業中も雇用保険の基本手当を受給できる特例の 期限を9月30日まで延長	
------	--	--

## 資料 7

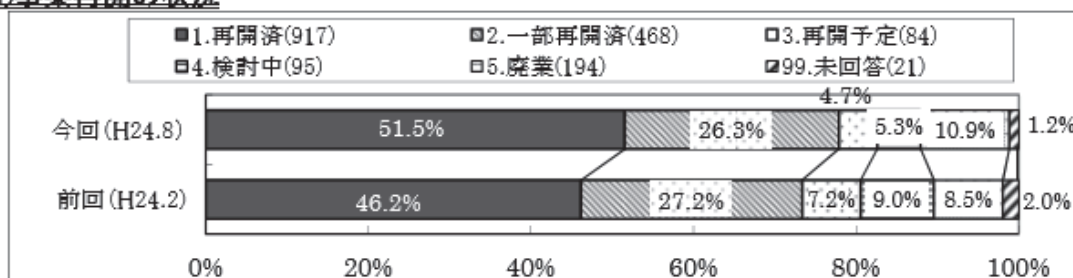
岩手県が行った「平成 24 年度【第 2 回】『被災事業所復興状況調査』結果報告」より

- 調査対象：被災 12 市町村の商工会議所又は商工会の会員等で被災した事業所を中心とした 2,519 事業所（ただし、すでに廃業が確認されている事業所は対象外としたが、事業再開の状況、事業所の復旧状況、業績の状況の項目については廃業が確認されている 153 事業所を集計に加えている。）

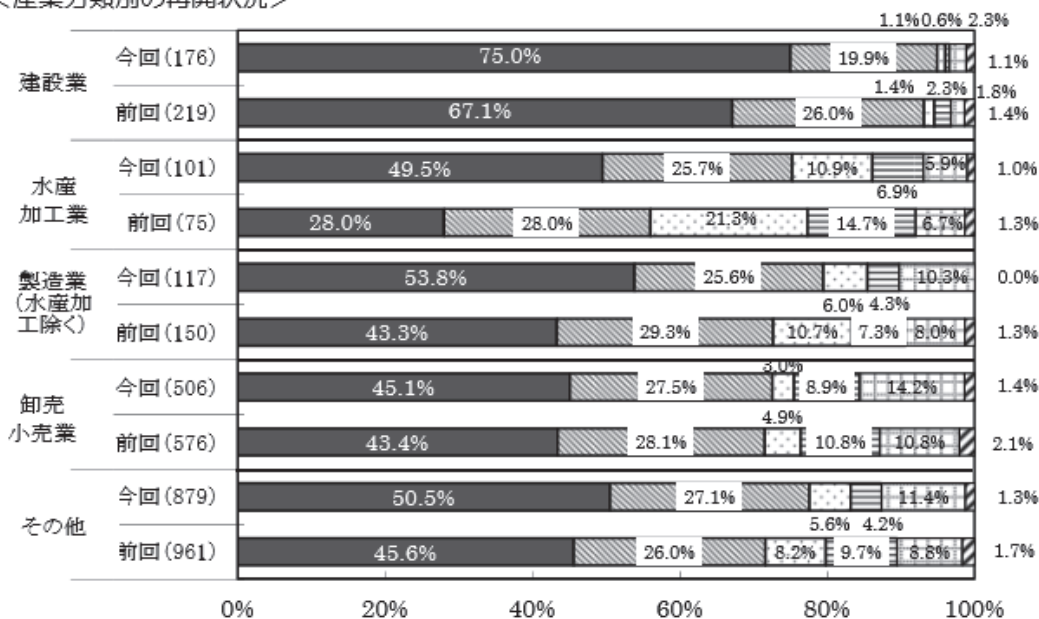
回答事業所 1,651 事業所（回収率 65.5%）

- 調査時点：おおむね平成 24 年 8 月 1 日（前回：2 月 1 日）

## ①事業再開の状況

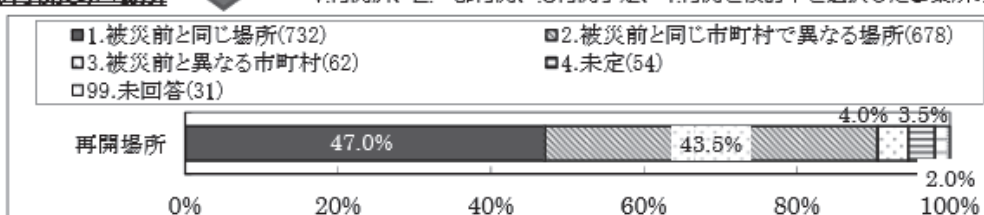


## ＜産業分類別の再開状況＞



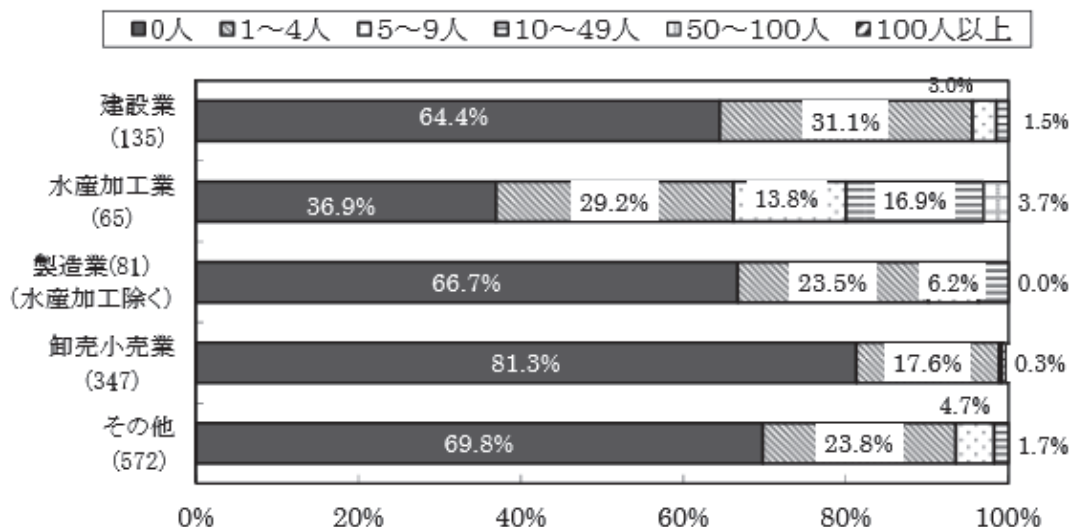
## ②再開した場所

1.再開済、2.一部再開、3.再開予定、4.再開を検討中を選択した事業所のみ回答



※1: 凡例内の( )は、今回調査の集計対象事業所数を示す。

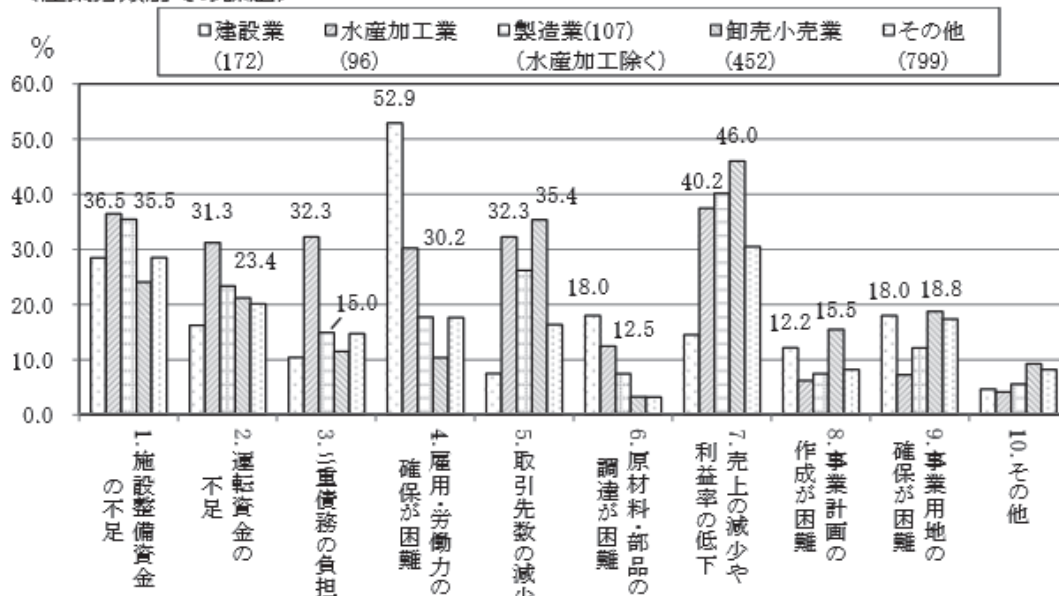
＜産業分類別の雇用予定者数＞



※1:従業員数、雇用予定者数は、人数を記入していただいたものを分類した。

※2:未回答の事業者は集計対象から除外した。

＜産業分類別での課題＞



※凡例内の( )は、今回調査の集計対象事業所数を示す

(資料出所：岩手県ホームページ)

## 資料 8

## ハローワーク求職者への聞き取り調査結果（2011年11月）

【2011年11月時点の岩手県沿岸4所（ハローワーク釜石、宮古、大船渡及び久慈）における求職者への聞き取り調査の結果概要】

- 調査の概要
  - ・ 実施者：岩手県
  - ・ 回答者数：釜石70人（男31、女39）、宮古105人（男57人、女48人）、大船渡115人（男41人、女74人）、久慈60人（男21人、女39人）、計350人（男150人、女200人）
  - ・ 回答者の年齢別構成比：39歳以下の男性17.2%、39歳以下の女性17.7%、40歳以上の男性25.7%、40歳以上の女性39.4%

Q 現在の主な収入源について教えてください（複数回答）

- 雇用保険 39.9%
- 休業手当 27.0%
- その他 33.1%

（その他＝預金の取り崩し、年金、家族の収入、収入なし、アルバイトでの収入、実家で生活 等）

Q 希望する勤務地について教えてください。

- ・ 現在の管内 89.6%
- ・ 県内であれば転居を伴ってもよい 4.1%
- ・ 条件が合えば転居を含めてどこでもよい 6.4%

Q 希望する雇用形態について教えてください

- ・ 正社員 男性 74.3%、女性 43.7%
- ・ パート 男性 2.7%、女性 42.7%
- ・ 契約社員 男性 2.7%、女性 1.0%
- ・ 派遣社員 男性 0.0%、女性 0.5%
- ・ アルバイト 男性 2.7%、女性 0.5%
- ・ こだわらない 男性 16.9%、女性 10.6%
- ・ 雇用者以外 男性 0.7%、女性 1.0%

Q 仕事を決めるときに最も重視する点は何ですか。

- ・ 職務内容            男性 51.4%、女性 49.2%
- ・ 通勤距離・時間    男性 8.1%、女性 26.6%
- ・ 雇用形態            男性 12.2%、女性 7.0%
- ・ 給与                男性 16.2%、女性 8.0%
- ・ その他              男性 12.2%、女性 9.0%

Q 現時点で就職に至っていない原因は何であるとお考えですか。

- ・ 希望と合わないから                    44.5%
- ・ 面接を受けたが不採用になったから    11.8%
- ・ 前の会社の再開を待っているから      11.6%
- ・ 現在生活費に困っていないから        3.8%
- ・ その他                                    28.3%

(資料出所：岩手県ホームページ)



資料9

- ハローワーク気仙沼写真  
〔被災した庁舎（合同庁舎）〕



---

JILPT 資料シリーズ No.125

東日本大震災からの復旧・復興と雇用・労働に関する JILPT 調査研究プロジェクト  
労働行政機関の対応等調査報告  
(JILPT 東日本大震災記録プロジェクトとりまとめ No.6)

発行年月日 2013年8月19日  
編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構  
〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23  
(照会先) 研究調整部研究調整課 TEL:03-5991-5104  
印刷・製本 株式会社相模プリント

---

©2013 JILPT Printed in Japan

\* 資料シリーズ全文はホームページで提供しております。(URL:<http://www.jil.go.jp/>)